



三井住友トラスト・ホールディングス



SuMi TRUST
SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS
ESG REPORT
2018/2019

編集方針

ESGレポート編集方針

本レポートは「共通価値の創造」(CSV: Creating Shared Value)のコンセプトを参考にステークホルダーへの価値の提供と三井住友トラスト・グループ自身の長期的な企業価値の追求の双方に資する取り組みを中心に取りまとめた報告書です。当グループでは、共通価値は投資家が注目するESG(環境、社会、ガバナンス)と同様な概念と考えており、近年ESG投資が国内外で急拡大している状況に鑑み、2017年度からディスクロージャーを高度化し、重要なESG情報と財務情報の関連性を示した統合報告書を発行しました。他方、本レポートは、より詳細なESG情報を求める投資家や投資家以外のステークホルダーに対し、網羅的なESG情報開示を行うものです。その観点からは、本レポートは統合報告書を補完する性格を持っています。

本レポートは、グループ「社会的責任に関する基本方針」の六つの方針で構成されていますが、その内のサステナビリティ方針1の記載項目については、別途、「気候変動」「自然資本」「環境不動産」の三つのテーマで分冊化するとともに、オリジナルな情報を含む「スチュワードシップ・レポート」「シニア世代応援レポート」を発行しています。

なお、本レポートは、GRIスタンダードを参考にしています。

※本レポートおよび当グループのサステナビリティ活動に関する皆さまからの率直なご意見をいただくため、巻末にアンケートをご用意致しました。皆さまの忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

報告対象範囲

三井住友トラスト・グループ(三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行、その他のグループ会社)

対象読者

お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダー(利害関係者)

報告対象期間

2017年10月1日～2018年9月30日

※ただし、一部には2017年度以前の活動や2018年10月以降の最新情報を含んでいます。

参照ガイドライン

GRI(Global Reporting Initiative) Standard

「サステナビリティ・レポート・スタンダード」

※本ガイドラインとの対照表は174頁をご参照ください。

読者ニーズに合わせたレポート形態



ウェブサイトの「サステナビリティ活動」において、当レポートへの掲載情報以外にも当グループが取り組んでいる幅広いサステナビリティ活動の内容を掲載しています。

ウェブサイトではサクセスフル・エイジング、環境・生きもの応援活動などについて、より詳細な情報を掲載しています。



「サステナビリティの取り組み」

<https://smth.jp/csr/>

社会貢献活動(With You活動)についての定期報告書を発行しています。

『SuMi TRUST With You社会貢献活動レポート』は、三井住友信託銀行が取り組んでいるWith You活動についての定期報告書です(年4回発行)。



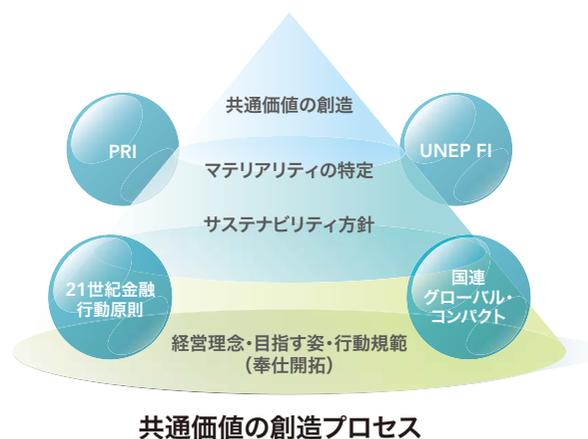
共通価値を創造するサステナビリティの取り組み

「共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方で。

当グループが目指す「共通価値の創造」は、「経営理念(ミッション)」「目指す姿(ビジョン)」「行動規範(バリュー)」、および当グループの社会的責任に関する基本方針である「サステナビリティ方針」に基づいたものです。これらのポリシーには、経済的価値や社会的価値の創造に取り組む姿勢が明示されています。

さらに当グループは、共通価値の創造を実現するためのプロセスとして、長期投資家と社外有識者の皆さまの視点を踏まえてマテリアリティを特定し、インターナル・エンゲージメントという手法を通じて社内への浸透を図っています。

また、当グループは、国際的な企業行動原則である「国連グローバル・コンパクト」や、国内金融機関の自主原則「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」等に署名しており、これらの原則・行動指針を尊重しながら、共通価値の創造を目指しています。



経営理念(ミッション)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿(ビジョン)

—「The Trust Bank」の実現を目指して—

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範(バリュー)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 —信義誠実—

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 —奉仕開拓—

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 —信頼創造—

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 —自助自律—

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

三井住友トラスト・グループの 社会的責任に 関する基本方針

(サステナビリティ方針)

私たち三井住友トラスト・グループは、経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、行動規範(バリュー)に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たします。

三井住友トラスト・ホールディングス

002

ESGレポート2018/2019

1 事業を通じた社会・
環境問題の解決への貢献

▶010

2 お客さまへの誠実な対応

▶074

3 社会からの信頼の確立

▶088

4 環境問題への取り組み

▶125

5 個人の尊重

▶131

6 地域社会への参画・貢献

▶150





サステナビリティ方針1

社会や環境の課題解決に資する商品・サービスを開発・販売することで、当グループの業績向上も目指します。

- 004 トップコミットメント
- 006 三井住友トラスト・グループの
共通価値創造のためのマテリアリティ・マネジメント
- 008 三井住友トラスト・グループの
持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組み

- 011 グリーンボンド・グリーントラスト
- 014 金融機能を生かした気候変動問題への対応
- 028 金融機能を生かした自然資本に関する取り組み
- 035 信託銀行の機能を生かした超高齢社会問題への対応
- 046 信託機能等を活用したさまざまなソリューション
- 052 資産運用業務におけるESG課題への取り組み
- 064 不動産業務におけるESG課題への取り組み



サステナビリティ方針2

お客さまからの信頼が企業活動の基本です。顧客保護や顧客満足度の向上、商品の安全性の確保等に努めます。

- 075 お客さまから信頼をいただくための取り組み
- 075 お客さまのベストパートナーを目指した取り組み
- 081 フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み
- 085 顧客保護等管理



サステナビリティ方針3

コーポレートガバナンス、CSR、法令遵守、リスク管理等、企業価値創造の基盤の堅牢性を高めます。

- 089 コーポレートガバナンス
- 103 コンプライアンス・公正な事業遂行
- 112 リスク管理
- 120 投融資先の環境・社会への影響に対する配慮
- 123 CSR調達 (調達における環境・社会配慮)



サステナビリティ方針4

自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、環境負荷の低減に取り組みます。

- 126 環境負荷低減に向けた取り組み



サステナビリティ方針5

社会を形成する「人」を重視します。また、個人が最大限に能力を発揮する職場環境作り、人材育成を行います。

- 132 企業価値向上のための人的資本の高度化
- 133 ダイバーシティ&インクルージョン
- 136 多様な人材母集団の獲得・形成
- 146 人権に関する取り組み



サステナビリティ方針6

健全な地域社会は健全な顧客基盤を支えます。With You活動を通じ地域の活動に参画・貢献しています。

- 151 コミュニティへの価値提供の意義
- 152 次世代を担う子どもたちへの教育支援
- 154 ESDプロジェクト
- 156 ナショナル・トラスト支援活動
- 158 三井住友信託銀行 With You活動推進の取り組み
- 167 グループ会社におけるサステナビリティ活動
- 172 公益財団法人トラスト未来フォーラム

- 173 三井住友トラスト・グループのサステナビリティ
さまざまな企業行動指針などへの参加と活動
- 174 GRIガイドライン対照表
- 189 財務ハイライト
- 190 三井住友トラスト・グループの基本情報

トップ コミットメント

お客さまの ベストパートナーとして、 サステナブル金融を 推進します

サステナブル金融の推進

このほどIPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)が公表した「1.5°C特別報告書」が大きな話題になっています。2017年のパリ協定は世界の平均気温を産業革命前から2°Cより十分低く抑えることを目指した国際合意ですが、この報告はそれでは温暖化の甚大な被害を抑えることができず1.5°Cを明確な目標とする必要があることを示唆しています。そのためには2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにしなければならず、脱炭素に向けた動きは今後さらに加速すると思われます。

サステナビリティ(持続可能性)を希求する動きは、近年、強まる一方です。2015年に国連総会でSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、優先課題が何かについて国際合意が生まれたことも強力なエンジンとなりました。気候変動問題は、その中でも最も優先度が高いと認識されるようになっていきます。他方、金融に大きな注目が集まっています。課題解決には巨額な資金が必要であり、民間資金の動員が不可欠だからです。金融機関には主体的な役割の発揮が求められており、ESG(環境・社会・ガバナンス)が資産運用から銀行、保険、不動産などさまざまな業務分野に拡



三井住友トラスト・ホールディングス
取締役執行役社長
おおくぼ てつお
大久保 哲夫

大する背景となっています。

当グループは、このような「サステナブル金融」の取り組みを一貫して追求してきました。気候変動問題、自然資本、環境不動産、サステナブル投資、超高齢社会問題を優先する5大テーマと位置付け、課題解決型の商品・サービスの開発にも注力してきました。

2018年度に取り組みが大きく進んだテーマの一つが超高齢社会問題への対応です。金融ジェロントロジー(老年学)が注目され、業界全体の意識が高まっていますが、人生100年時代におけるお客さまのベストパートナーであることを目指す当グループにとって業務に直結する課題です。



三井住友信託銀行
取締役社長
はしもと まさる
橋本 勝

避けて通れない認知症の問題に関しても、社員教育や地域連携の促進を全社レベルで推進するとともに、財産管理に焦点を絞り、(公的)制度や各種金融商品の機能を分かりやすく整理したレポートを発行し、お客さまにご理解を深めていただきました。今後は、具体的な課題解決に即した商品やサービスの拡充にも一層注力していく方針です。

マテリアリティマネジメントの推進

サステナブル金融を長期的な成長戦略と位置付けるとすると、そのための基盤構築の取り組みがESG視点でのマテリアリティ(重要課題)マネジメントです。当グループ

は、課題を管轄する部署とサステナビリティ推進室が投資家視点で話し合い、取り組みの改善につなげるインターナル・エンゲージメントを取り入れ、ESGを経営に反映させていることが特徴です。2018年度は、特に気候変動問題や人的資本の強化について議論を重ね、石炭火力発電プロジェクトへの融資方針の見直しや、女性活躍推進などダイバーシティ&インクルージョンについての情報開示の拡充などにつなげました。

CSRからサステナビリティへ

当グループは、2018年4月、本業務の推進組織であるCSR推進室の名称をサステナビリティ推進室に変更しました。これは、CSR(企業の社会的責任)の精神は踏襲しつつも、国際的な潮流を踏まえサステナブル金融をより強化することを企図したものです。そこには、お客さまにトータルソリューションを提供する当グループのビジネスモデルとの親和性もあります。サステナブル金融は、お客さまのサステナビリティの追求のご支援を通じて実現されます。お客さまのベストパートナーとして、力を合わせて持続可能な社会を実現することを目指していきたくと考えておりますので、引き続き温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2018年12月

三井住友トラスト・ホールディングス
取締役執行役社長

大久保 哲夫

三井住友信託銀行
取締役社長

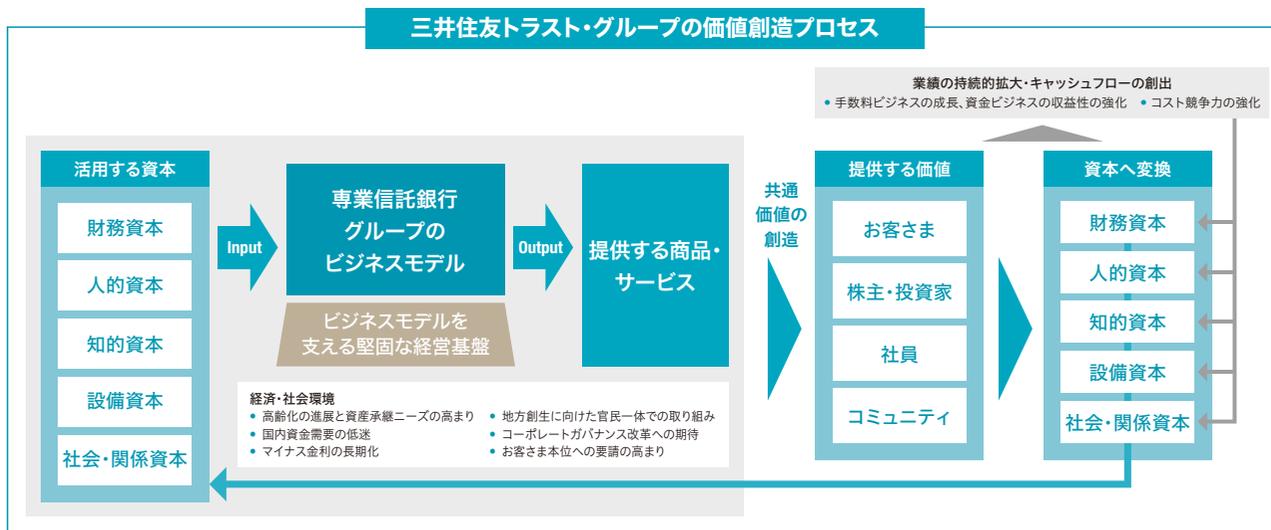
橋本 勝

三井住友トラスト・グループの 共通価値創造のためのマテリアリティ・マネジメント

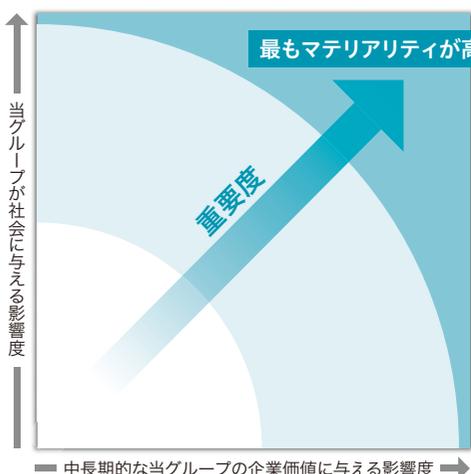
マテリアリティ(重要課題)とは、企業の価値創造プロセスに実質的な影響を与える事象です。三井住友トラスト・グループは、中長期的な視点から優先的に取り組むべき課題としてマテリアリティを特定し、経営のトップレベルで対応するマテリアリティ・マネジメントを推進しています。

マテリアリティは、当グループの中長期的な企業価値への影響と当グループがステークホルダーとの関係を通じ社会へ与える影響の両面から特定されます。この過程で、ガバナンスを含む経営基盤に関わるテーマや、社員やコミュニティとの関係性を含む社会的なテーマ、資源やエネルギー問題とも直結する環境的なテーマが考慮されることから、マテリアリティはESG(環境・社会・ガバナンス)と重なり合う概念です。

当グループの強みは、スローガンとしてマテリアリティを定めるのではなく、具体的な取り組みとして経営企画部サステナビリティ推進室が「擬似投資家」となって担当部署と対話(エンゲージメント)を行う仕組みがあることです。これにより、外部の機関投資家やステークホルダーと直接対話を行うことが少ない部署が投資家視点での課題を認識し、具体的な対応を検討するきっかけを創出しています。



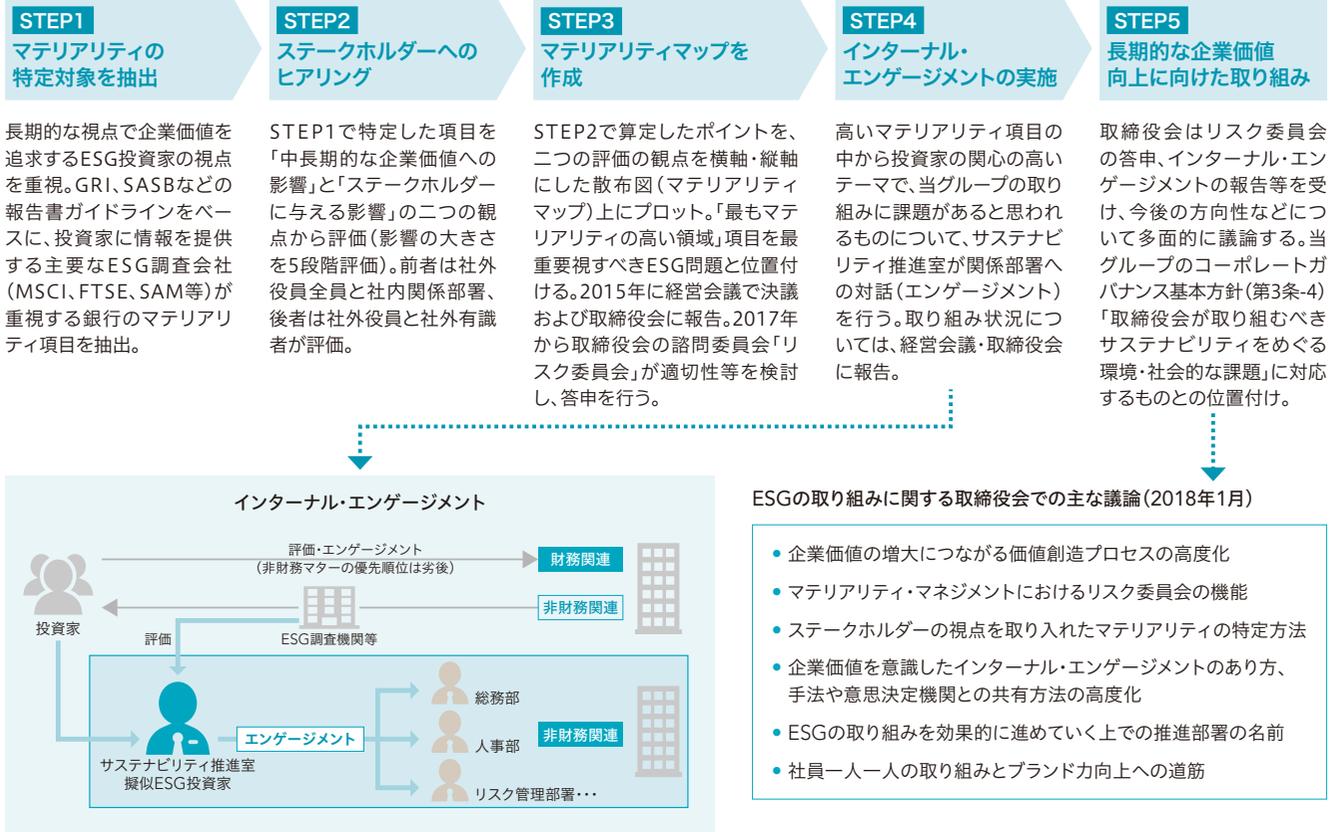
三井住友トラスト・グループのマテリアリティマップ



価値創造に影響を与える重要な項目(マテリアリティ)の特定と管理

特定した最重要項目	コーポレートガバナンス
	<ul style="list-style-type: none"> 金融システムの安定性
	リスク管理とレジリエンス(復元力)
	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報・顧客データ保護 金融商品の安全性 サイバー攻撃 投融資先の環境・社会への影響に対する配慮
	コンプライアンス
	<ul style="list-style-type: none"> 公正な取引慣行への配慮 反社会勢力との取引 犯罪防止
	人的資本
	ステークホルダーとの対話
	顧客満足度の向上/フィデューシャリー・デューティー

マテリアリティの特定と活用



2017-2018年度のインターナル・エンゲージメント

テーマ	対象部署	2017年度のエンゲージメント	前年度成果/2018年度のエンゲージメント
コーポレートガバナンス	総務部、取締役会室	当グループのガバナンス改革に対するESG調査機関などの評価結果をフィードバックし、投資家の最新の関心事項と投資家から見た当グループの課題を共有。	ESG調査機関などによる当グループの評価結果をフィードバックし、投資家から見た当グループの課題を共有。執行役社長の標準報酬テーブルなど情報開示を拡充。
人的資本の強化と企業価値向上	人事部	前年度のエンゲージメントを受け、人事施策と企業価値の関係性マップを作成し、統合報告書・ESGレポートで開示。人的資本についての開示内容のレベルアップを継続的に協議。	関係性マップのブラッシュアップ、定量データの開示拡充。特にダイバーシティ&インクルージョン推進に係る施策と成果について、ホームページにおける開示内容を拡大。
気候変動問題	法人企画部	投資家の関心の高い化石燃料関連への投融資リスクに関する認識を共有。石炭火力発電に対するプロジェクトファイナンスについて、特に集中して議論。	国内外の石炭火力発電事業へのプロジェクトファイナンスは原則取り組まない方針を決定し、統合報告書にて公表。
認知症問題	関連部署	COLTEMとの連携活動等を通じて蓄積した知見を生かし、認知症問題が個人TS事業に及ぼす影響を整理し、関連部署に展開。	営業店において、認知症リテラシーの向上と地域連携が進展。社内関連部署においては、外部有識者を講師に招いた勉強会等を通じ課題を共有し、横断的な連携の基盤を構築。
価値創造プロセス	全事業の統括部	—	統合報告書を活用し投資家へ訴求する価値創造プロセスの重要性を説明し、全事業に独自の価値創造プロセスの検討開始を指示。
SDGs	全事業の統括部	—	SDGsをめぐる国際的な潮流を説明し、全事業にSDGsに関連するビジネス戦略の策定を指示。
サステナブル投資	SMTAMアクティブ運用部債券運用ユニット他	—	近年、拡大している債券運用におけるESGインテグレーション、インパクト投資等のグローバル動向とその背景を解説。意見を交換。

三井住友トラスト・グループの 持続可能な開発目標(SDGs)の取り組み

2030年に向けて全世界が取り組むべき地球規模の優先課題を17の目標と169のターゲットにまとめたSDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。当グループはサステナビリティに関わるさまざまな取り組みを行っており、SDGsが掲げる課題の解決という視点も踏まえステークホルダーへの価値提供に一層努めていきます。



サステナビリティ方針とSDGs

方針	SDGsとの関連性
1 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献	SDGsが掲げる個別目標とリンクした社会・環境問題について、お客さまのベストパートナーとしてともに解決策を検討し、専門信託銀行グループの強みを生かして最適な金融商品・サービスをご提供します。
2 お客さまへの誠実な対応	
3 社会からの信頼の確立	取締役会はサステナビリティをめぐる環境・社会的な課題に取り組んでいます(コーポレートガバナンス基本方針第3条-4)。投融資においては、気候変動や陸海域の生態系などSDGsに関わるテーマをリスクと認識し管理を強化しています。
4 環境問題への取り組み	環境マネジメントシステムの運用を通じ、エネルギー、気候変動、水、紙資源などのSDGsの関連テーマに関し事業活動に伴う負の影響を抑制します。
5 個人の尊重	人材戦略や人権に関する取り組みはSDGsとも関わりがあり、グローバルな議論を踏まえた広い視野に立ち、これらの取り組みを推進しています。
6 地域社会への参画・貢献	良い企業市民として、各地の営業拠点を中心に、SDGsとも関連性の高い社会貢献や環境活動を積極的に推進しています。

持続可能な金融のためのパートナーシップ



SDGsの目標17はさまざまなパートナーシップの推進です。当グループは、金融が持続可能な社会形成に重要な役割を果たすことから、業界全体の取り組みを加速させるべく、国内外のパートナーシップに積極的に参画しています。

21世紀金融行動原則

(持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則)

当グループは、持続可能な社会の形成に向け約270社のさまざまな業態の金融機関が参加する21世紀金融行動原則の趣旨に賛同し、2011年の起草時より中心的な役割を果たしてきました。また、2013年からは地域のサステナブル金融を普及啓発する「持続可能な地域支援ワーキンググループ(WG)」の座長にも就任しています。

2018年度、当WGは独立行政法人国際協力機構(JICA)、産業革新機構などを招いたセミナーを開催し、中小企業が途上国においてSDGsが掲げる課題解決型のビジネスに進出する際に地域金融機関が金融面でどのようなサポートができるか、意見交換を行いました。



<https://pfa21.jp/activity/working-group/community>

UNEP FI

(国連環境計画 金融イニシアティブ)

UNEP FIは、金融機関にサステナビリティに配慮した行動を促すための国際的ネットワークで、当グループは、2003年に日本の信託銀行として初めて署名しました。また、傘下の不動産ワーキンググループ、自然資本ファイナンス・アライアンス(旧自然資本宣言)にも参画し、国内だけでなくグローバルな金融業界の取り組みの強化にも貢献してきました。

2018年7月、環境省、21世紀金融行動原則との共催セミナー「SDGs達成に向けた積極的な投融資～ポジティブインパクト金融原則」のパネラーに登壇し、課題解決に向けた新たなファイナンスのあり方、社会的リターンの算定方法などについて当グループの取り組みを紹介しました。



事業におけるサステナビリティの取り組み ◀サステナビリティ方針1

SDGsの17の目標はいわば社会のニーズです。社会ニーズはいずれお客さまニーズに変わっていくことから、企業にとってSDGsの取り組みはビジネスシーズの発掘でもあります。SDGsが目指す持続可能な社会の構築には、その社会に適合したお金の流れをつくるのが不可欠であり、このことは金融機関の本質的な役割であると考えられます。こうした観点から当グループは、お客さまとともにお客

さま自身の社会ニーズへの対応とそれに即した金融の仕組みを考えていきます。

特に重視する5大サステナビリティテーマについては、創造する社会的価値をSDGsと関連させながら検証し、実現に向けた課題、課題解決のための取り組み、目標、KPIを整理しました。



コミュニティへの価値提供 ◀サステナビリティ方針6

企業が価値を創造する最終的な目的は、健全で持続可能な社会の構築への貢献です。社会の構成要素であるコミュニティへの価値提供は、事業基盤を健全に維持することにつながるから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスと考えられます。当グループはこうした観点からさ

まざまな取り組みを行ってきましたが、三井住友信託銀行ではSDGsについての理解促進を全社レベルで加速させ、WithYou活動を通じた目的を明確にした価値提供と情報発信の拡充を図っています。





サステナビリティ方針1

事業を通じた 社会・環境問題の 解決への貢献

- 私たちは、グローバルな視点に立ち、本業を通じて社会・環境問題の解決に取り組めます。
- 私たちは、社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組めます。



グリーンボンド・グリーントラスト



近年、グリーンボンドやソーシャルボンドといった新たなグリーンファイナンス手段が注目を集め、欧州を中心に大きな市場が形成されています。

三井住友信託銀行においても気候変動、自然資本、環境不動産等に関わるサステナブル金融の取り組みを加速させる目的で、自らグリーンボンドを発行するとともに、信託の機能を活用した資金調達

グリーンボンドの発行

三井住友信託銀行は2018年9月25日に同社として初となるグリーンボンドを海外市場において発行しました。三井住友信託銀行は、国内外における企業・投資家の環境問題に対する取り組みの高まりを受け、同取り組みへの財務面でのサポートは金融機関としての社会的責任の一環と考えており、本グリーンボンドの発行、およびその調達した資金による融資を通じて、持続可能な環境・社会の構築に貢献することが、ステークホルダーへの一層の価値提供に資すると考えています。

本グリーンボンドは、太陽光・風力発電をはじめとする再生可能エネルギー・プロジェクト、環境不動産の取得・建築など、気候変動問題等の環境改善に資する事業に資金用途を限定して発行しました。国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則2018」および環境省の「グリーンボンドガイド

スキームとしてグリーントラストを開発し、取り組みを開始しました。

当グループは、資本市場についての豊富な知見と信託を含む多様なファイナンス手段を生かし、お客さまのサステナビリティに関するニーズにお応えしていきたいと考えています。

ライン2017」に沿って策定した同社のグリーンボンドフレームワークに基づき発行・管理をしています。また、本フレームワークに関しては、第三者認証機関(Sustainalytics社)によるオピニオンを取得しています。近年顕著に増加しているESG投資家から当社のESGの取り組みに対して高い評価を受けていることも奏功し、順調に消化しました。

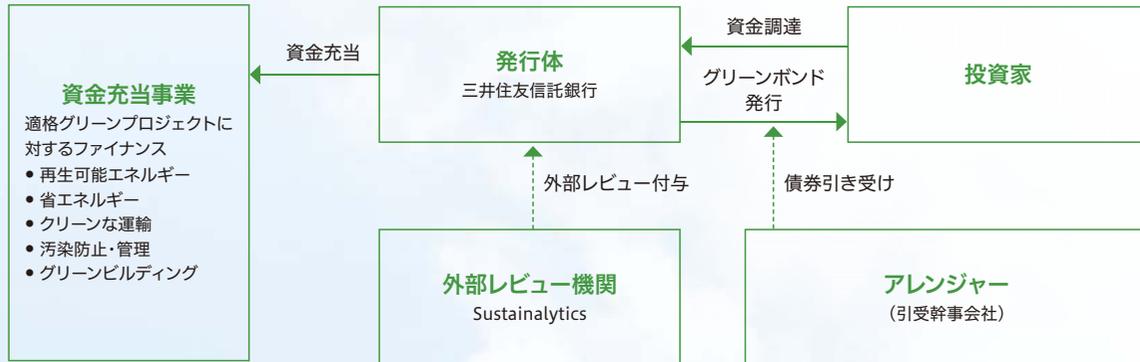
グリーンボンド発行概要

発行体名	三井住友信託銀行株式会社
発行通貨	ユーロ
利回り	3カ月 Euribor + 0.25%
条件決定日	2018年9月18日
発行日	2018年9月25日
利払日	毎年3月・6月・9月・12月の25日
格付け	A1:Moody's、A:S&P
発行金額	5億ユーロ
満期	2020年9月25日(2年)



グリーンボンド・グリーントラスト

発行スキーム



グリーンボンドフレームワークの概要

三井住友信託銀行は、「グリーンボンド原則2018」および「グリーンボンドガイドライン2017」が定める四つの要件（①調達資金の用途、②プロ

ジェクトの評価および選定、③調達資金の管理、④レポート（レポーティング）に適合するグリーンボンドフレームワークを策定しています。

①調達資金の用途	<p>グリーンボンドの発行により調達した資金は下記の全ての条件を満たすプロジェクト（適格グリーンプロジェクト）に充当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー、省エネルギー、クリーンな運輸、汚染防止および管理、グリーンビルディングの少なくとも一つ以上に該当する事業であること 赤道原則の評価上、カテゴリーBまたはCに分類されること グリーンビルディングについては、「CASBEE Aランク」「BREEAM エクセレント」「LEED ゴールド」以上の認証があること グリーンボンドの発行日から24カ月以内に実行された融資、または発行日以降、満期日まで実行される融資であること
②プロジェクトの評価および選定	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの評価には、赤道原則の環境・社会影響レビューの結果、ならびに第三者機関が発行するグリーンビルディング認証を適用しています プロジェクトの選定は、複数の関係部署により、適格グリーンプロジェクトの候補を選定、検閲を行った上で、充当するプロジェクトを決定します
③調達資金の管理	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドの発行により調達した資金は適格グリーンプロジェクトに充当します。未充当資金はオーバーナイトまたは短期金融商品に充当します 充当状況については、継続的にモニタリングを実施します
④レポート	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンドが償還されるまで、適格グリーンプロジェクトへの資金充当状況について、第三者認証機関のレビューとともに、少なくとも年に1回ホームページに公表予定です また、資金を充当した適格グリーンプロジェクトの環境改善効果（CO₂排出削減相当量等）についても少なくとも年に1回ホームページに公表予定です





グリーントラスト

2018年9月29日、三井住友信託銀行は信託機能を生かし、J-REITのグリーンビルディング^{※1}の新規取得・リファイナンスに資金用途を限定した貸付金で運用する、合同運用指定金銭信託^{※2}「グリーントラスト」を組成しました。

本グリーントラストは、グリーンボンド原則^{※3}に準拠し、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」)のJCRグリーンボンド評価^{※4}において、最高位である「Green1」の評価を取得しています。これは、合同運用指定金銭信託として本邦初の取り組みでした。また、本グリーントラストからの貸付金についても、グリーンローン原則^{※5}に準拠し、JCRのグリーンローン評価において、最高位である「Green1」の評価を取得しています。

本グリーントラストは、不動産事業をコアビジネスの一つとする三井住友信託銀行が、信託の機能を活用し、銀行としてのファイナンス機能を発揮するという専門信託銀行ならではのビジネスモデルによって、環境配慮に優れた建築物の普及に取り組む不動産投資法人と資産運用としてESG投資を志

向する機関投資家等の双方に付加価値を提供する商品となっています。

グリーントラストは、拡大を続けるJ-REIT市場における投資法人の新たな資金調達手段の拡充と投資家層の拡大、資金用途の対象となるグリーンビルディングの普及につながり、J-REIT市場の発展に寄与するものと考えています。また、ESG投資商品を組成することで、投資家へのESG運用機会を提供し、ESGの促進を図っていきたいと考えています。

※1 グリーンビルディング:グリーンボンド原則、グリーンローン原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、地域、国または国際的に認知された標準や認証(CASBEE等)を受けた不動産。

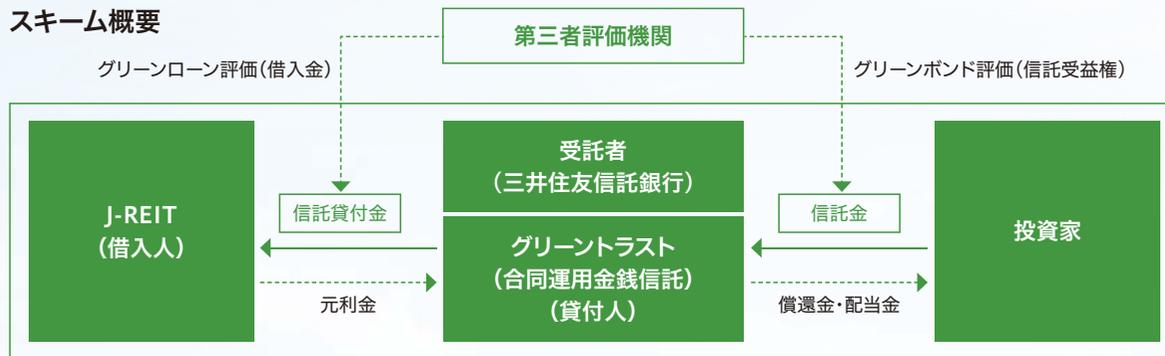
※2 合同運用指定金銭信託:金銭を信託財産として信託銀行などに預け、その金銭を信託銀行が約款に指定された運用範囲内で合同して運用し、その収益は信託金額に応じて支払われる商品。

※3 グリーンボンド原則:国際資本市場協会(ICMA)により策定された国際的なガイドライン。

※4 JCRグリーンボンド評価:JCRは、グリーンローンに対してはグリーンローン原則に則った「JCRグリーンローン評価」、グリーンボンドに対してはグリーンボンド原則に則った「JCRグリーンボンド評価」を実施し、両評価を「JCRグリーンファイナンス評価」と総称している。

※5 グリーンローン原則:ローン市場協会(LMA)とアジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)により策定された融資分野での国際的なガイドライン。グリーンボンド原則の内容を踏襲する形で策定されている。

スキーム概要



- ① 投資家が委託者兼受益者として、受託者たる三井住友信託銀行の信託勘定グリーントラスト(合同運用金銭信託)に対し金銭を信託します(信託受益権にグリーン評価を取得)
- ② 三井住友信託銀行信託勘定(グリーントラスト)は、J-REIT(借入人)と金銭消費貸借契約を締結し、①で調達した資金を原資として、J-REIT宛に貸付を実行します(当該貸付にグリーン評価を取得)
- ③ J-REITは、三井住友信託銀行信託勘定(グリーントラスト)に元利息の支払いを行います
- ④ 三井住友信託銀行信託勘定(グリーントラスト)は、投資家への収益配当および元本償還の支払いを行います



金融機能を 生かした 気候変動問題 への対応

今、世界で最も深刻な環境問題は気候変動問題です。気候変動は異常気象や海面の上昇等を通じて既に人の生活や経済活動にさまざまな影響を及ぼしています。また、その影響は途上国や弱者に対してより悪影響を及ぼし、格差や貧困等の社会的課題の原因となっています。

気候変動に対してレジリエントな社会を追求する過程は、貧困撲滅と不公平の是正を通じて、持続可能な社会の構築に通じるものと期待されます。

実現に向けた課題

- 2050年より十分早い時期にCO₂排出量実質ゼロを実現する脱炭素社会の構築
- 社会システムの急激な移行に伴い発生するリスクと機会の可視化
- 気候変動に対応したセクターを越えたビジネスモデルの構築
- 気候変動の適応と緩和に資する金融取引の拡大

課題解決のための基本戦略

- 金融、信託、不動産の機能を活用した脱炭素社会の構築に向けたソリューションを提供する。
- 投融資を通じて、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進に資金供給する。
- 気候変動に関心の高い投資家の運用ニーズに応える金融商品を提供する。
- 不動産、都市における気候変動対策を金融や環境性能評価で推進する。
- 責任ある機関投資家として、気候変動に関するスチュワードシップ活動を推進する。
- 気候変動に関連する情報開示を向上させる。

課題解決に向け設定した目標、KPI

- 国内外の石炭火力発電に対するプロジェクトファイナンス：原則として取り組まない
- 再生可能エネルギー発電：一層の普及拡大に向けグローバルに貢献する
- 情報開示：TCFDなどによる気候関連の情報開示の向上に向けた体制を構築する



ガバナンス

三井住友トラスト・グループの気候変動ガバナンス

当グループでは、気候変動問題への対応が、当グループの企業価値と持続可能な社会の構築との双方にとって重要な課題であると認識しており、気候変動問題の解決に資するソリューション事業を展開していきます。

気候変動に関連する重要な課題(マテリアリティ)

当グループは金融機関として、当グループの投資、融資などの対象である企業やプロジェクトによって生じる気候変動の影響を低減させること、当グループの事業活動に起因するCO₂排出量を削減することを経営上の重要課題と認識しています。

また、気候変動問題に対して、信託の機能を活用して解決に貢献することで当グループのビジネス機会を拡大することも重要課題として認識しています。

気候変動問題に関連する当グループのマテリアリティ項目

- 投融资先の環境・社会への影響に対する配慮
- 環境・社会をテーマとしたビジネス機会の追求
- 気候変動(物理的な影響等)
- 当グループの環境負荷の低減

気候変動対応行動指針

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

気候変動に関連するマテリアリティ・マネジメント

当グループでは、マテリアリティに特定されている気候変動に関連する課題に対して、インターナル・エンゲージメントを通じて、取り組みの改善、情報開示の向上に努めます。

マテリアリティの特定と活用

STEP1

マテリアリティの特定対象を抽出

長期的な視点で企業価値を追求するESG投資家の視点を重視。GRI、SASBなどの報告書ガイドラインをベースに、投資家に情報を提供する主要なESG調査会社(MSCI、FTSE、SAM等)が重視する銀行のマテリアリティ項目を抽出。

STEP2

ステークホルダーへのヒアリング

STEP1で特定した項目を「中長期的な企業価値への影響」と「ステークホルダーに与える影響」の二つの観点から評価(影響の大きさを5段階評価)。前者は社外役員全員と社内関係部署、後者は社外役員と社外有識者が評価。

STEP3

マテリアリティマップを作成

STEP2で算定したポイントを、二つの評価の観点を横軸・縦軸にした散布図(マテリアリティマップ)上にプロット。「最もマテリアリティの高い領域」項目を最重要視すべきESG問題と位置付ける。2015年に経営会議で決議および取締役会に報告。2017年から取締役会の諮問委員会「リスク委員会」が適切性等を検討し、答申を行う。

STEP4

インターナル・エンゲージメントの実施

高いマテリアリティ項目の中から投資家の関心の高いテーマで、当グループの取り組みに課題があると思われるものについて、サステナビリティ推進室が関係部署への対話(エンゲージメント)を行う。取り組み状況については、経営会議・取締役会に報告。

STEP5

長期的な企業価値向上に向けた取り組み

取締役会はリスク委員会の答申、インターナル・エンゲージメントの報告等を受け、今後の方向性などについて多面的に議論する。当グループのコーポレートガバナンス基本方針(第3条-4)「取締役会が取り組むべきサステナビリティをめぐる環境・社会的な課題」に対応するものとの位置付け。

気候変動に関連するインターナル・エンゲージメントの成果

- プロジェクトファイナンスにおける赤道原則の採択
- 石炭火力発電プロジェクトファイナンスに関する融資方針の策定
- TCFDへの支持表明



リスクマネジメント

投資における気候変動リスクマネジメント

三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)および日興アセットマネジメントは、機関投資家が投資の意思決定に際してESG(環境、社会、ガバナンス)に配慮することを求め2006年に制定された「責任投資原則」に署名しています。SMTAMは、2017年12月の気候変動サミット(One Planet Summit)においてPRIと世界各地の機関投資家団体が主導して設立した「Climate Action 100+」に参画しています。この枠組みのもと、世界で温室効果ガス排出量の

多い100社をリストアップし、各機関が協働してエンゲージメントを実施しています。SMTAMはリード役としてタイ企業(タイ石油公社)に対するエンゲージメントを実施したのを皮切りに、国内外10社超に対する協働エンゲージメントを実施しています。SMTAMのエンゲージメント活動については59から62ページをご参照ください。

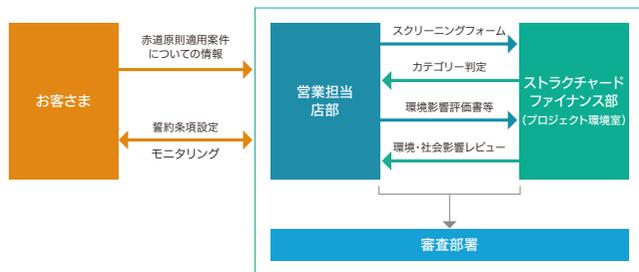


融資における気候変動リスクマネジメント

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンス等の融資にあたり、プロジェクト実施者に対して自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮することを求める民間金融機関の国際的ガイドラインである「赤道原則」に署名しています。融資の意思決定に際しては、プロジェクトの環境・

社会リスク、プロジェクトの所在国、業種に応じた環境社会への影響をレビューし、総合的なリスク判断を行います。赤道原則の適用状況については120から122ページをご参照ください。

環境・社会配慮評価の体制とプロセス



【適用プロセス】環境・社会配慮の評価手順を定めた社内運営ルールに従い、赤道原則所管部署が個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を実施しています。

【環境・社会影響レビューの実施】プロジェクトの所在国や業種に応じて、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かをレビューした上で、総合的なリスク判断をします。

【モニタリング】重要な項目を遵守する旨を融資契約書に反映させており、それらの重要項目の遵守状況を報告書などによって定期的に確認しています。

【社内研修】営業、評価、審査等に携わる関係部門を対象に定期的な研修を実施し、社内運営の理解や環境・社会配慮の意識向上に努めています。

石炭火力発電に対するプロジェクトファイナンス

三井住友信託銀行は、国際社会の重要な課題である気候変動問題において相対的にCO₂の排出量が多い石炭火力発電プロジェクト案件に関しては、従来から発電効率や環境負荷等へ一定の社内基準を定め、慎重に取り組み判断を行ってきました。先進国における低炭素社会の実現に向けた取り組みは金融機関にとっても重要な経営課題であることから、今般、今後新たに建設が検討される石炭火

力発電プロジェクトについては原則的に取り組まない方針としました。ただし、例外的に取り組みを検討していく場合は、OECDガイドラインやプロジェクトの発電効率性能など、より環境負荷を考慮した厳格な取り組み基準の下、個別案件ごとの背景や特性等も総合的に勘案し、慎重な対応を行います。

気候関連財務情報の開示

TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言

金融安定理事会は、気候変動を金融に対するリスクとして認識し、2017年6月にTCFD提言を公表し、企業に対して、より一層の透明性の高い気候変動関連の情報開示を求めました。金融業界は自らの事業活動に起因する温室効果ガス排出量のみならず、投融資先の企業やプロジェ

クトに起因する気候変動の影響をモニタリング、情報開示し、リスクマネジメントを徹底することが要求されています。当社は、TCFD提言に対する支持表明を行っており、今後提言に基づき情報開示の向上に努めていきます。

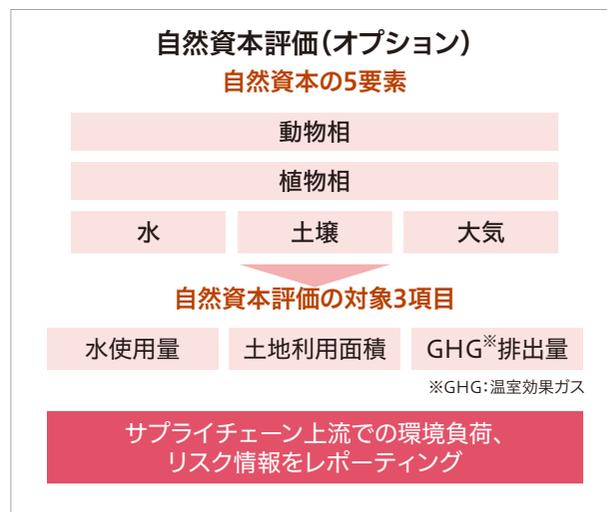
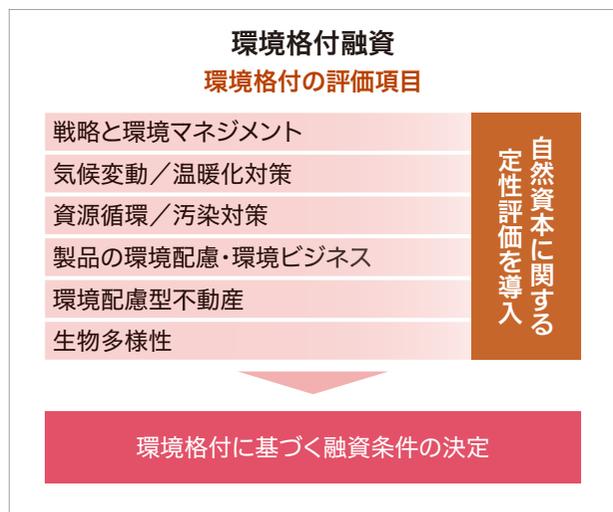
サプライチェーンにわたる気候変動リスクの算定

自然資本評価型環境格付融資

企業の事業継続リスクとして資源、原材料、エネルギーなどの調達リスクがあります。グローバル・サプライチェーンにおける自然資本の調達リスクマネジメントが経営戦略上の重要課題(マテリアリティ)となっています。

三井住友信託銀行は、2013年4月から、企業の自然資本への依存度や環境負荷を定量的に算定し、リスクマネジメ

ントの対象特定の判断材料を提供する自然資本評価をオプションサービスとする環境格付融資を提供しています。そこでは、気候変動関連要因としてサプライチェーンでの温室効果ガスの排出量を調達品目別、調達地域別に算定し、リスクの大きい調達品やサプライヤー所在国に関する情報などのリスク情報の提供を行っています。



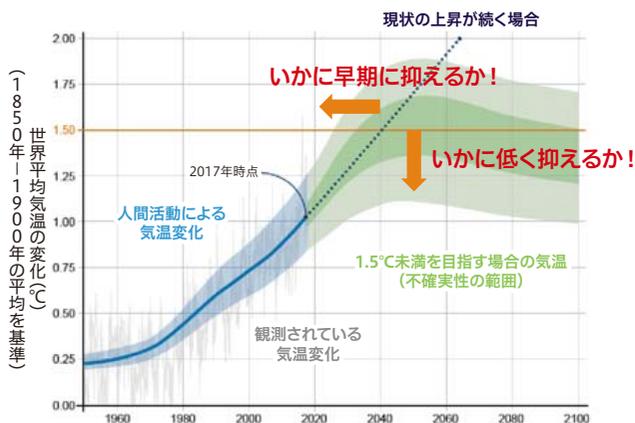
(注) オプションはPwCサステナビリティ合同会社提供のESCHERで算定し、オプションのみのご利用はできません。

戦略

1.5°C未満を目指して パリ協定と1.5°C特別報告書

2016年11月に発効した「パリ協定」では、持続可能性を確保するために「地球の平均気温の上昇を産業革命以前から2°Cより十分下方に抑え(2°C目標)、さらには1.5°Cに抑える努力をすること」を国際的に合意しました。世界は低炭素社会から脱炭素社会へのさらなる転換を図ることとなりました。

2018年10月に気候変動に関する国際間パネル(IPCC)より、1.5°C特別報告書が公表されました。報告書では、持続可能性の確保と貧困の撲滅のために、温室効果ガスの正味排出量ゼロの時代をいかに早く実現する必要があるかを示しています。



出典: IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C Frequently Asked Questionsに加筆

【1.5°C特別報告書要旨】

- 地球の平均気温は産業革命前より既に1°C上昇しており、現在の排出ペースでは2040年に1.5°C上昇する。
- 現状の1°C上昇でも影響は深刻だが、1.5°C上昇すると悪影響が増し、2°C上昇ではさらに多大になる。
- 温暖化は異常気象、海面上昇などを通じて、生態系、人間に大きな影響を及ぼす。
- 対応が遅れると、さらに多くの対策を必要とする。
- 1.5°C未満を目指すことで、SDGsの目標達成にも好影響を及ぼす。

1.5°C未満の達成に向けた気候変動戦略

1.5°C特別報告書は、早期に1.5°Cを目指す取り組みの推進が、持続可能な社会の構築、貧困の撲滅、不公平の是正等のSDGsの達成につながると報告しています。

気候変動問題の解決策としてエネルギー転換や省エネ

ルギー推進、環境不動産への取り組みを推進し、さまざまなSDGs目標を達成することによって社会の価値を向上させるとともに、当社の企業価値向上を図るビジネスラインアップを取り揃えています。

SDGs目標達成に向けた気候関連のビジネスラインアップ

- 気候変動の緩和、適応に資するプロジェクトに対するグリーンファイナンス(出資、融資)
- 気候変動に関心の高い投資家の運用ニーズに応える金融商品の提供
- 再生可能エネルギーの普及に資するファイナンススキームの提供
- 建築物の省エネ、省CO₂に資する事業への認証支援やコンサルティングの提供
- 家庭における省エネ、省CO₂機器の普及のためのファイナンスの提供
- 省エネ投資の促進に資するESCO事業やエネルギーマネジメントサービスの提供
- 資産運用における気候変動に関連するエンゲージメント活動
- サプライチェーンにわたる気候変動、自然資本リスクの算定サービス



気候変動問題の解決につながるSDGs



気候変動に関連するSDGs



気候変動問題の解決で達成されるSDGs

気候変動に関連するリスクとチャンス

気候変動問題に関して、金融機関は自社の事業活動に起因する直接的な影響にとどまらず、投融資先の企業やプロジェクトに起因する間接的な影響についてより多くの責

務を負っているといえます。また、ビジネスモデルに脱炭素社会への移行を組み込むことが企業の成長戦略において重要な要素となります。

気候変動に関連するリスク

リスクのカテゴリー*	リスクの概要	気候変動に関連するリスクの特徴
移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> 規制強化や技術革新が産業や企業に影響し、当グループの貸出資産や保有株式等の価値が毀損するリスク。 2°C目標達成に向けた規制対応がビジネスモデルや企業戦略に影響を及ぼすリスク。 カーボンプライシングが市場経済、多国間の経済競争力に影響を及ぼすリスク。 財やサービスの調達において気候変動問題に対する配慮が要請されるリスク。 市場が低炭素志向となることで商品・サービスの需給関係、企業業績が変化するリスク。 気候変動に関する取り組みや情報開示が不十分とされる評判リスク。 	<ul style="list-style-type: none"> 投融資先の企業やプロジェクトの活動に起因して間接的に影響を及ぼすリスクの回避・低減に対する社会的な期待が大きい。 気候変動リスクはサプライチェーン全体に影響を及ぼすため、投融資先のサプライチェーンの上流側のリスクマネジメントが重要となる。 定量的なリスク評価手法の確立が課題である。
物理的リスク	<ul style="list-style-type: none"> 社会インフラや当グループの資産が自然災害で被害を受け事業継続が困難になるリスク。 投融資先の資産が自然災害等により被害を受けるリスク。 気候変動が土地利用、資源調達、一次産業の生産性等に影響を及ぼすリスク。 温暖化の進行で熱中症、パンデミックリスク等の発生確率が高まるリスク。 	

気候変動に関連するビジネスチャンス

ビジネスチャンスのカテゴリー*	ビジネスチャンスの概要	気候変動に関連するビジネスチャンスの特徴
資源効率、エネルギー源、製品・サービス、市場、回復力の機会	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の緩和に貢献する企業、プロジェクトに対するファイナンス、アドバイザーなどのビジネス機会が増加する。 再生可能エネルギーの普及等、社会インフラの転換が中長期的な収益機会となる。 気候変動の適応力向上のため、インフラ整備、技術開発に対するファイナンス機会が増大する。 気候変動問題に貢献する金融機関として社会的な評価がビジネス機会の増大につながる。 気候変動に対する社会的関心が環境配慮型の当グループの金融商品の販売に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー、交通等の社会システムの転換を推進する気候変動関連ビジネスが経済の主流となる。 再生可能エネルギーの普及拡大等、中長期にわたる社会インフラの転換が当グループの中長期の安定した収益機会の拡大に資する。

※TCFD提言による区分

三井住友トラスト・グループの再生可能エネルギーの取り組み

電気自動車や自動運転などのモビリティ変革、人工知能やFinTechを活用した技術革新、サービス産業のデジタル化などによって社会構造が大きく変わろうとしています。それらに伴って膨大に使用量が增大する電力の脱炭素化は、化石燃料の使用量削減と再生可能エネルギーの活用

によって実現可能となります。

当グループでは、さまざまな種類の再生可能エネルギーの普及・拡大をサポートするため、プロジェクトファイナンス、ファンド、リース、リフォームローンなど多様な形態のファイナンスを提供しています。



※計画中、建設中の案件を含む

パフォーマンス

気候関連グリーンファイナンス

三井住友信託銀行は、環境不動産を裏付けとしたグリーントラスト(13頁参照)以外にも、再生可能エネルギープロジェクト等を裏付け資産とした信託スキームを構築し、気候変動問題に関心の高いESG投資家に販売しています。

機関投資家向け国内再生可能エネルギー事業投資ファンド設立

三井住友信託銀行は、稼働済みの日本国内の太陽光発電事業の匿名組合出資等に投資するファンド「三井住友信託銀行(信託口再生可能エネルギー・ブラウン1号)」を、国内で初めて信託を活用して設立しました。再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度により長期・安定的な売電収入に裏付けられた安定的なキャッシュフローに依拠した運用商品を信託受益権(金銭以外の信託)として投資家に提供します。マイナス金利等の厳しい資産運用状況下においても、経済情勢に左右されない安定的なインカムゲインを期待する投資家のニーズに応えるものです。

2018年4月に信託設定し、6~8案件のプロジェクトを組み込むことによって1年間で総額150億円の組成を予定しています。三井住友信託銀行が設立・運営する再生可能エネルギーファンド(22頁参照)の案件に対する出資も対象としています。また、組成金額の10%程度内を三井住友信託銀行もセームポート投資する予定です。

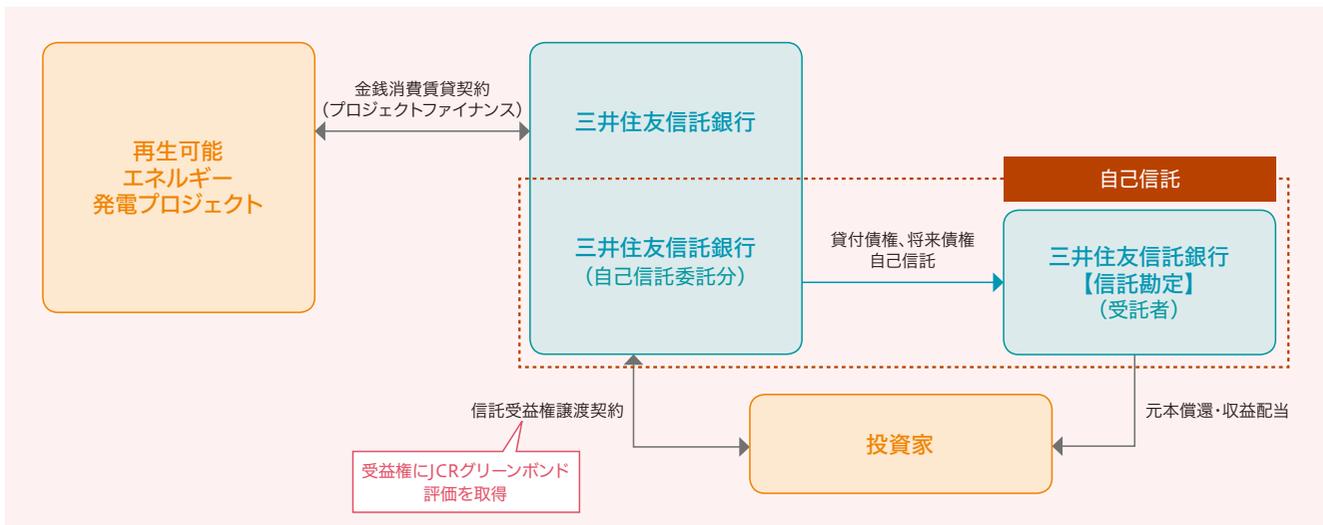
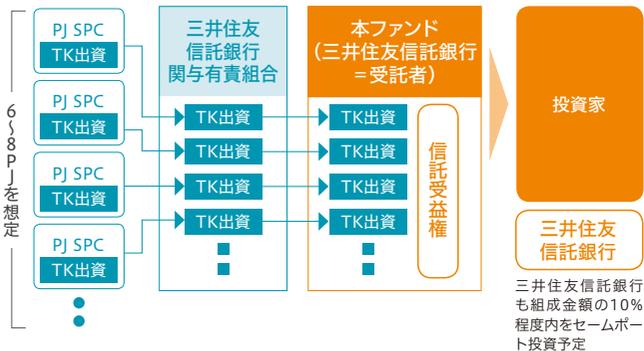
再生可能エネルギー発電プロジェクトへのプロジェクトファイナンス債権を裏付けとする自己信託受益権の販売

三井住友信託銀行は、2018年9月に再生可能エネルギー発電プロジェクトへのプロジェクトファイナンス債権を裏付けとする自己信託受益権を発行し、当該受益権を販売するスキームを組成しました。

気候変動対策として再生可能エネルギーに対するプロジェクトファイナンスが拡大する一方で、プロジェクトファイナンス債権のセカンダリーマーケットでの流動性を確保し、ESG投資家に対して新たな投資機会を提供することが課題でした。三井住友信託銀行では、委託者が自ら受託者となり信託目的達成に必要な行為等(本件では債権回収等)を公正証書等で設定する自己信託を活用することとしました。太陽光発電プロジェクトを対象としたプロジェクトファイナンス債権を自己信託し、当該信託受益権にグリーンファイナンス評価を取得することで、ESG投資に積極的な投資家からのアクセスを容易にしました。なお、本件自己信託受益権はグリーンボンド原則に準拠し、JCRグリーンボンド評価において最高位の「Green1」を取得しています。

三井住友トラスト・ホールディングス

ESGレポート2018/2019



再生可能エネルギーファイナンス

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンスを通じて、風力発電、太陽光発電などの大規模プロジェクトの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの大規模発電事業に特化して出資する再生可能エネルギーファンドを設立・運営しています。

プロジェクトファイナンスでは、海外案件における風力発電は洋上、陸上ともに大型化しています。国内案件では太陽光(メガソーラー)がさらに増加しています。これらの三井住友信託銀行が関与したプロジェクトによる発電容

量の合計は10,710MW、年間の発電量は28,844GWh、年間CO₂削減効果は1,264万t-CO₂になります。

再生可能エネルギーファンドの出資プロジェクトによる発電容量の合計は440MW、年間の発電量は518GWh、年間CO₂削減効果は28万t-CO₂になります。

また、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは設備に対するファイナンスで主にメガソーラー案件をサポートしています。固定価格買取制度制定以降、30件、総発電容量52MWのメガソーラー導入を支援してきました。

再生可能エネルギーファイナンスによるCO₂削減への寄与

発電種類	件数(件)	発電容量(MW)	発電量(GWh/年)	CO ₂ 削減効果(万t-CO ₂ /年)
太陽光発電	95	3,841	6,149	320
風力発電	26	2,462	6,470	252
洋上風力	9	4,120	14,755	643
その他	7	342	1,537	53
合計	137	10,764	28,911	1,268

算定対象:三井住友信託銀行のプロジェクトファイナンスと再生可能エネルギーファンドの取り組み案件
算定範囲:発電容量、発電量、CO₂削減効果はプロジェクト全体に係る数値
(四捨五入の関係で合計値が一致しない場合があります)

【CO₂削減効果の算定方法】

$$\text{年間削減量 (t-CO}_2\text{/年)} = \text{年間発電量 (kWh/年)} \times \text{排出係数 (t-CO}_2\text{/kWh)}$$

年間発電量は原則として計画値を使用。
国内案件は原則として、算定時点直近における案件所在地の系統電力の電気事業者別排出係数(実排出係数)を用いて計算。
海外案件は原則として、GHG Protocolのウェブサイトにて提供されているIEAの算定ツールを使用して削減相当量を計算。

再生可能エネルギー プロジェクトファイナンス

再生可能エネルギーは、その普及拡大に伴い資本コストの低下や運営管理コストの低減を実現し、海外ではほかの発電方式と同程度の発電コストの達成に近づき、経済合理性が高まってきました。

事例1

国内メガソーラー

鹿児島県内の元ゴルフ場建設予定地を賃借し、約41MWのパネルを設置した大規模太陽光発電所です。本件プロジェクトの当初借入資金を三井住友信託銀行がリファイナンスするものです。想定年間発電量は約47,200MWhで、年間約10,500t-CO₂のCO₂排出量削減効果があります。



鹿児島県
鹿児島市

事例2

海外洋上風力

英国ロンドンのテムズ河口沖合い20kmに位置する発電容量630MWの世界最大級の洋上風力発電プロジェクトです。3.6MWの風車175基が約100km²のエリアに配置されています。英国は欧州内でも特に洋上風力発電のポテンシャルが高く、欧州での洋上風力発電の普及を牽引しています。



イギリス
ロンドン

再生可能エネルギーファンドと投資家向け運用商品

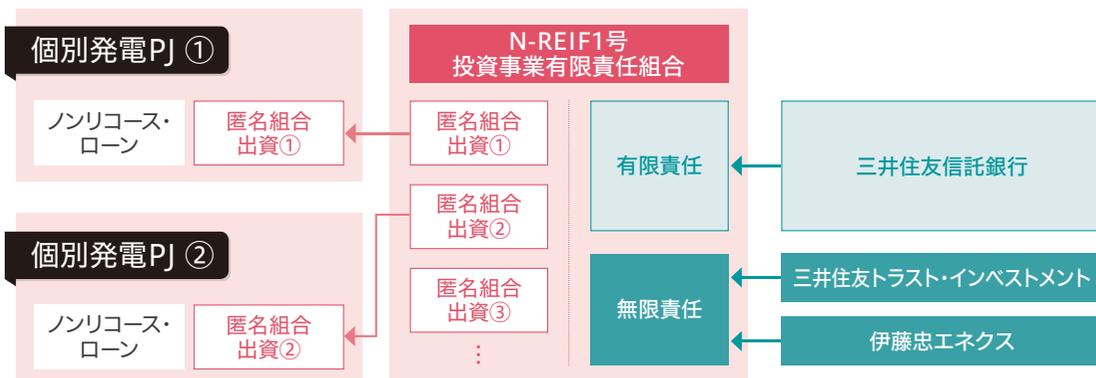
三井住友信託銀行は、再生可能エネルギーの大規模発電事業に特化して出資する再生可能エネルギーファンドを設立・運営しています。

2018年9月までに、大規模太陽光発電プロジェクト24件と風力発電プロジェクト2件(総発電容量440MW)に

出資しています。プロジェクト総額1,809億円のうち、当ファンドによる出資合計額は227億円となっています。これらのプロジェクトによる発電量は年間518GWhで、28万t-CO₂のCO₂排出量削減に相当します。

※CO₂排出削減量の計算には、各プロジェクト所在地の電気事業者別排出係数を用いています。

再生可能エネルギーファンドのスキーム



- 再生可能エネルギー事業の普及拡大に、エクイティ性資金の供給によって貢献します。
- 太陽光発電および風力発電より投資実績を積み上げ、ファンドの規模拡大とともに、将来的にはバイオマス、その他の再生可能エネルギーに投資対象を拡大していきます。

リースの活用によるメガソーラー

リース方式による設備導入は、建設資金の初期投資額をゼロに抑え、固定価格買取制度を活用して安定的収入を得るとい、事業計画の堅確性を確保する有効なファイナンス手法です。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、新規開発案件に加えて、稼働中の設備の譲渡(セカンダリー案件)においてもリース方式でのファイナンスを提供しています。また、2018年度には水上に設置するタイプのメガソーラー発電施設に対してもリース・割賦方式でのサポートを開始しました。

今後これまで培ったさまざまなノウハウと金融サービスを融合させ、高度化する再生可能エネルギー事業のニーズに最適なスキームを提供します。



オンサイト・自家消費型ソーラー発電

自社所有地等(オンサイト)に太陽光発電設備を設置し、自家消費用に再エネ電力を供給するサービスを開始しました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、実績のある太陽光発電事業者とパートナーシップを組み、企業の敷地や建物に設置した太陽光発電設備から建物等で使用する電力の供給をサポートする事業を開始しました。自社のCO₂排出量削減対策、スコープ3排出量の削減対応、SBTやRE100に参画する企業の要請に応えるとともに、新規の太陽光発電所構築で国が掲げる「再エネの主力電源化」に貢献することを目指しています。



管水路用マイクロ水力発電

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、全国の水道施設へのマイクロ水力発電システムの導入を提案し、地域の温暖化対策、自然エネルギーの活用を推進しています。

日本の水道施設には、自然流下の未利用落差、ポンプ圧送の余剰圧、減圧弁による減圧等の発電に利用できるエ

ネルギーが膨大にあります。当グループでは、自治体より水道施設を借り、発電システムをリース方式で設置する初期投資の予算ゼロで事業化可能なスキームを提供します。

本スキームで使用する高効率発電システムは、2018年10月現在、全国で12カ所の水道施設に設置されており(計画を含む)、その発電容量は合計326kWとなります。

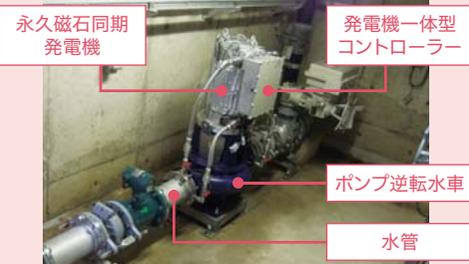
【発電システムの特徴】

高効率化：インバーター制御により効率的に発電するシステムを開発
 低コスト化：汎用ポンプ・低コスト磁石の活用、標準化部品によるシステム構成
 コンパクト化：発電機と制御装置の縦置一体化により設置スペースを狭小化

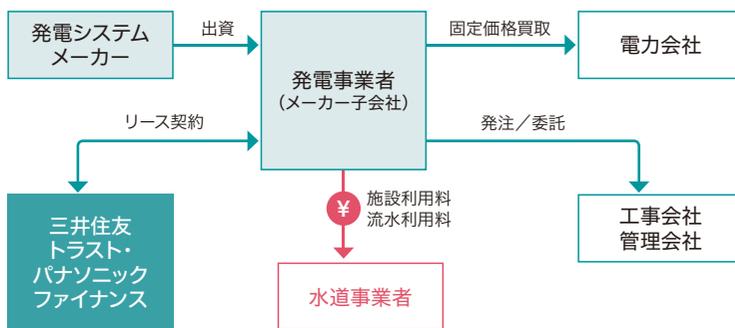
【賃貸方式の特徴(自治体のメリット)】

- 初期投資の予算ゼロでプロジェクト化
- 発電システムの維持管理を発電事業者が実施
- 安定的な賃貸収入、固定資産税の受け入れ

新しく開発した管水路用マイクロ水力発電システム



事業スキーム

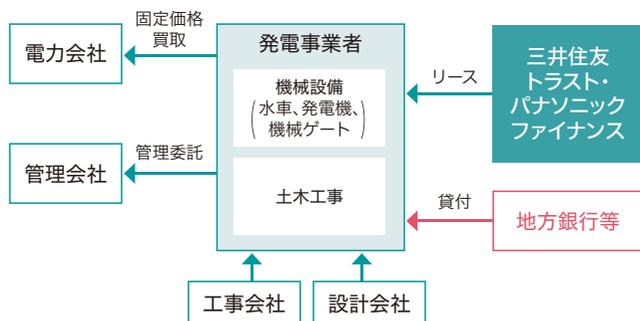


河川水を利用した中小水力発電

環境省の調査では、我が国の河川部で1,400万kW、農業用水路で30万kWもの中小水力発電の導入ポテンシャルがあるとの結果が出ています。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、地域にある水力のエネルギーを利用し、地方銀行とも連携した取り組みで地方創生に貢献しています。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、地域にある水力のエネルギーを利用し、地方銀行とも連携した取り組みで地方創生に貢献しています。

地方銀行とも協働した事業スキーム



中小水力発電のポテンシャルと導入量

	設備容量	内訳
我が国の導入ポテンシャル※1	1,430万kW	河川部 1,400万kW 農業用水路 30万kW
FIT導入を想定した場合のポテンシャル※1	106万~430万kW	河川部 90万~406万kW 農業用水路 16万~24万kW
FIT導入後の設備認定量※2	117万kW	
FIT導入後の設備導入量※2	31万kW	

※1 環境省:平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書

※2 資源エネルギー庁ホームページ(2018年3月時点)



急峻で水量の豊富な河川に恵まれた日本で、水力発電はクリーンで有望な再生可能エネルギーです。固定価格買取制度(FIT)を活用した場合の中小水力発電の導入ポテンシャルは最大430万kWといわれています。

FIT導入後に設備認定された中小水力発電は117万kW、そのうち稼働しているのは31万kWと、まだまだ新規に設置する余地が残されています。

既存の農業用水路、河川の形状を生かして大規模ダムを建設しない流れ込み式の中小水力発電所など、環境に配慮した水力発電の導入が可能です。

バイオマスガス発電

食品廃棄物などの有機系廃棄物のバイオマスガス発電の導入をサポートしています。

バイオマスガス発電は、食品廃棄物、家畜の糞尿、汚水・下水から生じる有機汚泥などの有機系廃棄物を発酵させて可燃性ガス(主にメタン)を取り出し、それを燃料にして

発電するシステムです。固定価格買取制度を活用した売電が可能なおと併せて、食品リサイクル法でも一定の要件のもとで再生利用等として「熱回収」が認められており、電気と熱と双方の有効活用による総合的なエネルギー効率の向上にも資するシステムです。

導入メリット

- 廃棄物発生量を抑制し、廃棄物処理コストを削減できます。
- 固定価格買取制度を活用した売電収入を得ることができます。
- 発酵により腐敗臭を抑制し、近隣への悪臭を低減できます。
- 発酵後の消化液は肥料(液肥)として二次利用が可能です。

利用可能な廃棄物

- 食品廃棄物、食品残渣
- 家畜の糞尿
- 汚水・下水などからの有機汚泥など

バイオマスガス発電のフロー概要



フロン規制への対応

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の使用、排出を抑制し、脱フロン化・低炭素化を推進するノンフロン機器の導入促進をサポートしています。

食品小売店舗、食品製造工場、冷凍冷蔵倉庫向けの業務用冷凍冷蔵機器で使用されているフロン類はオゾン層破壊の原因となるとともに温室効果がCO₂と比較して数百倍から数万倍大きく、地球温暖化の原因ともなっています。フロン類の規制を強化するフロン排出抑制法が2015年4月1日から全面施行され、機器の管理者(ユーザー)には機

器およびフロン類の適切な管理が求められています。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、アンモニア、炭化水素、CO₂等の自然界に存在する物質を冷媒として使用し、かつ省エネ性能の高い冷凍冷蔵機器の導入を支援しています。これらのノンフロン機器の導入により、環境負荷削減に貢献するとともに、電力料金や管理費等のコスト低減、将来の冷媒規制強化対応の二重投資の回避などが期待できます。

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業(環境省等助成金) ※2018年度の事例

【趣旨】 フロン類の排出削減や電力節減等、温室効果ガスの削減を推進する

【対象者】 冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗

【対象事業】 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器を導入する事業

【補助率(上限)】 冷凍冷蔵倉庫では、中小企業は対象経費の1/2、大企業は1/3食品製造工場、食品小売店舗では1/3



ノンフロン冷凍機とノンフロン冷媒対応ショーケース

モントリオール議定書キガリ改正による代替フロン規制(先進国)

基準年	2011-2013年
基準値(CO ₂ 換算)	各年のHFC量の平均+HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)の基準値の15%
規制開始年	2019年
目標年	2036年
削減目標	85%減

建築物の省CO₂化のサポート

「CASBEE-不動産」認証申請支援コンサルティング

CASBEE-不動産は、環境性能に優れた建築物の不動産マーケットでの普及を目的として、投資家の投資判断にも活用されることを意図して開発された環境性能評価システ

ムです。不動産投資法人、不動産会社等を中心に活用が広まっており、三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務を展開しています。

CASBEE-不動産の評価項目(オフィスビルの場合)



建築時における環境配慮に向けたお手伝い

エネルギー効率性の向上は建物の環境性能としての最重要テーマです。三井住友信託銀行は、省エネシステムの導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用など建築物の総合的な環境性能向上をアドバイスするサービスを建築コンサルティングにおいて提供しています。

国土交通省「サステナブル建築物等先導事業」(旧住宅・建築物省CO₂先導事業)、経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」に採択され、補助金を獲得した事業もあります。



建築時における環境配慮に向けたお手伝いの事例：島根銀行本店(平成26年度第1回住宅・建築物省CO₂先導事業(現：サステナブル建築物等先導事業)採択)

スマートハウス向けリフォームローン

家庭がエネルギーを創り出し、賢く(スマートに)エネルギーを使う場に進化していきます。住宅リフォームローンでスマートハウス化をサポートしています。

スマートハウスでは、太陽光発電に蓄電池や家庭用燃料電池を組み合わせた創エネ、蓄エネによる効率的な電力供給が可能になりました。また、ライフスタイルや気象条件に合わせて需要をコントロールする省エネ機能が充実してきました。2019年から家庭用太陽光発電の余剰買取が終了する設備が大量に発生し始めますので、既存の住宅のスマートハウス化が家庭における温暖化対策の主要テーマとなります。

家庭用の電力、ガスが小売自由化、通信や放送と各種エネルギーとがセット販売されるなどエネルギー産業と情報通信産業のサービスの一体化が進んでいます。また、住宅、家電製品、自動車が複合的に機能を発揮するような製品開発が進んでいます。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、太陽光発電の余剰電力買取制度の創設以降、ソーラーローンで家庭用太陽光発電の普及に貢献してきました(ソーラーローンの累積実行総額は2018年9月現在715億円)。今後も販売店や施工業者と協力して、スマートハウス化をリフォームローンでサポートしていきます。

スマートハウス化を実現する機器



スマートハウス外観

ESCO導入ファイナンス

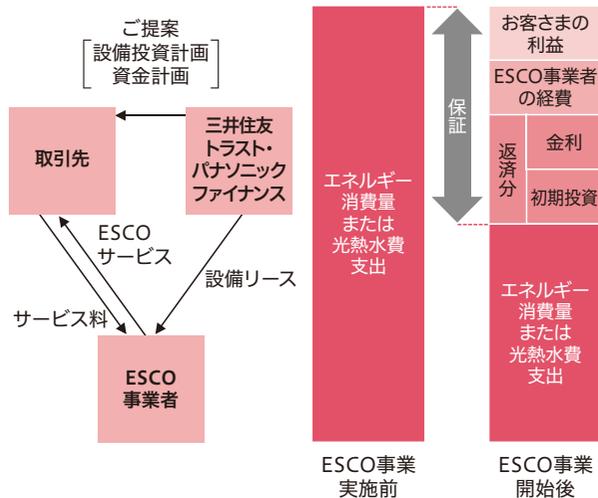
三井住友トラスト・パナソニックファイナンスは、ESCO事業者と連携して、省エネ設備の導入から保守・管理までの包括的な省エネサービスを提供します。

ESCO(Energy Service Company)は省エネに関する包括的サービスを提供し、省エネ量の保証をするサービス

です。リースを活用することにより、設備更新時の投資額をゼロとすることができ、一定の要件を満たす場合には補助金を活用することができます。省エネによる環境保全と、水道光熱費、維持管理費の削減の両立を目指したご提案を致します。

ESCOの概念図

三井住友トラスト・ホールディングス



※ ESCOの一形態である「シェアード型」導入のケース

【総合病院での導入事例】

省エネメニュー

熱源：ハイブリッド熱源システム構築、高効率蒸気ボイラー導入
 空調：空調制御システム改善、変风量制御導入、インバータ導入
 照明：LED照明導入
 監視：エネルギーマネジメント機能追加

省エネ補助金(当初) 176,591千円

収益改善想定額(年間)

水道光熱費等削減額	80,468千円
ESCO事業費	77,598千円
年間利益	2,870千円

環境負荷削減(年間)

CO₂削減: 1,459t-CO₂ (19.0%削減)
 電力量削減: 172,473kWh (7.7%削減)
 ガス使用量: 598,102ℓ (44.7%削減)
 水使用量削減: 9,892m³ (41.9%削減)
 (効果等は計画値)

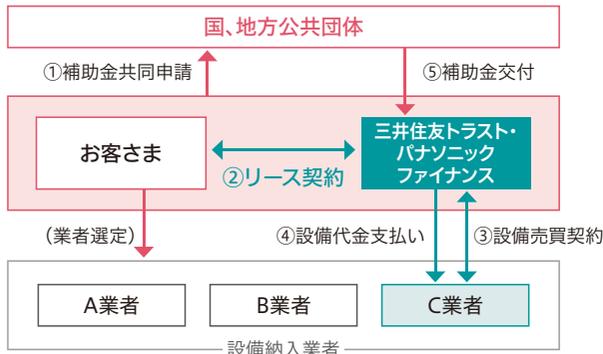


省エネ投資のワンストップサービス(補助金活用型リース)

省エネ投資の計画から運用まで、全てのプロセスをサポートするワンストップサービスを提供しています。

- 省エネ診断、省エネ対策検討、機器選定、補助金申請、資金調達からメンテナンスまでワンストップで提供します。
- リースの活用により、初期投資予算ゼロでの省エネ設備導入も可能です。
- 補助金活用により初期コスト負担を軽減でき、さらなる省エネ・省コストのメリット享受が可能です。
- メーカー、施工会社などとのパートナーシップにより、適切な提案を提供致します。

補助金活用イメージ図

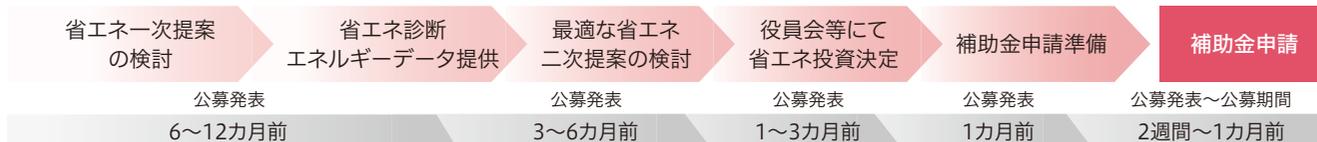


【主な補助金制度】

- エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
- 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO₂促進事業
- 分散型エネルギーシステム構築支援事業
- 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助

※補助金申請にあたっては一定の要件を満たす必要があります。
 ※補助金制度は変更になる可能性があります。

補助金申請までのスケジュール目安

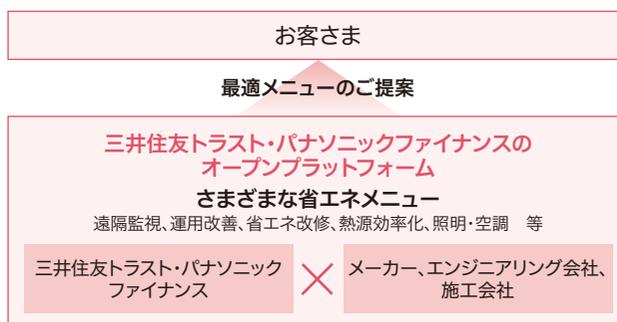


リースを活用したエネルギー管理サービス(導入事例)

導入計画からエネルギー管理サービスまでをリースで総合的にサポートします。

投資内容	1. 高効率冷凍機・ショーケースの導入 2. ノンフロン機器の導入 3. 照明のLED化 4. 統合制御システムの導入	 <p>高効率冷凍機・ショーケース、LED照明を導入した店舗のリニューアル例</p>
導入効果	1. 年間使用電力量の削減(約2,500千kWh/年、削減率25%) 2. 年間電力料金の削減(約420万円/年) 3. メンテナンスコストの削減(約54万円/年)	
ポイント	1. 省エネコンサルティング、設備投資計画、ファイナンスから導入後のエネルギー管理サービスまでのワンストップサービス 2. リース活用による初期投資ゼロ、支払いの平準化 3. フロン排出抑制法に伴う管理業務の軽減	

省エネコンサルティング型エネルギー管理サービス

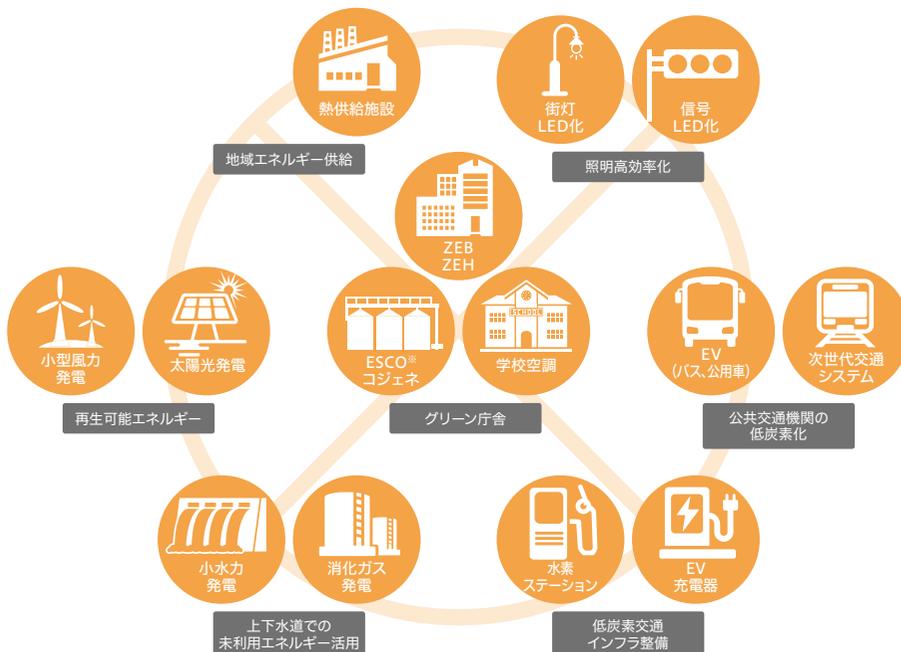


自治体、まちづくりでの気候変動対策への支援

自治体やコミュニティ単位での気候変動対策をリースや民間資金の導入でサポートしています。

地域の自然的社会的条件に応じた気候変動対策の推進が地方公共団体の責務とされています。公共施設等の総合

管理やまちづくりの推進、再生可能エネルギーおよび未利用エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギーの推進をリース、民間資金の供給スキームの構築などでサポートしていきます。



【リース活用の主なメリット】

- 財政資金の有効活用
イニシャルコストが軽減でき、複数年の契約とすることもできます。
- 保守費用の平準化を含む、コスト管理の容易化
メンテナンスを含めたリース契約も可能で、月額均等の支払い等の予算管理が容易にできます。
- 動産管理事務の省力化
動産総合保険の付保など所有に伴う事務管理の省力化が図れます。

※ESCO: Energy Service Companyの略称で、省エネ設備の導入から保守・管理までを包括的に受託し、省エネサービスを提供する事業

金融機能を 生かした 自然資本に 関する取り組み

地球環境は、あらゆる生きものの生命維持基盤であり、太陽の恵みのもと、水、大気、土、そしてそこで育まれる海や陸の動植物といった自然資本によって構成されています。

自然資本は無尽蔵ではありません。依存と影響を的確に把握し管理しなければ、早晚使い果たしてしまうリスクがあります。このことは人間の日々の活動に密接に絡みます。それゆえにSDGsの全てのゴールが自然資本と関連しますが、当グループでは主に企業活動の視点から事業の基盤を置く国内、原料・部品調達の多くを依拠する海外の自然資本に注目し、その適切な依存と管理に資するテーマを目標として選定しました。

実現に向けた課題

- 自然資本の重要性についての理解促進
- 企業の自然資本への依存と影響の把握方法の確立
- 企業価値の毀損につながる自然資本リスクの可視化
- 企業の自然資本に関する課題の解決に資する金融取引の拡大

課題解決のための基本戦略

- 自然資本の概念と重要性を、お客さまへの各種提案やセミナー等さまざまな機会を通じ訴求する。
- 自然資本プロトコルなど自然資本への依存と影響を適切に管理する方法論の確立に貢献する。
- 海外からの調達、事業やプロジェクトの継続に重大な影響を与える自然資本リスクを洗い出し、ESGの視点から投融資プロセスに取り込む。
- 陸域の自然資本の基盤は土地であることを踏まえ、山間部から都市部に至るまでそのエリアに即した生態系の回復に努め、エコロジカル・ネットワークの形成に貢献する。
- 自然資本評価型環境格付融資の拡販や森林信託の開発など関連ビジネスを促進する。

課題解決に向け設定した目標、KPI

- お客さまへの提案やセミナー等を通じた訴求：年間20件以上
- 自然資本に関連したクレジットポリシー：2018年度中に導入
- 森林信託の開発：2019年度中に商品化

14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



2 飢餓を
ゼロに



6 安全な水とトイレ
を世界中に



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



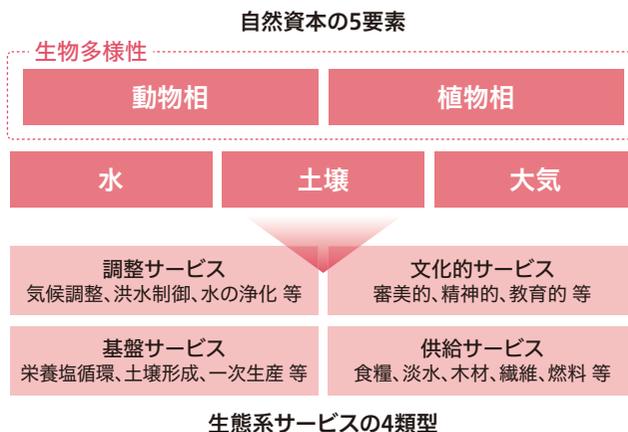
13 気候変動に
具体的な対策を



三井住友トラスト・グループの自然資本の取り組み方針

自然資本とは何か

多様な生物とそれを育む水、土壌、大気などは、自然資本と呼ばれます。これらは地球生命を維持する基盤であり、あらゆるものに優先し、保全される必要があります。人間の生活は自然資本とそれが生み出す生態系サービスに依って成り立っています。それゆえに自然資本を構成する自然資源を賢く活用し続けることは、環境保全だけでなく社会の基盤を固め、経済の発展を持続可能なものにすると考えられます。



自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)

三井住友トラスト・ホールディングスは、2012年6月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。三井住友トラスト・ホールディングスは国内で唯一の当初からの署名金融

機関です。なお、自然資本宣言は「自然資本ファイナンス・アライアンス(Natural Capital Finance Alliance)」と組織を発展的に改組して取り組みを拡大しています。



自然資本ファイナンス・アライアンスにおける金融機関のコミットメント(抜粋)

ローン、投資、保険ポリシーなどあらゆる金融商品・サービスの意思決定プロセスに自然資本という考え方を統合する場合の方法論開発を支援する。

- (a) 投資先企業の短期・中期・長期的成長の予測におけるESG(環境、社会、ガバナンス)リスク分析に、自然資本の考え方を取り入れることで、債券や株式の評価に全体的アプローチを適用する。
- (b) コモディティを含む、自然資本に直接的あるいはサプライチェーンを通じて間接的に多大な影響を与える特定セクターのクレジットポリシーに、自然資本を評価する考え方を体系的に取り入れる。

三井住友トラスト・ホールディングスの生物多様性保全行動指針

1. 生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、生態系に対する適切な経済的・社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。

ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言の取り組み状況

三井住友トラスト・ホールディングスは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)において、ドイツ政府が主導したビジネスと生物多様性イニシアティブに賛同し、リーダーシップ宣言に署名しました。その後も本宣言を活動の指針として取り組みを継続しています。



宣言内容	2017-2018年の取り組み状況
1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う	生物多様性に与える影響を評価する投資信託、自然資本へのインパクトを評価基準に組み込んだ融資商品を引き続き提供した。
2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する	サステナビリティ推進体制の中で自然資本に関する取り組みについて年度計画を策定し、半期ごとに実績をレビューしている。
3. 生物多様性部門の全ての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する	チーフ・サステナビリティ・オフィサーが全ての活動の指揮を執り、経営会議への報告を行っている。
4. 2～3年ごとにモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する	2018年度よりSDGsに関連した課題を解決するための目標を新たに設定。
5. 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門における全ての活動と成果を公表する	自然資本を特集した年次報告書を作成している。ESGレポート、各種イベントにおいて生物多様性への取り組みを開示している。
6. 生物多様性に関する目標を納入業者(supplier)に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合していく	生物多様性への影響が大きい熱帯雨林の違法伐採に関わるコピー用紙、文房具の調達への注視を継続。受託事業において株式投資先企業の自然資本の毀損につながる活動について、株主としてエンゲージメントを行い、懸念を表明。
7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善していくために、科学機関やNGOとの協調を検討する	2013年4月に設立した、企業、政府、自治体、学者、研究機関、NGOなどが参加する自然資本研究会の活動を継続。「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」においてWWFジャパンと連携。

自然資本研究会

当グループは、2013年4月に企業、政府、自治体、学者、研究機関、NGOなどが参加する自然資本研究会(委員長佐藤正弘東北大学 大学院国際文化研究科准教授)を立ち上げ、定期的に会合を持ち、各メンバーの研究内容をテーマにさまざまな角度から議論を重ねています。2018年4月には21世紀金融行動原則との共催で開催した第17回研

究会において、自然資本の普及を目的に組成された自然資本コアリション(Natural Capital Coalition)エグゼクティブ・ディレクターのマーク・ゴーフ氏をお招きし、公表を翌週に控えた自然資本プロトコル・金融セクター補足書の内容を踏まえ「自然資本と金融」というテーマでご講演いただき、その後活発な議論を行いました。



マーク・ゴーフ氏と研究会参加者



自然資本に関わる商品・サービス

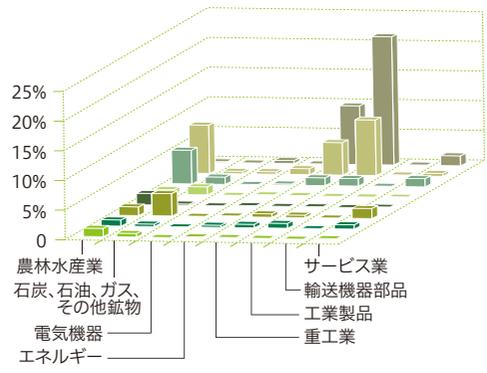
サプライチェーンの自然資本へのインパクト評価

自然資本評価

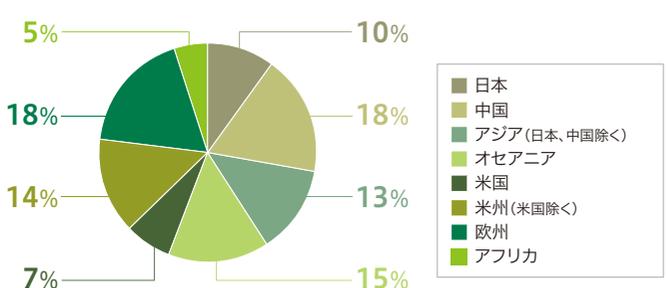
自然資本評価は、企業活動に起因する自然資本への依存度、影響度を調達品目ごと、国・地域ごとに、サプライチェーンを遡って算定するサービスです。一次サプライヤーからの調達データを活用して算定します。

自然資本評価ツールによるアウトプットのイメージ

各地域におけるセクター別の水使用量内訳



土地利用面積の地域別割合



GHG*排出量も同様にセクター別、地域別に算出される。
※GHG:温室効果ガス

自然資本評価のメリット

- ① 経営判断に活用可能なサプライチェーンに関する定量的リスク情報の獲得
グローバルなサプライチェーンマネジメントに不可欠な資源利用や、環境負荷に関する隠れたリスク情報が得られます。
- ② 情報開示に利用可能な環境負荷等の定量的情報の獲得
「統合報告」での情報開示や、「CDP」などの調査におけるscope3の回答などに活用可能です。

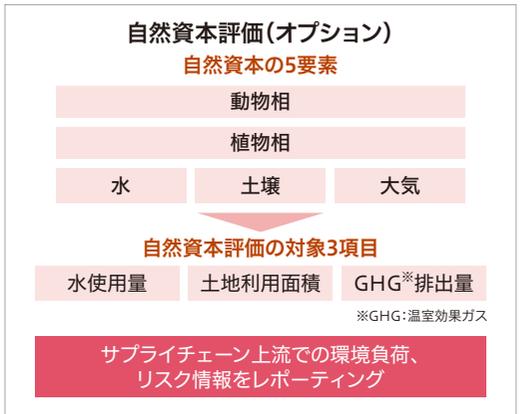
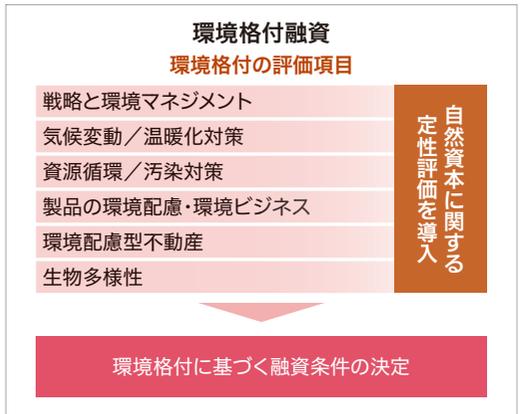
融資における取り組み

自然資本評価型環境格付融資

企業が事業を継続するためには、資源としての自然資本の持続可能な利用が重要です。グローバル・サプライチェーンにおける、自然資本に関する調達リスクの管理が経営戦略上不可欠だという認識が高まってきました。

三井住友信託銀行は、2013年4月、企業の環境に対する取り組みを評価する環境格付の評価プロセスに、自然資本

に対する影響や、取り組みを評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付融資」を開始しました。自然資本の評価を融資基準に組み入れるという取り組みは、世界初の試みで、我が国の環境白書や欧州委員会の報告書等で先進的な事例として取り上げられました。



(注) オプションはPwCサステナビリティ委員会提供のESCHERで算定し、オプションのみのご利用はできません。

資産運用における取り組み(責任投資)

生物多様性企業応援ファンド

2010年、三井住友トラスト・グループは、自然資本の重要な構成要素である生物の多様性の保全や、持続可能な利用など、グローバルな視点から企業の生物多様性への

取り組み状況を評価して投資対象銘柄を選定する日本株ファンドを、世界で初めて開発しました(三井住友信託銀行調べ)。

投資対象企業の評価軸

1 リスク対応に積極的な企業 Risk Management

事業活動が生物多様性に及ぼす影響を緩和することに積極的に取り組んでいる企業*

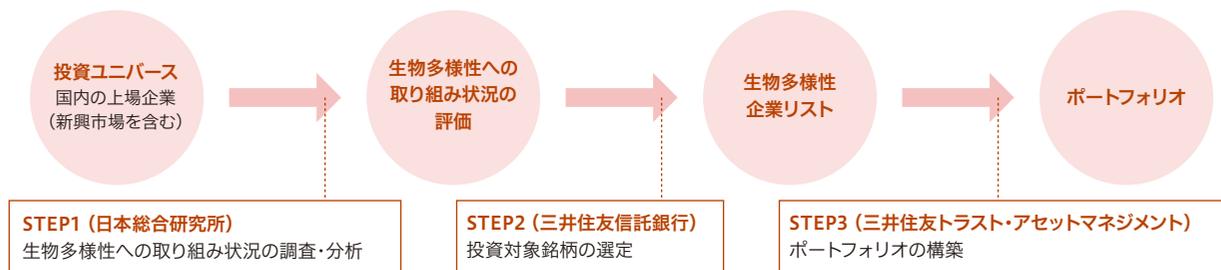
2 事業機会を有する企業 Business Opportunities

生物多様性を保全する技術・サービスを提供する企業

3 長期目標を設定している企業 Long-Term Goals

生物多様性を保全するアクションプラン等長期目標を設定している企業

運用プロセス



※リスク対応度を測る基準として、企業のマテリアルバランス報告に着目し、エネルギー、水、廃棄物と売上高との関係をもとに自然資本効率性(Natural Capital Efficiency Index/自然資本1単位が生み出すサービス量)を低下させてしまう可能性の多寡を指標化し、活用している。

投融資における自然資本リスクマネジメント

融資における自然資本リスクマネジメント

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンス等の融資にあたり、プロジェクト実施者に対して自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮することを求める民間金融機関の国際的ガイドラインである「赤道原則」に署名しています。

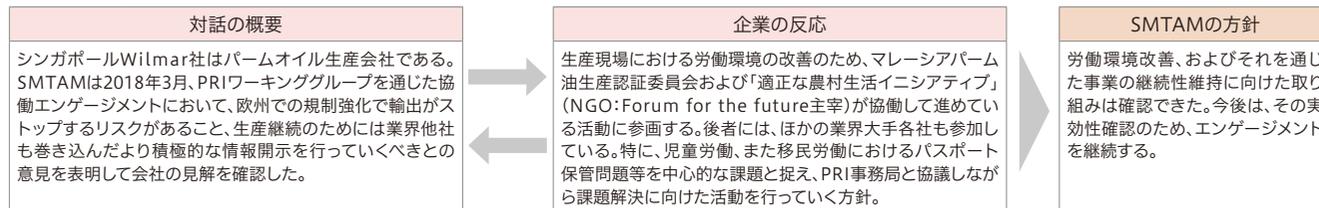
また、環境・社会への影響が大きい事業活動を推進するセクターに関するセクターポリシーを定め、負の影響を及ぼす企業やプロジェクトへの投融資を抑制しており、パーム油や熱帯雨林の違法伐採が懸念されるセクターについても、2018年度中にセクターポリシーを策定する方針です。

投資(資産運用)における自然資本リスクマネジメント

三井住友トラスト・アセットマネジメント(SMTAM)および日興アセットマネジメントは、機関投資家が投資の意思決定に際してESG(環境、社会、ガバナンス)に配慮することを求め2006年に制定された「責任投資原則」に署名しています。

SMTAMでは、投資先に対しエンゲージメントを通じ、サプライチェーンを含めた自然資本の活用状況やリスクについてのガイドラインやポリシーを求め、長期的観点からリスクコントロールを行うことを要請しています。

事例 気候変動 ～パームオイル生産規制への対応～



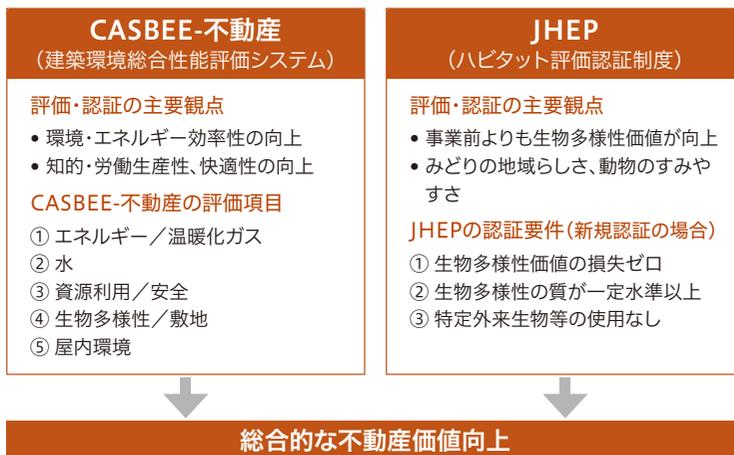
不動産事業における取り組み

生態系、生物多様性に配慮する建築コンサルティング

建物の環境性能を評価認証する「CASBEE-不動産※1」と敷地の生物多様性を評価する「JHEP（ハビタット評価認証制度）※2」を併用することにより、不動産の多様な環境性能を高め、総合的な不動産価値の向上を図ることができます。

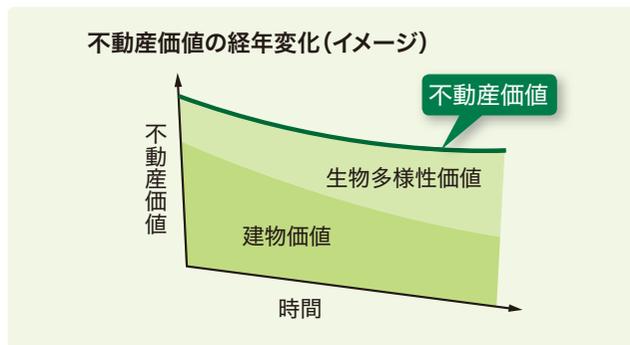
三井住友信託銀行の建築コンサルティングのメニューでは生物多様性への配慮を取り入れています。

※1 CASBEE-不動産：国土交通省主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム。三井住友信託銀行も基準制定に関与。
 ※2 JHEP（ハビタット評価認証制度）：（公財）日本生態系協会が開発した生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価・認証する制度。



建物の環境性能は省エネ、温暖化対策、生物多様性、耐久性、資源効率性などさまざまな指標で評価されます。

建物の価値は経年劣化しますが、生物多様性の価値は生態系の形成とともに年を追って高まり、敷地と建物が一体となった価値を維持することにつながります。また、地域や近隣の建築物や緑地などと連携することにより、エコロジカル・ネットワークが形成されます。



TOPIC

JHEP(ハビタット評価認証制度)

野生生物の生息環境(ハビタット)に着目して環境を評価するJHEPの認証を取得することで、対象となる不動産事業の生物多様性への配慮度を客観的に見ることができます。

生物多様性に貢献する事業とは？

生物多様性の価値を事業の前後で比較し、事業後の価値が事業前を上回るものを生物多様性に貢献する事業として認証する制度がJHEPです。



JHEP(ハビタット評価認証制度、Japan Habitat Evaluation and Certification Program)

公益財団法人日本生態系協会が開発した生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価、認証する制度。事業主体向けのJHEP以外に工事受注者向けのCHEPがある



認証証書(見本)

STEP1 時間軸の確認：対象となる不動産事業のスタート時点を確認する。基本的には事業前30年のハビタット価値(評価基準値)と将来50年のハビタット価値(総ハビタット価値)を比較する

STEP2 保全目標の設定：目標とすべき植生(目標植生)の姿とそこに生息すべき動物(評価種)を設定する

STEP3 総ハビタット価値の算出：動物評価種のすみやすさ指数×目標植生に基づくみどりの地域らしさ指数×時間＝総ハビタット価値

STEP4 評価値の算出：事業から得られる総ハビタット価値からもともとあったハビタット価値(評価基準値)を控除して評価値を算定

STEP5 認証の可否の判定

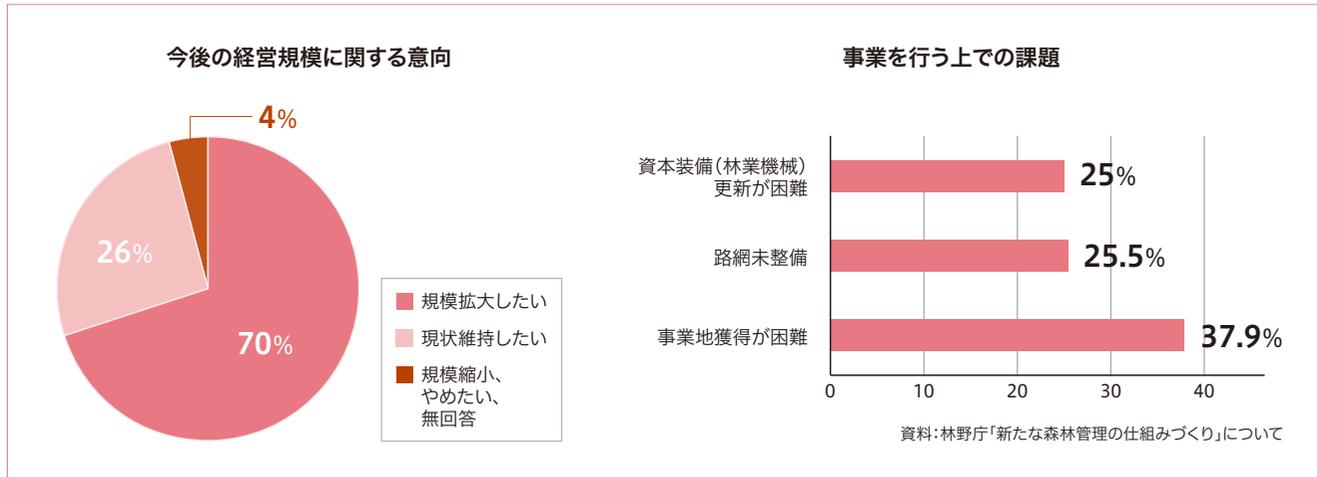
STEP6 評価ランクの確認

森林信託

日本の国土の約3分の2は森林です。これらの森林資源は戦後造成された人工林が中心で本格的な利用期を迎えています。実際はその多くが放置されている状況です。その理由として、森林所有者の経営意欲が低いことが挙げ

られる一方、意欲のある林業経営者が規模を拡大したくても、「事業地獲得が困難」「路網未整備」「資本装備(林業機械)更新が困難」などがネックになっています。

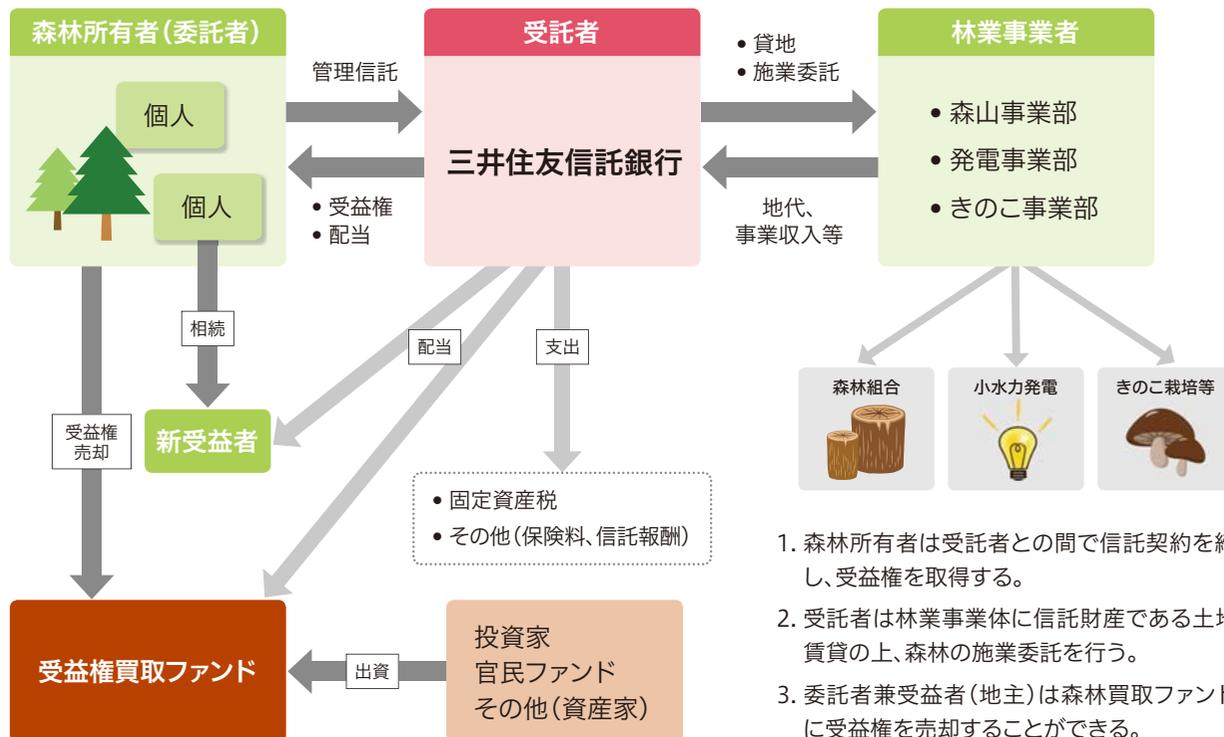
林業経営者の規模拡大の意向



三井住友信託銀行では、遠隔地に居住したり、高齢等の理由により林業施業を行っていない森林を信託受託し、林業事業体に施業を委託することで林業の集約化と効率化

を図る森林信託のスキームの開発に着手しました。施業の生産性改善と国産材市場の活性化を図り、我が国の林業再生にチャレンジします。

森林信託スキーム概要



1. 森林所有者は受託者との間で信託契約を締結し、受益権を取得する。
2. 受託者は林業事業体に信託財産である土地を賃貸の上、森林の施業委託を行う。
3. 委託者兼受益者(地主)は森林買取ファンド等に受益権を売却することができる。

信託銀行の 機能を生かした 超高齢社会問題 への対応

超高齢社会の到来によって年金や社会保障などの生活を支える経済社会システムが脆弱化したり、認知症等の高齢者に対する適正な金融サービスの対応が遅れたりすることにより、安全な生活に支障をきたす恐れが増大しています。

当グループでは信託銀行グループの機能とスキルを生かした付加価値の高いソリューション事業を推進し、個人の財産の安全を確保するとともに、住まいの安定性を確保し、高齢者やそのご家族の生活の安定を確保することに貢献します。



実現に向けた課題

- 自分の人生は最後まで自分で決めるプロダクティブ・エイジングの考え方の浸透
- 健康を維持する年齢(健康年齢)、金融面の制約がなく生活できる年齢(資産寿命)の延伸に対するサポートの拡充
- 認知症になっても可能な限り本人の思いを尊重する意思決定支援体制の整備
- 自分らしい暮らしが継続して営める住まいや支援体制の整備(地域づくり)

課題解決のための基本戦略

- お客さま本位の金融サービスの提供やさまざまな情報提供を通じたプロダクティブ・エイジング支援
- 資産・負債両面にわたる総合コンサルティングを通じた資産形成や次世代への円滑な資産移転の支援
- 認知症についての社員のリテラシーの向上、地域連携、業界連携の促進、財産管理サービスの拡充
- QOL(生活の質)の維持につながる住まいの整備への貢献とお客さまへの選択肢のご提供

課題解決に向け設定した目標、KPI

- 人生100年時代に即した高齢のお客さまへの商品の拡充を含めたトータルソリューションモデルの高度化
- 営業店による近隣の地域包括支援センターと連携体制の拡大
- 財産管理サービスの充実化を含む認知症のお客さまへの対応力の強化
- 認知症問題に関する業界連携の促進

3 すべての人に
健康と福祉を



8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを

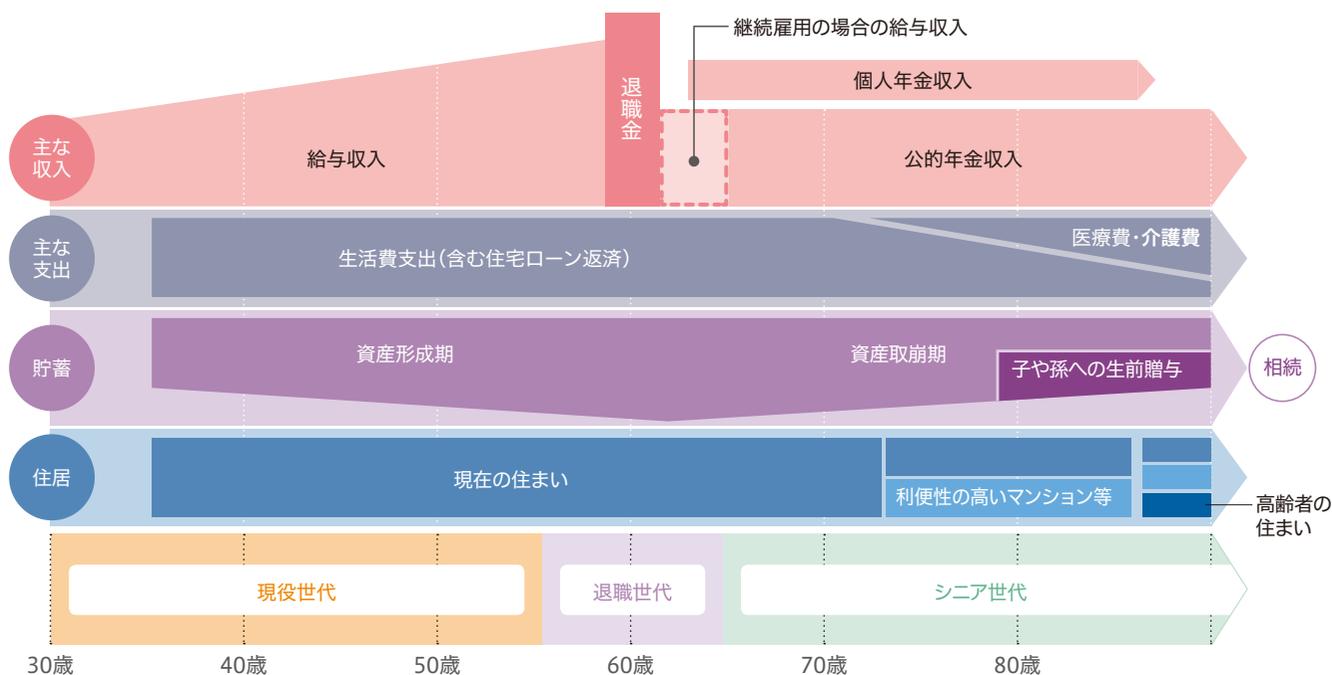


信託銀行ならではのバラエティに富む問題解決機能

1. シニア世代の収支の安定性を確保する

三井住友信託銀行は、専門信託銀行ならではの高度な専門性と多彩な商品・サービスを駆使して、シニア世代のお客さまの資産・負債の特性やそれに沿ったニーズを踏ま

えた総合的なコンサルティング、的確なソリューションをご提供しています。

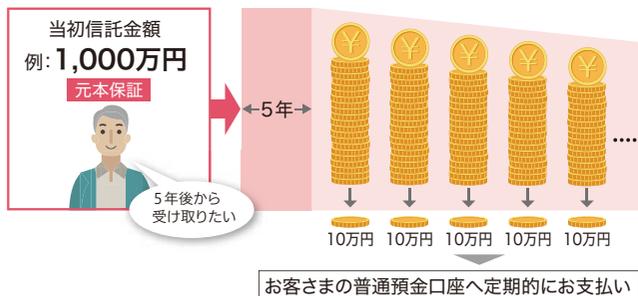


じぶん年金信託

三井住友信託銀行のじぶん年金信託は、お預け入れいただいたご資金を、年金のように毎月または隔月でお受け取りいただく商品です。例えばご自身の将来の生活資金を受け取り開始時期を定め、定期的に必要な金額だけお受け取りいただくことができます。

ご資金の流れ

例：お申し込みの5年後から受け取り開始



モーゲージ」の取り扱いを始めました。ご自宅を担保に、年金のように毎年一定額を受け取れる方法と、設定した一定の枠内で随時受け取れる方法があります。

なお、本商品は事業性資金を除き、資金用途は自由なため、余暇を楽しむための資金だけでなく、ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな用途に活用することができます。

各種保険の取り扱い

三井住友信託銀行では、「個人年金保険」「終身保険」「収入保障保険」に加え、「医療・がん保険」も取り扱っており、ガンを含む三大疾病やけがの際の入院費や先進医療保障、介護保障など老後の健康へのさまざまな不安に備える保険をご用意しています。

また、投資一任運用商品(ラップ口座)を申し込まれたお客さまは、満40歳～満65歳の方は、ガン保険、介護保険、傷害保障を、満66歳～満80歳の方は傷害保障をご契約と同時に付帯する「人生安心パッケージ」に無料で申し込むことができます。

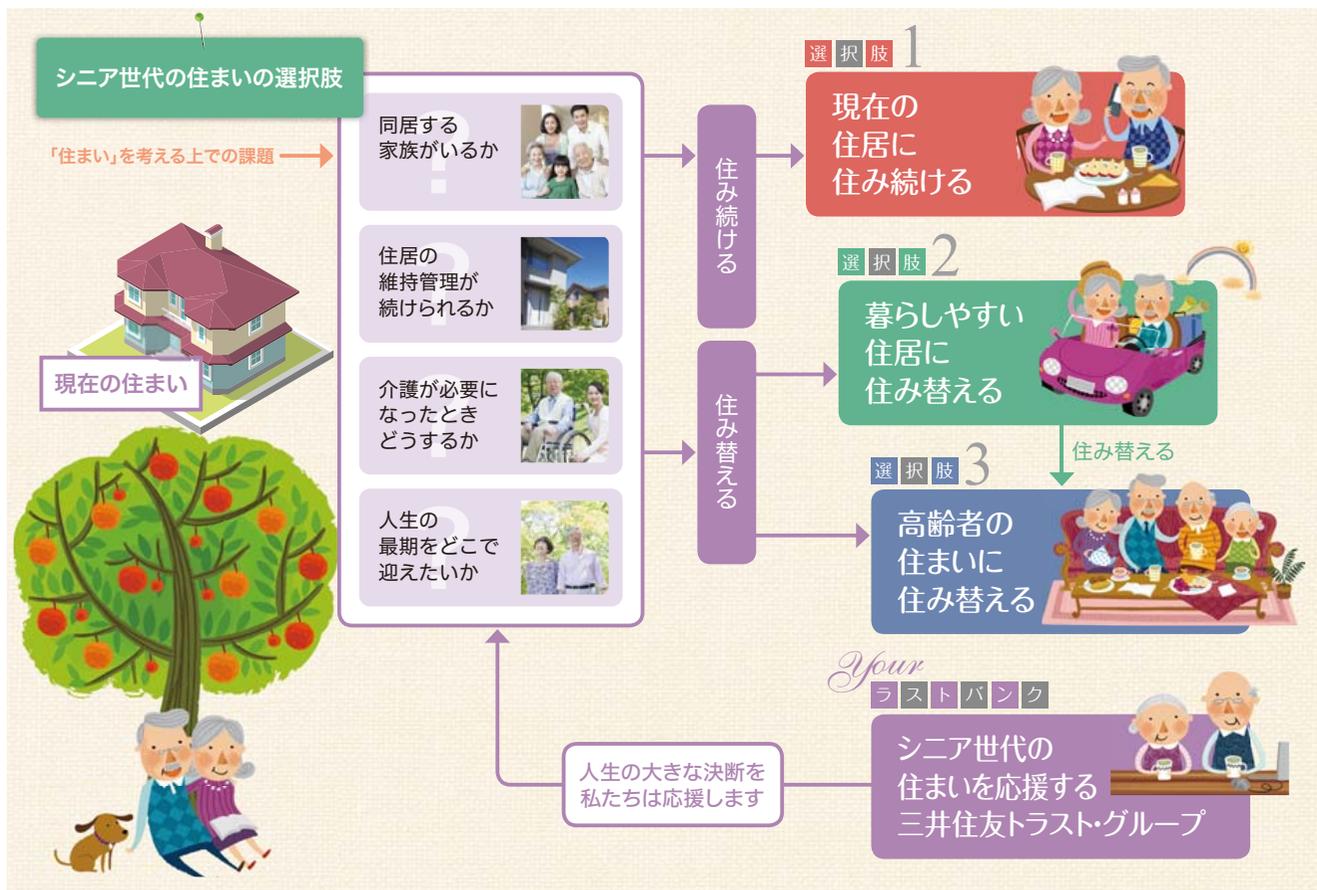
リバースモーゲージ

リバースモーゲージは、豊かなセカンドライフをサポートするためのローンです。三井住友信託銀行は2005年3月、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバース

2. シニア世代の住まいの安定性を確保する

高齢者が生活の質を維持し、安心して暮らしていく上でカギを握るのは住まいです。当グループでは、シニア世代のお客さまのニーズに合った住まい方についての情報提供をさせていただくとともに、グループのさまざまな機能を活用し、住まいの安定性の確保を応援させていただいています。また、当社ではシニア世代応援レポート「シニア世代の住まいを考える2.0」を作成し、下記の三つの選択肢を詳しく解説しています。

<https://www.smth.jp/csr/report/2018/all5.pdf>



シニア世代の住まいを応援する商品・サービスのラインアップ

リ フォームローン
 三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、「リフォームローン」にてバリアフリーなどに必要な資金をご融資し、お客さまが快適な老後の生活を送れるよう住まいづくりをサポートしています。



不 動産に関わるサービス
 三井住友トラスト不動産では、住み替えをご検討されているお客さまに、三井住友トラスト・グループならではの幅広い情報ネットワークとコンサルティング力を生かし、安全・確実な売却・購入の仲介サービスをご提供しています。また、居住用不動産はもちろん、相続不動産、遊休不動産、投資用・事業用不動産のご売却や資産活用・有効利用についてもお手伝い致します。

リ パースモーゲージ
 三井住友信託銀行では、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」をご提供しています。ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな用途に活用いただくことができます。

住 まいに関する相続や税金などの相談
 三井住友信託銀行の各支店は、不動産や税金、相続などに関して高い専門性と豊かな経験を持つ財務コンサルタントを配置しており、住まいの選択に関するさまざまな相談をお受けしています。

不 動産売却つなぎローン
 三井住友トラスト・ローン&ファイナンスでは、利便性の高いマンションや高齢者の住まいを検討されているお客さまに、お客さまが大切な不動産を売却し急ぐことがないよう、不動産売却つなぎローンを通じて、老後の生活に合う住まい探しをサポートしています。

詳細はウェブサイトをご覧ください。
<https://www.smtb.jp/csr/withyou/successfulaging/>

3. 高齢者の住まいの拡充に向けた取り組み

我が国においては、高齢者の数が急速に増加しており、人口の1/4以上を65歳以上の高齢者が占めています。今後も増加は続き、高齢者の中でもより年齢の高い層の人口が急増することが推計されています。特に都市部においては、この傾向がより顕著となることと予測されています。

これに伴って、心身の状況の衰えにより、介護を要する方の数が急増するため、現在でも不足している良質な介護施設がより逼迫するものと考えられます。

一方で、元気なうちから安心安全な高齢者住宅への移り住みを選択するというニーズも次第に高まっています。

三井住友信託銀行では、高齢者住宅や介護施設に係る市場動向、事業性に係るノウハウの蓄積を図っています。そしてこれを生かして、上記のようなニーズに対応するために、さまざまな形で施設・住宅の整備の推進をサポートしています。

(1) ノウハウの集積

三井住友信託銀行では、以下のようなツールを作成し、社内で運用しています。

また、運営事業者や建築会社、不動産会社など高齢者住宅・介護施設整備に関連する多くの事業者との積極的な情報交換を行っています。

これによって、こうした事業に係る市場動向や事業性などについて、専門的なノウハウの蓄積を図っています。

地域情報データベース

- 自治体ごとの人口、世帯等のデモグラフィックデータを集積したデータベース

シニアハウジングデータベース

- 全国の高齢者住宅・介護施設ならびにその運営主体の個別情報を集積したデータベース

市場分析ツール

- 上記を活用した市場分析ツール。特定地点における需要動向の把握が可能

運営収支プログラム

- 高齢者住宅・介護施設運営に係る事業類型別の運営収支を試算するプログラム

(2) 高齢者住宅・介護施設整備に係るサポート 土地有効活用

土地活用を検討中のお客さま(個人・法人)に対し、ご提案の一環として、運営事業者や建築会社などと連携しながら、

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホームなどの建築に係るさまざまなアドバイスや、資金計画のご提案を行っています。

補助金の活用や、生産緑地の指定を受けた土地における施設整備など、専門的なご提案も行っています。

事業性ローンの実行

三井住友信託銀行では、高齢者住宅・介護施設の建築に係る事業性ローン(アパートローン)の実行を推進しています。これまでの実績は24件です(2018年11月現在)。近年は相談件数が増加しつつあります。

前記の土地有効活用提案とも連動しつつ、取り組みを進めます。

ヘルスケアREITへのファイナンス

三井住友信託銀行は、高齢者向けの住まいや医療モールなどのヘルスケア施設に対する長期安定的な資金の出し手となるヘルスケアREIT(不動産投資信託)へのファイナンスを積極的に行っています。ヘルスケアREITは調達資金をヘルスケア施設の物件取得費や関連諸費用に活用します。これまで、2件のヘルスケアREITにローンを提供しており、それらに含まれる施設数は49棟になりました(2018年11月現在)。

ヘルスケア施設の証券化業務

三井住友信託銀行は、ヘルスケアREITや私募ファンドに係る証券化業務に積極的に取り組んでおり、2018年11月現在、合計77物件、資産規模およそ1,240億円の資産を受託しています。REITや私募ファンドに係る証券化業務においては、不動産管理処分信託の仕組みを活用していますが、これは、委託者(不動産の所有者)が受託者(信託銀行)に不動産の所有権を移転した上で、受託者が受益者の指図に基づいて対象不動産の管理・運用・処分を行い、発生した収益(主に賃料収入から経費を控除したもの)を受益者に配当する業務です。

さらに、三井住友信託銀行は証券化ビジネスに加えREITの資産保管や一般事務も受託しており、2014年12月に設立されたヘルスケア&メディカル投資法人(三井住友信託銀行受託)では、お客さまと連携して、さまざまなサポート業務を行っています。

4. 認知症問題への対応

高齢化の進展とともに、日本における認知症の人数は急増しており、65歳以上の高齢者では7人に1人程度、認知症の前段階と考えられているMCI(Mild Cognitive Impairment)の人も加えると4人に1人程度の割合です。

三井住友信託銀行は、ノーマライゼーションの視点に立ち、認知症のお客さまであっても健常者と変わらぬ生活を送ることができるような社会を目指しさまざまな取り組みを行っています。

営業現場におけるリテラシー向上

営業現場では、通帳などの頻繁な紛失・再発行依頼など、認知症に起因する問題は日常的に起きており、病気の性格をよく理解した上で、柔軟で理にかなった対応ができるようなリテラシー向上が必要です。国は認知症高齢者にやさしい地域づくり政策「新オレンジプラン」に基づき、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で養成する取り組みを推進しており、三井住友信託銀行においても、営業店に養成講座の受講を指導し、認知症に関する基本的な知識を習得し、トラブルの初期レベルの対応力を強化しています。

また、認知症サポーター養成講座は金融に特化したものではないため、全支店に「認知症の人にやさしい金融ガイド」を配備し、基礎知識習得後に本書の読み合わせ等の勉強会を開催し、より実務的な対応力を強化するように指導しています。



地域包括ケアシステムへの参画

認知症問題は金融機関だけの問題ではなく、地域全体で対応していく必要があります。こうした観点から三井住友信託銀行は国が推進する地域包括ケアシステムに参画し、その中で独自の役割を果たしていくべきではないかと

考えています。こうした考えに基づき、全国の支店ではまず近隣の地域包括支援センター（地域包括ケアの中核組織）とのコンタクトを取り、連携のベースを築く取り組みを行っています。

静岡・静岡中央支店	地域包括支援センターが主催する地域ケア会議に参加。財産管理をテーマに講演し、講演後は活発な質疑応答、情報交換も行いました(163頁参照)。
渋谷・渋谷中央支店	認知症疾患医療センター(東京女子医科大学附属成人医学センター)主催の異業種交流ディスカッションに参加し、地域包括支援センターの方など、福祉・医療関係者との意見交換を実施しました。
多摩桜ヶ丘支店	北部地域包括支援センターの介護専門員の方と情報交換を行いました。ご家族への連絡が必要な場合など、センターで保有している情報をもとに連携できることもあるので気軽に連絡してほしいという意見を頂戴しました。

東京都「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」の締結

当グループは、2018年2月東京都との間で「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」を締結しました。本協定に基づき、(1)高齢者などに対する「緩や

かな見守り」の実施 (2) 認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力 (3) 高齢者などの消費者被害の防止 (4) その他地域活動支援等を行います。

COLTEMとの連携

三井住友信託銀行の認知症に関する取り組みは、文科省傘下の科学技術振興機構が助成するCOLTEM(高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなく法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点)およびその研究リーダーの京都府立医科大学大学院(成本迅医学研究科精神機能病態学教授)と連携を取りながら推進してい

ます。2017年9月に出版した「認知症の人にやさしい金融ガイド」もその成果の一つです。また、金融と認知症に焦点を当てたシンポジウムの開催を主導するなど、金融業界全体の認知症対応力の向上にも貢献してきました。本連携を通じて培った知見は、三井住友信託銀行自身の商品・サービスの開発等にも大きく役立っています。

認知症のお客さまの財産管理

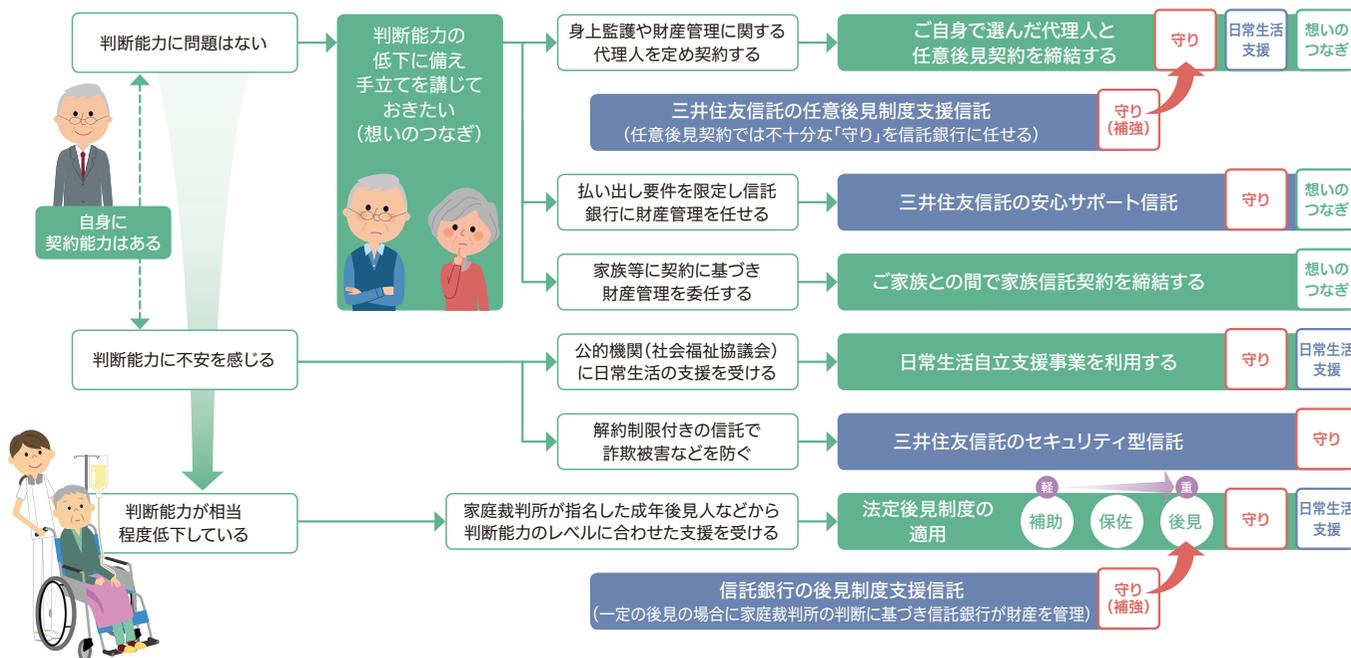
認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなり、振り込み詐欺や悪徳商法の被害に遭う恐れが高まります。財産管理において、まず優先すべきは言うまでもなく「守り」です。次に必要なことは財産管理における「日常生活支援」です。生きていくために年金を受け取ったり、税金や公共料金の払い込みや、買物の代金の支払いなど日常生活のお金の管理をサポートすることが必要です。「想いをつなぐ」ためのサポートも重要です。認知症になって意思(想い)の伝達が難しくなっても、やりたいこと、やってほしいことに変わりはありません。ただ、それを支

援者の配慮に頼るには限界があり、特に契約など法律行為が伴うことは、判断能力があるうちに私的な契約で「想いをつなぐ」ための手立てを講じておくことが必要です。当社では、シニア世代応援レポート「認知症問題を考える」を作成し、成年後見制度やその他の公的な支援の仕組み、およびそれらを補完する金融商品・サービスを分かりやすく整理し、ご提案しています。



<https://www.smth.jp/csr/report/2017/all5.pdf>

認知症に対応した財産管理ラインアップ



セキュリティ型信託

ポイント 口座に「二重ロック」をかける信託で、悪質な詐欺から大切な財産を守ります。

振り込み詐欺など高齢者を狙った犯罪が増加・巧妙化しているなか、お客さまご自身や離れて暮らすお子さまの不安が増大しています。こうした金融犯罪からご資産をお守りする商品が「セキュリティ型信託」です。本商品は、お預け入れいただいたご資金を払い出す際に、あらかじめご指定いただいた同意者(お客さまの3親等内のご親族)の方の同意を得た上でご資金をお支払いする仕組みです。定時定額払い方式の併用も可能です。

一時払い方式

お預け入れいただいたご資金は、あらかじめご指定されたご家族等の同意がなければお支払いできない仕組みになっています。犯罪等に巻き込まれる前に、ご家族等に相談する機会が生まれ、未然に防ぐことが可能です。

定時定額払い方式

セキュリティ型信託にお預け入れいただいたご資金のうち、生活に必要なご資金等は、定期的に決まった金額をお支払いすることができます。(毎月20万円まで)

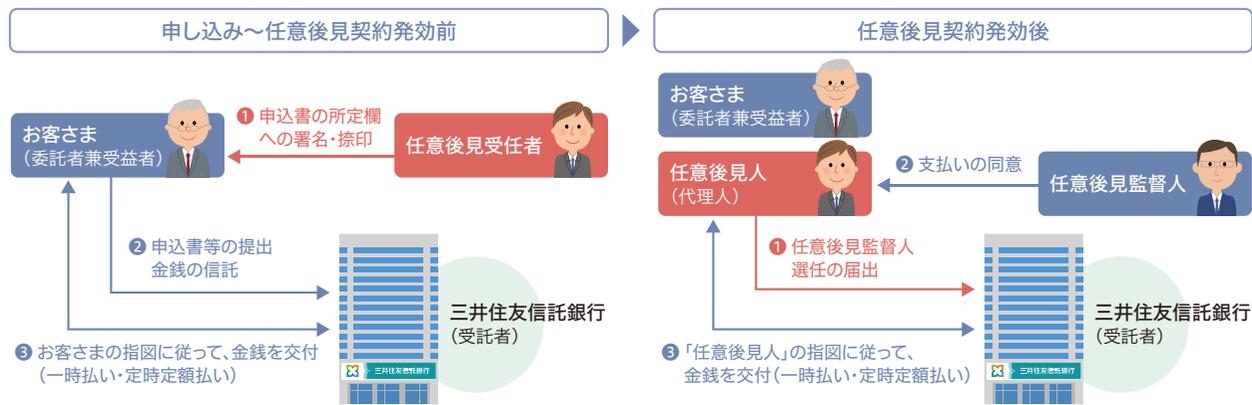


※管理料無料

任意後見制度支援信託

ポイント 任意後見制度において金銭を管理する信託を別途設定することで、「守り」をより堅牢にします。

任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートするための信託です。任意後見契約が発効した後は、お預け入れいただいた金銭信託からの払い戻しには任意後見監督人の同意が必要となりますので（一時払い）、安全・確実に財産の保護を図ることができます。また、日々の生活に必要な資金などを定期的にお受け取りいただくこともできますので（定時定額払い）、任意後見人が担う財産管理のご負担も軽減することができます。任意後見契約が発効するまでの間は、ご自身またはお手続きを代理される方による一時払いや定時定額払いに関するお手続きが可能です。代理人によるお手続きをされる場合は、その都度、お客さまからの委任状の提出が必要となります。



安心サポート信託

ポイント 認知症になっても信託銀行が財産を保全するとともに、あらかじめ財産の交付要件を定めておくことで想いをつなぐ商品です。

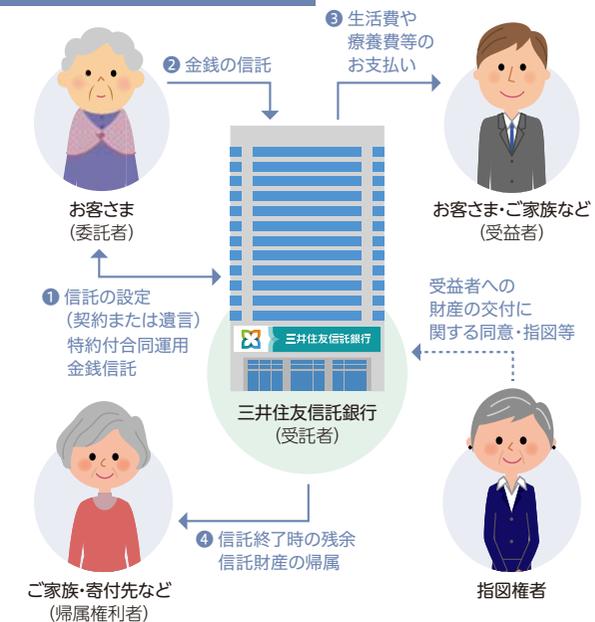
お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品が「安心サポート信託」です。

安心サポート信託は、三井住友信託銀行に金銭を信託するとともに、あらかじめ「想いをつなぐ」ための財産交付要件や信託終了時の残余財産の帰属先を契約で定めておきます。信託財産の引き出しには、定めた財産交付要件を満たし、また指定いただいた指図権者の同意または指図が必要となるため「守り」の機能も万全です。

なお、当信託の指図権者や同意者として親族に適当な方がいない場合は、信頼できる弁護士または司法書士と「任意後見契約」を結び、その弁護士または司法書士を当信託の指図権者・同意者とすることもできます。

※安心サポート信託は金銭を信託する上記タイプ以外に、生命保険金を信託するタイプもあります。

安心サポート信託の仕組み



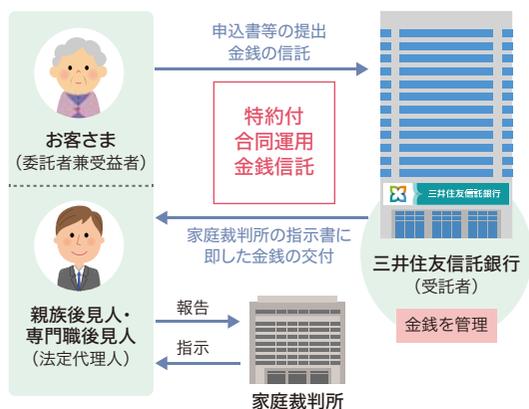
後見制度支援信託

ポイント 裁判所の指示に基づき信託銀行が財産を守り、後見人の不正を防ぎます。

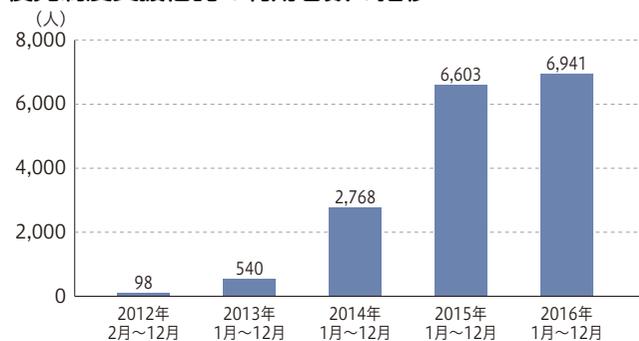
法定後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

本信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行との間で信託契約を締結することになります。

これにより、成年後見人がご本人の財産を不正に使ってしまわないように適切に保護されます。



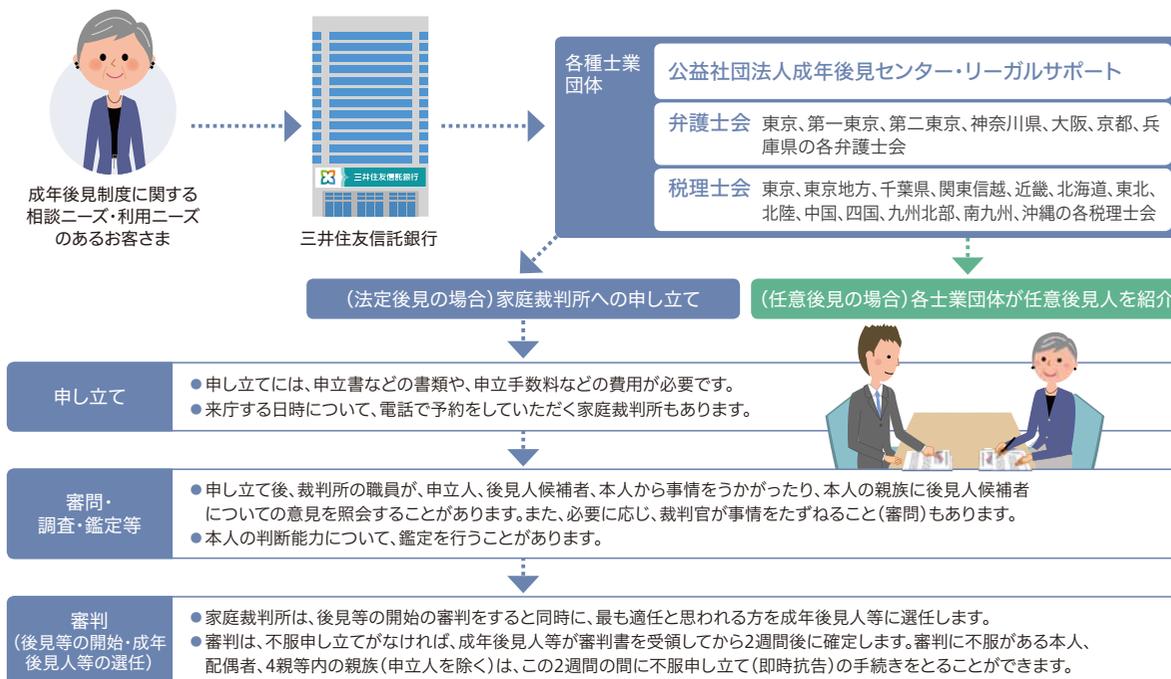
後見制度支援信託の利用者数の推移



出典：最高裁判所事務総局家庭局

成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関するご相談や、その利用を希望されるお客様の各士業関係団体への取り次ぎを行っています。



5. ご家族・ご親族の生活の安定を確保する

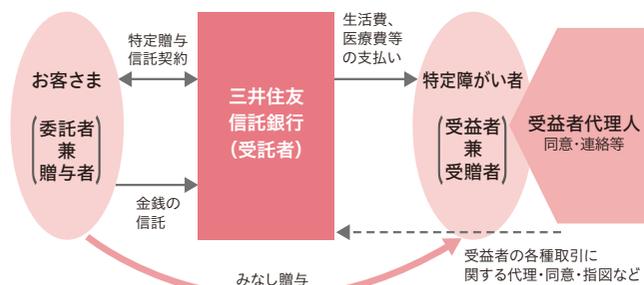
特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障がい者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で贈与されたご資金を、三井住友信託銀行が合同運用金銭信託等で安定的な運用を行い、お客さまに代わって特定障がい者の方にお渡しする商品です。

受益者となる「特定障がい者」は、障がいの程度によって

「特別障がい者」と「特別障がい者以外の特定障がい者」に分けられており、「特別障がい者」の方は6,000万円、「特別障がい者以外の特定障がい者」の方は3,000万円まで非課税で、生活費や医療費等に充てる資金として定期的にお支払いします。

特定贈与信託の仕組み



安心サポート信託(生命保険信託型)

安心サポート信託(生命保険信託型)は、プルデンシャル生命保険株式会社と共同開発した商品で、生命保険金の交付方法・用途などをあらかじめ柔軟に設計することができます。例えば、ご自分が亡くなられても生命保険金を保全しながら子どもの学資として必要な時期に必要な支払いが可能になります(41頁参照)。

家族おもいやり信託(一時金型)

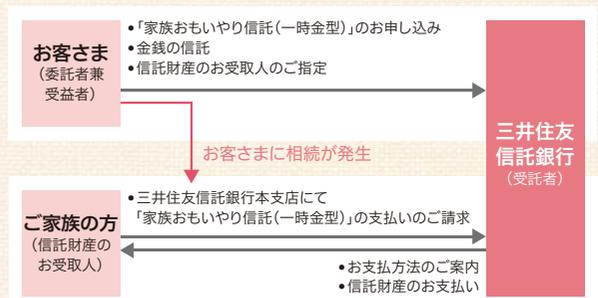
相続が発生した場合、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」など、のこされたご家族の方には、さまざまな手続きが待っています。「家族おもいやり信託(一時金型)」は、お客さまに相続が発生した際、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に対し、お預かりしている信託財産を当面の必要資金や葬儀費用としてお支払いする商品です。

家族おもいやり信託(年金型)

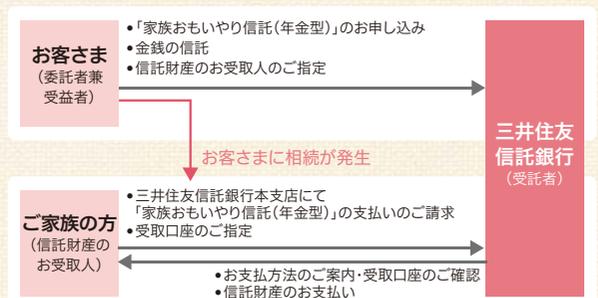
お客さまに相続が発生した後、のこされたご家族の方が安心して生活できるよう、お預かりしている信託財産を定期的にお支払いする商品です。

あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に、月々の生活資金を定期的にお支払いすることで、お預かりした信託財産を管理し、ご家族を支えます。

家族おもいやり信託(一時金型)



家族おもいやり信託(年金型)

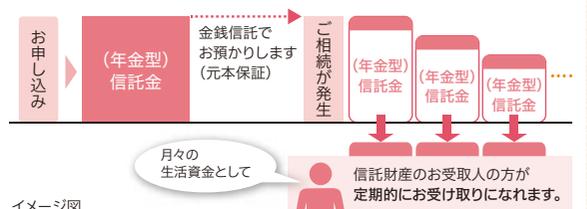


信託財産のお受取人の方が、一括でお受け取りになれます。



イメージ図

信託財産のお受取人の方が、定期的にお受け取りになれます。



イメージ図

6. 次世代への確実な財産の継承

次世代への生前贈与のお手伝い

暦年贈与サポート信託

暦年贈与サポート信託は、ご親族の方に生前贈与をする際の「贈与契約書」の作成などのお手続きをサポートするサービスです。贈与に必要な書類などは毎年三井住友信託銀行からご案内しますので、贈与の機会を逸することなく贈与していただけます。このサービスにより、生前贈与を簡単に行うことができます。また、年に一度、贈与をした方、贈与を受けた方の双方に、贈与報告書をお送りします。

教育資金贈与信託

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等に対して、授業料等の教育資金を非課税で一括贈与することが可能となりました。

本商品を通じて、お孫さま等への教育資金として三井住友信託銀行にお預け入れいただいた場合、三井住友信託銀行はお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いします。お預け入れいただいたご資金のうち、学校等の教育機関へのお支払いであれば、お孫さま等1人当たり1,500万円まで贈与税が非課税となります。

円滑なご相続のお手伝い

エステートプランニング

エステートプランニングとは、お客さまの資産承継に対する考え方を整理し、具体的な資産承継計画の作成に向けたサポート(コンサルティング)を行うサービスです。三井住友信託銀行は、資産管理・相続・遺言関係業務などに関して、長年にわたり培ってきたノウハウにより、さまざまなコンサルティングを行います。

遺言信託

三井住友信託銀行では、お客さまのご意思に従って、預金、有価証券、不動産などのさまざまな資産を次の世代に承継することを支援するサービスとして「遺言信託」を取り扱っています。遺言信託には次の二つのコースがあります。

執行コース: 遺言書を保管し、相続開始時には遺言の執行をお引き受けします。

保管コース: 遺言書を保管し、相続開始時には遺言書を相続人の方々にお渡しします。

結婚・子育て支援信託

結婚・子育て支援信託は、2015年度税制改正において創設された、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に基づく信託商品です。税制上の優遇措置として、20歳から50歳未満のお子さま・お孫さま等へ結婚・子育て資金の一括贈与が行われた場合、1,000万円まで贈与税が非課税となります。本商品は結婚・子育て資金へのお支払いが確認できる領収書等に基づき金銭信託からお支払いするため、贈与をする方の「結婚や子育てに活用してほしい」という想いに確実に応えることが可能です。

社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行では、次世代に向けた豊かな未来づくりを支援するため、公益目的の寄付活動を支援する商品・サービスをご提供しています。その一つである社会貢献信託は、ご用意した公益団体から毎年お客さまに寄付先を選定いただき、三井住友信託銀行が寄付手続きを行う商品です(48頁参照)。

また、ご自身の遺産を「社会・公益のために役立てたい」とお考えの方には、「遺贈による寄付制度」を案内しています。これは三井住友信託銀行が提携した公益財団・社団法人、学校法人、認定NPO法人などに遺贈(遺言による寄付)を希望する方を、三井住友信託銀行の「遺言信託業務」の機能を通じてサポートする制度です。

相続手続トータルサービス

三井住友信託銀行は、複雑な相続手続を円滑に進めるための「相続手続トータルサービス」を取り扱っています。具体的には、相続人の方のお申し込みに基づき、次のような手続き代行・サポートを行います。

- 法定相続人の確定
- 相続財産の調査、把握
- 遺産分割協議のアドバイス
- 預貯金、有価証券などの換金、名義変更(各金融機関の所定の手続きを代行します)
- 不動産の名義変更
- 所得税・相続税など納税資金の手当てのアドバイス

7. 老年学についてのリテラシーの向上

老年学は英語ではジェロントロジーと呼ばれ、加齢に伴って生じるさまざまな課題を扱い、生涯をより良く生きるための方法を追究していくことを目的とした学際的な視点が特徴の学問です。三井住友信託銀行では、お客さまと

ともに老年学を学び、高齢者が自分の人生を最後まで自分で決め、老いてこそますます社会にとって必要な存在としてあり続けるプロダクティブ・エイジングの実現を目指します。

「生・活(いきいき)」知識検定試験の受験

世界に類を見ない超高齢社会に突入した日本ほど、「老年学」が必要な国はありません。三井住友信託銀行では、お客さまと接する支店の支店長が率先して老年学を学んでおり、全支店長が日本応用老年学会の監修する「生・活(いきいき)」知識検定試験を受験しています。老年学では、高齢者の生活、健康、老化予防、介護保険、年金制度など広範な知識を習得します。

ILC-Japanとの連携

三井住友トラスト・ホールディングスは、老年学の国際連携組織である国際長寿センターの日本組織ILC-Japanに加盟し、2017年度より同団体主催の「長寿社会ライフスタイル研究会」の座長に就任しています。2018年度は、厚生労働省、日本フランチャイズチェーン協会、マンション管理業協会をゲストに招き、地域において認知症高齢者をどのように見守っていくべきか議論を重ねました。

シルバーカレッジの開催

三井住友信託銀行は、2012年より、シニア世代とそれを支える世代のお客さまを対象に、全国の支店で老年学の知識を分かりやすく学んでいただく「シルバーカレッジ」を

開催しています。テーマはお金のこと、健康のこと、認知症のこと、住まいのことなど多岐にわたっており、一流の講師陣からの講義は毎回好評をいただいています。

シルバーカレッジの主要なテーマ

1.健康で安全・安心な老後を過ごすために

開催例

大阪本店営業部・大阪中央支店

2018年11月、上林里佳社会福祉士事務所オフィス上林より、所長の上林里佳様を講師にお招きし、「これからの人生をあなたらしく生き生き暮らすには～将来の健康、介護、お金などの心配を安心に変えませんか～」をテーマにお話しいただきました。福祉現場で経験豊富な上林様のお話は説得力があり、参加者のお客さまに大変好評でした。



2.老後の住まいの選択肢

開催例

仙台・仙台あおば支店

2018年8月、エイジング・デザイン研究所より代表の山中由美様を講師にお招きし、「知っておきたい高齢者の住まいの基礎知識～これからの介護の課題を見据えて～」をテーマにお話しいただきました。高齢者住宅は種類が多岐にわたっていますが、山中様からユーモアを交えながら大変分かりやすく解説いただき好評でした。



3.認知症を考える

開催例

千葉・千葉駅前支店

2018年9月、医療法人社団至高会たかせクリニックより、高瀬理事長を講師にお招きし、「在宅医療の現状と課題～認知症ケアの現場から～」をテーマにお話しいただきました。高瀬先生がお見せした手の形と同じ形ができるか認知症チェックの簡単なゲームも行うなど楽しく学んでいただきました。



4.納得できる旅立ちのために「よく生きて、よく逝くために」

開催例

新潟・新潟中央支店

2018年9月、日本在宅ケアアライアンス事務局より志藤洋子様を講師にお招きし、「人生の最終段階を考える」をテーマにお話をさせていただきました。皆さまの関心がとても高いテーマだったようで、セミナー終了後には「今日から周りの人に優しくしようと思った」「これまでの生き方、今後の生き方を考えさせられた」など、たくさんの感想が寄せられました。



信託機能等を 活用した さまざまな ソリューション

社会問題や環境問題の解決にあたって、金銭や土地などの財産を適切に管理・運用、費消していくことが重要とすることがあります。信託制度は、委託者が信頼できる受託者に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする機能を活用する制度です。

当グループでは「信託の受託者精神」に基づき、信託銀行グループの機能とスキルを生かした付加価値の高いソリューション事業を推進し、さまざまな社会的問題の解決に貢献します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

社会的問題を解決するための寄付金等の活用の仕組み

公益信託

公益信託は、個人が公益活動のために財産を提供する場合や、法人が利益の一部を社会に還元する場合に、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた目的に従って財産を管理・運用して公益活動を行う制度で、奨学金の支給や自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

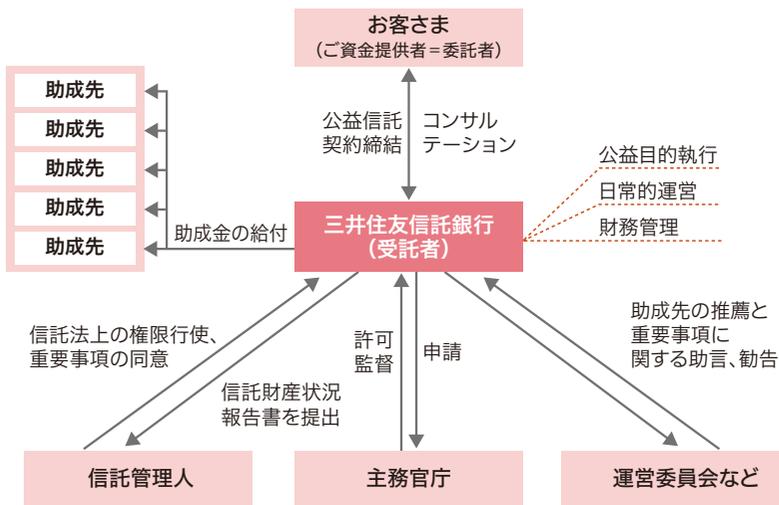
公益信託は、設定されるお客さま（委託者）の名前を冠することで、そのお志が末永く記念され多くの方々に顕彰されることが可能です。また、お客さまのご趣旨に沿った社会公益に役立てるため、どのような「公益」目的のため

に、どのような助成事業を行うのかなど、ご趣旨に合わせてオーダーメイドの公益信託を設定することができます。助成（奨学金）金額や件数、対象地域・条件などのご希望も反映することができます。

三井住友信託銀行は、1977年に公益信託第1号を受託して以来、受託件数を着実に増加させており、さまざまな公益分野で助成事業を行っています。

2018年3月現在、公益信託の受託は196件321億円となり、2017年度は計13億円を計2,872団体（個人含む）に助成金として給付し、ご活用いただきました。

公益信託の仕組み



公益信託の信託目的別一覧(2018年3月現在)

分類	件数
奨学金支給	72
自然科学研究助成	36
人文科学研究助成	5
教育振興	20
社会福祉	10
芸術・文化振興	9
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	7
都市環境の整備・保全	18
国際協力・国際交流促進	13
その他	5
総計	196

TOPIC

伊予銀行環境基金「エバークリーン」

伊予銀行環境基金「エバークリーン」は、株式会社伊予銀行により、美しい自然景観に恵まれた愛媛県内の自然を次代に引き継ぎ、豊かで快適な地域環境を創造する活動を支援し、もって自然環境および生物多様性の保全に寄与することを目的として、2008年に設立されました。設立10周年を迎えた当基金は、愛媛県内のさまざまな環境保護活動を支援しています。今年度は11団体に対し、総額384万円の助成を決定しました。



自然豊かな川での生態観察

社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行は、社会貢献活動に取り組む公益法人などへの寄付を目的とする「社会貢献寄付信託」(愛称:明日へのかけはし)を取り扱っています。本商品を通じ、お

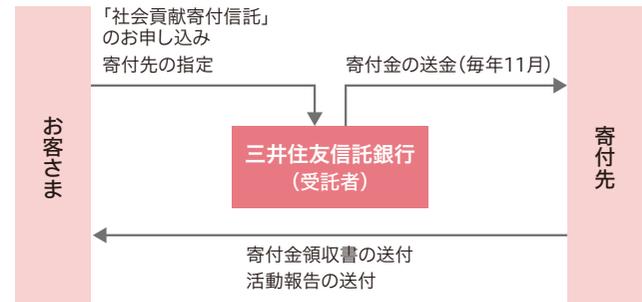
寄付先一覧(2018年9月3日現在)

環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWFジャパン)
環境	公益財団法人 日本生態系協会
教育	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
医療	京都大学 iPS細胞研究所
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
国際緊急医療支援	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
文化	独立行政法人 日本芸術文化振興会
災害復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会
子ども支援	公益財団法人 日本財団
障がい者スポーツ支援	公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本

客さまは、三井住友信託銀行が提示する寄付先一覧から団体を選び、毎年1回、当初信託元本の5分の1を寄付することができます(毎年、寄付先を変更することも可能です)。寄付先からは、寄付金の活用実績や活動内容の報告書が送られます。

三井住友信託銀行は、社会貢献寄付信託を通じ環境だけでなく、教育、医療、学術、文化など多様なテーマにおける活動を支援します。

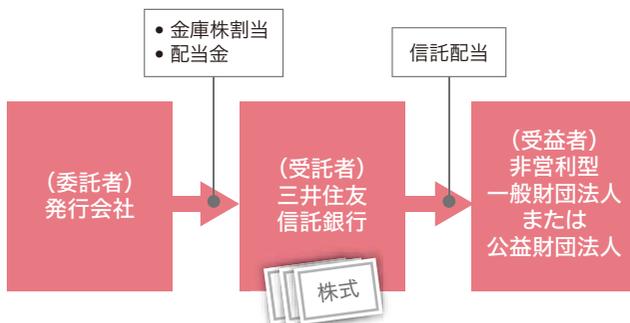
社会貢献寄付信託の仕組み



自己株式を活用した社会貢献スキーム

三井住友信託銀行は、自己株式(金庫株)を保有する企業が、社会貢献のために配当金を公益団体等に寄付する信託スキームを取り扱っています。

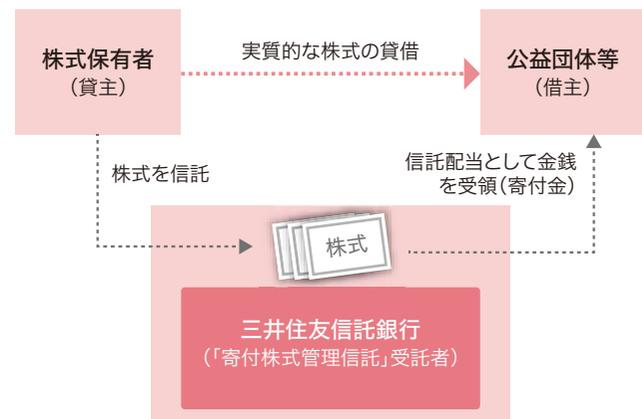
三井住友信託銀行は、2014年度よりトヨタ自動車さま(委託者)とトヨタ・モビリティ基金さま(受益者)との間で、本スキームの取り組みを開始しました。配当金は新興国・途上国でのモビリティ格差の解消、自動車産業の健全な発展に資する活動、先進国での最先端の技術・システムの研究等に活用されます。



寄付株式管理信託

三井住友信託銀行は寄付株式管理信託を取り扱っています。これは信託を活用し、保有株式を公益団体等に無償で貸与していただき、その配当金を非課税扱いで借主が受領することで、継続的な支援を実現するスキームです。

三井住友信託銀行は、2014年度より借主として京都大学iPS細胞研究所さまを指定する取り組みを開始しました。



※株式の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)」となります。

TOPIC

京都大学iPS細胞研究所(CiRA)

iPS細胞研究所(Center for iPS Cell Research and Application: CiRA)は、世界初のiPS細胞に特化した先駆的な中核研究機関です。2012年にノーベル生理学・医学賞を受賞した山中伸弥教授が所長を務め、より有効な治療法を心待ちにしている患者さんのもとにiPS細胞技術を届けることを目的としています。

山中教授は常々、所属される米国の研究所が個人や企業から多くの寄付を受けており、それが研究所の安定した運営につながっていると指摘されています。三井住友信託銀行は、その趣旨に賛同し、CiRAを「社会貢献寄付信託」の支援先に指定させていただいています。



ヒトiPS細胞

特定寄附信託

三井住友信託銀行は「特定寄附信託」を取り扱っています。これは2011年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託で、運用収益が非課税となり、信託元本と合わせて寄附することができます。寄附先は、三井住友

信託銀行が提示する「寄附先一覧」以外の団体を指定することも可能で、ご指定いただいた寄附先に5年または10年にわたり定期的に寄附を行います。

事業と一体となった社会貢献

八大疾病保障

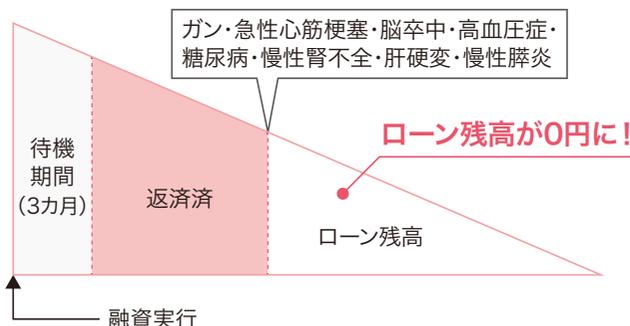
ガン・急性心筋梗塞・脳卒中および五つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)を八大疾病とした場合、日本における罹患患者数は年齢を経につれて増加しています。三井住友信託銀行は、お客さまが住宅ローンの返済中に八大疾病に罹患し所定の状態に該当したとき、住宅ローン残高等を保障するサービスを取り扱っています。

本サービスには、「八大疾病保障(充実プラン)」、「八大疾病保障(ライトプラン)」および「八大疾病保障(ガン診断一時金付)」の三通りがあり、住宅ローンのお借入年齢が20歳以上46歳未満の方、46歳以上56歳未満の方が、

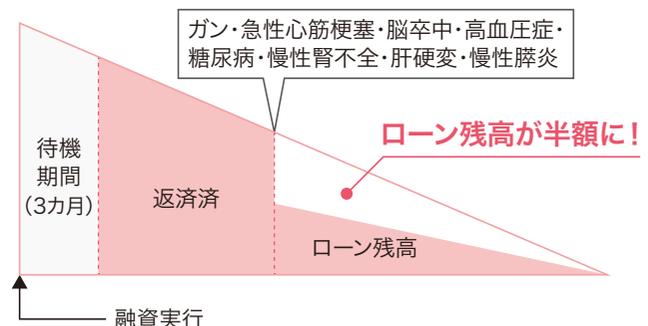
それぞれのニーズに合わせて保障内容をお選びいただけます。

保障内容には、ローン残高が0円になる「100%給付型」と、ローン残高が半分になる「50%給付型」があります。また、「八大疾病保障(充実プラン)」をお選びいただいた20歳以上46歳未満のお客さまには、八大疾病以外の病気やケガによって入院した場合も一時金などが保障される「全入院保障」が、「八大疾病保障(ガン診断一時金付)」をお選びいただいた46歳以上56歳未満のお客さまには、生まれて初めてガンに罹患した場合に100万円の一時金が保障される「ガン診断一時金」が付いています。

100%給付型の場合 住宅ローン残高が0円に



50%給付型の場合 住宅ローン残高が半額に



証券代行事業におけるESGコンサルティング

サステナビリティを希求する国際世論の拡大、ESG市場の急拡大、スチュワードシップ・コードの導入による投資家との健全な対話を行う土壌の醸成などの環境の激変により、企業の資本市場に対するスタンスは大きな変化を迫られています。証券代行事業ではアナリスト等の運用業務に長く携わってきた担当者の知見と当社自身のサステナビリティ業務および統合報告書／ESGレポートの作成ノウハウを駆使し、発行体企業のお客さまにESGに関わるさまざまな提案を行っています。

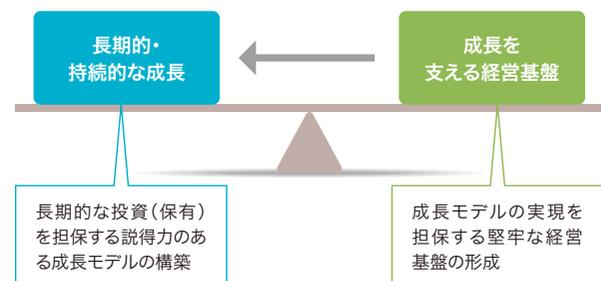
三井住友信託銀行では、お客さまの投資家戦略・資本戦略・広報活動（IR・SR）をサポートする「投資家・資本戦略コンサルティング」、お客さまのガバナンスに関する取り組みの高度化対応をサポートする「ガバナンス強化に向けたコンサルティング」を通じお客さまESGに関わる活動を支援しています。ESGは長期投資家を中心に浸透してきたコンセプトです。長期的な視点での企業経営を投資家に訴求するために何が必要かを中心にアドバイスします。

ESGに関連した投資家・資本戦略コンサルティング／ガバナンス強化に向けたコンサルティング

（長期成長を支える経営基盤の構築を支援）

- ポイント1:** 長期的な視点で企業経営を評価するESG投資の視点を取り込むことの経営判断
- ポイント2:** 価値創造プロセスの確認／マテリアリティ管理のフレームワークの構築
- ポイント3:** ESG情報開示戦略の策定（分かりやすい統合報告書／網羅的なESG報告）

長期投資家への訴求ポイント



ESGコンサルティング例

ESGアドバイザリーサービス

ESG市場の最新動向や投資家の視点を踏まえ、経営とESGをどのように統合させるか、情報開示がどうあるべきか、ESGに関わる個別の取り組みについて、オーダーメイドでさまざまな提案を行います。

統合報告書レビューサービス

投資家の知見、報告書制作者としての知見を踏まえ、お客さまの統合報告書等をレビューし、今後のレベルアップに貢献します（作成過程でのレビューも可能）。

統合報告書作成支援サービス

投資家の知見、報告書制作者としての知見を踏まえ、価値創造プロセスの策定やマテリアリティの特定等の必要な作業を含む統合報告書の作成を支援します。

大口株主のESG動向調査

大口株主のESGの取り組み動向を調査し、発行体企業への影響を分析するとともに、健全な対話基盤構築を支援します。

海外投資家向けESG-IR支援サービス

ESG-IR活動に向けた投資家ターゲティングから面談アレンジまでトータルで支援します。

参考 マテリアリティについての基本的な考え方

ESG項目（ステークホルダーへの影響度の高いテーマ）



金融円滑化への取り組みについて

三井住友トラスト・グループでは、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的使命の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

三井住友信託銀行は、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまからの各種ご相談やご返済条件の変更などのお申し込みに迅速かつ適切にお応えするなど、さらなる円滑な金融仲介機能を発揮していくため、金融の円滑化に関する基本方針を定めています。

また、円滑な金融仲介機能を発揮するため、営業店におけるお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みに適切に対応する体制、本部における営業店の対応状況を適切に把握する体制を整

備するとともに、金融円滑化に関する苦情やご相談については、各営業店のほか専用ダイヤル等で受け付けています。

2013年3月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限が到来致しましたが、今後も引き続き、中小企業のお客さまの事業活動の円滑な遂行と住宅ローンをご利用のお客さまの生活の安定のため、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に向けて取り組んでいくとともに、東日本大震災および熊本地震の影響を直接または間接に受けているお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みがあった際には、お客さまのご事情に応じて柔軟かつ適切に対応するよう努めていきます。

貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数

▶ お客さまが中小企業者である場合

(単位:件)

	2014年 12月末	2015年 3月末	2015年 6月末	2015年 9月末	2016年 3月末	2016年 9月末	2017年 3月末	2018年 3月末
貸し付けの条件の変更等の 申し込みを受けた貸付債権の数	4,173	4,265	4,314	4,366	4,447	4,511	4,568	4,667
うち、実行に係る貸付債権の数 ()は貸付の比率	3,863 (92.6%)	3,956 (92.8%)	4,006 (92.9%)	4,055 (92.9%)	4,122 (92.7%)	4,181 (92.7%)	4,232 (92.6%)	4,320 (92.6%)
うち、謝絶に係る貸付債権の数 ()は謝絶の比率	74 (1.8%)	78 (1.8%)	79 (1.8%)	81 (1.9%)	86 (1.9%)	89 (2.0%)	93 (2.0%)	95 (2.0%)
うち、審査中の貸付債権の数 ()は審査中の比率	32 (0.8%)	17 (0.4%)	11 (0.3%)	10 (0.2%)	9 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)	3 (0.1%)
うち、取り下げに係る貸付債権の数 ()は取り下げの比率	204 (4.9%)	214 (5.0%)	218 (5.1%)	220 (5.0%)	230 (5.2%)	236 (5.2%)	241 (5.3%)	249 (5.3%)

※2018年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。

申し込み1件、実行1件、謝絶0件、審査中0件、取り下げ0件。

なお信託勘定に係る債権とは、他の金融機関等が流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

▶ お客さまが住宅資金借入者である場合

(単位:件)

	2014年 12月末	2015年 3月末	2015年 6月末	2015年 9月末	2016年 3月末	2016年 9月末	2017年 3月末	2018年 3月末
貸し付けの条件の変更等の 申し込みを受けた貸付債権の数	4,720	4,881	5,010	5,130	5,323	5,567	5,786	6,102
うち、実行に係る貸付債権の数 ()は貸付の比率	3,878 (82.2%)	3,995 (81.8%)	4,087 (81.6%)	4,179 (81.5%)	4,319 (81.1%)	4,474 (80.4%)	4,598 (79.5%)	4,794 (78.6%)
うち、謝絶に係る貸付債権の数 ()は謝絶の比率	76 (1.6%)	83 (1.7%)	92 (1.8%)	102 (2.0%)	120 (2.3%)	141 (2.5%)	171 (3.0%)	240 (3.9%)
うち、審査中の貸付債権の数 ()は審査中の比率	69 (1.5%)	73 (1.5%)	69 (1.4%)	56 (1.1%)	50 (0.9%)	49 (0.9%)	67 (1.2%)	45 (0.7%)
うち、取り下げに係る貸付債権の数 ()は取り下げの比率	697 (14.8%)	730 (15.0%)	762 (15.2%)	793 (15.5%)	834 (15.7%)	903 (16.2%)	950 (16.4%)	1,023 (16.8%)

※2018年3月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。

申し込み510件、実行428件、謝絶18件、審査中0件、取り下げ64件。

なお信託勘定に係る債権とは、流動化等を目的として三井住友信託銀行に信託した貸付債権のうち三井住友信託銀行がお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者である三井住友信託銀行は、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

資産運用業務 における ESG課題への 取り組み

三井住友トラスト・アセットマネジメント（以下「SMTAM」）は、資産運用ビジネスの強化と、時代にふさわしい資産運用の姿を追求することを目的に、2018年10月1日、三井住友信託銀行の運用部門を統合し、60兆円の運用資産残高を持つ日本で最大の資産運用会社となりました。お客さまのための「責任ある機関投資家」として、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資においても、その地位にふさわしい取り組みを進めていきます。

※詳細はスチュワードシップ・レポートをご覧ください
<https://www.smth.jp/csr/report/index.html>



注力するESG活動テーマ(2019年)

テーマ	具体的活動内容	関連するSDGs目標
気候変動問題	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量の多い産業への独自エンゲージメント(セメント・紙パルプ・電力・石油等の産業) 気候変動の国際イニシアティブであるCA100+の活動本格化(日本企業、アジア企業へのエンゲージメント) 	  
水資源・海洋汚染問題	<ul style="list-style-type: none"> 海洋プラスチックへの対応(化学・食品・小売業等へのエンゲージメント) 水資源リスクへの課題認識と対応改善の要求(飲料・食品・アパレル等へのエンゲージメント) 	   
ガバナンス改革の後押し	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の独立性向上、女性取締役比率上昇などダイバーシティの推進を後押し 「稼ぐ力」の持続的向上と適切なキャピタルアロケーション(成長投資と余剰キャッシュ還元のバランス) 	 
ESG情報開示の促進	<ul style="list-style-type: none"> 企業にSDGs到達(ESG課題解決への貢献と収益寄与)を意識した情報開示の促進 情報開示ルールである「TCFD」への関与強化(関係省庁等との連携) 	

三井住友トラスト・アセットマネジメントのESGガイドライン

環境

企業は、商品や活動による環境への影響に責任を持つことが期待される。

- (1) すべての環境法令に準拠すること
- (2) 環境への影響を最小にすること

当社は、企業が環境インパクトについて責任を負いその義務を遂行するためのポリシーやガイドラインを株主に対し明示することを期待する。環境インパクトに対しては、予防的かつ最小限にとどめ、それを促進させる技術開発と伝播を推進することを期待する。

社会・労働

企業は、国際的な労働権利を順守し安全かつ健全な労働環境を築くことが期待される。

- (1) すべての労働法規を順守すること
- (2) 良い労働基準を維持するために適切な手段をとること
- (3) 健康・安全管理手法を規定し、それが実現することを担保すること
- (4) 従業員の就労機会を平等に与えること
- (5) 自己啓発、トレーニングに関するポリシーや計画を整備すること
- (6) 優秀な人材を確保し会社方針・方向性に合わせること

- (7) 国際的に認知された人権侵害をしないよう適切な方策を講じ、侵害の可能性が高い国で活動している場合、その受注・発注先についてのガイドラインを設定すること

当社は、企業による人権侵害を許容しない。国際的な労働基準を遵守し従業員に対して安全かつ健康的な労働環境を提供することを期待する。特に、雇用における差別の禁止、児童労働の禁止、強制労働の根絶、労働団体交渉権を確保することが重要と考える。

ガバナンス

企業は、贈収賄、強要などの腐敗を避ける義務だけでなく、腐敗防止に取り組む方針や具体的プログラムを定める責任を持つことが期待される。

- (1) 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組むこと
- (2) ビジネス倫理や国際的道德規準を維持し、企業イメージやレピュテーションについて負の影響がないように努力すること

当社は、企業に腐敗を防止しビジネスモラル(道徳)を遵守することを期待し、企業活動に関して取締役会がその監視と規律を保つことを期待する。

ESGごとの切り口と投資の視点



SMTAMの非財務情報評価の仕組みMBIS[®]

MBIS[®]は、非財務情報(持続的成長に向けて企業が持つ強み・課題)を評価する同社独自の仕組みです。

チェック項目を網羅的に設定することで、アナリスト個々人の評価視点のばらつきを抑制しています(均質性の確保)。企業の持つ強みを埋没させないために、「どの項目が他社より秀でているか」という観点を重

視したスコア付与方式としています。

また、SDGsが企業の将来的なビジネスチャンスおよび持続的成長につながるとの観点から、SDGsの概念をMBIS[®]に取り込むとともに、その17のゴールを念頭に置いたエンゲージメントを行います。



ISO26000を軸とした評価でSDGsとの連関性も確保



ISO26000(七つの中核主題)を軸に評価

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1.環境(Eに該当) | |
| 社会(Sに該当) | |
| 2.人権 | 3.公正な事業慣行 |
| 4.労働慣行 | 5.消費者課題 |
| 6.コミュニティへの参画、発展 | |
| 7.組織統治(Gに該当) | |

ESG投資への取り組み

1. 株式のESG投資プロダクトラインアップ

日本株責任投資運用戦略のご紹介

日本株責任投資運用戦略は、2003年に運用を開始した、日本では最も歴史ある責任投資戦略の一つです。ESGに注目し、それらの財務リターンの向上への貢献度などを

考慮して投資銘柄を選定しており、SMTAM運用チームによる知見と日本総合研究所による基礎調査が特徴となっています。

1. 日本総合研究所による「ベスト・イン・クラス」でのユニバース選定

日本有数のシンクタンクである日本総合研究所が、2,000社を対象にアンケート調査を実施し、ベスト・イン・クラスをユニバース候補として選定します。

これまでのE(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)の評価項目に加え、2013年度からはV評価(Value:成長性評価)を加えました。V評価はESGへの取り組みの企業業績へのつながりを評価するものです。

2. SMTAMによるSRIファンドユニバースの決定

日本総合研究所が選定したユニバース候補群から、信用リスクの高い銘柄等を排除し、株式ビジネスユニット長を議長とする月次の会議でSRIファンドユニバースを決定します。

3. SMTAMのファンドマネージャーによる銘柄選択

ファンドマネージャーはSRIファンドユニバースを対象に、①ESGへの取り組みによる成長性評価と②国内株式アナリストによる独自業績予想をベースとしたバリュエーション、業績モメンタムといった株価評価を実施、対TOPIXでの超過リターンを追求します。

運用プロセス

日本総合研究所

- ESGに関するハイクオリティな調査

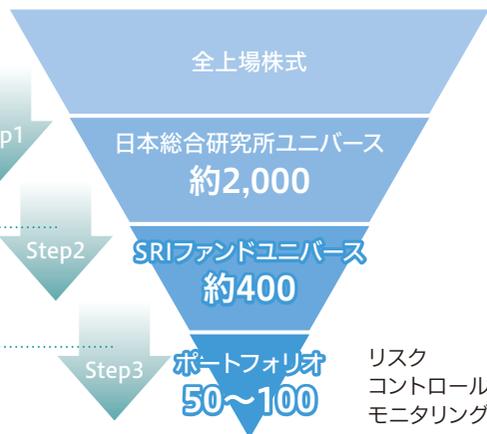
スクリーニング

- 調査情報
- クレジットリスク

ポートフォリオ構築

- ESG評価
- 株価評価

出典：三井住友トラスト・アセットマネジメント(2018年10月時点)



日本株責任投資運用戦略を用いた投資信託



商品名

SRI・ジャパン・オープン
(愛称:グッドカンパニー)



商品名

日本株式SRIファンド

その他のSRI関連の投資信託



商品名

生物多様性企業応援ファンド
(愛称:いきものがたり)



商品名

チャイナ・グッドカンパニー

クオリティ・グロース日本株運用戦略(リサーチ・ROE向上型)のご紹介

SMTAMでは、企業の「稼ぐ力」に注目し、非財務情報を活用したMBIS®による企業分析を基に、ROEの持続的な向上が見込める銘柄に集中投資する「クオリティ・グロース日本株運用戦略」を2015年に立ち上げました。

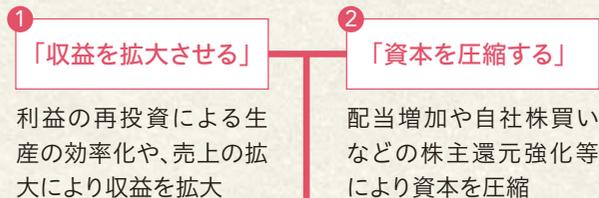
ROEの持続的な向上に注目

クオリティ・グロース日本株運用戦略は、非財務情報を活用した企業分析を基に、持続的なROE向上が見込まれる銘柄への集中投資を行います。

収益拡大によるROEの向上に注目

$$\text{ROE改善} = \frac{\text{収益の拡大①}}{\text{資本の圧縮②}}$$

ROEの改善は、以下の方法による



資本の圧縮によるROE改善には持続性がないことから、収益の拡大(「稼ぐ力」の向上)に着目します

収益拡大によりROEが持続的に向上する企業が持つ二つの要素

顧客価値

+

成長持続性

提供する付加価値の顧客への訴求力
競合相手との差別化、蓄積した技術・ノウハウ

市場創造力

地域・顧客層の拡大、他分野での新たな需要の喚起

経営や事業基盤などの非財務情報を判断材料に、企業収益の改善・持続性を見極め

1. 「稼ぐ力」に注目

ROEの構成要素である事業マージン(売上高利益率)に着眼し、顧客価値とサステナビリティを評価軸とした銘柄選択を行います。

2. SMTAM独自の評価ツールを使用

企業の「非財務情報」「稼ぐ力」を評価するSMTAM独自の仕組み「MBIS®」を活用します。

3. 銘柄を厳選

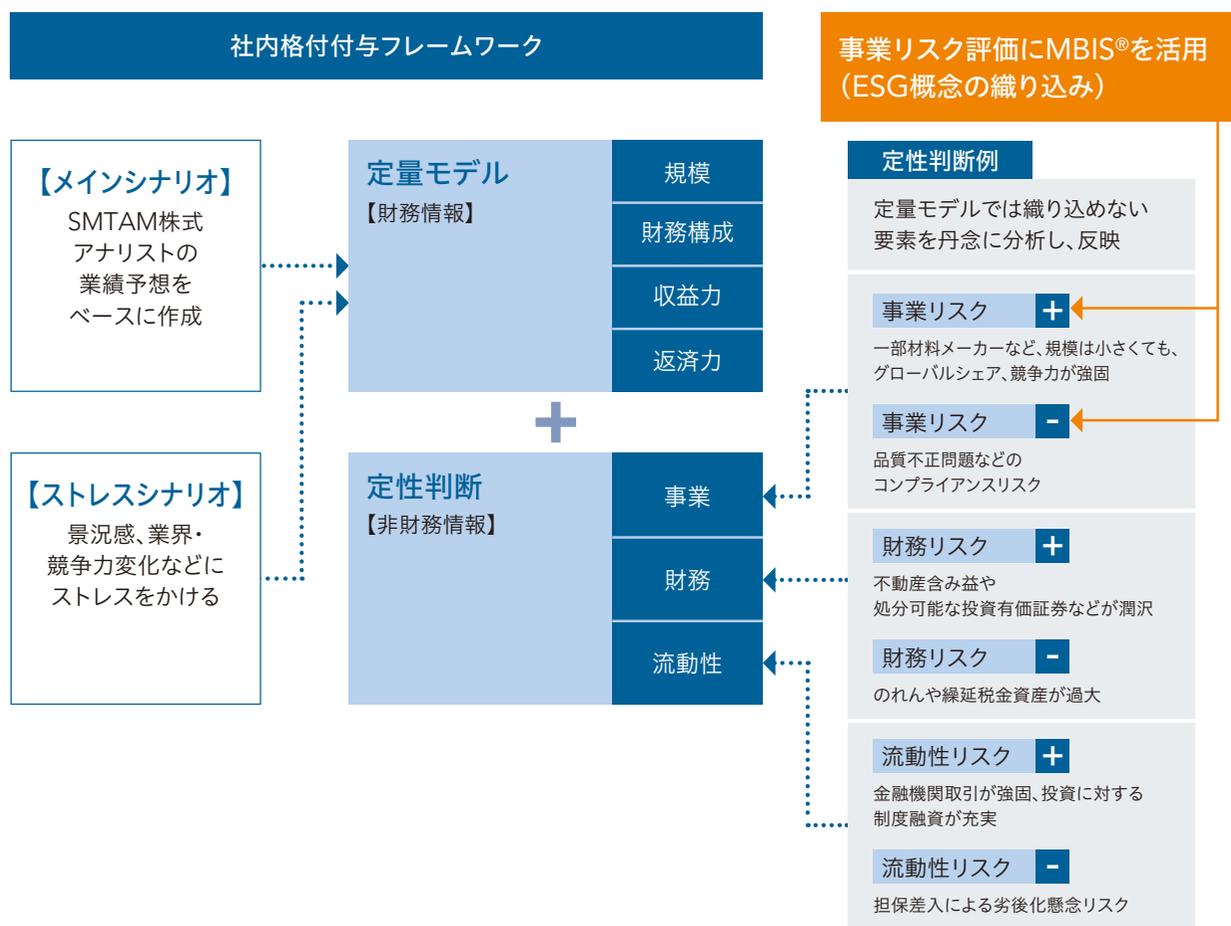
SMTAMのアナリストカバー銘柄を対象に、定量・定性スクリーニングを経て最終的にファンドマネージャーが20~50銘柄を厳選し投資します。

2. 債権運用へのESGインテグレーション

SMTAMでは債券運用において、投資プロセスの中にESG要素を組み入れています。投資プロセスにESG要素を考慮することは、中長期的なアップサイドポテンシャルの追求とダウンサイドリスクの抑制につながるものと考えています。

例えば、事業債の信用力判断のため定性的にESG要素を考慮しています。「規模」「財務構成」「収益力」「返済力」に着目した「定量モデル」をベースに、ESG要素を織り込んだ「定

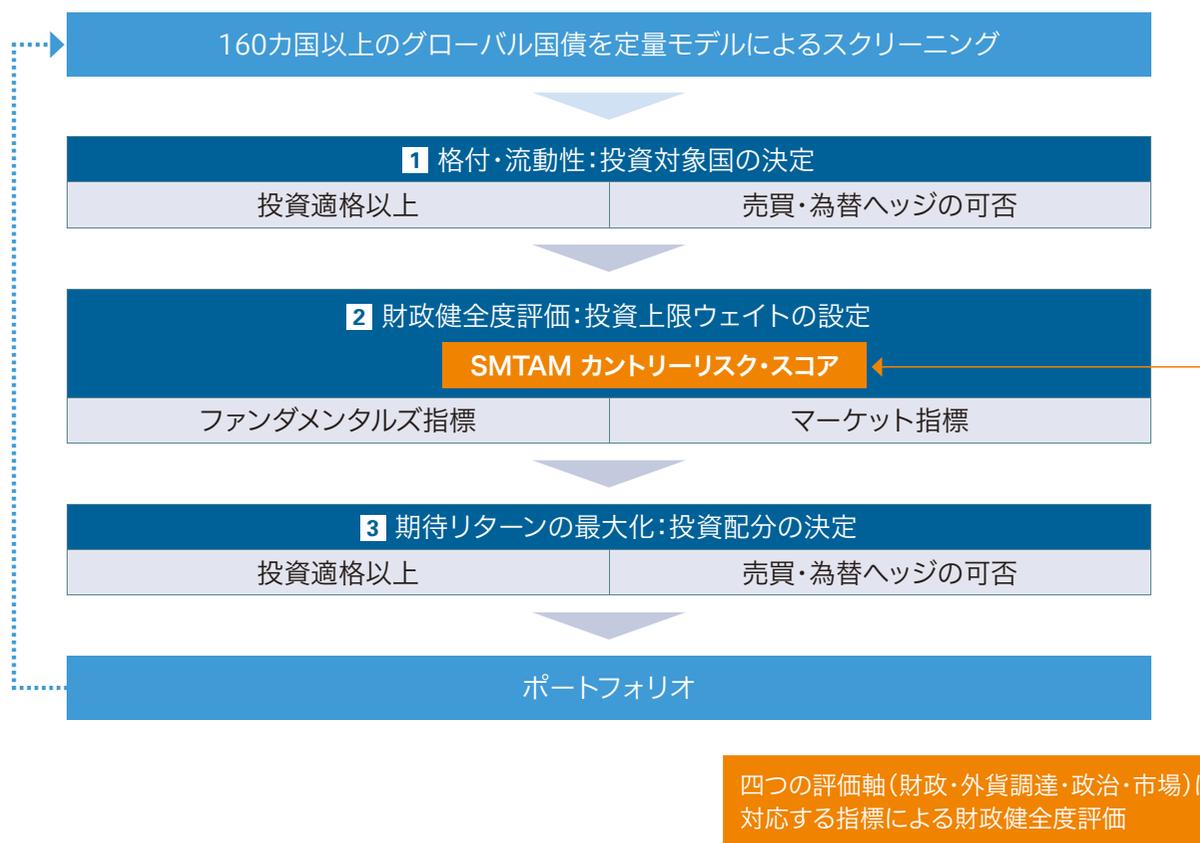
性判断」を加えることにより信用力判断を高度化しています。SMTAMでは資産運用においてESG課題を考慮することは、企業の持続的成長を促し、顧客の投資リターン最大化に資するものと考えています。これは、商品特性が異なるとはいえ、株式と債券で共通した方針とSMTAMでは考えており、債券担当クレジットアナリストと株式担当アナリストが投資先企業のESGに関する調査を個別に行うと同時に、相互に調査・エンゲージメント結果を密に共有しています。



国債運用へのESGインテグレーション

一方、事業債だけでなく、国債の運用においてもESGのうち「G(ガバナンス)評価」をインテグレートしています。国債においては、「政治=ガバナンス」が信用力に大きな影響を及ぼすとSMTAMでは考えており、ガバナンスへの着目は重要だと考えます。「ソブリンリスク考慮型・高インカム入れ替え戦略」は、各国債券の高いインカム収益を狙ったファンドです。このファンドではソブリンリスク(国家の信用リスク)を考慮したファンド運営をします

が、そのリスクの定性評価において国家の「ガバナンス」をスコア化する仕組みを取り入れています。具体的には七つの指標により「政治スコア」を算出し、ほかの三つの評価軸と合わせて総合的な評価をします。こうした取り組みにより、お客さまのリターンの中期的なアップサイドポテンシャル追求とダウンサイドリスクの抑制につながる運営としています。



3. 債券運用におけるESG情報の取り組み拡充

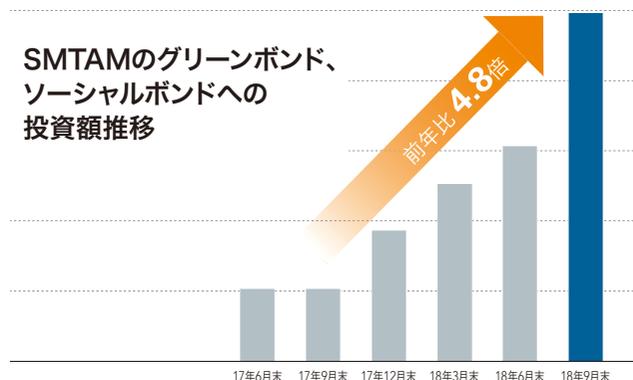
債券投資分野においてESG情報をインテグレートする動きは着実ですが、これまでは信用力に直接影響する可能性のある企業統治(G)がその中心でした。発行体の信用力(債務返済能力)が重視されることなどがその背景だと考えられます。

一方、環境問題(E)や社会問題(S)などが社債投資家を含む債権者の姿勢に変化を促す傾向もみられ始めています。例えば、温暖化ガスの排出量が問題視される石炭火力発電所への投資や融資については、欧米の金融機関を中心に消極化の動きが強まっています。

2018年に入り、国内大手金融機関においても同様の動きが目立ち始めました。これは「株主」ではなく「債権者」であるがゆえに可能なスチュワードシップ活動の一例です。国内の代表的な格付機関においても、PRIへの署名や、信用格付とESG情報の関係を明確化する動きがあることも考えると、債券運用においても、ESG情報を取り込む動きが強まってくるものと予想します。

SMTAMでは、債券運用においても発行体へのエンゲージメントの積み上げやESGインテグレーションの高度化、さらにはグリーンボンドなどへの投資を通じ、引き続きお客様のリターンの中期的なアップサイドポテンシャルの追求とダウンサイドリスクの抑制を目指していきます。

SMTAMのグリーンボンド、ソーシャルボンドへの投資額推移



エンゲージメント活動

1. 個社でのエンゲージメント活動

SMTAMでは、東証一部の時価総額カバー率90%を目標としてエンゲージメント先の拡張を行ってきましたが、2018年3月までにこれを達成しました。

90%を目指したのは、より多くの企業との対話を通じて企業の課題、その解決への道筋を共有しノウハウを積み上げることで、SMTAMのエンゲージメントの質的向上につなげていくためでした。

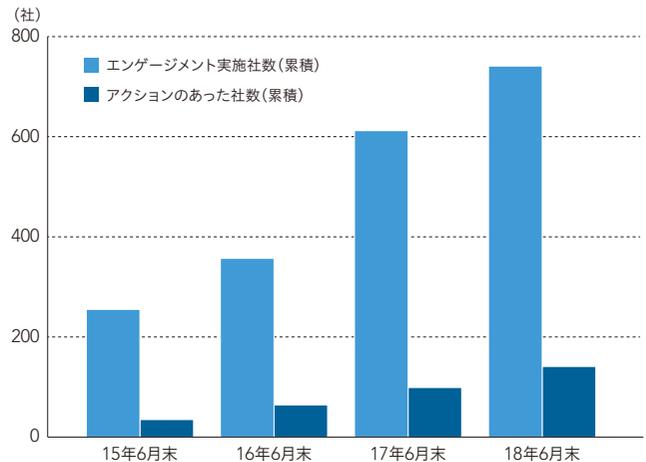
目標達成で量的拡大については一段落したと考えており、今後は一定の量的拡大を行いつつ、質の向上に努めていきます。

エンゲージメントの積み上げに連れて、その成果も、企業の具体的なアクションという形で着実に増えてきました。SMTAMは今後も、超過収益の獲得と市場全体の底上げを図ることにより、お客さまの中長期的な投資リターンの最大化を目指します。このため、投資先企業の持続的成長に対する課題の見極めとともに、中長期的な企業価値、ROE向上に資する活動を続けます。

ROE向上が「ゴール」だとすれば、そのプロセスはキャピタル・アロケーションの再考や、事業ポートフォリオの再編であると考えており、それらの具現化に向けたサポートとな

るべくエンゲージメント活動を行います。これはESGの要素で言えば「G」ですが、これに加えてROEを毀損させる可能性のある「気候変動問題の解決」や「労働慣行の是正」などにも働きかける必要があります。これらは「E」や「S」に該当するものです。SMTAMではESG課題の解決が企業価値、ROEの向上に資するものとしてエンゲージメントを推進していきます。

エンゲージメントと企業のアクション推移



CASE1 ガバナンス

取締役会の独立性、ダイバーシティ

対話の概要

輸送用機器メーカーA社の社外取締役は1名のみであるため、2017年6月総会において取締役選任議案に反対とした。取締役会の経営監督機能を高めるために独立した社外取締役を2名以上置くことが望ましく、また、ダイバーシティの観点からも改善の余地があるとの意見を述べて、2015年12月から検討予定のままとなっている独立社外取締役の増員について、検討状況を確認した。



企業の反応

社外取締役の増員について機関投資家の意向は認識しているものの、形式的な増員を行う考えはない。一方で、現時点では適任者が選定できておらず増員には至っていない。しかしながら、2017年6月総会の取締役選任議案で会長・社長に対する賛成率が70%台に落ち込んだことは重く受け止めており、取締役選任期間である2年を待つことなく、独立取締役を増員するように社内でも検討していきたい。



企業のアクション

2018年4月、社外取締役を2名増員(内1名は女性)、社内取締役を2名減員を発表。取締役会の構成は社内6名・社外3名となりガバナンス体制の改善がみられた。

CASE2 社会問題

クラスター爆弾製造企業への対応

対話の概要

韓国Hanwha社はベンチマーク組み入れ銘柄でクラスター爆弾製造に関わる数少ない企業の一つとなっている。SMTAMは2016年6月以降、懸念を表明し、継続的にエンゲージメントを実施している。最近では2018年9月、南北朝鮮融和ムードの高まりを受け、地雷除去事業強化も含めた事業の見直しの必要性を訴えた。



企業の反応

(従来)
投資家の意見としては理解するが、国策に反してまで事業撤退は難しい。(2018年9月)
投資家の懸念への認識、および事業撤退についても検討課題であると認識している。



SMTAMの方針

会社の姿勢には徐々にではあるが変化の兆しがある。今後も、クラスター爆弾製造からの撤退に向けエンゲージメントを継続する。

2. 協働でのエンゲージメント

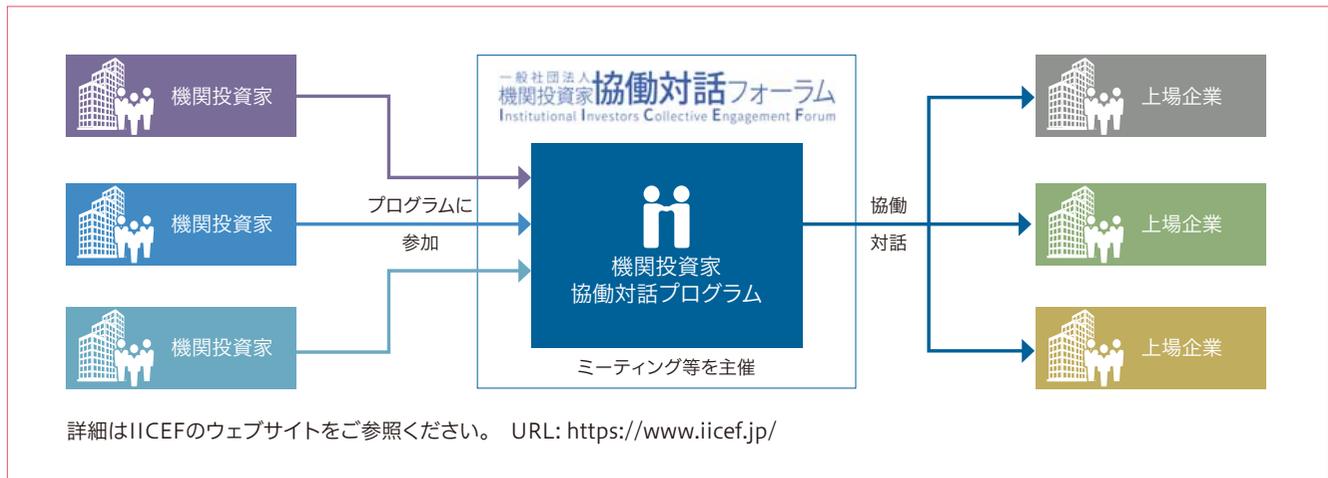
一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム(以下、IICEF)は、2017年5月の日本版SSC改訂(指針4-4)を踏まえ、複数の機関投資家による企業との建設的な協働対話(協働エンゲージメント)の支援を目的に、2017年10月に設立されました。SMTAMは設立当初から参加しています。

IICEFが主宰する「機関投資家協働対話プログラム」では、参加している機関投資家間で投資先企業の課題を議論し、建設的な対話に資する共通のアジェンダ(対話の議題)を設定、選定したアジェンダごとに対話先企業へ

IICEF

機関投資家協働対話フォーラムを
通じた協働エンゲージメントを開始しました。

のレターを送付し、協働でエンゲージメントを行います。SMTAMでは、個別のエンゲージメントを補完する形で、今後も積極的に取り組んでいく方針です。



責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)は、国際連合が2006年に公表し、加盟する機関投資家等が投資ポートフォリオの基本課題への取り組みについて署名した一連の投資原則です。世界経済で大きな役割を果たす投資家等が、投資を通じて環境問題(E)や社会問題(S)、企業統治(G)について責任を全うする際に必要な六つの原則を明示しています。SMTAMおよび日興アセットマネジメントは2006年に署名しました。2017年10月に開催されたPRI日本ネットワーク全体会合においてSMTAMは副議長を輩出しました。また、2018年3月、SMTAMがリード役となり、シンガポールのパーム油生産会社に対しエンゲージメントを実施しました(61頁参照)。

2017年12月の気候変動サミット(One Planet Summit)において、PRIと世界4地域の機関投資家団体の主導する新たなイニシアティブ「**Climate Action 100+**」に、世界の225の機関投資家が参加しました。SMTAMはこれに署名し、この枠組みを有効に活用して、気候変動に関するグローバルなESGエンゲージメントを積極的に推進しています。2018年4月、ローンチイベントが東京で開催され、スチュワードシップ推進部長の堀井が講演を行ったほか、2018年6月、SMTAMがリード役となりタイの企業(タイ石油公社)に対しエンゲージメントを開始しました。

PRI

PRIベースの活動にも引き続き注力し、リードマネージャーを担うなどの実績を積み上げました。

Climate Action 100+

Climate Action 100+に署名し、ローンチイベントへの参加、エンゲージメントなどを行いました。

CASE1 気候変動

パリ協定への対応

対話の概要

米国Occidental Petroleum社は、Occidental Petroleum Corporationの化学部門を担う企業グループであり、基礎化学品および特殊化学品を製造・販売する電解化学メーカー。SMTAMは2018年5月、パリ協定での温暖化2°Cシナリオへの取り組み状況や、生産時に発生するメタンガス排出・燃焼の減少状況に関する開示を求める株主提案に賛成した旨を伝えた上で、会社側の見解を確認した。



企業の反応

温暖化への取り組みについては、マネジメントが外部専門家との定期的な会合を行うなど対応を進めている。現在、気候変動への方針をまとめており年内にそれらを開示する方針。また、メタンガスに関しては、天然ガス採掘時に大きな発生源とならないよう設備投資を行っており、既存のプロジェクトでは懸念はない。新鉱区などでは、一定のガス放出が必要な場合があることから、基準を設けてコントロールしていく。



SMTAMの方針

両問題に対して会社側の対応姿勢が確認できたものの、こうした株主提案が出され、65.7%と多くの賛成票を集めて可決されているのは会社側の情報開示が不十分なことも一因との意見を述べ、今後の情報開示拡充が重要であるとの意見を述べた。

CASE2 気候変動

パーム油生産規制の対応

対話の概要

シンガポールWilmar社はパーム油生産会社である。SMTAMは2018年3月、PRIワーキンググループを通じた協働エンゲージメントにおいて、欧州での規制強化で輸出がストップするリスクがあること、生産継続のためには業界他社も巻き込んだ、より積極的な情報開示を行っていくべきとの意見を表明して会社側の見解を確認した。



企業の反応

生産現場における労働環境の改善のため、マレーシアパーム油生産認証委員会および「適正な農村生活イニシアティブ」(NGO: Forum for the Future 主宰)が協働して進めている活動に参画する。後者には、ほかの業界大手各社も参加している。特に、児童労働、また移民労働におけるパスポート保管問題等を中心的な課題と捉え、PRI事務局と協議しながら課題解決に向けた活動を行っていく方針。



SMTAMの方針

労働環境改善、およびそれを通じた事業の継続性維持に向けた取り組みは確認できた。今後は、その実効性確認のため、エンゲージメントを継続する。

CASE3 情報開示

ビジネスモデルの持続性に関するマテリアリティの特定と開示(IICFを通じた活動)

対話の概要

積極的にCSR、ESG(環境・社会・ガバナンス)に取り組むとともに、日本企業の中でも先進的にESGに関する非財務情報の統合的な開示に取り組んでいる企業の中で、「ビジネスモデルの持続性に関するマテリアリティの特定と開示」を充実することにより、長期投資家からの事業の持続的成長に対する確信がより一層強まる可能性のある企業を対象に、レターを送付しエンゲージメントを実施した。



SMTAMの方針

統合報告書のコンテンツなど情報開示のあり方などについて、示唆のあるエンゲージメントができていく。個社のエンゲージメントとの関係に留意しながら、またアジェンダあるいは投資先企業ごとに対応を考えつつ、協働エンゲージメントを活用していく。

3. グローバルなESGエンゲージメントについて

SMTAMでは、ESG課題に対するさまざまなエンゲージメント活動をグローバルに展開しています。

経験豊富なリサーチ・アナリストとスチュワードシップ推進部の専任担当者による個別のボトムアップのエンゲージメントに加え、PRI署名団体やISS-Ethix、機関投資家協働対話フォーラムを通じたトップダウンの協働エンゲージメントを有効に活用し、投資先企業に重要なESG課題の取り組みを促していきます。

活動のテーマとしては、①PRI等に基づく活動、②国際規範に基づく不祥事等に対処する活動、③企業経営の効率化や秀でたコーポレート・ガバナンス構築を求めていく活動、が軸となります。エンゲージメント・テーマならびに活動内容は、下表にある通りです。SMTAMは、これらの活動に積

極的に参加し、ワーキンググループ内で一定の知見のある活動では、参加グループの推進役(リード・マネージャー)を担うなど、ESG課題を持つ企業のリスク抑制に効果的かつ効率的に取り組んでいます。

エンゲージメントの参加テーマは、グローバルな課題として認識されているSDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)と密接な関係があります。

SMTAMでは、そのうち企業活動に重要なインパクトを与えると考えているテーマについて重点的に取り組むことにしています。環境面では「気候変動」や「水資源の問題」、さらにその気候変動に関する影響について開示を求めるTCFDの枠組みによる情報開示に関する取り組み、ガバナンス改革推進ではその課題の一つである「ダイバーシティ」に関する取り組みを当面の重要課題としています。

PRIに基づく活動

エンゲージメント・テーマ名	具体的な活動内容	関連するSDGs目標
パーム油	パーム油に係る環境・人権問題の改善を目指し、情報開示を促すとともに定期的な進捗モニタリングを行う。SMTAMはWGのリード・マネージャーを担当。	15 陸の豊かさも守ろう、1 貧困をなくそう、8 豊かになり続けよう、9 産業・科学の革新を促そう、12 つぶやみ消費をしよう、13 気候変動に具体的な対策を、16 平和と公正な社会を築こう、17 パートnership 開発を促そう
森林資源保全	林業・天然ゴム・畜産・穀物産業における熱帯森林への影響の開示および改善を求める活動。SMTAMは先導役のアドバイザー・コミッティに参加。	15 陸の豊かさも守ろう、1 貧困をなくそう、8 豊かになり続けよう、9 産業・科学の革新を促そう、12 つぶやみ消費をしよう、13 気候変動に具体的な対策を、16 平和と公正な社会を築こう、17 パートnership 開発を促そう
Climate Action 100+	温室効果ガスの排出量が多いグローバル企業100社に対して気候変動への対応を求める活動。PRIでリード・マネージャーを務めた経験・ノウハウを生かし、日本企業のほか海外企業のエンゲージメントにも参加。(60頁参照)	13 気候変動に具体的な対策を、7 再生可能エネルギーを拡大しよう、9 産業・科学の革新を促そう、11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 つぶやみ消費をしよう、16 平和と公正な社会を築こう、17 パートnership 開発を促そう
水資源リスク	グローバル消費財(飲料・食品・アパレル等)企業に対し、水資源リスクへの対応(ウォーター・スチュワードシップの確立)を促す活動。SMTAMはリード・マネージャーを担当。	6 安全な水とトイレを世界中に、14 海の豊かさも守ろう、9 産業・科学の革新を促そう、11 持続可能な都市とコミュニティを築こう、12 つぶやみ消費をしよう、15 陸の豊かさも守ろう、17 パートnership 開発を促そう
水産・畜産業関連イニシアティブ(FAIR)	大手食品会社や小売業を対象とした、食品のサプライチェーンにおける環境・社会・健康課題への対応を求める活動。	2 飢餓をゼロに、1 貧困をなくそう、3 持続可能な健康を築こう、9 産業・科学の革新を促そう、10 人や国の不平等をなくそう、12 つぶやみ消費をしよう、13 気候変動に具体的な対策を、17 パートnership 開発を促そう

国際規範に基づく不祥事に対処する活動

エンゲージメント・テーマ名	具体的な活動内容	関連するSDGs目標
ISS-Ethixを活用したエンゲージメント活動	人権・労働・汚職等の国際規範抵触企業に対して事態の改善を求める活動。	8 働きがいも経済成長も、7 持続可能なエネルギーを拡大しよう、9 産業・科学の革新を促そう、10 人や国の不平等をなくそう、12 つぶやみ消費をしよう、15 陸の豊かさも守ろう、16 平和と公正な社会を築こう、17 パートnership 開発を促そう

企業経営の効率化や秀でたコーポレート・ガバナンスの構築を求めていく活動

エンゲージメント・テーマ名	具体的な活動内容	関連するSDGs目標
ダイバーシティ30%クラブ(英国)30%コアリション(米国)	女性取締役比率の30%への引き上げといった女性の社会進出、また広く人材活用の観点からダイバーシティ(多様性)を促す活動。	5 ジェンダー平等を実現しよう、10 人や国の不平等をなくそう、16 平和と公正な社会を築こう、17 パートnership 開発を促そう
医薬品アクセス	グローバル大手製薬会社に対し、発展途上国における医薬品アクセス向上を求める活動。同エリアにおける医療サービスに関する認識を高め、ビジネス展開を促す。	3 すべての人に健康と福祉を、9 産業・科学の革新を促そう、10 人や国の不平等をなくそう、17 パートnership 開発を促そう

PRIへの対応方針

PRI(責任投資原則)への積極的な関与

国連機関が主導して制定されたPRIは、機関投資家の意思決定プロセスにESGを考慮することをうたったものです。発足した2006年4月は100機関が署名し、運用資産総額6.5兆米ドルでしたが、2018年4月時点では署名機関数は1,918、運用資産総額は約82兆米ドルまで増加するなど、その位置付けは重要性を増しています。

SMTAMは2006年5月に署名し、六つの原則に則った方針を策定し、最新の動向を踏まえた取り組みを行ってきました。また、PRIはこれらの六原則に関するコミットメントや進捗状況について署名団体の報告に基づいて評価(最高A+、最低E)しています。SMTAMは、右表の通り総じて良好な評価を得ており、総合評価では4年連続で「A+」を獲得しています。

SMTAMは、今後もPRIへの積極的な関与を続けるとともに、評価の維持・向上にも取り組んでいきます。

SMTAMに対するPRIアセスメント状況

		2018
責任投資へのアプローチ(総合評価)		A+
上場株式における責任投資への統合状況		A+
上場株式における アクティブ・ オーナーシップ	エンゲージメント	A+
	議決権行使	A
		A
債券投資における 責任投資	国債等	A
	社債等	A

原則1

私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。

当社は、投資先企業の持続的な企業価値の維持・改善を見極める目的から経営の徹底度合い、戦略実行力や改革力など非財務情報を分析・評価、さらにその分析・評価によって得た知見を運用に活用する取り組み(ESGインテグレーション)を推進します。

原則2

私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れます。

当社は、ESG課題に配慮したエンゲージメントおよび議決権行使を実施、その活動を通じ投資先企業に対してESG課題への適切な取り組みを促します。

原則3

私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。

当社は、投資先企業に対しESG課題について適切な開示を求めます。

原則4

私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います。

当社は、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように、投資先企業とのエンゲージメントや啓発活動を積極的に推進します。

原則5

私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。

当社は、本原則を実行する際の効果を高めるため、本原則が主宰するワーキンググループへの参加やESG課題解決を目的として設立された署名団体に関与し、内外運用機関との連携を行います。

原則6

私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

当社は、本原則を実行し、その活動状況や進捗状況に関して本原則で求められる報告書を作成し報告しています。

不動産業務 における ESG課題への 取り組み

不動産は環境、社会、経済の三側面に大きな影響を及ぼしていることから、SDGs達成に向けた統合的取り組みはこれら三側面の持続可能性(サステナビリティ)向上に大きな効果をもたらすものと考えられます。

当グループでは、エネルギー効率性、資源効率性の高い都市や建築物、生産効率改善に貢献する建築物といった環境配慮不動産の普及拡大を目指します。高い環境性能などがもたらす収益の向上やリスクの低減によって不動産の価値向上に資する取り組みを推進していきます。



実現に向けた課題

- 不動産の環境性能の「見える化」
- 環境不動産の付加価値の「見える化」
- 不動産マーケットにおける環境不動産の付加価値の認知度向上
- 付加価値創出に向けた企業の取り組み拡大

課題解決のための基本戦略

- CASBEE-不動産、CASBEE-街区等、環境性能認証の取得を支援する。
- 建築コンサルティングや補助金採択支援を通じて環境配慮建築の実現を支援する。
- 各種委員会や講演会を通じて環境不動産に関する普及啓発活動を行う。
- グリーン金融、環境不動産ファンド等、環境不動産普及につながるビジネスを創出する。

課題解決に向け設定した目標、KPI

- 環境性能認証の取得支援 年間 20件以上(これまでの累計91件)
- 環境配慮建築の実現支援 年間 2件以上(これまでの累計12件)
- 環境不動産の普及啓発活動(投稿・講演等) 年間 10件以上(これまでの累計150件以上)

環境
(エネルギー、水、資源、生物多様性等)

社会
(屋内環境、健康・快適、安全・安心等)

経済
(不動産価値、企業価値等)



環境不動産が求められる背景

2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。世界的な平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えること等が目標として掲げられました。

国内の政策面では、2015年に建築物省エネ法が公布され、2,000m²以上の非住宅建築物については、新築時に省エネルギー基準に従うことが義務付けられました(2017年施行)。一方、サステナブル建築物等先導事業等、環境性能の高いプロジェクトに対して国が補助金交付等を行う仕組みについても充実しつつあります。

世界の投資・金融セクターにおいては、地球環境問題への対応は不可欠な課題と認識されています。2006年に国連の主導でESG(環境・社会・ガバナンス)に配慮した投資の世界的なプラットフォームである責任投資原則(PRI)が提唱され、欧米の機関投資家など1,900を超える機関が署名しています。また国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)においては国内外で200を超える銀行・保険・証券会社等が、ESGへの配慮を統合した金融システムへの転換を進めています。2015年には日本の年金積立金管理

運用独立行政法人(GPIF)がPRIに署名したことも、大きな動きといえます。(当グループはPRIとUNEP FIについて、発足当初に署名を行っています。)

さらに2009年には、欧州の主要年金基金を中心にGRESB(グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク、「グレスビー」等と読みます)という、不動産セクターのサステナビリティ(持続可能性)を測るベンチマークが創設され、投資判断に活用されています。2018年には日本からのGRESB評価への参加者が61となり、このうち不動産投資法人(J-REIT)は38社で、J-REIT市場時価総額の約89%に達しています。

国内投資・金融セクターにおいても2015年、責任ある投資家の諸原則(日本版ステewardシップ・コード)について200を超える機関が受け入れを表明するとともに、上場会社のサステナビリティへの対応を原則に含むコーポレートガバナンス・コードが東京証券取引所の有価証券上場規程の別添として適用が開始されています。

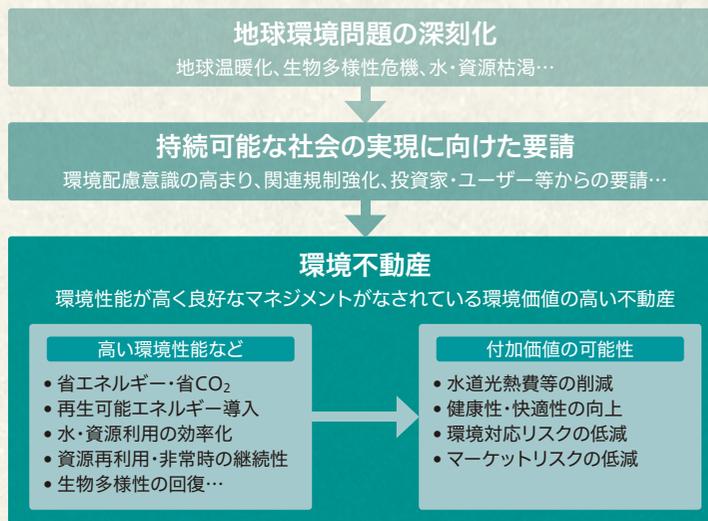
今まさに、不動産においても環境への配慮が求められるものといえます。

環境不動産とは

地球環境問題の深刻化が指摘されるなかで、持続可能な社会の実現に向けて、不動産についても環境への配慮が求められています。

環境に配慮し、「環境性能が高く良好なマネジメントがなされている環境価値の高い不動産」は、「環境不動産」と呼ばれています。

当グループは、環境不動産が、その高い環境性能などがもたらす収益の向上やリスクの低減を通じて、通常の不動産よりも高い付加価値を持つ可能性があると考えています。



環境不動産ビジネスラインアップ

1. 「CASBEE-不動産」認証申請支援コンサルティング

CASBEE-不動産に関する取り組み

CASBEE-不動産は、建物の環境性能評価が不動産マーケットで広く普及することを目的として、2012年に開発されたシステムです。CASBEE-建築(新築・既存等)などそれまでのCASBEE®との整合を保ちながら、評価項目を大幅に絞り、かつ海外の環境性能評価との読み替えも考慮した内容となっています。

CASBEE-不動産は、GRESB(65頁参照)の評価にも利用できることから、サステナビリティ(持続可能性)に敏

感な不動産投資法人、不動産会社などを中心に活用が広がっています。

持続可能な開発目標(SDGs)や環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する取り組みを示しやすい評価項目の構成となっています。

三井住友信託銀行は、(一財)建築環境・省エネルギー機構が主催する「CASBEEと不動産評価検討小委員会」の幹事としてCASBEE-不動産の開発に参画しています。

ご参考 CASBEE-不動産の評価項目(オフィスビルの場合)

エネルギー・温暖化ガス	目標設定とモニタリング/省エネ基準/運用管理体制、使用・排出原単位(計算値)、 使用・排出原単位(実績値) 、自然エネルギー
水	目標設定とモニタリング/運用管理体制、水使用量(計算値)、 水使用量(実績値)
資源利用/安全	新耐震基準適合等、高耐震・免震等、 再生材利用 、躯体材料の耐用年数、主要設備機能の更新必要間隔/設備(電力等)の自給率向上/維持管理
生物多様性/敷地	特定外来生物等を使用しない、 生物多様性の向上 、土壌環境品質・ブラウンフィールド再生、公共交通機関の接近性、自然災害リスク対策
屋内環境	建築物環境衛生管理基準等クリア 、昼光利用、自然換気機能、眺望

※下線は必須項目(評価のためには必須項目をクリアする必要あり)

※赤色の文字は国連環境計画 持続可能建築と気候変動イニシアティブ(UNEP SBICI)が検討する世界共通指標に関連する項目

CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティング

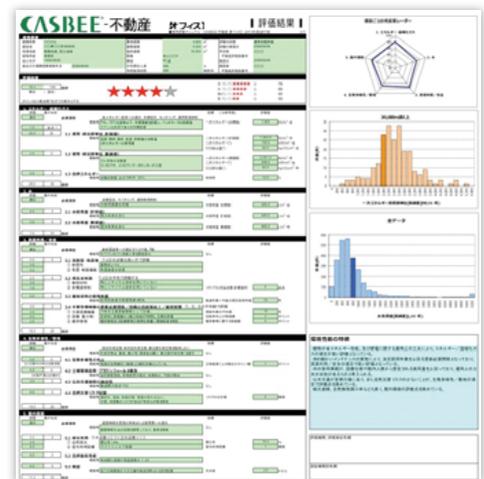
三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務を展開しています。

認証申請を行う不動産の選定などを支援するとともに、CASBEE不動産評価員の有資格者が不動産の環境性能評価を実施し、認証機関への認証申請をサポートします。

CASBEE-不動産による課題発見と改善に向けた提言

三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の評価と合わせて、環境性能の向上に向けた課題の発見や、その改善に向けた取り組みに関する提言も行っています。

今後も環境不動産普及ビジネスの中で、このシステムを活用したサービスを提供していきます。



CASBEE-不動産評価シート

TOPIC

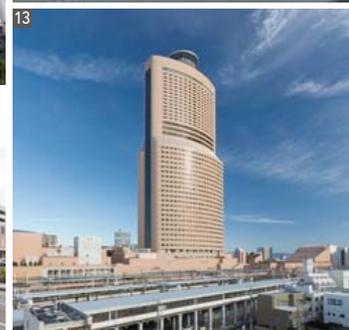
三井住友信託銀行本店ビルもCASBEE-不動産のSランク認証を取得しました

CASBEE-不動産の利用可能範囲を広げるため、これまでオフィスビルから商業施設、物流施設へと対象用途を拡大してきましたが、2016年12月からは区分所有建物も評価対象となりました。その第1号として、三井住友信託銀行本店ビル(地下3階~地上13階部分)がCASBEE-不動産 Sランクの認証を受けました。



CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティングの例

所有者	建物名称	ランク	認証日
株式会社三越伊勢丹 ホールディングス	1 伊勢丹新宿本店	S	2016/3/4
	2 三越日本橋本店	S	2016/3/4
トーセイ株式会社	3 虎ノ門トーセイビル	A	2015/9/26
日本リテールファンド 投資法人	4 イオン那覇ショッピングセンター	S	2018/2/28
	5 イトーヨーカドー四街道店	S	2018/2/28
プレミア投資法人	6 NTTクレド岡山ビル	S	2018/3/28
	7 五反田NTビル	A	2018/3/28
アクティビア・プロパティーズ 投資法人	8 A-PLACE品川東	S	2018/10/1
	9 A-PLACE恵比寿東	A	2018/10/1
イオンリート投資法人	10 イオンモール鹿児島	S	2018/3/20
GLP投資法人	11 GLP尼崎	S	2018/8/31
産業ファンド投資法人	12 IIF福岡箱崎ロジスティクスセンターII	S	2018/7/12
オリックス不動産投資法人	13 浜松アクトタワー	S	2018/3/29



2. 「CASBEE-街区」認証申請支援コンサルティング

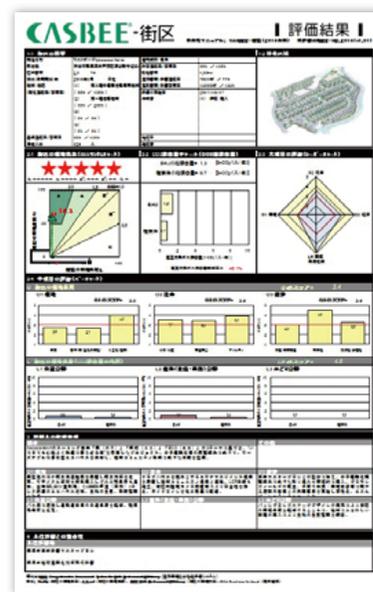
CASBEE-街区とは

CASBEE® (建築環境総合性能評価システム)とは、国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている、建物や街づくりを対象とした環境性能評価システムです。CASBEE-建築、CASBEE-不動産などのツールがあります。

CASBEE-街区は、CASBEE®のさまざまなツールの中でも、住宅地や商業地などの面的な開発(街づくり)を対象とした環境性能評価です。

環境・社会・経済の三つの側面からみた環境品質とともに、環境負荷の低減が評価されます。

持続可能な開発目標(SDGs)や環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する取り組みを示しやすい評価項目の構成となっています。



三井住友信託銀行は、CASBEE-街区による環境性能の評価や、認証申請手続きに関する助言、審査対応支援等の支援業務を行っています。

事例紹介A

リストガーデンノココタウン

横浜市戸塚区の大規模エコタウン「リストガーデンノココタウン」が2018年7月、CASBEE-街区としては初めての評価認証を最高ランク(Sランク)で取得しました。

CASBEE-街区の認証結果は公表され、雑誌等での紹介やモデルルームでの展示などを通じて、「良質な住まいの提供」「街の活性化」「積極的な地域社会への貢献」などのアピールに役立っています。



3. 建築時における環境配慮に向けたお手伝い

三井住友信託銀行は、我が国初の土地信託を1980年代に商品化し、ビルやマンションなど多くの不動産開発や運営に携わっており、それらの経験を生かした建築コンサルティングのサービスを提供しています。

この建築コンサルティングのサービスにおいて、お客さまのご希望に応じてビルなどへの省エネシステム導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用など、環境配慮に関するアドバイスも行っています。

建築時における環境配慮に向けたお手伝いの例

会社名	所在地	用途	階数	延床面積	目標ランク
クラリオン	埼玉県	本社事務所・研究所	地上10階、塔屋1階	約19,000m ²	A(認証済)
八千代銀行	東京都	本店 ^{※1}	地上9階	約7,700m ²	S(認証済)
中央労働金庫	東京都	本店	地下1階、地上9階、塔屋2階	約6,000m ²	A(自主評価)
	神奈川県	事務所	地下1階、地上7階、塔屋1階	約10,000m ²	B+(届出)
イオンモール	東京都	商業施設	地上5階	約150,000m ²	A(認証済)
フジ	愛媛県	商業施設	地上3階	約140,000m ²	B+(認証済)
イトーヨーカドー	神奈川県	商業施設	地上4階	約29,000m ²	B+(届出)
東洋製罐グループホールディングス	東京都	事務所 ^{※1}	地下2階、地上21階、塔屋1階	約72,400m ²	S(認証済)
ダイキン工業	大阪府	事務所・研究開発施設 ^{※1}	地下1階、地上6階	約48,000m ²	S(自主評価)
広島マツダ	広島県	事務所、展望所、物販、飲食店 ^{※1}	地下2階、地上14階	約11,500m ²	A(届出)
アンリツ	神奈川県	事務所 ^{※2}	地上7階	約28,000m ²	S(自主評価)
島根銀行	島根県	本店 ^{※1}	地下1階、地上13階	約12,000m ²	S(自主評価)

※1 国土交通省 サステナブル建築物等先導事業に採択

※2 経済産業省 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業に採択

環境問題に対する関心の高まりから、最近では建築環境総合性能評価システム(CASBEE[®]※)の認証や自主評価を目指す案件も多くなってきました。また、国土交通省「サステナブル建築物等先導事業」(旧住宅・建築物省

CO₂先導事業)や経済産業省「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業」に採択された事業もあります。

※国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム



事例紹介B

島根銀行本店建替工事

創業100周年をまたぐ新店の建設プロジェクトです。地域の低炭素社会および地域防災に貢献する「GREEN BANKしまぎん」の一環として、地域防災に貢献する非常時自立型省エネビルを建設しています。照明の輝度制御と外壁ルーバー、ブラインド制御を組み合わせる理想的な視環境を実現する「アピアランス制御システム」、日本海側気候に適した省エネ空調である「ツインコーナーエコボイド」、BEMS(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)とデジタルサイネージを用いてエネルギーの見える化を実現する「グリーンプラザ」といった取り組みと合わせて、被災状況に応じた自立システムを構築し、灯りと情報を絶やさない災害に強いまちづくりに貢献します。

(平成26年度第1回住宅・建築物省CO₂先導事業(現:サステナブル建築物等先導事業)採択)

4. スマートタウン・スマートシティの価値「見える化」と構想策定支援

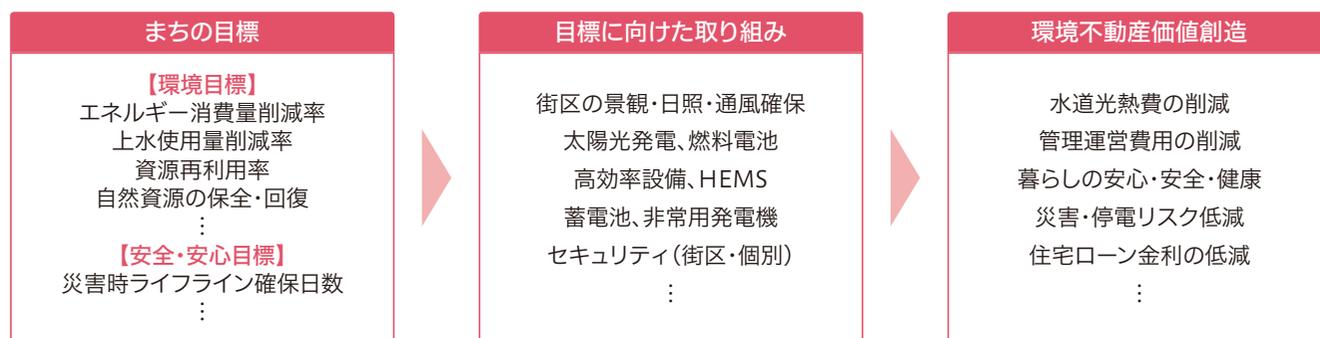
近年、「電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの『面的利用』や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代の社会システムである『スマートコミュニティ』（以上、経済産業省ホームページより）のシステムを取り入れたスマートタウン・スマートシティの実現が、地域開発にあたっての重要なポイントとなっています。

スマートタウン・スマートシティ実現のためには、基本構

想段階から環境面・社会面・ガバナンス面(ESG)における街の目標を明確に定めるとともに、コストアップに応じた経済的な付加価値を実現させる必要があります。

三井住友信託銀行はスマートタウン・スマートシティのプロジェクトに関して、環境貢献などのさまざまな取り組みを経済的な付加価値に結び付けるフレームワークの構築や、事業構想の策定をお手伝いさせていただくほか、住宅ローンなどの金融機能の提供を通じて事業の実現をサポートしています。

スマートタウン価値「見える化」のイメージ



事例紹介C

藤沢サステナブル・スマートタウン

「Fujisawaサステナブル・スマートタウン」は、パナソニック株式会社が同社藤沢工場跡地にて事業進行中のスマートタウンです。

パナソニック株式会社、藤沢市と、三井住友信託銀行を含む11社のパートナー企業が連携して事業を進め、2014年春にまち開きを迎えています。

三井住友信託銀行は、スマートタウン評価指標(環境不動産価値)の設計、専用の環境配慮型住宅ローンの商品企画などの役割を通じて、この事業に参画しています。

本事業におきましても、タウンマネジメントを含めた地域単位での総合的な省CO₂の取り組みが評価され、平成25年度第1回住宅・建築物省CO₂先導事業(現:サステナブル建築物等先導事業)に採択されています。



提供する価値

環境不動産の付加価値 ① — 不動産の「収益性」から導かれる付加価値

不動産の環境配慮を考える場合、よく「コストが余分にかかるから投資がしづらい」といった声が聞かれますが、不動産投資における価格の理論を踏まえると、環境不動産は追加コストに見合った、あるいはそれ以上の付加価値を生み出す可能性があると考えられます。

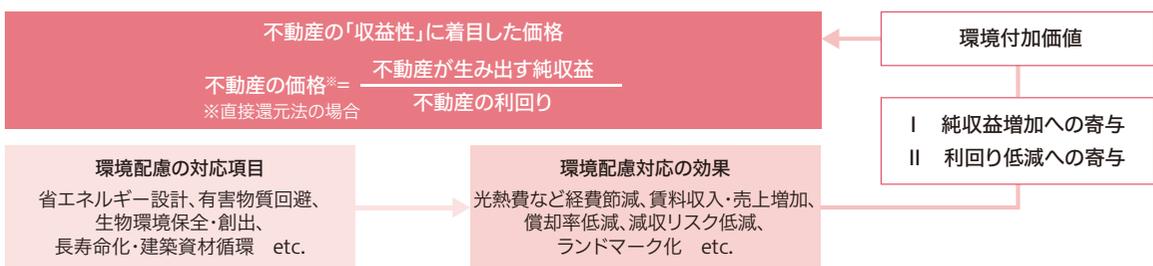
不動産を収益性(どれだけ収益をどれくらい安定的に生み出すか)という観点で見た場合、その価格は、不動産が生み出す純収益(収入-費用)を不動産の利回りで割ることによって求められます。賃料収入などの総収入が多いほど、また水道光熱費や維持管理費などの費用が少ないほど、純収益が増加して不動産価格は高く評価されます。また収益の変動リスクが少なく安定性が高い資産ほど、投資家が要求する利回りは下がるため、不動産価格は高く評価されることとなります。

環境不動産は、省エネルギー効果による水道光熱費の減少や、使用部材の耐久性向上による維持管理費の減少などが純収益の増加につながる可能性があるほか、オフィス環境の向上による生産性の向上や、建物のイメージ向上効果などが賃料アップの要因となるため総収入の増加をもたらす、純収益の向上につながる可能性もあります。

さらに環境不動産は、将来の環境関連の課税強化や規制強化などの影響を受けにくいことから、不動産の利回りに含まれる環境リスクが低減するほか、長寿命化による償却率の低減や環境配慮によるイメージ向上効果が不動産の利回りの低減につながる可能性があります。

以上のような理由から環境不動産が付加価値を持つようになる三井住友信託銀行は考えています。

環境付加価値概念図(1) 不動産の「収益性」に着目した価格



環境付加価値概念図(2) 純収益への反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討 (東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

環境付加価値概念図(3) 利回りへの反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討 (東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人)より一部改訂

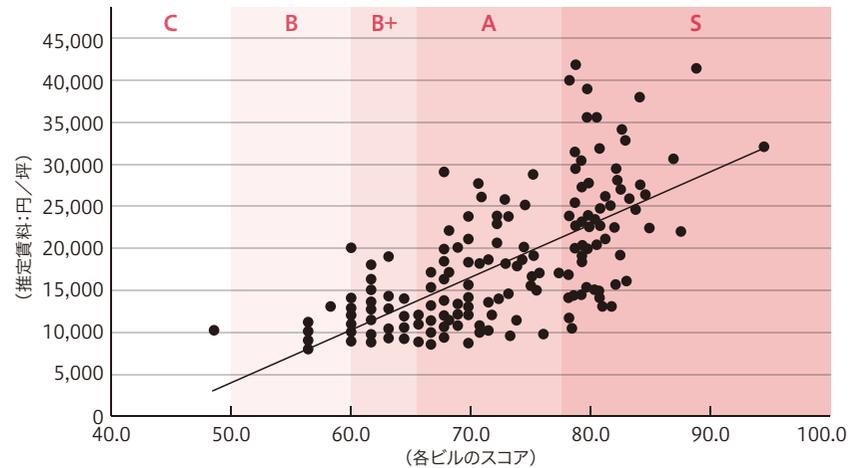
環境不動産の付加価値 ② —付加価値の「見える化」に向けて

CASBEE経済効果調査

日本において、建物の環境性能とその経済効果との相関性を示した研究成果が少ないことから、三井住友信託銀行は一般社団法人 日本サステナブル建築協会の「スマートウェルネスオフィス研究委員会」経済効果調査ワーキンググループのリーダーとして、CASBEE®（建築環境総合性能評価システム）を用いた経済効果調査を実施しました。この調査では、CASBEE®という、日本で開発・普及が進められている環境性能の総合評価ツールによる認証や評価を受けているビルと、これを受けていないビルを対象に分析を行いました。その結果、「CASBEE

の認証や届出を行ったビルは都市全体の平均賃料に比べて賃料が約3.6%高い」「CASBEEスコア(100点満点換算)1点あたり、賃料が約0.5%高い」といった可能性が示唆されました。この成果は各種シンポジウムや日本建築学会大会などで発表されています。

CASBEEスコアと賃料の相関関係(単回帰分析)



一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

平均賃料の比較



一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

CASBEEビルに関する重回帰分析の結果一覧

CASBEE評価値等	サンプル数	係数	平均賃料比
CASBEEフラグ(CASBEE評価の有無)	517	564.160	+3.64%
CASBEEランク(5段階の評価ランク)	517	263.525	+1.70%
CASBEEスコア(100点満点の評価スコア)	183	78.974	+0.46%
サービス性能(Q2)スコア	183	1702.667	+9.9%
知的生産性評価	180	319.318	+1.86%

一般社団法人 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会報告書(平成26年度)」をもとに作成

環境不動産に関する三井住友信託銀行の取り組み

三井住友信託銀行は、信託銀行としての幅広い取引基盤を生かし、不動産仲介や証券化、コンサルティング、鑑定評価から投資事業まで、グループの総合力を生かし、専門性の高い事業を幅広く展開しています。

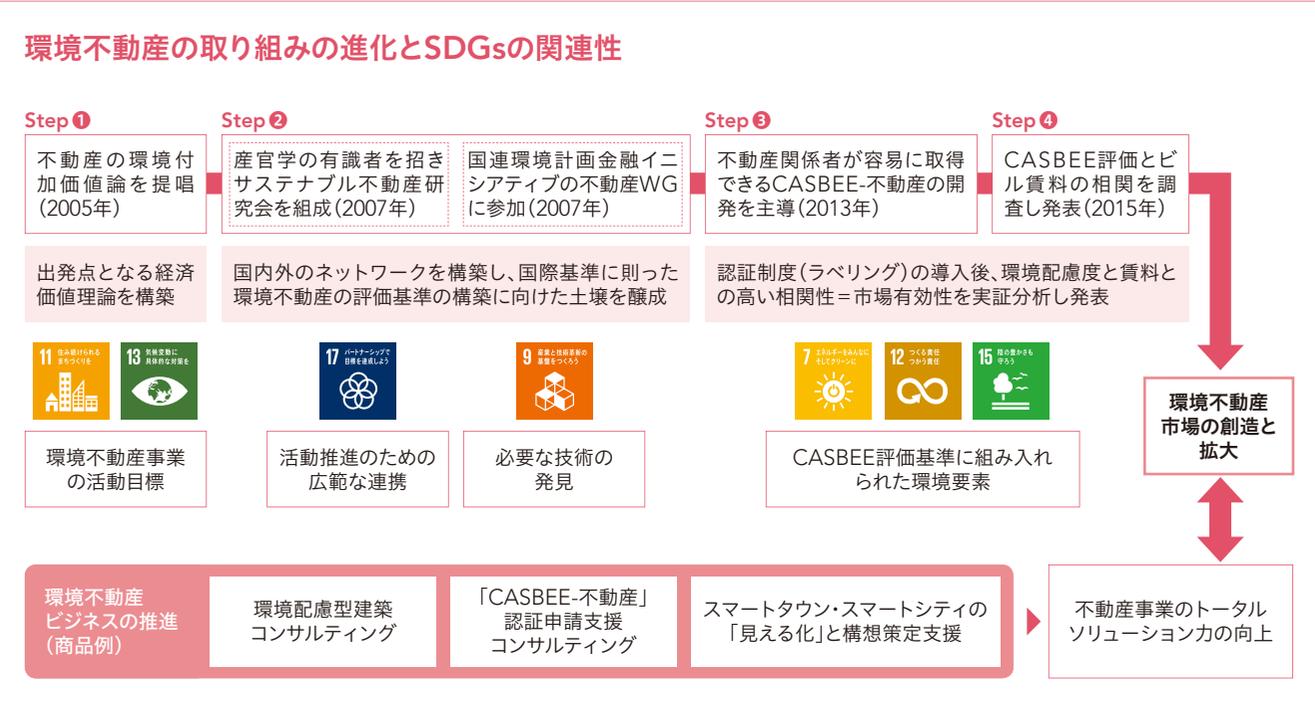
環境不動産に関しては2005年、環境不動産のもたらす付加価値に関する論文の発表を皮切りに、「環境性能」と

それに伴う「付加価値」を分かりやすく示すことを中心に、多くの提言を行ってきました。

2010年には国内金融機関として初めて、環境不動産の専任組織を設置しました。不動産事業の高度なビジネス基盤に加え、環境不動産のパイオニアとしての取り組みを通じて、環境不動産の普及に向けたビジネスを展開しています。

環境不動産のパイオニアとしての主な取り組み

<p>【スタート】 東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文『不動産に関する「環境付加価値」の検討』で最優秀賞受賞(2005年、71頁参照)</p>	<p>【CASBEEに関する取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> CASBEEと不動産評価検討小委員会幹事(2007年～)、CASBEE-不動産による認証の開始(2013年、66頁参照) </p>
<p>【研究会主催】 <ul style="list-style-type: none"> サステナブル不動産研究会主催(2007年～)、成果物公表(2009年、2016年) スマートシティ研究会主催(2013年)、成果物公表(2016年) </p>	<p>【不動産鑑定評価に関する取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> 日本不動産鑑定協会環境付加価値ワーキンググループ座長(2007年～) オフィスビル性能等評価・表示マニュアル作成委員会委員、「オフィスビル性能等評価・表示マニュアル」発表(2017年) </p>
<p>【国連環境計画における取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> 国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループメンバー(2007年～)、責任不動産投資(RPI)の事例集や手引き集を順次公表 </p>	<p>【国および自治体との取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省「環境不動産普及促進検討委員会」等委員(当初委員会2008年～) 東京都「中小テナントビル低炭素パートナーシップ」等委員(当初委員会2012年～) 日本サステナブル建築協会「スマートウェルネスオフィス研究委員会」委員、CASBEE経済効果調査の成果を発表(2015年、72頁参照) </p>



サステナビリティ方針2

お客さまへの
誠実な対応

- 私たちは、お客さまに商品・サービスの内容を十分にご理解いただけるよう、丁寧なご説明やご提案に努めるとともに、いただいたお客さまの声を迅速に業務改善や商品・サービス向上につなげます。
- 私たちは、お客さまの情報について、万全の管理に努めます。
- 私たちは、お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、教育機関や行政、NPO等とも連携しながら教育・啓発活動に取り組めます。



お客さまから信頼を いただくための取り組み

近年、金融機関にはお客さま本位の一層の徹底が求められており、当グループにおいても信託の受託者精神に立脚した金融機関として「顧客満足度の向上／フィデューシャリー・デューティー」を最も高いマテリアリティ項目の一つと位置付けています。ここでは、「お客さまのベストパートナーを目指した取り組み」「フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み」「顧客保護等管理」の三つの観点からご説明します。

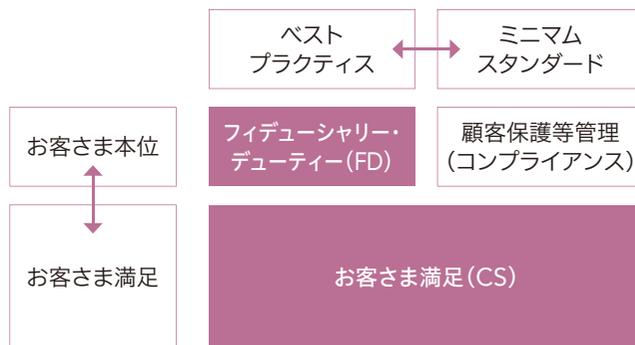


お客さまのベストパートナーを目指した取り組み

1. お客さまに対する価値提供について

当グループは、個人・法人のお客さまのニーズを的確に把握し、幅広く専門性の高い商品・サービスを最適な解決手段としてご提案するトータルソリューションのご提供を目指しています。変化の激しい時代の中で、個人・法人を問わず、お客さまの資産の形成・運用や見直し、承継のニーズはますます複雑化しており、信頼できる金融機関を求めるニーズは一層高まっています。当グループは、本邦唯一の自主独立の専門信託銀行グループとして、高度な利益相反管理態勢のもと、信託・銀行機能の融合による総合力やグループ内の多彩な信託機能を生かし、お客さまに最大の価値をご提供する「ベストパートナー」でありたいと考えています。顧客情報保護等のコンプライアンスの徹底はもちろんのこと、お客さま満足（CS）とフィデューシャリー・

デューティー（FD）を両輪に、当グループは強力かつ徹底的にベストプラクティスを追求しています。



2. トータルソリューションを支える商品開発力

当グループでは、信託銀行ならではの多彩な金融機能と信託機能の柔軟性、専門性を発揮し、トータルソリューションのご提供に欠かせないユニークで洗練された商品・サービスを幅広くそろえるため、各事業やグループ会社がそれぞれの強みやノウハウを生かすことにとどまらず、それらの専門性を結合した横断的取り組みの推進に注力しており、各事業・グループ会社の領域にカテゴライズされにくいテーマ等に対して、中期的・継続的に研究活動を行

う商品開発体制を構築しています。

具体的には、三井住友信託銀行では、商品開発組織として、各事業の商品開発部署、信託開発部、商品開発オフサイト・ミーティングを設置しています。各事業の商品開発部署は、業務の中で収集したお客さまのニーズを分析し、既存商品の見直しや新商品の設計など、主に即効性のある商品の改良、開発を行っています。また、主として信託商品開発の専任組織として設置している信託開発部は、商品

開発の推進エンジンの役割を担い、各事業に対する開発支援を行うとともに、事業横断的な中長期の開発案件の企画・開発・推進を行っています。さらに、商品開発オフサイト・ミーティングは、役員級および部長級の協議体として設置しており、現場レベルにとどまらず、より中長期的な視点から経営戦略に沿った商品開発に関する意見交換を定期的に行っています。

また、当グループでは、商品開発力を支える柔軟な思考

力を持つ人材の育成に力を入れています。三井住友信託銀行では、新入社員研修において商品開発を体験するカリキュラムを組み入れているほか、経験の浅い商品開発担当者向けの商品開発人材育成セミナーを半期ごとに開催し、商品開発のブレークスルーポイントの理解・解決方法の会得を目的として、あらかじめ設定したお客さまの想定ニーズを題材に、そのニーズを実現する新商品についてグループ形式で徹底的に議論しています。

3. トータルソリューションを支えるテクノロジー

当グループでは急速に進展するデジタル化の流れの中で、デジタル変革への取り組みは最も重要な経営戦略の一つであると考えています。最先端のデジタル技術を活用

して、お客さまの利便性向上、生産性向上、信託らしいトータルソリューションモデルの進化に向けたチャレンジを継続していきます。

トータルソリューションモデルの進化

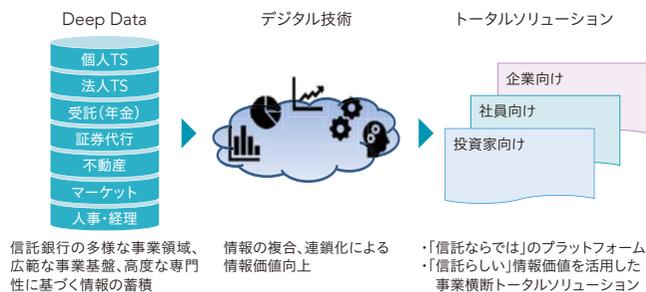
当グループ各社は多様な事業領域を擁し、幅広い顧客基盤を対象に専門性の高い事業を展開しています。各事業領域においては、信託銀行グループらしい専門性の高いノウハウを生かして蓄積してきた多様なデータ「Deep Data」を保有しています。各事業領域におけるお客さまの属性、資産、取引、イベントなどに関するデータ、および経済情勢等の外部データが蓄積されており、それら情報は質・量ともに信託銀行グループならではのデータとなっています。

これらの情報を分析してお客さまにとって付加価値の高い情報に変換したり、ご提案の最適なタイミングを見計らうために、AI(人工知能)、ブロックチェーン、IoT、クラウドなどのデジタル技術を活用します。

当グループは、デジタル技術を活用してお客さまに対して

付加価値の高い情報をご提供し、信託銀行グループらしい事業領域を超えたトータルソリューションのご提供を目指します。デジタル戦略は専門信託銀行グループとしての唯一無二の付加価値創出モデル構築の根幹を成すものです。

・デジタル技術の活用によるトータルソリューションの進化



不動産ビジネス領域でのブロックチェーン技術を活用した実証実験の開始

三井住友信託銀行では、「信託ならではの」不動産取引環境整備を狙いとして、ブロックチェーンの技術検証を行う実証実験に着手しました。主に都市部のオフィスビル等を対象に、不動産保有期間中のさまざまな情報(不動産取

支情報、テナント入退去情報、IoTデータ等)を改ざん不可能な状態で管理するサービス提供により、取引機会の創出、不動産市場の発展を目指した実証実験です。

テクノロジー活用によるお客さまサービスの変革とイノベーションの追求

当グループは、2015年にFinTechプロジェクト・チームを立ち上げ、ブロックチェーンやAIなど新しいテクノロジー活用を目指した実証実験、社外のパートナーとの共同研究などを積み重ねてきました。

2017年11月には、三井住友トラスト・ホールディングス

と三井住友信託銀行に「デジタル企画部」を新設し、デジタル変革、中でも、トータルソリューションモデルの進化に向けたテクノロジー活用の調査・研究と実証実験を加速させています。

● 資産運用分野でのAI活用

テキストマイニング技術を活用して、大量に発行されるアナリストレポートのセンチメントスコアを自動的に算出するAIを開発、情報収集の効率化、個別銘柄の投資判断など、投資戦略の構築に活用。

お客様の利便性向上

新外訪支援システムの導入とさらなる進化へ

個人のお客様向け営業担当者がタブレット型端末を携帯し、訪問先において、定期預金、投資信託などのお取引の受け付けをその場で完了する外訪支援システムを導入しました。今後、保険商品や投資一任商品などより多くのお取引に活用範囲を拡大していく予定です。

新システムの導入により、お客様の帳票記入にかかるご負担を軽減すると同時に、事務量の大幅削減が可能と

生産性向上に向けた取り組み

RPA、AIの本格導入とさらなるデジタル化の推進

● RPA(Robotic Process Automation)の活用

RPAを活用することによりこれまで人間が行ってきたさまざまな業務の自動化を推進し、今後3年間で50万時間の効率化を目指しています。

主に本部におけるデータ入力作業などの事務作業をRPAに置き換えることで、業務効率化と事務品質向上を実現させるとともに、本部から営業店へ人員をシフトし、

住信SBIネット銀行における取り組み

住信SBIネット銀行は、2007年9月の開業以来、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」の実現に努めてきました。FinTech事業領域においても、「FinTech事業企画部」や「ビッグデータ部」を中心に、AIやAPI等先端技術を積極的に活用し、お客様の利便性の向上に資する商品・サービスの開発を進めています。

● AIの活用事例

お客様からの問い合わせに対し、AIチャットボットと有人対応をシームレスに切替可能な、ハイブリッド型チャットサービスを試験導入しています。AIチャットボットによる24時間365日自動対応のほか、営業時間内であれば有人によるきめ細やかな対応も行っています。

● コンサルティング高度化へのデジタル活用

テキスト解析に特化したAIを活用して、お客様の潜在的ニーズの発掘や、ニーズを踏まえた最適なコンサルティング活動を可能とする実証実験の実施。

予測分析により、これまで蓄積してきたさまざまな情報を多面的に分析し、よりお客様のニーズに合致した商品・サービスの提案を実現させるための実証実験の実施。

なり、お客様本位のコンサルティングにより多くの時間を振り向けることができるようになりました。

将来的には、店頭でのお取引やモバイル端末を活用したインターネットバンキングにおいても、テクノロジー活用とデジタル化を推し進め、お客様の利便性向上とコンサルティングの充実を追求していきます。

お客様サービスのさらなる充実を目指していきます。

● コールセンター業務へのAI導入

お客様からの電話でのご照会内容を自動的に文字(テキスト)に変換する音声認識技術と、テキストを要約するテキストマイニング技術を活用して、コールセンター業務の効率化と高度化、これによるお客様サービスの向上を目指しています。

また、住宅ローン審査業務にも、AIを活用した先進的な審査手法を導入し、審査精度の向上、効率的・省力的な業務運営を実現しています。

不正送金対策においても、AIを活用したモニタリングシステムを導入し、お客様の安全・安心につながる分野にも用途を拡大しています。

● APIの活用事例

自動貯金サービスや、ロボアドバイザー(自動資産運用サービス)を提供する事業会社とAPI連携を行い、お客様へ多様な資産運用サービスをご提供しています。

クラウド会計ソフトなどとのAPI連携を通じて、お客様の残高・入出金明細の取り込みや振込手続きの効率化に貢献しています。

4. お客様の「ベストパートナー」を目指す企業風土を形成するために

三井住友信託銀行では、営業店舗への「CS委員会」の設置やお客様の声に基づく改善活動、お客様アンケートから判明した課題への改善活動、各種研修やディスカッション等を通じて、社員一人一人がお客様満足向上とお客さま本位のサービス提供に取り組んでいます。

三井住友信託銀行では、営業店舗への「CS委員会」の設置やお客様の声に基づく改善活動、お客様アンケートから判明した課題への改善活動、各種研修やディスカッション等を通じて、社員一人一人がお客様満足向上とお客さま本位のサービス提供に取り組んでいます。

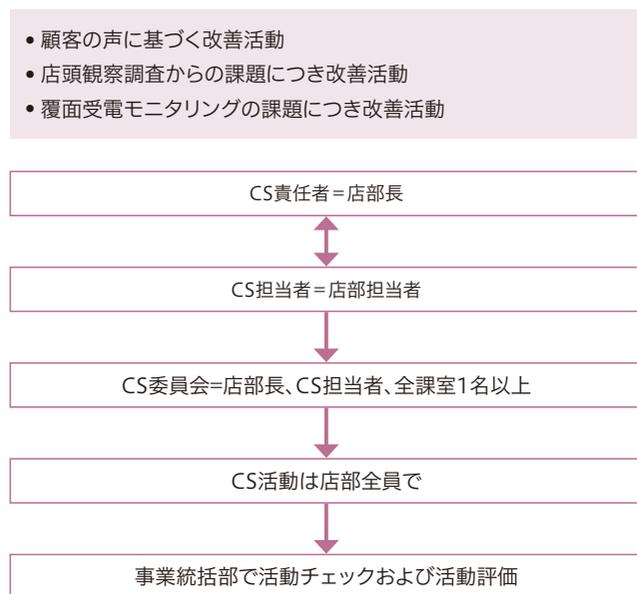
• CS委員会の設置

CS(お客様満足)向上活動を推進するために、各営業店舗に「CS委員会」を設置し、各店舗の特性に応じてさまざまなCS向上活動を積極的に展開しています。

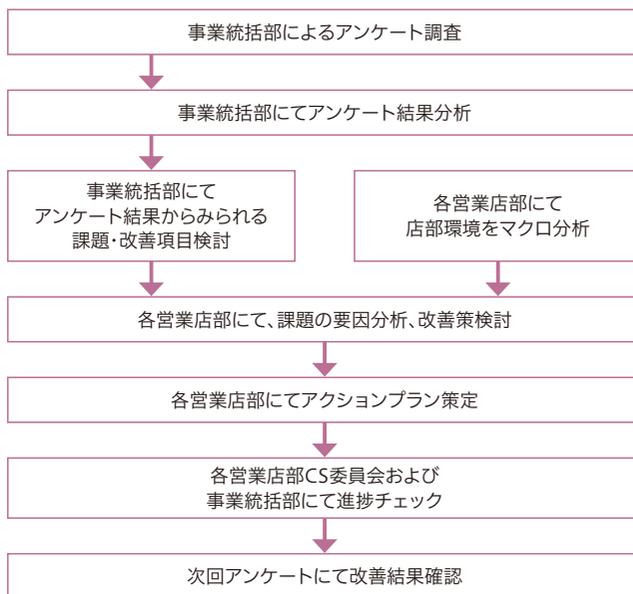
• お客様アンケートの活用

法人・個人ともに、事業ごとにCSアンケートを実施しています。アンケート結果から各事業の課題を抽出し、課題改善への活動を施策に反映させる取り組みを展開しています。

CS委員会体制の事例



事業のアンケート活用フローの事例



• CS講演会の開催

お客様へのレベルの高いサービス・接遇を学ぶことを目的に、異業種の方等を講師としてお迎えして、組織・づくりやコミュニケーション等をテーマにグループ社員向けの講演

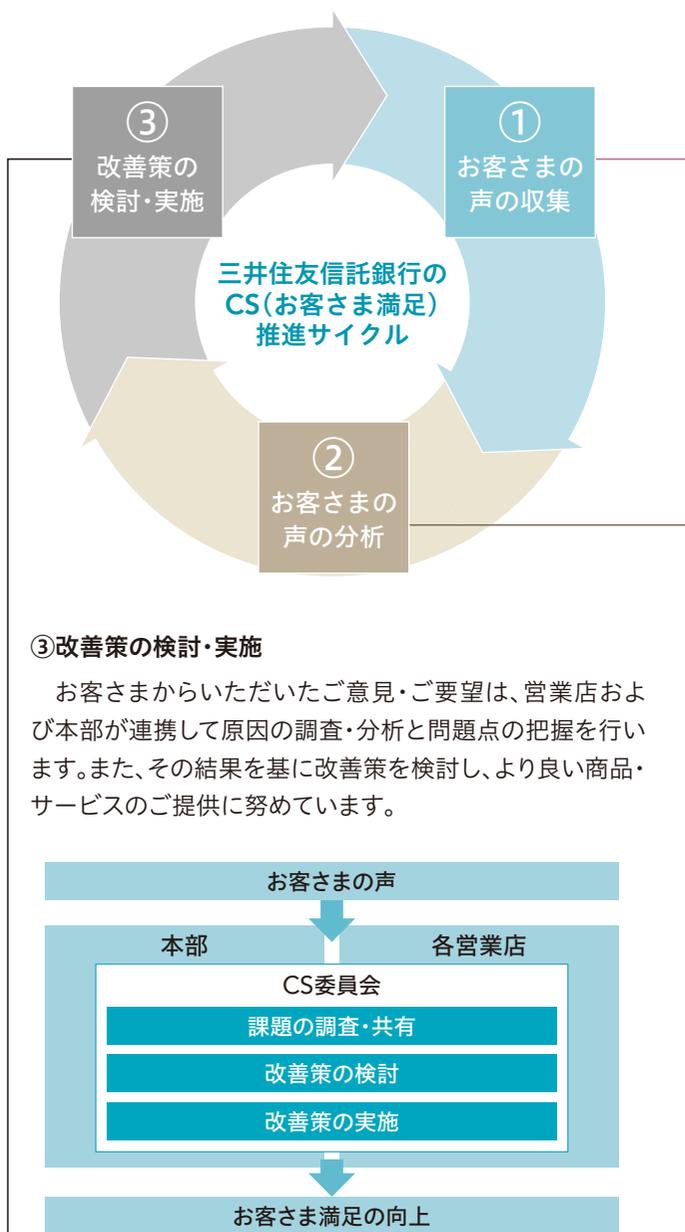
会を毎年実施し、サービス・接遇の質の向上に努めています。2018年度は、CS(お客様満足)とES(社員満足)をテーマとして開催する予定です。

お客様の「ベストパートナー」を目指す意識の向上のための施策例

No.	項目	内容	対象
1	CS意識向上のための勉強会	CS企画推進部担当が全事業の営業店舗を往訪し、各営業店舗のCS委員会への参加や勉強会を通じて、CS意識とES意識の向上につき啓発活動を展開している。	全営業店舗
2	顧客サポート等管理研修	<ul style="list-style-type: none"> 2017年度下期 2016年4月施行「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」および全国銀行協会作成「銀行におけるバリアフリーハンドブック」を基に、障がいをお持ちのお客さまや高齢のお客さま等との、望ましい応対や当社取引の方法について学ぶ。 2018年度上期 顧客サポート等管理体制について学ぶとともに、さまざまな接点で収集される「お客様の声」を起点としたCS推進活動についての理解を深めた。 	全社員
3	経営管理各部向けCS研修	2018年度上期 直接顧客接点を持たない経営管理各部社員向けに、当社の経営目的に沿って業務が遂行されるよう、「お客さま本位」「CS向上」を見直す機会を創出。	経営管理各部社員
4	当グループにおけるフィデューシャリー・デューティの実践研修	お客さま本位の業務運営の実践に向けた当社としての今日の取り組みを確認するとともに、どのような課題を認識し、どのような行動をすべきかについて考える機会を創出。フィデューシャリー・デューティ意識の浸透を図る。	全社員
5	ビジネスマナー研修	ビジネスマナーハンドブックを全社員へ付与。マナーの手引書として読み合わせ等を通じてビジネスマナー向上を図る。また、年2回、ビジネスマナー振り返り月間を設定。身だしなみやマナー等について各店舗で点検実施。	全社員
6	お客さまと私たちのあったかエピソードの共有	全グループ関係会社社員を対象に、日々のお客さまとの接点の中で得られた心が温まるようなエピソードを募集。エピソードを通じて、お客さま対応を改めて見直す機会を創出し、グループ全体としてのCS理念を定着。	グループ関係会社全社員

5. お客様の声をお客様満足の上につなげる仕組み

三井住友信託銀行の個人トータルソリューション事業では、全国の営業店または営業担当窓口にお寄せいただく声のほか、「お客様サービス室」「お客様の声アンケート」「三井住友信託ダイレクト」などを通じて、多くのお客様のご意見・ご要望を頂戴し、お客様満足の上につなげています。



①お客様の声の収集

三井住友信託銀行では、全国の営業店やテレホンセンター、ウェブサイトへ寄せられる「お客様の声」のほか、各営業店に備えている「お客様の声アンケート」など多様な媒体を通じ、2017年度は約35万件に及ぶ数多くの貴重なご意見・ご要望を頂戴しました。

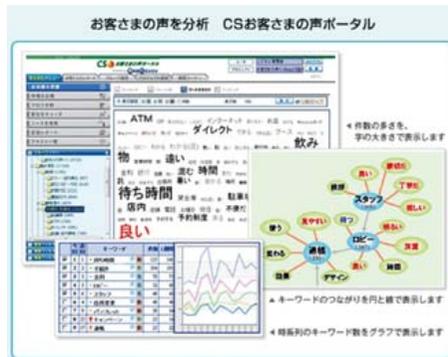
また、さらなるお客様本位の活動推進とお客様満足の上を目指して、定期預金や投資信託などをご契約いただいているお客様約150万人を対象とした「お客様アンケート」を実施し、三井住友信託銀行に対するお客様の満足度の評価を調査しています。

【お客様の声をいただく主な手法】

- 店頭・電話でお客様からいただいた声を専用システムに記録
- 電話によるお客様からのご照会・ご相談・ご意見を関係部と共有
- 「お客様の声アンケート」による収集
- お手紙、ホームページを通じた収集
- 各種アンケート調査の実施

②お客様の声の分析

年間数十万件を超えるお客様の声をご満足につなげていくために、お客様の声を分析するシステム「CSお客様の声ポータル」を活用しています。さまざまなお客様の声を“見える化”し、“気づき”を得やすくすることで、お客様のニーズにお応えしていけるよう、努めています。

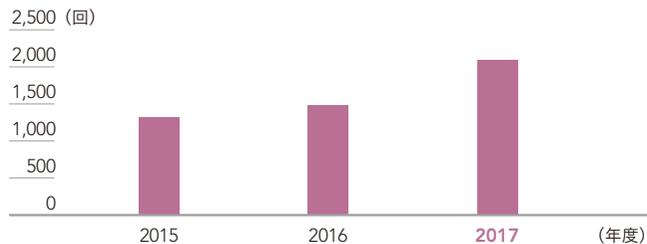


6. お客様の「ベストパートナー」を目指すための取り組みに関する成果指標(KPI)

当グループは、お客様の「ベストパートナー」を目指す取り組みの状況をご確認いただくための指標を、定期的に公表するとともに、活動の推進・拡充等にあわせ随時見直しています。

お客様への金融経済教育やリテラシー向上につながる取り組み

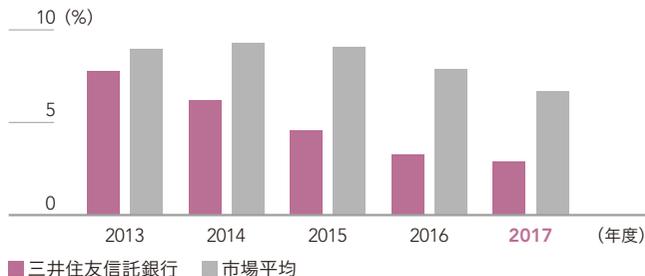
各種セミナーの開催数



お客様のお役に立つ専門的な情報を分かりやすくご提供させていただく機会として、「くらしとお金のライフプランセミナー」や「相続対策セミナー」など、セミナーの開催に取り組んでいます。

お客様の長期的な資産形成のお手伝い

投資信託残高に対する分配金*の割合

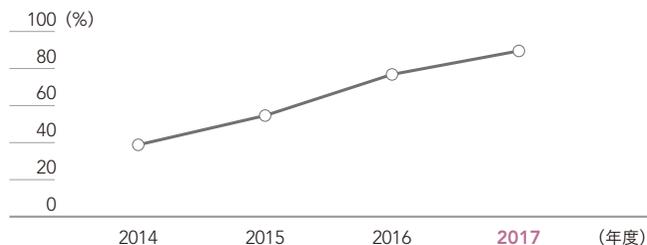


お客様の長期的な資産形成のニーズに対して、分配頻度が少ない商品をご提案しており、投資信託残高に対する分配金の割合は市場平均より低く推移しています。

*分配金とは、三井住友信託銀行が販売会社となる公募投資信託の分配金を指します。また市場平均は、投資信託協会が公表する統計データに基づき算出しています。

投資先企業の価値向上

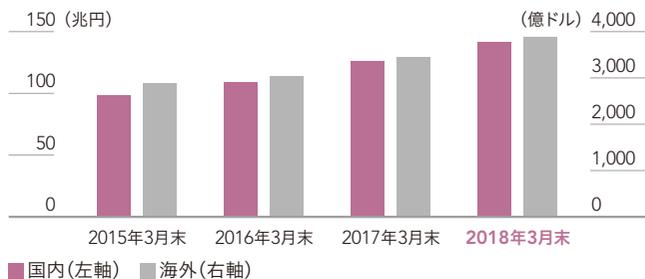
エンゲージメント実施企業の時価総額のTOPIX基準時価総額との対比率



エンゲージメント(投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すために行う、投資先企業との「目的を持った対話」)活動を質・量両面から拡充しています。

グループ全体での資産運用・資産管理業務の展開

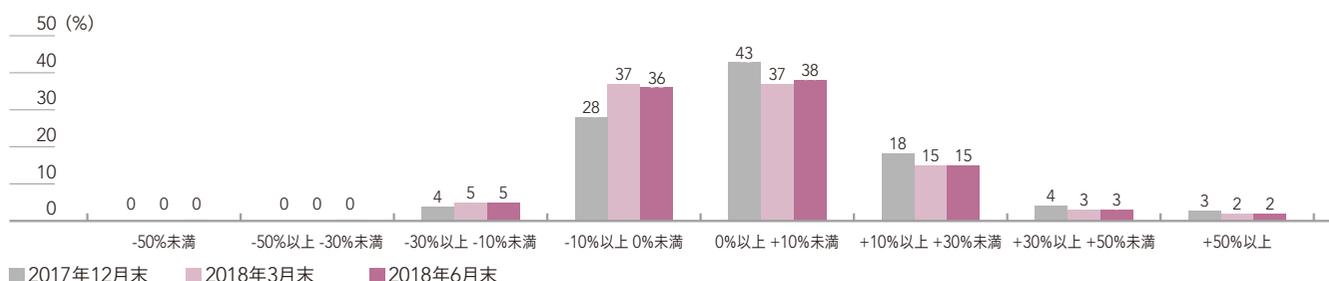
グループ資産管理残高



資産管理サービスの堅確性・迅速性の維持・向上や、社会的インフラとしての事務・システム等の高度化を通じ、当グループの資産管理残高は、国内・海外ともに増加する傾向にあります。

お客様の運用におけるリターンの向上

実現損益を含む、投資信託の運用損益別お客様比率



運用損益は市場の動向等によっても変動しますが、実現損益を含むお客様のリターンの向上に取り組んでいます。このために、運用商品のご提案において、ライフイベントを踏まえたお客様のご意向や市場環境の変化に応じてきめ細かくフォローアップする取り組みを重要な活動として位置付けて、お客様との継続的な対話に努めています。

フィデューシャリー・デューティーに関する取り組み

1. フィデューシャリー・デューティーの実践

当グループが目指す「お客さまの『ベストパートナー』」の基礎は、お客さま本位の精神です。元来、信託の受託者精神をDNAに持つ当グループは「お客さま本位の徹底」に努めてきましたが、2016年9月、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」（以下、取組方針）を制定・公表して以来、取組方針を必要に応じ改定するとともに、さらなる取り組みの強化を行っています。

フィデューシャリー・デューティーの実践には、お客さまから信頼される「高度な専門性」、お客さま一人一人のニーズに沿った最適な選択肢をご提示する「コンサルティング

の実践」、そして「利益相反管理の徹底」が重要であると考えています。当グループでは、経営レベルから実務レベルまでの充実した組織体制を整備し、不断に取り組みの高度化を図ります（利益相反管理態勢の高度化については、83頁参照）。

これらの取り組みの成果についてお客さまに分かりやすくお伝えするために、「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組みに関する成果指標（KPI）」を公表し、年度ごとに更新しています。また、特に投資信託の販売に関する金融機関に共通の指標として、「投資信託等の共通KPIと三井住友信託銀行の取組みについて」を公表しています。

グループの推進・監督体制図

	組織	取り組み
三井住友トラスト・ホールディングス	取締役会	利益相反管理委員会
三井住友信託銀行	経営会議	利益相反管理高度化委員会
	担当部署	FD※推進部
		コンプライアンス統括部
グループ各社	各社横断	FD協議会

※ FD:フィデューシャリー・デューティー

- グループ全体の利益相反管理、FD推進の状況を監督

- 重要な個別事案の検討
- 関係部署に対する改善指導

- FDの浸透・徹底を推進

- 利益相反管理の高度化

- 外部有識者と協議、各社での取り組みに反映

フィデューシャリー・デューティー高度化の流れ

2016年	9月 「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を制定
	10月 フィデューシャリー・デューティー推進部を設置（三井住友信託銀行にも設置）
	フィデューシャリー・デューティー協議会を設置
2017年	1月 三井住友信託銀行において「運用業務に関する利益相反管理態勢の高度化方針」を制定
	4月 利益相反管理高度化委員会を設置（執行サイドならびに三井住友信託銀行）
	5月 利益相反管理方針（概要）を改定
	6月 「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」の改定 「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組みに関する成果指標（KPI）」の公表
	7月 取締役会の諮問機関として利益相反管理委員会を設置
2018年	9月 「投資信託等の共通KPIと三井住友信託銀行の取組みについて」の公表

2. グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの推進体制

当グループでは、当社および子会社等における取組方針に基づくお客さま本位の取り組みの推進を経営上の重要事項の一つとし、2016年10月に新設した「フィデューシャリー・デューティー推進部」を中心に、当社および子会社等のフィデューシャリー・デューティーの実践・徹底を推進する体制を整備しています。

フィデューシャリー・デューティー推進部

当社および子会社等へのフィデューシャリー・デューティーの浸透・徹底を図るため、子会社等に対する助言・指導・研修等を行うとともに、利益相反管理の高度化に係る企画、立案などを通じた推進、情報収集を行います。子会社等における取組方針を踏まえた具体的な取り組みの状況について定期的に把握・取りまとめをし、取締役会に報告します。

子会社等

取組方針の適用範囲となる子会社等は、各社でその業務内容に応じた取り組みを検討・実施します。

子会社等のうち、フィデューシャリー・デューティーの中心となる資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日本トラスティ・サービス信託銀行は、フィデューシャリー・デューティーに係る「具体的取り組み」（以下、行動計画）を制定・公表するとともに、そ

の進捗状況について各社の取締役会に定期的に報告、必要に応じて行動計画を見直します。また、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメントは、運用会社としての成果指標(KPI)をそれぞれ公表しています。

フィデューシャリー・デューティー協議会

資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う子会社等における取り組みのさらなる高度化を図るために、当社および三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日本トラスティ・サービス信託銀行、投信・保険ビジネス総合研究所による「フィデューシャリー・デューティー協議会」（以下、協議会）を設置しています。

協議会はフィデューシャリー・デューティー推進部を事務局とし、各社の推進担当部を所管する役員や推進担当部長などから構成されており、主に以下の事項について各社が報告を行うとともに、好事例等の共有、グループ各社への浸透等について協議を行います。

- フィデューシャリー・デューティー取組方針の遵守状況
- 取り組みにおける好事例
- 専門性向上に係る取り組み
- スチュワードシップ活動の高度化施策、事例など
- リスク管理等の高度化施策、事例など
- 各社商品組成、販売に関する適切な連携

フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における「行動原則」

(1) お客さま本位のコンサルティングの実践

お客さまの真の利益に合う商品・サービスを提供するために、質の高いコンサルティングを通じ、ライフサイクルに応じ変化する資産・負債状況やそれに沿ったニーズをそれぞれのお客さまと共有させていただきよう努めてまいります。

(2) わかりやすい情報提供

お客さまの投資判断に役立つよう、商品やサービスの複雑さやご提供する情報の重要性を踏まえ、商品の特性、リスク、手数料等についてわかりやすく説明を行い、お客さまのご理解に合わせた丁寧な対応に努めてまいります。

(3) お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供

お客さまの多様なニーズにお応えするため、お客さまのさまざまな声や意見を踏まえて、幅広い資産運用会社や保険会社等との連携や商品・サービスの共同開発などを通じ、お客さまのニーズに合致した質の高い商品・サービスを、幅広く取り揃えてまいります。

(4) お客さま本位の徹底と専門性の向上

① お客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着
グループ各社における研修やディスカッション等を通じて、本取組方針に基づく判断・行動の浸透・徹底を図るとともに、お客さま本位の行動の実践や浸透に資する取組みを評価する業績評価・目標体系を構築していくことで、フィデューシャリー・デューティーを実践、徹底し、役職員の一人一人がお客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着を進めてまいります。

② お客さま本位のコンサルティングなどを支える専門性の向上

役職員の研修や専門資格の取得への支援などを通じて、市場環境、商品・サービスに関する知識や専門能力を高めてまいります。

(5) 信託銀行グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供

信託銀行グループとして、利益相反管理を徹底しつつ、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業などの多様かつ柔軟な機能を十分に発揮して、個人・法人を問わず、お客さまにとっての最適かつトータルなソリューションを迅速かつ確に提供してまいります。

(6) お客さまの安心と満足、経済・社会への貢献

① 経済や社会の変化に対応した新しい商品・サービスの提供

お客さまにご安心いただき、かつ満足いただける商品・サービスを提供するとともに、信託の機能などを活用し、経済や社会構造の変化に対応した新しい商品・サービスを生み出すことで、経済・社会に貢献してまいります。

② 金融経済教育、投資教育への積極的な取組み

お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、確定拠出年金業務などで培った投資教育などに関するノウハウを活用し、日々のコンサルティングやセミナーなども通じ、ライフプランニングを含めた金融経済教育やリテラシー向上につながる活動に取り組んでまいります。

3. 当グループ全体における利益相反管理態勢の高度化について

当グループは、グループ各社およびその関係者による多様なサービスの提供に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう「利益相反管理方針(概要)」を公表し、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化の上、適切に管理しています。また、営業部門から独立した利益相反管理統括部署であるコンプライアンス統括部が、グループ全体の利益相反管理の有効性について、定期的に検証を行い、その結果を利益相反管理高度化委員会、経営会議、取締役会に定期的に報告することで、継続的に必要な改善・指導が実施される態勢を整備しています。

さらに、利益相反管理態勢の実効性向上を図るため、取締役会の諮問機関として外部メンバーを中心に設置された利益相反管理委員会において、当グループの利益相反管理態勢の妥当性の検証を受けています。なお、利益相

反管理委員会では、法令等で求められる利益相反管理態勢にとどまらず、お客さまに安心、信頼いただける「ベストパートナー」として、ベストプラクティスとしての利益相反管理態勢、フィデューシャリー・デューティーの取り組み状況等を審議対象としており、同委員会の議事概要は継続的に公表しています。

このような態勢の下、不断に取り組みの高度化を図っています。その具体的な取り組みの事例の一つが投信・保険ビジネス総合研究所(以下、M&I総研)の設立です。M&I総研では、投信・保険商品に関し、お客さまのニーズに合致した質の高い商品・サービスを提供するため、商品・サービスのクオリティや選定プロセス等に関する外部評価サービスを販売会社向けに提供しています。

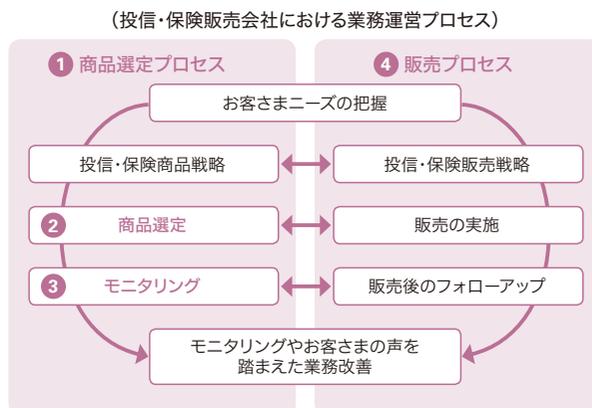
利益相反管理体制^{※1}



※1 各経営機構および主要部署の役割・責任は81頁参照。

M&I総研がご提供するサービス範囲

- 1 投信・保険の商品選定プロセス評価サービス
- 2 投信・保険のデューデリジェンスサービス
- 3 投信・保険のモニタリングサービス
- 4 本部の営業企画・推進人材育成支援サービス

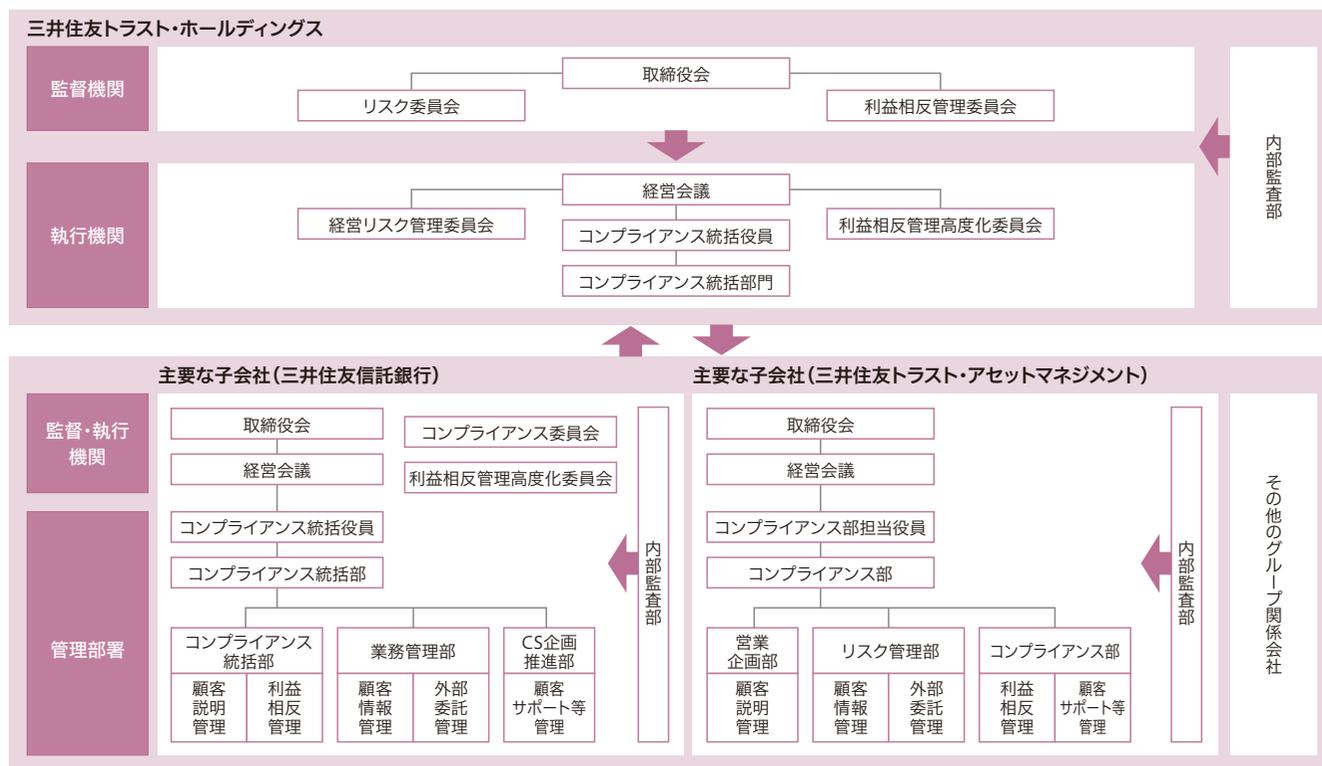


顧客保護等管理

基本的な取り組み方針

当グループは顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、グループ各社の業務特性に応じた適切な顧客保護等管理態勢の整備を通じて、顧客保護等および利便の向上を確かなものとし、グループに対するお客さまの期待と信頼に応えていきます。具体的には、グループ各社において、当社が定めた基本方針に基づき、顧客保護等管理の統括部署を定めるとともに、顧客保護等管理を顧客説明管理、利益相反

管理、顧客情報管理、外部委託管理、顧客サポート等管理に分け、それぞれに管理部署等を定めています。各管理部署等は当社顧客保護等の適切性および十分性の確保に努めるとともに、重要な規程類の見直しを行い、状況について定期的に取り締り委員会などに報告をします。統括部署は各管理部署等を統括するとともに、社内規則の整備、関係各部への指導、研修の充実等を通じ、顧客保護等管理全般を統括します。



顧客説明管理

当グループでは、お客さまに対する金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、お客さまの理解と納得が得られるよう適切かつ十分な説明を行うとともにお客さまに対する分かりやすい情報提供に努めています。

当グループでは、金融商品・サービスの勧誘や販売に関する方針の公表、適合性原則※の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの整備、研修態勢の充実などの態勢整備はもちろんのこと、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に掲げる行動原則を実行し、お客さまへの説明、情報提供の充実に取り組んでいます。

具体的には、取組方針に基づく行動計画およびその実施状況にて公表している通り、お客さまのライフイベント等を踏まえたライフプランの設計事例、目的・期間に応じた資産運用方法を分かりやすくまとめた資料(考えてみよう!これからのマネープラン)の見直し、リスクや費用等に関する説明資料の充実などお客さまからの声に基づく商品説明資料の更新、各種セミナー等の内容拡充・開催数増加、営業担当者向けのロールプレイング研修など、お客さまの立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底するための取り組みを行っています。

また、投資信託や生命保険などのリスク性のある金融商品取引については、お客さまへの説明が適切に行われてい

るかモニタリングやアンケート等によるお客さまの声の収集を行っており、これらを踏まえ必要に応じた勧誘ルールの見直しを行うなど、適切かつ十分な説明を行う態勢整

備に取り組んでいます。

※お客さまの知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規制。

利益相反※管理

当グループは、グループ各社およびその関係者が提供する多様なサービスの提供に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう「利益相反管理方針(概要)」を公表し、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化の上、適切に管理しています。具体的には、グループ各社が営む業務において発生する可能性がある「利益相反のおそれのある取引等」をあらかじめ特定し、対象取引を行う場合の利益相反管理の方法を定めており、対象取引を行う場合には、あらかじめ定めた利益相反管理の方法、あるいは業務執行体制を整備することにより、利益相反の弊害防止を図っています。新たに「利益相反のおそれのある取引等」が想定される場合は、あらかじめ対象取引として特定し、当該取引等を行う前に利益相反管理の方法を定めることで利益相反管理を行っています。

また、当グループでは利益相反を適切に管理するため、コンプライアンス統括部が利益相反管理統括部署として、グループ全体の態勢整備および定期的な有効性の検証を行い、その検証結果を定期的に利益相反高度化委員会に報告の上、必要な改善に取り組んでいます。

さらに、フィデューシャリー・デューティーの実践の観点から、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」において「ベストプラクティスとしての利益相反管理態勢の整備」を掲げ、不断に取り組みの高度化を図っています。(利益相反管理態勢の高度化については83頁参照)

※利益相反とは、当グループとお客さまの間で利益が相反する状況、また当グループのお客さま相互間で利益が相反する状況をいう。

外部委託管理

当グループでは外部の業者に業務を委託する場合、当グループのお客さまや当グループが不測の損失を被るリスクを適切に管理するための規則を定め、サービスの質や存続の確実性等の問題点を認識し、委託した業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する業者に委託するための措置を講じています。また、反社会的勢力の介入および取引を防止する観点から、外部委託取引においても、新規契約開始前および定期的に外部委託先が反社会的勢力でないことを確認しています。

主要な子会社である三井住友信託銀行においては、業務管理部が外部委託管理部署として、外部委託管理規則に基づき当グループにおける適切な外部委託先の選定やモニタリング、外部委託管理の状況について定期的に取締役会などに報告をします。また、外部委託する業務を所管する部署(外部委託部署)は、委託した業務について定期的にまたは必要に応じ運営状況などを確認することにより、委託契約および規程に従い外部委託先が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じてモニタリングを行います。

勧誘方針(三井住友信託銀行)

1. 基本方針についてご説明します

三井住友信託銀行は、三井住友トラスト・グループの行動規範(バリュー)「お客様本位の徹底」および「法令等の厳格な遵守」を実践し、お客様が適切にご判断頂けるよう、この勧誘方針に基づき、金融商品・サービスをお勧めしてまいります。

2. お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします

三井住友信託銀行は、お客様の「知識」、「経験」、「財産の状況」、「お取引の目的」などに応じて、お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします。

3. 金融商品・サービスの内容をわかりやすく説明します

三井住友信託銀行は、提供いたします金融商品・サービスにつき、その内容やメリットだけでなく、リスク、手数料なども十分ご理解いただけるよう、適切でわかりやすくご説明します。

4. 適切な説明や勧誘を行います

三井住友信託銀行は、事実と異なる情報をお伝えしたり、不確実なことを断定的に説明するなど、お客様の誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。

5. ご都合に合わせた勧誘に努めます

三井住友信託銀行は、電話や訪問による勧誘を、お客様のご都合に合わせた時間帯、場所、方法で行うように努めます。

6. 社内体制の整備に努めます

三井住友信託銀行は、お客様に適した金融商品・サービスを提供できるよう、社内体制の整備に努めます。また、正しい知識とわかりやすい説明方法の習得に努めます。

7. ご相談窓口を設置しております

顧客情報管理

当グループは、お客さまの個人情報の保護に万全を期するための取組方針として個人情報保護宣言を定め、お客さまの情報を適切に管理し、グループ内でお客さまの情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関連法令等に従い、適切に対応するようにしています。

主要な子会社である三井住友信託銀行においては、業務管理部が顧客情報管理部署として、当グループの情報資

産を適切に維持・管理することを目的として策定されている情報セキュリティリスク管理規則に基づき、全般を統括しています。業務管理部は顧客情報管理状況および実効性を定期的に検証し、取締役会などに報告しています。また、営業店部、本部各部において各部長を情報の管理・運営の責任者とするに加え、職務上知り得た個人データを含む重要情報につき守秘義務を負うことを明確に認識するよう社員全員に守秘義務に関する確約書を会社に提出させています。

顧客サポート等管理

当グループでは、お客さま等からの問い合わせ、相談、要望、苦情(苦情等)および紛争に適切に対応するため、顧客サポート等管理規則において基本方針を定め、業務改善およびサービス向上に取り組んでいます。

また、お客さま等から寄せられた苦情等については、コンプライアンス統括部と子銀行のCS企画推進部が協働し、可能な限りお客さまの理解や納得を得た解決を目指した誠実かつ迅速な対応を行うとともに、苦情等報告システムによる情報集約・管理および定期的な経営層への報告、「CS

お客さまの声ポータル(79頁参照)」を活用した発生原因の分析など、業務改善に向けた取り組みを行っています。このほか、お客さまの声・評価を当社の商品・サービスに反映させるため、アンケート等においてNPS(Net Promoter Score)[※]の活用を試行的に検討するなど、業務改善およびサービス向上に向けた取り組みを行っています。

なお、2017年度の三井住友信託銀行における苦情等の件数は10,392件でした。

※顧客ロイヤリティ(企業や商品・サービス等への信頼度・愛着度)を測るマーケティング指標のことです。

三井住友トラスト・グループの個人情報保護宣言

わたくしたち、三井住友トラスト・グループは、お客様や株主様の個人情報の保護に万全を期するため下記の取組方針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

1. 関係法令等の遵守

当グループ各社は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、主務官庁のガイドラインやその他の規範を遵守いたします。

2. 適正取得

当グループ各社は、お客様の個人情報および特定個人情報等を業務上必要な範囲で適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用いたします。

4. 委託

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先(再委託先以降を含む)を適切に監督いたします。

5. 第三者への提供

当グループ各社は、法令で定める場合を除き、お客様からお預かりしている個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

ただし、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合、別途定める特定の者との間で共同利用する場合は、お客様の同意をいただくことなく、お客様よりお預かりしている個人情報を第三者に提供することがあります。

なお、特定個人情報等につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定める場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供いたしません。

6. お客様からのお問い合わせ等への対応

当グループ各社は、個人情報の開示・訂正等の手続きを定め、個人情報および特定個人情報等の取扱いについてのご質問・ご意見や内容照会・訂正等のお申し出につきまして迅速かつ確実に対応いたします。

7. 安全管理措置

当グループ各社は、個人情報および特定個人情報等の管理にあたっては、漏えい等を防止するため組織面、人事面、システム面でそれぞれ適切な安全管理措置を講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備いたします。

8. 継続的な改善

当グループ各社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを継続的に見直し、改善に努めます。また、すべての役員・社員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報および特定個人情報等を適切に取扱うよう教育いたします。

サステナビリティ方針3

社会からの
信頼の確立

- 私たちは、あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- 私たちは、ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全うします。
- 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、また、組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止に取り組みます。



コーポレートガバナンス

当グループは、本邦唯一の専門信託銀行グループとして、ビジネスモデルに即したコーポレートガバナンス体制の強化を進めています。

2017年6月、指名委員会等設置会社への移行の際には、会社法により設置が求められる法定委員会に加え、取締役会の任意の諮問機関としてリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しました。また、経営の透明性をより一層高めるために、取締役会議長には社外取締役が就任しています。



1. 基本的な取り組み方針

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んで

います。また、取締役会は、当グループの全ての役員・社員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる経営の基本原則として、グループの経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、および行動規範(バリュー)を制定しています。

基本的な考え方

- 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、および地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財

務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。

- 当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

2. コーポレートガバナンス体制に関する考え方

当社は、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、三井住友トラスト基礎研究所、日本トラスティ・サービス信託銀行などを傘下に擁する金融持株会社であり、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と創造力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、および不動産事業を融合した「トータルソリューション」をご提供す

るお客さまの「ベストパートナー」を目指していきます。また、当社は、理念を実現し、ステークホルダーの期待に応えるため、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性を確保し、当グループのコーポレートガバナンスの高度化に取り組んでいきます。

3. 取締役会

取締役会の役割について

取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保することをその中心的役割としています。このため、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任した上で、執行役等の職務の執行を監督しています。また、社外取締役が、ステークホルダーの視点に立ち、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を適切に監督することができる環境を整備しています。さらに、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、当グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）（102頁参照）を定め、役員および社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図っています。そして、お客さまの真の利益に適う商品・サービスのご提供に関する取組方針（フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針）を定め、当グループ内で「お客さま本位」の姿勢を共有し、お客さまの安心と満足のために行動するとともに、当グループ各社の取組状況を管理することにより、当グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの実践を推進しています。

取締役会の構成

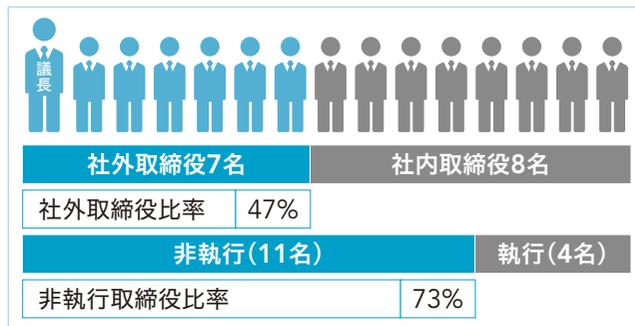
当社の取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要かつ適切な規模で、構成員の多様性および専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定しています。

また、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とし、独立役員に係る独立性判断基準を制定し、開示しています。

さらに、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材な

どのバランスに配慮し、信託銀行グループとしての当社の幅広い業務領域を適切に監督するのに相応しい、知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保するよう努めています。

取締役会の構成

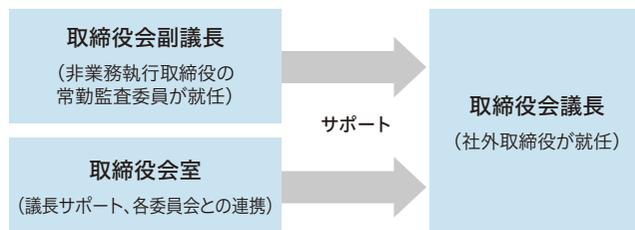


- 社外取締役7名全員を独立役員として金融商品取引所に届け出しています。
- 取締役15名の内訳：男性14名、女性1名
- 指名委員会等設置会社への移行後、2017年6月29日～2018年3月31日に、取締役会を12回開催。全取締役とも出席率100%。

社外取締役による取締役会議長就任

指名委員会等設置会社では、重要な業務執行の決定を原則として執行役に委任することができる一方で、取締役会はより一層監督機能の発揮を求められます。このような取締役会の役割期待を踏まえ、当社は取締役会の議長に社外取締役の松下功夫氏を選定しています。

併せて、当社では、取締役会議長がその職責を果たしていくことをサポートする組織として取締役会室を設置するとともに、非業務執行取締役の常勤監査委員を取締役会の副議長に選定し、取締役会の審議事案を中心とした各種情報の提供と、経営、監督の視点での論点の整理などについてサポートを行っています。



2017年度 取締役会評価の実施結果

当社は、毎年、取締役会全体の実効性を評価(以下、「取締役会評価」)し、抽出した課題に対する改善策を検討・実施していくことで、PDCAサイクルを機能させ、取締役会の実効性向上に取り組んでいます。2017年度の実効性評価におけるポイントは、以下の通りです。

■ 評価のポイント

- ① 社外有識者による社外取締役へのインタビューを通じた第三者の視点の活用
- ② 取締役会の「監督機能の発揮状況」の評価項目の充実
- ③ 取締役会による各委員会に対する評価と各委員会の自己評価の実施
- ④ 実施結果を踏まえた取締役会における議論の充実
(監督機関としての視点、各委員会との諮問・答申プロセス、運営の工夫、今後審議を深めるべきテーマなどについて議論)
- ⑤ 社外取締役会議における取締役会評価の実施結果等についての意見交換

■ 2016年度の実効性評価において認識された課題への取り組み

2016年度の実効性評価において認識された課題について、2017年度に実施した主な取り組みは以下の通りです。

- ① 持株会社の取締役会としての機能発揮に資する運営
取締役会の付議・報告基準を見直し、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任し、経営上の重要事項に関する執行役からの職務執行状況報告の充実を図るとともに、中長期的な視点に立った経営上の重要課題を「経営テーマ」として選定し、特に結論を得ることを目的とせず、自由に審議する運営を開始するなど、持株会社の取締役会としての機能発揮に資するメリハリのある運営に努めました(95頁参照)。

② 効率的で充実した審議に向けた取締役会の運営インフラのレベルアップ

取締役会資料の様式を改定し、取締役会における審議のポイント、事前審議機関での審議状況、当該案件のリスクや課題をより明確にした上で説明する運営を徹底しました。

また、資料の視認性・会議の効率性を向上させるべ

く、ペーパーレス会議運営を導入しました。

③ 信託銀行グループのビジネスモデルに沿った審議の充実

前年度の実効性評価のアンケートにおいて、取締役会等で審議を充実すべきとされた「各事業の戦略と課題」「主要子会社の業務執行状況」「ダイバーシティ&インクルージョンの取組状況」など、信託銀行グループのビジネスモデルやこれを推進する社員に関するテーマについて、取締役会等で審議しました。

以上の取り組みを踏まえて、2017年度の実効性評価において、各課題の改善状況を確認した結果、いずれの課題についても2016年度よりも改善したことが確認できました。

■ 2017年度の実効性評価に関する実施結果の概要と今後の取り組み

2017年度の実効性評価において、当社は、取締役会および各委員会がそれぞれの目的を意識して運営されることで審議の活性化と客観性・透明性の向上が図られており、一定の実効性を確保していると評価しています。

一方、本評価を通じ、取締役会および各委員会が改善・向上すべき課題として以下の3点を認識したことから、これらの課題に継続的に取り組むこととしています。

- ① 取締役会の効率的で充実した審議に資する運営インフラの磨き上げ
- ② 中期経営計画推進にあたっての経営上の重要事項に関するさらなる監督機能の発揮
- ③ 取締役会・各委員会の一層の機能発揮に向けた取締役会・各委員会間の連携高度化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、引き続き取締役会評価を通じたPDCAサイクルを機能させることで、取締役会および各委員会のさらなる実効性の向上に取り組んでいきます。

社外取締役の取締役会への出席状況

社外取締役	7名	取締役会	7回開催	出席率	100%
-------	----	------	------	-----	------

※自2018年6月28日 至11月30日

4. 委員会

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会、および監査委員会に加え、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が参画するリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しています。

なお、利益相反管理委員会は、專業信託銀行グループとして、ほかの金融グループに例のない監督機能を有する委員会として設置しています。

指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定し、取締役会から執行役社長を含む執行役の選任および解任、ならびに経営陣の後継者人材育成計画に関する諮問を受け、審議の上、答申を行うとともに、三井住友信託銀行の取締役会から、

取締役および監査役の選任および解任に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。指名委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。指名委員長は独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

報酬委員会

報酬委員会は、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その方針に従って、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定するとともに、三井住友信託銀行の取締役会から、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。また、報酬委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。報酬委員長は独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

社外取締役の指名委員会への出席状況

社外取締役 5名	指名委員会 6回開催	出席率 100%
----------	------------	----------

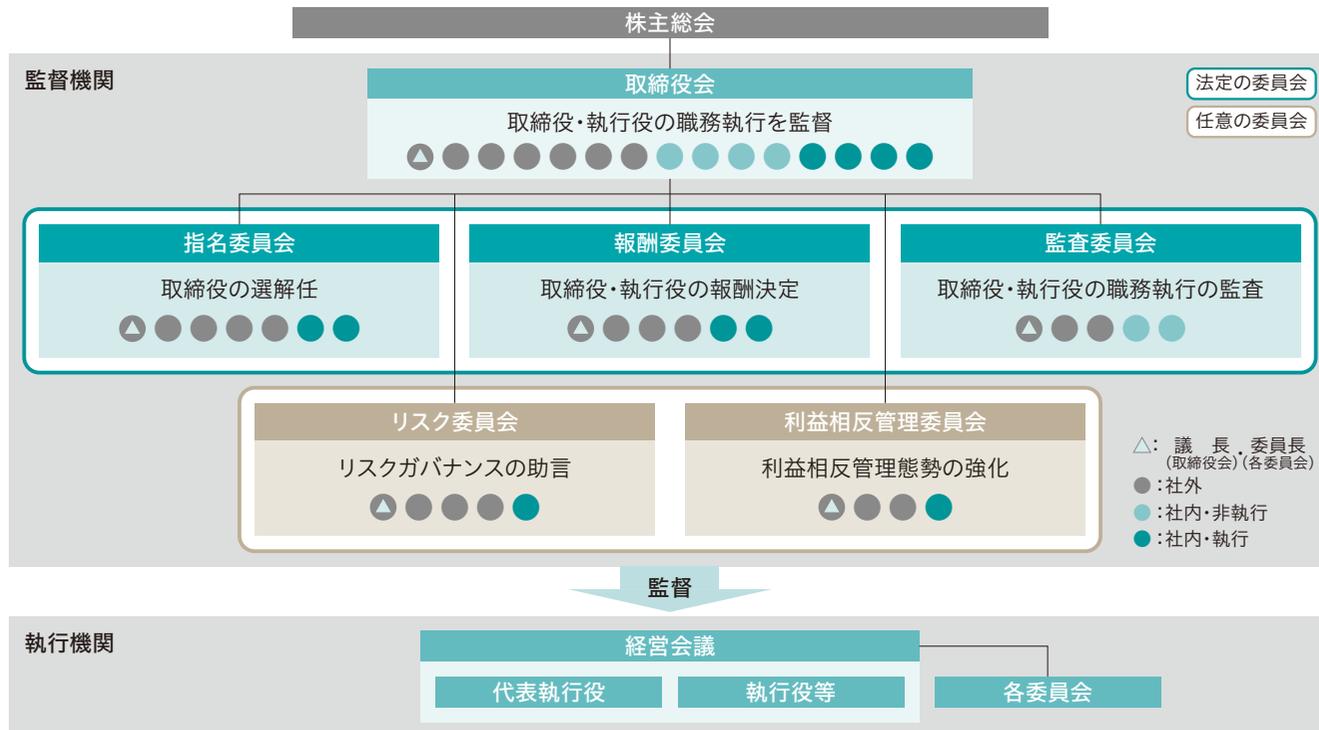
※自2018年6月28日 至11月30日

社外取締役の報酬委員会への出席状況

社外取締役 4名	報酬委員会 5回開催	出席率 100%
----------	------------	----------

※自2018年6月28日 至11月30日

コーポレートガバナンス体制



監査委員会

監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

また、監査委員会は、その役割と責任を果たすため、当グループに属する会社の業務および財産の状況の調査等を行う権限を行使し、当グループの内部統制システムを活用するとともに、執行役、取締役および会計監査人からの報告聴取およびこれらの者との意思疎通等を通じて、組織的かつ効率的に監査を実施します。監査委員会は、執行役を兼務しない3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。監査委員長は原則として独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

社外取締役の監査委員会への出席状況

社外取締役 3名	監査委員会 7回開催	出席率 100%
----------	------------	----------

※自2018年6月28日 至11月30日

リスク委員会

リスク委員会は、①当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、およびマテリアリティに関する事項、②当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、およびコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項などに関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。リスク委員会の委員の過半数は、独立社外取締

役および社外有識者とするを原則とし、リスク委員長は、当該分野に専門的知見を有する取締役である委員の中から選定することとしています。

社外取締役のリスク委員会への出席状況

社外取締役 2名	リスク委員会 3回開催	出席率 100%
----------	-------------	----------

※自2018年6月28日 至11月30日

利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、①当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項、②当グループの利益相反管理、顧客説明管理、および顧客サポート管理の実効性ならびにこれらの態勢の高度化に関する事項、③当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針および当グループ各社の行動計画等に関する事項、④当グループの利益相反管理およびフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項などに関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。利益相反管理委員会の委員の過半数は、独立社外取締役および社外有識者とするを原則とし、利益相反管理委員長は独立社外取締役および当該分野に専門的知見を有する社外有識者である委員の中から選定することとしています。

社外取締役の利益相反管理委員会への出席状況

社外取締役 1名	利益相反管理委員会 3回開催	出席率 100%
----------	----------------	----------

※自2018年6月28日 至11月30日

各委員会の構成員 (▲:委員長、●:委員(社外)、●:委員(社内・非執行)、●:委員(社内・執行))

		指名	報酬	監査	リスク	利益相反管理	
社外	取締役	松下 功夫	▲	▲			
		篠原 総一	●	●			
		鈴木 武	●	●		●	●
		荒木 幹夫	●	●		▲	
		齋藤 進一	●		▲		
		吉田 高志			●		
		河本 宏子			●		
	有識者	神田 秀樹*					▲
		外山 晴之*				●	
		栗原 俊典*				●	
		細川 昭子*					●
社内	大久保 哲夫	●	●				
	橋本 勝	●	●				
	八木 康行			●			
	三澤 浩司			●			
	西田 豊				●	●	

※神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行の社外取締役です。外山 晴之氏、栗原 俊典氏および細川 昭子氏は、社外有識者です。

5. 役員報酬体系

報酬等の内容に係る決定に関する方針

- 取締役、執行役および執行役員の報酬等については、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指しています。
- 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ることなく、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築しています。
- 持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定しています。
- 報酬委員会においては、各種委員会との連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬運営を行うことを目指して審議を行っています。

報酬体系の概要

原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬型ストック・オプションの組み合わせで支給を行っています。

<参考> 執行役社長の標準報酬テーブル

構成割合や変動のレンジ幅は次の通り設定しており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議する建付けとしています。

- 月例報酬は役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの前年度評価をベースにしつつも、中長期的な業績貢献も反映する「個人業績報酬」の二本立て。
- 「個人業績報酬」は標準額に対して70%~160%のレンジ幅とする。

- 「役員賞与」は連結実質業務純益、連結純利益を指標とし、会社業績等を反映して都度決定する。報酬全体に占める割合を概ね15%程度とする。
- 「株式報酬型ストック・オプション」の付与個数は、年度業績等を反映して都度決定する。現状では報酬全体に占める割合は概ね15%程度としている。
- 報酬全体に占めるそれぞれの割合は概ね以下の通り。

社長	月例報酬のうち 固定報酬	月例報酬のうち 個人業績報酬	役員 賞与	株式報酬型 ストック オプション	合計
	4	3	1.5	1.5	10

2017年度の報酬について

当社の2017年度の報酬は、社外取締役を除く取締役の総額が132百万円、社外監査役を除く監査役の総額が14百万円となります。なお、当社は、報酬等の総額が開示義務のある1億円以上のものが存在しないため、報酬の個別開示は実施していません。

役員区分	員数	報酬等の総額(百万円)			
		年額報酬	ストック・ オプション報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	7	132	120	4	6
監査役 (社外監査役を除く)	2	14	14	—	—
執行役	13	264	188	28	47
社外取締役	7	94	94	—	—
社外監査役	3	7	7	—	—

- (注) 1. 当社は2017年6月29日開催の第6期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しました。そのため、監査役および社外監査役の員数および支給額につきましては、2017年4月1日から同年6月29日までの間に在任していた監査役および社外監査役の員数および当該期間中の監査役および社外監査役の職務執行の対価を記載しています。
2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。

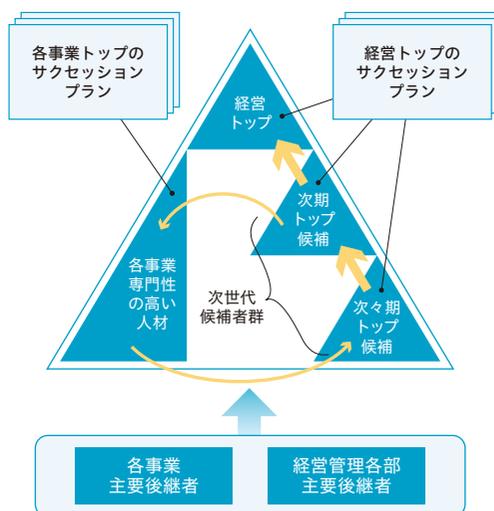
当事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日)

6. サクセッションプラン

当社では、グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るべく、当社および中核子会社の三井住友信託銀行の経営トップの後継者計画(サクセッションプラン)を策定するとともに、各事業経営や経営管理などを担う人材の育成計画として経営人材育成計画を策定しています。

当該計画では、重要なポジションを特定し、それぞれに求められる人材像や要件を定め、それらに沿った候補者群の管理および育成に役立てています。

サクセッションプランおよび経営人材育成計画の推進状況は、定期的に指名委員会に報告の上その適切性を諮問し、取締役会に報告されます。



7. 取締役会の審議テーマの充実に向けた取り組み

取締役会は執行役等の職務執行状況を監督するとともに、経営の基本方針を定め、経営計画の策定を通じてビジネスモデルの選択とリスクテイクの判断などを行っています。取締役会では、このような役割を果たすため、法令や規程上の要請事項のほか、経営上の重要な課題や、中長期的な視点に立ったテーマを「経営テーマ」として選定し、特に結論を得ることを目的とせず、取締役会において自由に審議しています。

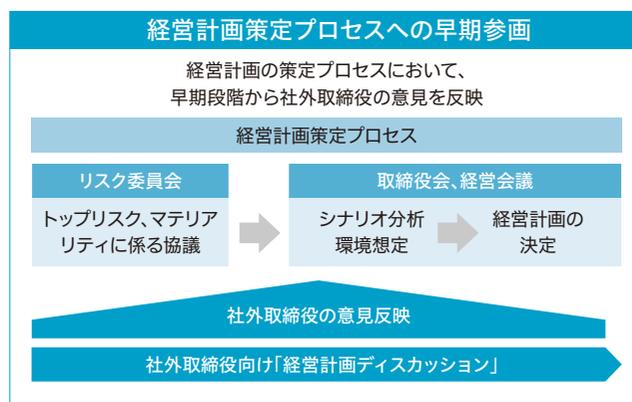
このような取り組みを通じ、経営の根幹を成す重要なテーマに関して、社外取締役の知見や視点を活用しています。

「経営テーマ」の実績

2017年7月・8月	人材構築
9月	ビジネスモデル
11月・12月	グループのコーポレートガバナンス
2018年1月	ESGの取り組み
8月	顧客評価
9月	人材のグローバル化
11月	ガバナンス不全の他社事例研究

8. 経営計画策定プロセス

経営計画の策定にあたっては、まずはリスク委員会においてトップリスクやマテリアリティについて議論し、次に経営計画の前提となる外部環境のシナリオを検討し、その上でそれらを踏まえた経営計画を策定しています。当社では、経営計画の実効性と客観性を高めるため、シナリオの分析および経営計画の策定に際し、事前に社外取締役を対象とした経営計画ディスカッションを複数回開催し、策定の早期の段階から有識者を含めた社外の知見を活用しています。



9. 社外取締役会議

当社では、コーポレートガバナンスの実効性をさらに高めるべく、社外取締役のみが参加する社外取締役会議を開催しています。取締役会の運営、審議テーマ、機能発揮

状況や取締役会評価の結果を踏まえた意見交換等を実施しており、取締役会の客観性や独立性の強化に役立っています。

10. 社外取締役と投資家との対話の取り組み

当社では、2018年2月に「三井住友トラスト IR Day」を開催し、取締役会議長を務める社外取締役の松下功夫氏から、当社のコーポレートガバナンスの取り組みについて説明の上、参加いただいた投資家の皆さまと質疑応答を行いました。



11. 株式等の政策保有について

株式等の政策保有に関する方針

当グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等（以下、「政策保有株式」といいます。）を保有しません。

個別の政策保有株式については、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点を踏まえつつ、取締役会において保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査し、保有適否等について検証を行います。

当グループは、政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響を含め各種考慮すべき事情に配慮した上で、原則売却します。

12. ステークホルダーの利益保護に関する対応

関係当事者間取引の管理体制

当グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当グループおよび株主共同の利益等を害することがないように、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

当グループの業務におけるお客さまの利益相反取引の管理体制

当グループは、当グループ各社およびその関係者が提供する多様なサービスに伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、法令等に従い利益相反管理方針を別途定め、当該方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行します。

コンプライアンス・ホットライン制度

当グループでは、法令諸規則や社内規程類の重大な違反行為またはその可能性が高い行為が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員等（アルバイト、派遣社員、退職者、取引事業者等の役職員等を含む）がコンプライアンス統括部

政策保有株式に係る議決権行使基準

当社および当社の中核子会社たる三井住友信託銀行は、政策保有株式の発行会社（以下、「政策保有先」といいます。）の経営状況等を勘案し、政策保有先および当グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、議案ごとに賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。

政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含め、十分な情報を収集の上、議案に対する賛否を判断します。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。同制度では、通報者保護のため、情報管理や通報者のプライバシー保護を徹底し、制度を適正に利用した通報者や調査協力者に対する不利益な取り扱いを厳禁しています。

また、グループ統一の運営を確保するため、当社は、子会社等に対し（必要に応じて）同制度に準じた制度を整備させるとともに、通報情報を当社に集約することで今後のコンプライアンス態勢整備に役立てています。

さらに、適正な制度利用の促進のため、主要な子会社である三井住友信託銀行が中心となり社員等に向けたQ&Aや研修ツールを策定・提供するとともに、主要な子会社等において実施されているコンプライアンス意識調査において周知状況を確認しています。

なお、当グループの不適切な会計処理等の通報先として整備している会計ホットライン制度についても、コンプライアンス・ホットライン制度と同様の態勢を整備しており、子会社等に対する周知のほか、通報窓口を当社HPにて公表しています。

（詳細は当社HPをご確認ください）

https://www.smth.jp/about_us/management/compliance/index.html

13. 内部統制

内部統制とは、企業グループにおいて健全な経営を行うための体制やルールを構築し、不祥事の発生を未然に防止しようとするものです。基本的に、①業務の有効性およ

び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という四つの目的があり、企業は内部統制システムを整備・運用することにより、これらの目

的を達成しています。

当社は、前記の目的を達成するため、①コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備、②リスク管理体制の整備、③業務執行体制の整備、④経営の透明性確保、⑤当グループ管理体制の整備、⑥情報の保存・管理体制の整備、⑦内部監査体制の整備、⑧監査役監査に関する体制の整備、について、取締役会が「内部統制基本方針」を定めています。



14. リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)

リスクアペタイト・フレームワークの位置付け

リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)とは、当グループの社会的役割および経営方針に基づき経営が策定した経営戦略の実現のため、リスクキャパシティの範囲内で、収益源泉とするリスク、一定水準に抑制するリスクおよび原則回避すべきリスクの種類と水準を決定するプロセス、およびそれを支える内部統制システムから構成される全

社的な経営管理の枠組みをいいます。

当グループのリスクアペタイト・フレームワークは、収益力強化とリスク管理高度化の両立を主な目的とし、環境想定・リスク認識、リスクアペタイトの決定・伝達・監視を通じたリスクテイクの透明性向上、適切な経営資源の配分、運営状況のモニタリングなどを通じて実現を推進します。

リスクアペタイトの運営

リスクアペタイトの決定

当グループのリスクアペタイトは、経営戦略、リスク文化およびストレステストによる検証等を踏まえ、経営計画と整合的に決定しており、年1回以上もしくは必要に応じて随時見直しを実施しています。

当グループは、リスクアペタイトの設定において、各事業がそのビジネス特性ごとに晒されている信用リスク、市場リスク、情報セキュリティリスク、コンダクトリスクなどの主なリスク(リスク特性)を特定しています。

リスクアペタイトのモニタリング

当グループでは、リスクアペタイトを明確にするためのリスクアペタイト指標を設定し、定期的にモニタリングを実施します。また、リスクアペタイト指標が設定した水準が

ら乖離した場合は、要因を分析の上、対応策の実行または設定水準の見直しなどを実施します。

リスクガバナンス

リスクガバナンスは、コーポレートガバナンスの一部を構成し、リスクアペタイトやリスクリミットの明確化およびこれらのモニタリングを通じ、適切なリスクテイクや、リスクを特定・計測・管理・コントロールする枠組みをいいます。

当グループは、当グループの健全な発展を目的として、リスクガバナンスの高度化を推進します。

当社では、コーポレートガバナンス高度化の取り組みとして、リスク委員会や利益相反管理委員会などにおける議論を通じ、リスクアペタイトの運営の高度化に取り組んでいます。

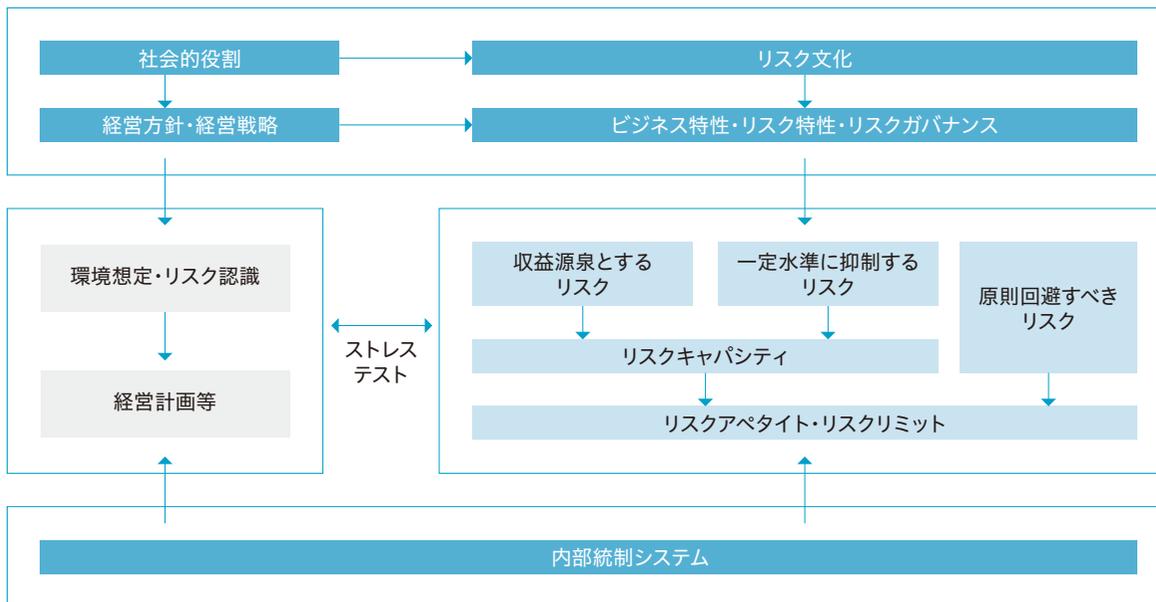
リスク文化の醸成と浸透

当グループでは、リスク文化を「信託の受託者精神に基づく高い自己規律のもと、リスクの適切な評価を踏まえたリスクテイク、リスク管理、リスクコントロールを機動的に実行する当グループの組織および役員・社員の規範・態度・行動を規定する基本的な考え方」と定義しています。

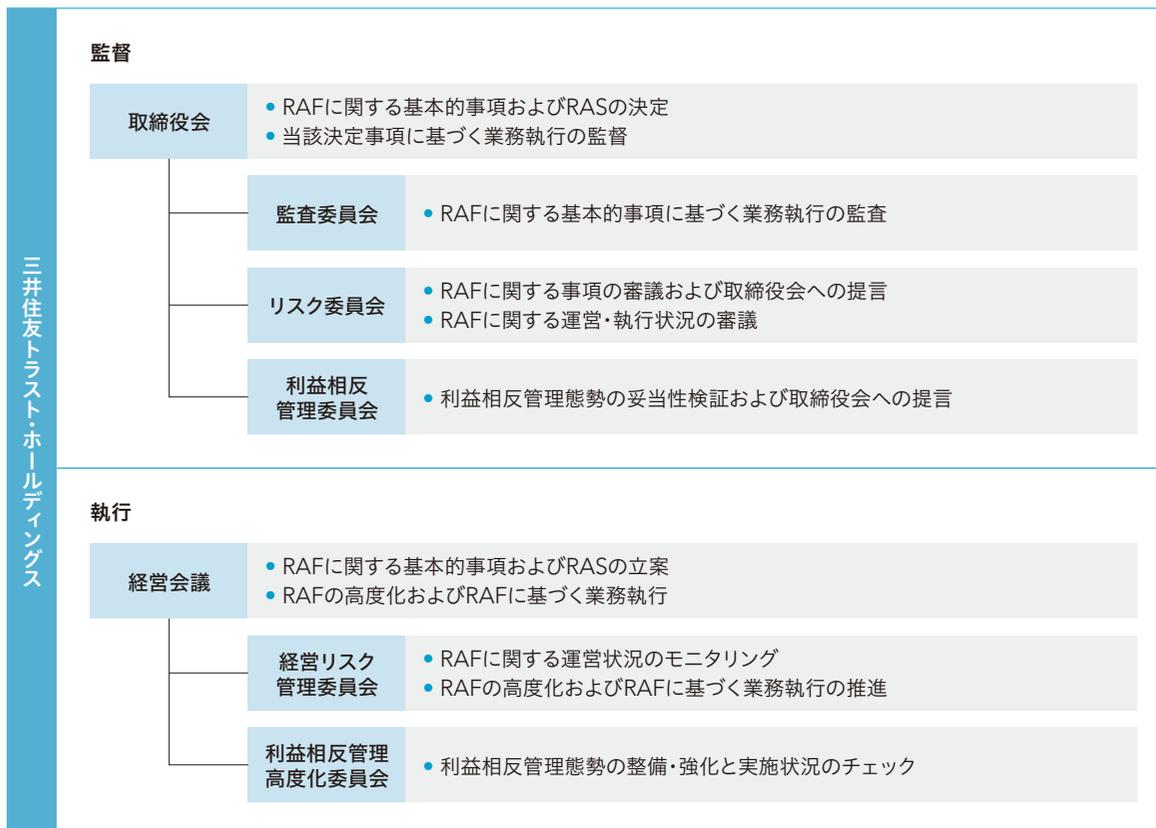
当グループでは、リスク文化の醸成・浸透のため、経営

メッセージの発信、研修教育などを通じたグループ内の共有・周知に取り組んでいます。また、リスクアペタイト・フレームワークを明文化したリスクアペタイト・ステートメント(RAS)を策定し、グループ内のリスクアペタイトに関する活発な議論に活用しています。

リスクアペタイト・フレームワークの概要



リスクアペタイト・フレームワークの運営体制



15. 内部監査

基本的な取り組み方針

当グループでは、経営目標の達成、適切な法令等遵守、金融円滑化、顧客保護等やリスク管理のため、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容およびリスクの種類に応じた効率かつ実効性のある内部監査態勢を整備することが、必要不可欠かつ重要であると考えています。

この認識のもと、業務執行態勢や内部管理態勢の改善・

強化により経営の健全性を確保することを目的として、業務執行に係る部署から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を当社および主要グループ各社に設置し、業務執行態勢や内部管理態勢の適切性・有効性を検証して問題点の是正に向けた指摘・提言等および改善状況のフォローアップなどを行っています。

内部監査の実施体制

(1)三井住友トラスト・ホールディングス

①組織

当社では、業務執行に係る部署から独立した内部監査部を取締役会の下に設置するとともに、内部監査部を監査委員会との直接の指示・報告関係に置くことで、経営および業務執行部門への監督・牽制力(ガバナンス)を強化しています。

②機能・役割

内部監査部は、当グループの内部監査態勢整備の方向性を定めた内部監査基本方針、およびグループ各社にまたがる重要リスク項目を踏まえた内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で、取締役会の承認を受けています。内部監査結果は、遅滞なく監査委員会および執行役社長に報告するとともに、グループ各社も含めた内部監査結果等の分析を行い、定期的に取り締役に報告しています。

また、内部監査部は、当グループの内部監査機能の統括

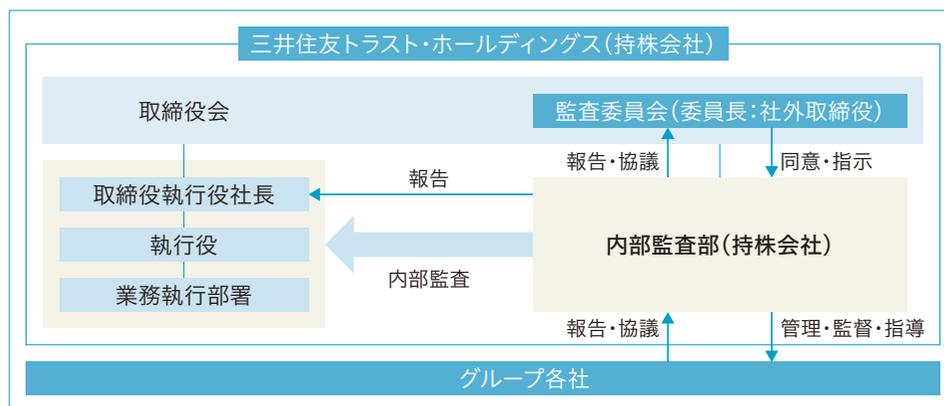
部署として、グループ各社の内部監査計画について協議を受け、基本方針との整合性を確認しています。グループ各社の内部監査部門と連携して内部監査を実施するとともに、グループ各社からの内部監査結果の報告等を受け、グループ各社の内部監査態勢および実施状況を把握・検証し、必要に応じて指導等を行う役割を果たしています。

(2)グループ各社

三井住友信託銀行等の主要グループ会社においても、業務執行に係る部署から独立した内部監査部門を設置して、内部監査を実施しています。各社では、持株会社の定めた内部監査基本方針に沿って内部監査計画を策定し、持株会社への協議を経て、取締役会にて決定しています。

内部監査の結果は、遅滞なく社長および持株会社に報告するとともに、定期的に取り締役員および持株会社に報告しています。

三井住友トラスト・グループ



16. 株主・投資家とのコミュニケーション

基本的な考え方

当社は、会社情報の適時適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家の皆さまに対する積極的なIR活動、建設的な対話を通じて、透明性の高い企業経営を目指しています。

具体的には、会社情報を適時、公正かつ正確に開示することに加えて、説明会等の実施を通じて、当社業績や業況、事業戦略などについて、株主や投資家の皆さまにより深くご理解をいただけるよう努めています。

投資家向け説明会

個人投資家向け活動

個人投資家の皆さまに、当社についてご理解をいただけるよう、個人投資家を対象とした説明会の開催や、個人投資家専用のウェブサイトの開設、株主向け通信(とらすと通信～営業のご報告)の発信など、情報提供に努めています。

機関投資家向け活動

アナリスト・機関投資家を主な対象として、本決算・中間決算に合わせて年2回、決算説明会を開催しています。加えて、証券会社が主催するカンファレンスへの参加や、国内・海外IRにて個別の面談を実施し、経営戦略や財務状況などについて説明を行っています。2018年2月には、三井住友トラストIR Dayを開催し、当グループの主要な事業の特色や強み、戦略の方向性についての各事業の統括役員による説明に加えて、取締役会議長である松下社外取締役より、ガバナンスについて説明しました。



2017年12月に開催した説明会では、朝日放送の三代澤康司アナウンサーとの対談を通じて、当社の魅力をわかり易く、個人投資家の皆さまにお伝えしました。

詳細は、当社ウェブサイト「個人投資家向け説明会」をご覧ください。
https://www.smth.jp/investors/individual_meeting/index.html

IR活動(2017年度実績)

アナリスト・機関投資家向け決算説明会	2回
海外IR	8回
国内外機関投資家との個別面談	個別面談社数:411社 (うち海外投資家 205社)
個人投資家向け説明会	参加者数:498名



2018年2月に開催した三井住友トラストIR Dayの様子

株主総会

毎年6月に開催する定時株主総会については、招集通知を早期に発送するとともに、さらに発送の1週間前に、証券取引所や当社のウェブサイトへの掲載を行っています。また、インターネットや携帯電話(スマートフォンを含む)による議決権行使を可能としているほか、議決権行使プラットフォームに参加することにより、議決権行使環境の向上

に努めています。また、招集通知の英訳版を、和文と同じタイミングで、招集通知発送に先駆けて当社のウェブサイトに掲載し、海外の株主の利便性向上にも努めています。

なお、株主総会終了後には、当社のウェブサイトにて、決議通知および議決権行使結果を速やかに掲載しています。

17. 三井住友トラスト・グループにおけるサステナビリティに関する取り組み

基本的な考え方

当グループのコーポレートガバナンス基本方針は、取締役会の役割として、ステークホルダーに配慮しながらサステナビリティ(持続可能性)を巡る環境・社会的な課題の解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ

社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図ることを明記しています。当グループのサステナビリティの取り組みについては、以下の三つの考え方に整理されます。

三井住友トラスト・グループのサステナビリティについての考え方

A

共通価値創造のためのマテリアリティ(重要課題)・マネジメントの推進(6~7頁参照)

当グループがステークホルダーとの共通価値を創造し成長を遂げていく上で、サステナビリティの視点は不可欠です。当グループは、経営基盤を形成するものとしてESG(環境・社会・ガバナンス)を重視しており、利益成長においても持続性を期待する長期投資家の評価軸を取り込んだマテリアリティ・マネジメントを推進します。

B

事業におけるサステナビリティの取り組み

当グループは専門信託銀行グループの機能を生かし、お客さまが直面する社会的な課題に対しトータルソリューションをご提供することで、お客さまとともに持続可能な社会の構築を目指します。SDGs(持続可能な開発目標)はご提供する商品・サービスが創造する社会的価値を把握する(妥当性を検証する)基準として活用します。

C

コミュニティへの価値提供

社会の構成要素であるコミュニティへの価値提供は、事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスと考えられます。当グループはこうした観点からSDGsの視点も取り入れながらさまざまな形でコミュニティへの価値のご提供を実践しています。

サステナビリティ推進体制

- 1) 取締役会は、サステナビリティ方針を策定し、グループの役員・社員の意識向上を図るためサステナビリティ業務全般を統括します。また、社外取締役の知見や視点を活用すべく、経営テーマとして自由に審議することもあります。
- 2) 経営会議の一環で開催される「サステナビリティ推進会議」は、サステナビリティの中期方針と単年度方針を策定し、PDCAサイクルを踏まえ、当グループのサステナビリティ業務を管理します。
- 3) マテリアリティに関わる事項については、リスク委員会、経営リスク管理委員会がそれぞれ取締役会、経営会議の諮問組織としての機能を果たします。
- 4) チーフサステナビリティオフィサーは、担当役員の指示に基づき、グループのサステナビリティに関わる日常業

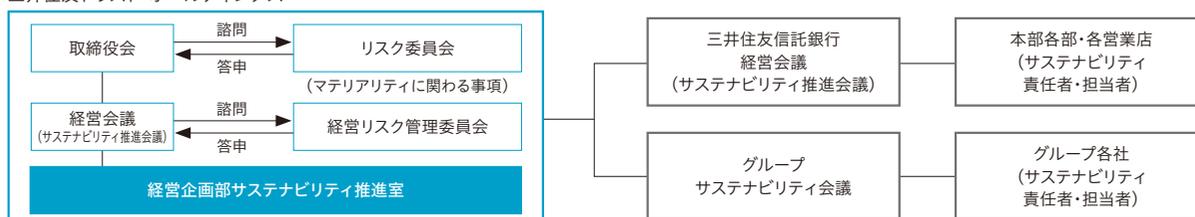
務全般を統括します。実務は経営企画部サステナビリティ推進室が主体的な役割を担います。

- 5) グループ各社、三井住友信託銀行の全ての店部においてサステナビリティ責任者、サステナビリティ担当者を設置し、サステナビリティ業務の推進役となります。
- 6) グループ関係会社は、それぞれの業務特性を踏まえ方針を策定し、サステナビリティ業務を推進しています。また、情報連絡会としてグループサステナビリティ会議を定期的に開催します。

サステナビリティ業務担当役員	田中 茂樹(執行役常務)
----------------	--------------

チーフサステナビリティオフィサー	金井 司(フェロー役員)
------------------	--------------

三井住友トラスト・ホールディングス



サステナビリティ推進室の業務における四つの柱

共通価値の創造を目指したESGマネジメント

- サステナビリティ業務の統括(経営計画の策定とPDCAサイクルを踏まえたサステナビリティ業務の推進)
- マテリアリティ・マネジメントの推進
取締役会/経営会議における事務局機能
インターナル・エンゲージメントの実施
- ESG調査機関対応、投資家との対話
- 統合報告書・ESGレポート等を通じたESG情報開示の戦略的な展開

サステナビリティのグループ内浸透、With You活動の推進

- 各種会議の主催
グループサステナビリティ
会議、グローバルESG会議、ESGリスク対応プロジェクト・チーム、人権デューデリジェンス連絡会、LGBT情報連絡会
- 営業店部におけるWith You活動のプロモーション、予算付与、ポイント管理、ブログ管理
- 超高齢社会問題に関する個人のお客さまへの情報提供、地域連携の推進、認知症問題への対応
(With You活動については158頁参照)



革新的な商品・サービスの開発とCSV型ビジネスの展開

- 環境*や社会の問題の解決に資する革新的な金融商品・サービスの開発

※環境問題(エコ)に関し信託(トラスト)の機能を活用し、解決(ソリューション)を提供する業務を、エコ・トラステーションと呼び、積極的に展開しています。

- 気候変動、自然資本、人権などに関わる投資家が重視する投融資のESGリスクに関する情報収集、社内展開



ステークホルダーとの健全な関係構築

- 国内外のNPO・NGO、行政、大学等との情報交換とステークホルダーのニーズの把握
- 国際的なイニシアティブへの積極的な参画(UNEP FI、国連グローバル・コンパクト、ビジネスと生物多様性イニシアティブ、自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)等)
- 国内の金融連携プロジェクトへの積極的な参画と主体的な役割の発揮(21世紀金融行動原則、COLTEM金融サテライト等)

サステナビリティ中期方針/2018年度方針

(1) サステナビリティ中期方針(2017-2019年度)

テーマ	中期方針
企業価値向上に直結したESGマネジメント推進	<ul style="list-style-type: none"> マテリアリティ・マネジメントのさらなる高度化。 投融資のESGリスク管理の強化。 ESGレポート、統合報告書におけるESG情報開示の高度化・投資家への発信力の強化。
CSVビジネスを積極展開し業績向上に実質的に貢献する	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動問題、自然資本(生物多様性問題)、環境不動産、サステナブル投資(ESG)、超高齢社会問題の5大サステナビリティテーマに関連した課題解決型ビジネスの積極推進。
社会的リターンの追求	<ul style="list-style-type: none"> CSVビジネス、With You活動をSDGsの17テーマに紐付け、経済的リターンだけでなく社会的リターンも追求するコンセプトの導入と具体的な取り組みのフレームワークを構築する。 認知症問題に関する研究を進め、特に財産管理面の取り組みに積極的に貢献。

(2) 2018年度方針

テーマ	2018年度方針
企業価値向上に直結したESGマネジメント推進	<ul style="list-style-type: none"> 「ESG経営 金融機関No.1」の確立に向けたESGの取り組みの強化。 マテリアリティ・マネジメントの高度化。 価値創造プロセスの高度化。 情報開示を高度化しESG評価機関からの評価をさらに引き上げる。 業務名称、組織名称の変更(CSR→サステナビリティ)。
CSVビジネスを積極展開し業績向上に実質的に貢献する	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動問題、自然資本(生物多様性問題)、環境不動産、サステナブル投資(ESG)、超高齢社会問題の5大サステナビリティテーマに関連した課題解決型ビジネスの取り組みの強化。
社会的リターンの追求	<ul style="list-style-type: none"> 各事業におけるSDGsをテーマとした業務開発と推進。 認知症問題への対応力の強化と金融業界への発信。

コンプライアンス・公正な事業遂行

1. 基本的な取り組み方針

当グループでは、コンプライアンスを、「法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守し、経営理念(ミッション)に掲げるステークホルダー(お客さま、(地域)社会、株主、社員)の期待に応え信頼を確立すること」と捉え、当グループの目指す「The Trust Bank」実現に必要な経営上の最重要課題の一つとして位置付けています。

当社では「The Trust Bank」にふさわしいコンプライアンス態勢を実現するため、「行動規範(バリュー)」において、「法令等の厳格な遵守」を宣言し、「コンプライアンス規

程」等において役員・社員等が遵守しなければならない事項を定めています。また、行動規範に関する具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」において、①業務に関わらず遵守すべき行動規範の解説および②違法行為を発見した場合の対処方法を明確化するとともに、各種業務に応じて個別に理解・留意が必要な事項について「コンプライアンス・ハンドブック」や「社内規程類」等において具体化することで、日々の業務運営の中での確に行動規範を遵守し、コンプライアンスを実現しています。

役員・社員等の遵守基準

1. 社会からの信頼の確立	当社の社会的責任と公共的使命を自覚し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの信頼を確立していかなければならない。
2. 質の高い金融商品・サービスの提供	信託銀行グループとしての全機能を発揮して、利用者に対し質の高い金融商品・サービスの提供に努めなければならない。
3. 反社会的勢力への毅然とした対応	反社会的勢力に対して、毅然とした対応を行わなければならない。
4. 組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止	「マネー・ローndリング等防止に関する法令等遵守方針」に則り、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守し、当社の金融サービスが不正に利用されないよう防止に取り組みなければならない。
5. 経営の透明性の確保	当社の経営内容、企業情報の適正かつ公正な開示に努め、経営の透明性を確保しなければならない。
6. 利害関係先等との健全かつ正常な関係の構築	公務員・みなし公務員等あるいは株主・業務上の利害関係先等に対し、社会通念上の社交儀礼の範囲を超える接待や便宜等を供与してはならず、また、利害関係先その他の第三者からの接待や便宜供与を受けてはならない(法令・社内規程類等で許容される場合を除く)。「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」に則り、不正を行ってまで利益追求を行わず、適用される収賄・汚職防止の関連法令等を厳守しなければならない。
7. 公正な活動の徹底	常に公私の区別を明らかにし、業務の運営にあたって、当社の利益と相反する立場に立たず、また職務上の地位を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。
8. 情報管理の徹底	業務上知り得た情報や当社の機密事項をほかに漏らしてはならない。名義のいかんを問わず、未公表の重要情報や当社の業務上の機密事項等を、不正の利益を得る目的で、または当社や他人に損害を加える目的等、不正な目的で利用してはならない。
9. 受託者としての責務の認識	当社グループが提供する信託について、受託者として委託者および受益者にも負っている責務を認識し、受託者として、善良なる管理者の注意をもって、忠実に信託事務を遂行しなければならない。
10. 損失補てんの禁止	当社グループが提供する金融商品・サービスに起因して顧客等が損失を受けた場合において、合理的根拠なく、損失の補てんを行ってはならない。
11. 職場秩序の向上	個々人の人格・個性を尊重し、いかなる場合においても差別行為を行わず、職場秩序を重視し、常にその維持・向上を図るよう努め、働きやすい環境を確保しなければならない。
12. フィデューシャリー・デューティーの実践	「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に則り、フィデューシャリー・デューティーの実践に努めなければならない。

コンプライアンス意識の浸透への取り組み

当グループでは、「コンプライアンス・マニュアル」において遵守すべき法令・諸規則等に関する行動規範およびルールの背景・趣旨等に関する解説を策定し、役員・職員等に周知徹底することでコンプライアンス意識の浸透を図っています。

また、当グループでは役員・職員等の意識浸透のため、グループ全体でコンプライアンス研修を強化しており、全社にまたがるテーマについて当社が研修資料の提供・講師派遣、ディスカッション型勉強会の企画・運営、個別テーマに関するeラーニング研修の実施を行うなど、グループ各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心として実施す

る研修等のサポートを行っています。

グループ各社においては、上記研修等のほか、各社の業務・商品の特性やお客さまの属性に応じた研修・勉強会の実施、日常の指導等を通じて、きめ細かに、コンプライアンス意識の向上・徹底を図っています。

さらに、当グループでは、コンプライアンス意識の浸透状況を的確に把握するため、主要な子会社等について、毎年度コンプライアンスに関する意識調査を実施し、実態把握と課題の改善に取り組んでいます。また、グループ共通の課題や実効的な施策を実施するため、統一的な質問項目の設定など、グループ全体の状況把握に取り組んでいます。

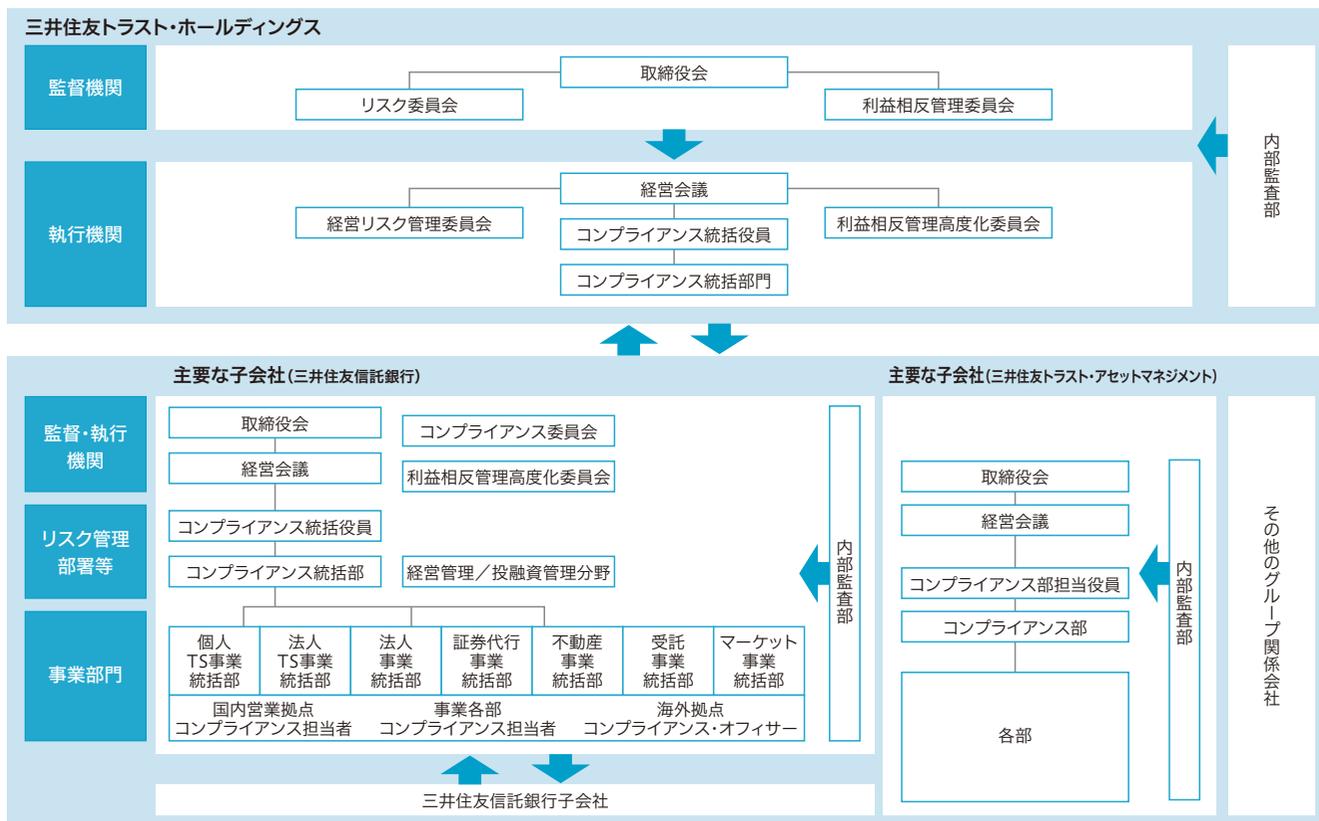
2. 取り組みの概要

グループのコンプライアンス体制

当グループでは、毎年度コンプライアンスに係る諸施策の具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、定期的に進捗状況の把握・評価を行っています。グループ各社においては、当社が定めたコンプライアンス方針等に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

例えば主要な子会社である三井住友信託銀行において

は、統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、当社が定めたコンプライアンス方針に基づき、コンプライアンス方針や「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、管理・運営状況のモニタリングを行っています。また、管理・運営状況等は、コンプライアンス統括部の統括役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」の検証を経て、経営会議、取締役会に報告されます。



取締役会、経営会議、コンプライアンス統括部統括役員の役割

取締役会	<ul style="list-style-type: none"> 当グループにおけるコンプライアンス態勢の整備、実施状況の監督 コンプライアンスに係る方針・組織体制の整備 コンプライアンス・マニュアルの整備、コンプライアンス・プログラムの整備・進捗等の評価等
経営会議	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会決議・報告事項の事前検討（コンプライアンスに関する事項の決定および統括部署の態勢整備に関する事項等） 規程・規則の承認・周知に関する事項 コンプライアンス態勢の状況分析、問題点の検証等
取締役執行役員	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスの重要性および担当業務に関する法令等の留意すべき点に留意した、コンプライアンスを重視した経営の実施
コンプライアンス統括部統括役員	<ul style="list-style-type: none"> 当グループのコンプライアンスの状況について、的確な認識に基づく、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた方針および具体的な方策を検討
コンプライアンス統括部	<ul style="list-style-type: none"> 当グループにおけるコンプライアンス全般の統括 コンプライアンス態勢に必要な規程類の整備、施策・指導等の実施および課題等への対処ならびに研修体制の充実等 コンプライアンス・プログラムの企画立案・進捗等の管理、運営状況のモニタリングを通じた指導等 コンプライアンスに関する事項の取締役会・経営会議等への付議・報告

コンプライアンス違反発生時の対応

当グループでは、役員・職員等がコンプライアンス違反を発生した場合に適切な対応を行うため、行動規範に関する具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」において「違法行為を発見した場合の対処方法」を明確化し、上席者を通じたコンプライアンス統括部への報告を役員・職員等に義務付けています。コンプライアンス違反部署からの報告を受けたコンプライアンス統括部は、

発生部署とともに事態の調査、解決に向けた顧客対応、社内・当局宛報告など解決に必要な対応の指導・助言を行い、違反部署および事業統括部が行う再発（未然）防止策等の適切性を検証するとともに、事故の発生抑止・削減および事務品質等の向上を目的とした報告・管理態勢の整備を行います。

3. 主要なコンプライアンス・リスクへの対応

主要なコンプライアンス・リスク

- 顧客情報の漏えい
- 個人情報の不適切な取得・利用
- 提供する商品・サービスの信頼性欠如
- 適合性の原則の違反
- お客さまへの不十分な説明
- お客さまからの相談や苦情等への不誠実な対応
- お客さまとの節度を越えた交際
- 利益相反取引
- 不適切な会計処理
- 情報開示の軽視
- 違法な利益供与
- 自由・公正な競争の阻害
- インサイダー取引等の不公正取引
- 外為法違反
- 知的財産権の侵害
- 行政との不透明な関係
- 反社会的勢力との取引
- マネー・ローンダリング

マネー・ロンダリング等防止態勢

当グループでは、マネー・ロンダリング[※]等に毅然とした態度で臨む意思を明確にするため「マネー・ロンダリング等防止に関する法令等遵守方針」を公表しています。また、海外拠点も一体となったマネー・ロンダリング等防止態勢を実現するため、「AML/CFTグローバル・ガイドライン」(AML: Anti-Money Laundering、CFT: Combating the Financing of Terrorismの略)を制定し、顧客管理や疑わしい取引検知などの高度化に取り組んでいます。

また、当グループでは2019年度に実施が予定される第4次FATF対日相互審査も見据え、グループ各社におけるマネー・ロンダリング等防止態勢整備を監督・指導するとともに、グループ各社が実施するマネー・ロンダリング等防止に関する社内研修のサポートや専門資格の取得支援等、態勢の高度化に取り組んでいます。

当グループでは、反社会的勢力への該当性チェックおよび犯収法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)、外為法(外国為替および外国貿易法)に基づく確認を実施するとともに、「マネー・ロンダリング等防止に関する法令等遵守方針」および「AML/CFTグローバル・ガイ

ドライン」に沿ったマネー・ロンダリング等防止態勢として、定期的にマネー・ロンダリング等に係るリスク評価を行い、当該リスクに見合ったリスク低減措置を実施しています。

具体的には、口座開設時・送金受付時等に、マネー・ロンダリング等に係るリスクに応じて取引目的や取引原資等を確認し厳格な審査を実施することや、AMLシステムによりリスクに応じた強度で不正な口座移動等がないかを検証する等により、金融サービスの不正利用を防止しています。

また、当グループが犯罪収益やテロ資金などの疑わしいと思われる取引に遭遇した場合、担当者は直ちに責任者に連絡し、当局に届け出る態勢とし、また、振り込め詐欺等の不正目的の口座使用が判明した場合は、速やかに口座凍結等の措置を行い、被害の拡大防止に努めます。

※マネー・ロンダリング(資金洗浄)とは、麻薬密売などの犯罪収益を金融機関口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことを指します。

また、テロリストや振り込め詐欺犯人なども金融機関口座等の不正利用を行う場合がありますが、金融機関はこのような金融サービスの不正利用を防止する必要があり、これをマネー・ロンダリング等防止対策と称しています。

マネー・ロンダリング等防止に関する法令等遵守方針

1. マネー・ロンダリング等防止態勢の整備

当グループは、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止するための体制とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。

2. 経営の関与

経営陣は、責任をもってマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組めます。

3. マネー・ロンダリング等に係るリスク評価

当グループは、定期的にマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に係るリスク評価を行い、その結果に基づきコンプライアンス・プログラムを実施・強化します。

4. 顧客デュー・デリジェンス

当グループは、リスクベースで、顧客デュー・デリジェンスや本人確認等の手続きを行います。

5. 制裁対象者スクリーニング

当グループは、その活動する国の経済制裁関連法令等を遵守して、適切に制裁対象者スクリーニングを行います。

6. 疑わしい取引のモニタリングと報告

当グループは、疑わしい取引を検知するため、取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、適切に監督当局に報告します。

7. 研修

全ての役員および社員は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する適切な研修を定期的受講します。

8. 書類の保存

当グループは、法令等で定められた期間を遵守して、マネー・ロンダリング等に関する書類・記録等を適切に保存します。

9. 懲戒手続き

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合は、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

10. モニタリングおよびテスト

当グループは、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策について、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテスト(内部監査を含む)を実施します。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに関係する個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。

当グループでは、行動規範(バリュー)等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定めて社内外に宣言しており、各種取引における調査やシステムチェック等、反社会的勢力との取引防止のための態勢を構築しています。

また、反社会的勢力への牽制や取引開始後に反社会的

勢力と判明した場合に取引を解消させる契約上の根拠付けとして、各種取引や取引先との契約等に暴力団排除条項を導入しています。

取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合は、警察等外部専門機関と緊密に連携し、取引解消等に向けた対応を行う態勢を構築しています。

また、2017年度においては、遵守意識や態勢をより強固なものとするため、役員・職員等を対象に反社会的勢力との取引防止研修(1回)を実施しました。

インサイダー取引防止

当グループでは、インサイダー情報を厳正に管理し、インサイダー取引等を防止するため、「インサイダー情報管理規程」において、インサイダー情報らしい情報の取得時の迅速な報告を義務付け、店部長の厳格な管理の下、不要な部署への伝達を一切禁止しています。

従来、主要な子会社である三井住友信託銀行の受託事業運用部門におけるインサイダー情報管理は同社受託監理部が行っていましたが、2018年10月1日に三井住友信託銀行の運用部門を三井住友トラスト・アセットマネジメントに統合し、他のグループ各社との厳格な情報遮断体制を構築しています。三井住友トラスト・アセットマネジメントにおいてはインサイダー情報が投資(運用)を行う部署に伝達されないよう特に厳格な管理・情報遮断を行っているほか、「証券会社等との接触等に関するガイドライン」を定め、運用担当者と証券会社営業担当との不適切な接触を禁止しています。

また、当グループでは各社の態様に応じたインサイダー防止に係る研修態勢を整備しています。例えば、主要な子会社である三井住友信託銀行では、2017年度に全社員を

対象とした研修を年2回(受託事業では年4回)実施するとともに、全役員・社員等から、インサイダー取引未然防止に係る社内規程類の遵守を約する内容を含む誓約書の提出を年2回(受託事業では年4回)受けています。

インサイダー取引再発防止策の進捗状況について

当グループが2012年3月および6月に公表したインサイダー取引の再発防止策については、現在全て対応済みです。また、2018年10月1日に三井住友信託銀行の運用部門を三井住友トラスト・アセットマネジメントに統合しましたが、引き続き、当社が中心となり防止策の実施状況・定着状況について、定期的なモニタリングを継続し、再発防止に取り組んでいきます。

※2012年に発生したインサイダー取引規制違反についての詳細は、2012年CSRレポートに記載しています。

URL: <https://www.smth.jp/csr/report/2012/04.pdf>

贈収賄防止に向けた取り組み

当グループでは、贈収賄・汚職に係るリスク評価結果に基づき「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」を策定・公表し、経営陣による監督の下、贈収賄・汚職防止プログラムに取り組んでいます。また、定期的に贈収賄・汚職に係るリスク評価を実施し、プログラムの見直し・強化を図っています。

当グループでは贈収賄防止に関する取り組みの遵守を確実なものとするため、定期的にモニタリングを通じて履

行状況を確認するとともに、毎年度、役員・社員等に対する研修を実施しています。さらに贈収賄リスクに直面する可能性の高い部署においては、上記に加えて詳細な研修を実施するとともに、遵守に係る誓約書の提出を受けています。

さらに贈収賄・汚職リスクが特に高い海外拠点については、万一の事態にも迅速かつ適切な対応がとれるよう現地弁護士事務所と海外拠点との緊密な連携を構築し、贈収賄・汚職防止に係る態勢整備に努めています。

贈収賄・汚職防止プログラムにおける取り組み事例

接待・贈答などに対する事前承認制度	接待・贈答はもちろんのこと、経費負担、寄付・助成に至るまで贈収賄・汚職につながる可能性のある企業行動を対象とし、関係法令等によって許容される場合であっても事前承認を得る必要がある運営を実施
採用やトレーニーの受け入れの一元管理	採用・トレーニーの受け入れを通じて、不正な利益供与が行われることを防止するため、人事部による一元管理の仕組みを構築
一定の契約類型に関する締結前のデュー・デリジェンス義務化 役員・職員等への研修	コンサルタント等の第三者を通じた資金提供リスクに対応するため、一定の契約類型については契約締結前に、当該第三者に対するデュー・デリジェンスの実施を義務付け
モニタリング・テストング(内部監査含む)	履行状況を個別に確認するため、定期的にモニタリングおよびテストングを実施

贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針

1. 経営の関与

経営陣は、責任をもって贈収賄・汚職防止プログラムの監督に取り組めます。

2. 贈収賄・汚職に係るリスク評価

当グループは、定期的に贈収賄・汚職に係るリスク評価を行い、その結果に基づき贈収賄・汚職防止プログラムを実施・強化します。

3. 接待・贈答の実施に先立つ事前承認

全ての役員および社員は、公務員等に対していかなる接待、贈答、または寄付等の便益供与を実施するにも、関連法令等によって明示的に許容されている場合であっても、事前承認を得ることが必要となります。

4. 適切な贈収賄・汚職リスクのデュー・デリジェンス

代理人またはコンサルタント等の第三者、もしくは合併・買収先との関係を新たに構築するにあたり、当グループはリスクベースで贈収賄・汚職リスクに関するデュー・デリジェンスを実施します。

5. 採用やトレーニーの受け入れの管理

当グループは、公務員等に対して違法な利益供与を実施しているとの疑念を払拭すべく、採用やトレーニー受け入れ手続きの適切性を検証します。

6. 研修

全ての役員および社員は、贈収賄・汚職防止に関する適切な研修を定期的に受講します。

7. 内部通報制度

贈収賄・汚職に関する違反を発見した場合、全ての役員および社員は内部通報制度を利用することができます。同制度では、善意の通報者について不利益処分を行うことが禁止されています。

8. 懲戒手続き

全ての役員および社員は、法令・社内規則に違反した場合には、解雇も含め、懲戒処分を受ける可能性があります。

9. モニタリングおよびテストング

当グループは、接待および贈答に関して贈収賄・汚職防止プログラムに準拠して、リスクベースで定期的にモニタリングおよびテストング(内部監査を含む)を実施します。

談合・カルテル防止

当グループでは、独占禁止法を遵守するため、コンプライアンス・マニュアルにおいて「独占禁止法に関する当社の行動指針」を制定しています。行動指針では、当グループの業務に照らして問題となり得る具体的事案を例示するなど役員・職員等が理解しやすい身近な内容とすることで

周知徹底をしています。

さらにグループ各社においては、共同行為や優越的地位の濫用、虚偽・誇大な広告表示の禁止等につきチェックルールを設け、厳格に運営することで独占禁止法を遵守しています。

知的財産権の保護

当グループでは、コンプライアンス・マニュアルにおいて知的財産権を尊重する方針を掲げ、役員・社員等に対し他人の著作物等の無断複製・利用の禁止を徹底しています。

また、当グループ各社における知的財産権についても、適切に用いるための社内ルールの整備も行っており、適切に知的財産権を保護しています。

法令改正への適合管理

当グループでは、法令改正等に適切に対応するため、主要な子会社である三井住友信託銀行の経営管理各部が中心となって法令改正に関する情報を収集し、コンプライアンス統括部が一元的に管理、関係部署に対する対応指導

等を行う態勢を構築しています。三井住友信託銀行以外のグループ各社に対しては、三井住友信託銀行が収集した法令改正等の情報を共有することで、各社の法令対応に活用し、グループ全体で法改正に適切に対応しています。

三井住友トラスト・グループの税務コンプライアンスに関する基本方針

移転価格税制やタックスヘイブンを対策税制などグローバル企業が直面する税務課題がクローズアップされるなか、当グループでは、これまで税務コンプライアンスに関する基本方針を定めて適正な納税に取り組んできましたが、2016年8月に移転価格に係る文書化対応を追加するなどこの方針を改定し、グローバル企業の一員として国際的な税務にもきちんとして取り組むことを明確にしました。また、英国において、英国に拠点を有する一定の企業に対し

税務戦略を策定して公表する義務が課されましたが、当グループではこの方針のもと、適切に対処しています。

このように当グループでは役員および社員の税に対する意識を一層高め、税法等を遵守し適正に納税することを通じてお客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で社会規範にもとることのない企業活動を推進していきます。

税務コンプライアンス方針

税法等の遵守

当グループは、各国の税法、通達ならびに租税条約等税に関するルールを遵守し、適正に納税していきます。

税に関するリスクへの対応

当グループは、税に関するリスクが経営上の重要な課題の一つと認識し、お客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で、税について適正な管理を行い、企業活動を推進していきます。

税務当局との関係

当グループは、情報開示等透明性を高めることで税務当局との信頼関係を築いていきます。

当グループは、グループ内の国をまたぐ取引が独立企業間原則を遵守した取引であることを文書化し、各国の税務当局に対し説明可能な体制を整備していきます。

国際金融規制への対応

1. バーゼル規制への対応

銀行の健全性についての国際標準の規制であるバーゼル規制は、自己資本比率規制等の最低所要水準を定めた「第一の柱」、金融機関の自己管理と監督上の検証を定めた「第二の柱」、適切な開示に基づいた市場による評価を受ける市場規律について定めた「第三の柱」に対応することが求められています。本邦においては、2007年3月から「バーゼルII」の適用が開始され、さらに2013年3月から、自己資本の質と量の充実・リスク捕捉の強化等が図られた自己資本比率規制、レバレッジ比率規制、流動性規制から構成される「バーゼルIII」が段階的に導入されています。

当グループでは、リスク管理の高度化に向けた取り組みの一環として、自己資本比率算定においては、オペレーショナル・リスクについて2014年3月から先進的計測手法を、信用リスクについて2015年3月から先進的内部格付手法を導入しています。また、2015年3月から、自己資本比率に加えて、流動性規制のうち流動性カパレレッジ比率が第一の柱として、レバレッジ比率が第三の柱として導入されています。

このほか、金融安定理事会(FSB)が指定する「グローバルなシステム上重要な銀行」(G-SIB)の「国内版」である

「国内のシステム上重要な銀行」(D-SIB)に、当グループは2015年12月から指定されており、自己資本比率規制の上乗せ(0.5%)対象となっています。

バーゼルIII導入後も、バーゼル銀行監督委員会は、自己資本比率規制の見直しを継続的に検討してきましたが、リスクの適切な反映と規制の簡素さ・比較可能性を確保すべく、自己資本比率の分母であるリスクアセット計測手法に関する見直しが2017年12月に最終合意されました。これは、銀行による内部モデルの利用範囲を一部制限するとともに、標準的手法による資本フロアを導入することで、内部モデルによるリスクアセットの過小評価を抑えることを主眼としています。規制見直しの最終化を受け、当グループとしても、新規制の導入に向けて適切に対応していきます。

本見直しが2022年から段階的に適用予定であることを踏まえると、当グループでは今後の資本蓄積等により十分対応可能であると見込んでいます。一方、個別の与信取引ではリスクウェイトが変動する見込みのため、適切な採算管理やポートフォリオ運営を今後推進していく予定です。

信用リスクアセット計測手法の概念図

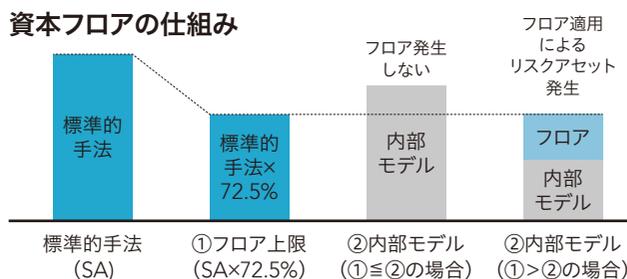
エクスポージャー		現行規制	新規制	
株式		先進的 または 基礎的 内部格付手法	標準的手法	
金融機関			基礎的 内部格付手法	
事業法人	大・中堅企業		先進的または基礎的 内部格付手法	先進的または基礎的 内部格付手法
	中小企業			
不動産ノンリコースローン等				

標準的手法：外部格付等に応じた当局指定のリスクウェイト

基礎的内部格付手法：自行推計のデフォルト率(PD)に基づき算出されたリスクウェイト

先進的内部格付手法：PDに加えてデフォルト時損失率(LGD)も自行推計の上算出

資本フロアの仕組み



●標準的手法×72.5%※>内部モデルとなる場合、内部モデルを上回る部分をフロアとしてリスクアセットに加算

※2022年の50%から毎年5%ずつ段階的に引き上げ、2027年に72.5%

2. その他の国際金融規制への対応

リーマンショックへの対応として始まった国際的な金融規制改革は、前述自己資本比率規制、流動性規制のほか、ガバナンス・リスク管理強化、店頭デリバティブ市場改革、銀行のリスク削減(ボルカー・ルール、リングフェンス)、Too Big To Fail対応など、既に多くの規制が実施段階に入って

おり、当グループは必要な対応を適宜実施しています。

今後、強化・具体化される主な規制としては、以下に着目しており、「お客さま本位」の精神のもと、お客さまの大切な資産をお預かりする信託銀行グループとして、着実な対応を図ってまいります。

(1) コンダクトリスク

近年、各国の金融当局の間で注目を集め、特に英国において規制化が進んでいる概念です。各国共通の定義はありませんが、金融機関が社会規範・健全な市場維持・顧客利益に反する行為を行うリスクとされることが多いよう

です。当グループでは、各国当局の動向を注視しつつ、「お客さま本位の徹底 —信義誠実—」を行動規範として、コンダクトリスクの顕在化の未然防止と顕在化時に適切に対応する体制の整備を進めています。

(2) ファンド・資産運用業者への規制強化

2017年1月、金融安定理事会(FSB)は「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性への対応政策提言」を公表、①ファンドの投資とファンドユニット解約に係る契約条件間の流動性ミスマッチ、②投資ファンドのレバレッジ、③オペレーショナル・リスクおよびストレス時の投資契約移管、④資産運用会社とファンドによる証券貸借取引業務の4分野について構造的な脆弱性を指摘し各種政策提言案を

提示しました。また、証券監督者国際機構(IOSCO)は、各国当局の国内法制化における指針として、投資ファンドに関する各種の規制やプラクティスの枠組みを順次公表しています。当社は、お客さまの資産運用を担う信託銀行グループとして、これらの規制に関する情報収集・対応に努めています。

(3) サイバーセキュリティ

金融に関わるビジネス・業務がデジタル化され、システムがネットワークにつながることで、サイバーセキュリティに係るリスクがより一層高まっている状況にあります。これに対応すべくG7財務大臣・中央銀行総裁会議などにおいて、金融分野のサイバーセキュリティに関する国際的な議論が行われており、各国でサイバーセキュリティに対

するリスク評価、金融機関が備えるべき技術的対応や態勢について規制化が進められています。当グループでも、業務管理部にグローバルIT統括室、サイバーセキュリティ対策チーム等を設置し、当グループのグローバルネットワークにおけるサイバーセキュリティ対応態勢整備を推進しています。

当社対応体制

全体統括：経営企画部 海外業務統括室				
自己資本比率 流動性規制	域外適用法令 コンダクト規制	海外拠点規制 対応 サポート	サイバーセキュリティ	海外拠点再建 ・破綻処理計画
リスク統括部 財務企画部	コンプライアンス統括部	海外業務部 [※] マーケット企画部 [※] 受託資産企画部 [※] 運用企画部	リスク統括部 業務管理部	経営企画部 リスク統括部

※三井住友信託銀行

リスク管理

1. リスク管理の基本方針

三井住友トラスト・グループ(以下、「当グループ」といいます)は、経営健全性の確保、経営戦略に基づくリスクテイクを通じた収益確保、持続的成長のため、グループ経営方針、内部統制基本方針に基づき、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減、高度化検証・見直し等の一連のリスク管理活動をとおして、リスクの状況を的確

に把握し、リスクに対して必要な措置を講じることを基本方針としています。

当グループのリスク管理のフレームワークは、リスクアペタイト・フレームワークを取り込み、一体化してグループ内で有機的に機能しています。

2. 当グループのリスク特性

当グループは、専業信託銀行グループとして、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業等を融合したトータル・ソリューション型ビジネスモデルで独自の価値を創出することを目指しています。

当グループの事業は、個人トータルソリューション(TS)事業、法人トータルソリューション(TS)事業、法人アセットマネジメント(AM)事業、受託事業、証券代行業業、不動産事業およびマーケット事業の各事業で構成されています。

当グループの各事業はそのビジネス特性に応じ、信用

当グループの事業と主なリスク特性

リスクカテゴリー	事業	個人TS	法人TS	法人AM	受託	証券代行	不動産	マーケット	経営管理※
信用リスク		○	○	○				○	
市場リスク			○					○	○
資金繰りリスク								○	
オペレーショナル・リスク		○	○	○	○	○	○	○	○

※政策保有株式の管理等

リスクの定義

リスクカテゴリー	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいいます。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により当グループが損失を被るリスクをカントリーリスクといいます。
市場リスク	金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスクをいいます。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクといいます。
資金繰りリスク	必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。
オペレーショナル・リスク(略称「オペリスク」) (下記はオペリスク内の「リスクサブカテゴリー」)	業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当グループが損失を被るリスクをいいます。
事務リスク	役員・社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすなど、事務が不適切であることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、または誤作動、システムの不備等に伴い当グループが損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、当グループが損失を被るリスクをいいます。
情報セキュリティリスク	情報の漏えい、情報が正確でないこと、情報システムが利用できないこと、情報の不正使用等、情報資産が適切に維持・管理されないことにより、当グループが損失を被るリスクをいいます。
法務・コンプライアンスリスク	取引の法律関係が確定的でないことにより当グループが損失を被るリスク、および法令等の遵守状況が十分でないことにより当グループが損失を被るリスクをいいます。
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正、ハラスメント等、人事・労務管理上の問題により当グループが損失を被るリスクをいいます。
イベントリスク	自然災害、テロ等の犯罪、社会インフラの機能障害、感染症の流行等、事業の妨げとなる外生的事象、または有形資産の使用・管理が不適切であることにより当グループが損失を被るリスクをいいます。
風評リスク	マスコミ報道、風評・風説等によって当社または子会社等の評判が悪化することにより当グループが損失を被るリスクをいいます。

リスク、市場リスク、資金繰りリスクおよびオペレーショナル・リスクといったさまざまなリスクにさらされています。なお、三井住友信託銀行では、信託業務のリスクについて、信託受託者としての善管注意義務・忠実義務・分別管理義務等の観点も加え、主に、オペレーショナル・リスクの

カテゴリーで管理しています。

各事業のリスク量を合算した当グループ全体のリスク量が、取締役会が決定したリスクキャパシティ（健全性・流動性）の範囲内におさまっているかどうか等を、定期的に報告しています。

3. リスクガバナンス体制

当グループは、グループ全体のリスクガバナンス体制として、各事業部門によるリスク管理（ファーストライン・ディフェンス）、リスク統括部およびリスク管理各部によるリスク管理（セカンドライン・ディフェンス）、内部監査部による検証（サードライン・ディフェンス）の三線防御体制（スリーラインズ・オブ・ディフェンス）を構築しています。

ファーストライン・ディフェンス

グループ各事業は、業務商品知識を生かして自事業の推進におけるリスク特性の把握を行います。

各事業は定められたリスクアパタイトの範囲内でリスク

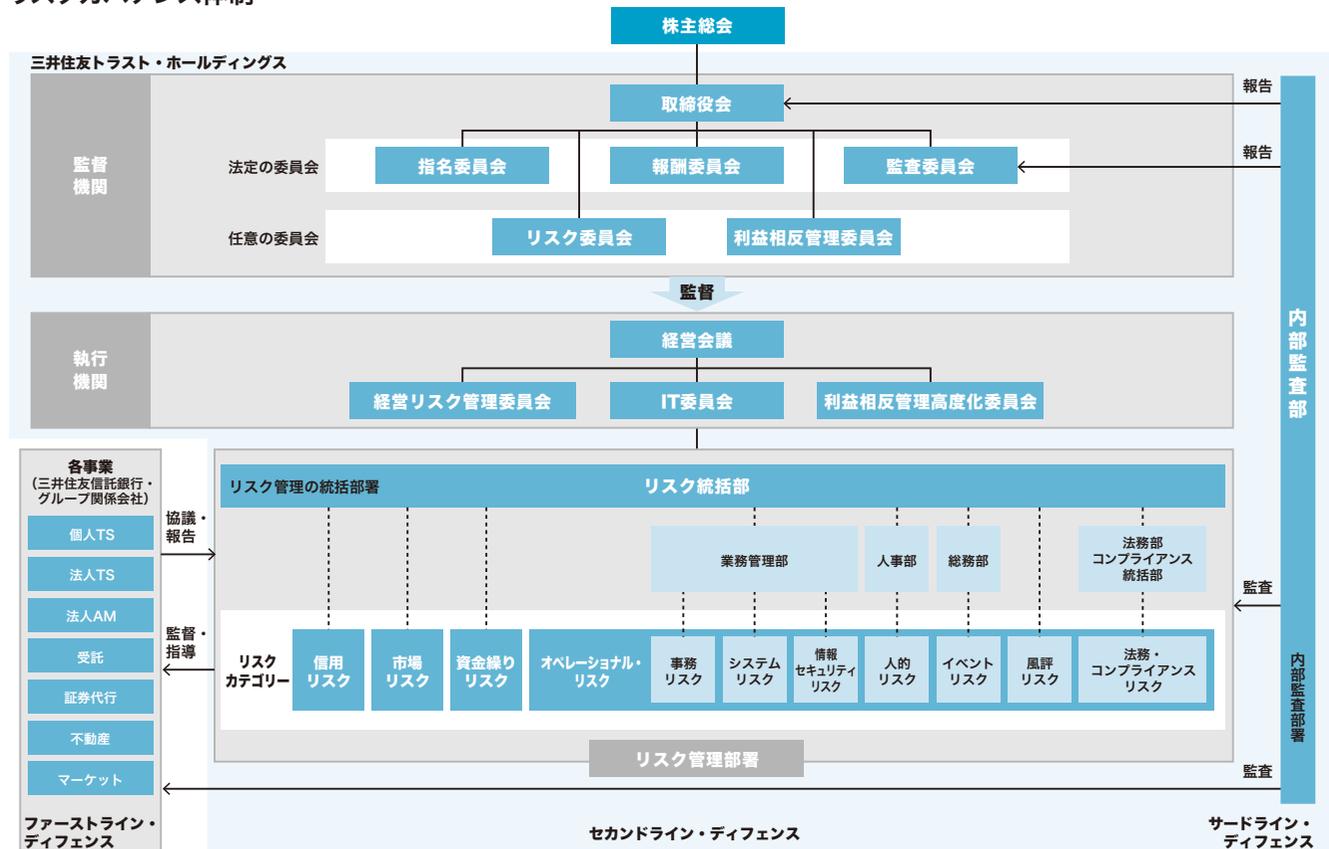
テイクを行うとともに、リスクが顕在化した際には現場レベルでのリスクコントロールを迅速に実行します。

セカンドライン・ディフェンス

リスク統括部は、取締役会によって決定されたグループ全体のリスク管理方針に従い、リスク管理全般を統括し、グループ全体を対象にリスクを特定・評価し、リスク管理プロセスを構築し、リスク限度枠の設定を行います。リスクが顕在化した場合の全社リカバリー戦略をあらかじめ策定します。

リスク統括部およびリスク管理各部は、ファーストライ

リスクガバナンス体制



ンのリスクテイクへの牽制機能を発揮し、リスクガバナンス体制の監督・指導を行います。

リスク統括部は、リスク管理の状況を経営会議、取締役会へ報告します。

サードライン・ディフェンス

内部監査部は、グループのリスクガバナンス体制およびプロセスの有効性や適切性を独立した立場から検証します。

経営会議

経営会議は、代表執行役ならびに執行役社長が指定する執行役をもって構成され、リスク管理に関する事項の決定および取締役会決議・報告事項の予備討議を行います。

取締役会

取締役会は、取締役全員をもって組織され、当グループの経営方針およびリスクテイクの戦略目標を決定し、リスクの所在と性質を十分認識した上で、戦略目標を踏まえ

たリスク管理方針等を策定し、適切なリスクガバナンス体制を整備し、実施状況を監督します。また、取締役会は、当グループのビジネス戦略やリスクの特性を踏まえ、任意の諮問機関として「リスク委員会」および「利益相反管理委員会」を設置しています。

リスク委員会

リスク委員会は、当グループの経営を取り巻く環境認識に関する事項、リスク管理の実効性に関する事項等に関し、取締役会からの諮問を受けてその適切性等を検討し、答申を行います。

利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、信託の受託者精神に基づき当グループが目指す、お客さまの「ベストパートナー」の基盤となる、フィデューシャリー・デューティーおよび利益相反管理に関する事項に関し、取締役会から諮問を受けてその適切性等を検討し、答申を行います。

4. リスク管理のプロセス

当グループでは、リスク統括部およびリスク管理各部がセカンドラインとして、以下の手順でリスク管理を行います。また、このリスク管理プロセスについては、関連するシステムを含め、サードラインの内部監査部により定期的に監査されます。

リスクの特定

当グループの業務範囲の網羅性も確保した上で、直面するリスクを網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、管理対象とするリスクを特定します。

リスクの評価

管理対象として特定したリスクについて、事業の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスクの分析・評価・計測を行います。

リスクを定量化できない場合は、可能な範囲で影響度を評価し、リスクの性質に応じて予防的措置を講じる等により管理を行います。

リスクのモニタリング

当グループの内部環境（リスクプロファイル、配賦資本の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、リスクの状況を適切な頻度で監視し、状況に応じ、グループ各事業に対して勧告・指導または助言を行います。

モニタリングした内容は、定期的にはまたは必要に応じて取締役会、経営会議等へ報告・提言します。

リスクのコントロールおよび削減

リスク量がリスク限度枠を超過したとき、もしくは超過が懸念される等、経営の健全性に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合には、取締役会、経営会議等に対して適切に報告を行い、必要な対応策を講じます。

トップリスクなどの予兆管理

当グループのビジネスモデルの特徴とリスク特性を踏まえ、内生要因リスクについては「リスクアペタイト指標」を設定し、管理指標をモニタリングしています。また、外生要因リスクについては、トップリスク（発生する蓋然性が高く、当グループに重大な影響を与える可能性があるリスク）等を選定した上で、予兆指標をモニタリングしています。いずれのリスクも、モニタリング結果を踏まえて対応策等を講じています。

トップリスクについて、現状、信用リスクは「大口与信先の信用悪化」、市場リスクは「政策保有株式等の価格下落」、オペレーショナル・リスクは「サイバー攻撃」などを選定しています。

5. 統合的リスク管理

(1) 統合的リスク管理体制

当グループでは直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、経営体力と比較・対照することによって、リスク管理を行っています(統合的リスク管理)。

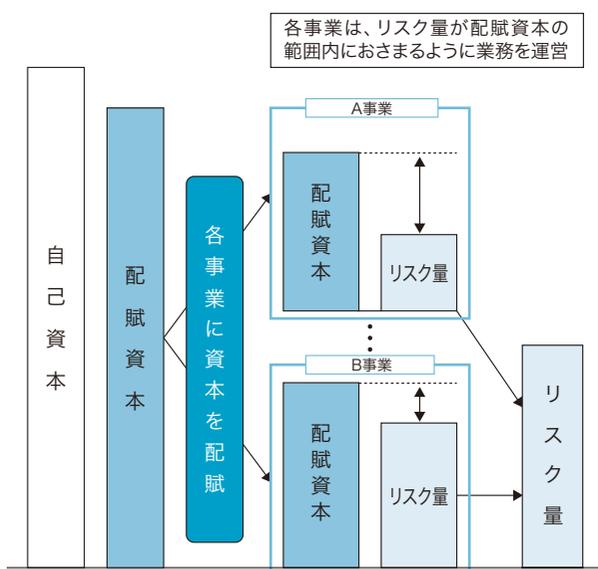
また、当グループでは統合的リスク管理における管理対象リスクのうち、VaR等の統一的尺度で計量可能なリスク値を合算して、経営体力(自己資本)と対比することにより管理しています(統合リスク管理)。

(2) 資本配賦運営

当グループでは、三井住友トラスト・ホールディングス(以下、「当社」といいます)が外部環境、リスク・リターン の状況、シナリオ分析および自己資本充実度評価の結果を踏まえ、各リスクカテゴリー(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)を対象に、グループ各社を含めた各事業へ資本を配賦する運営を行っています。資本配賦の計画は、取締役会で決議しています。配賦する資本の水準は、当グループのリスクアペタイトに基づいて決定されます。

各事業は、リスク量が配賦された資本の範囲内、かつリスクアペタイトの範囲内となるように業務を運営します。また、リスク統括部は、月次でリスク量を計測し、配賦された資本およびリスクアペタイトに対するリスクの状況を、定期的に取り締り役会等に報告しています。

資本配賦の仕組み



(3) ストレステストと自己資本充実度評価

リスク統括部は、資本配賦の計画の策定および見直しの都度、預金者保護の視点による自己資本充実度の確保のため、仮想シナリオ、ヒストリカルシナリオおよび発生確率検証の3種類のストレステストを実施し、その結果に基づき自己資本充実度を評価の上、取締役会等に報告しています。

仮想シナリオによるストレステスト

十分に強く、かつ現実的に発生可能性のあるストレスシナリオを策定し、ストレス時の自己資本比率等を推計することによって、自己資本充実度を評価します。

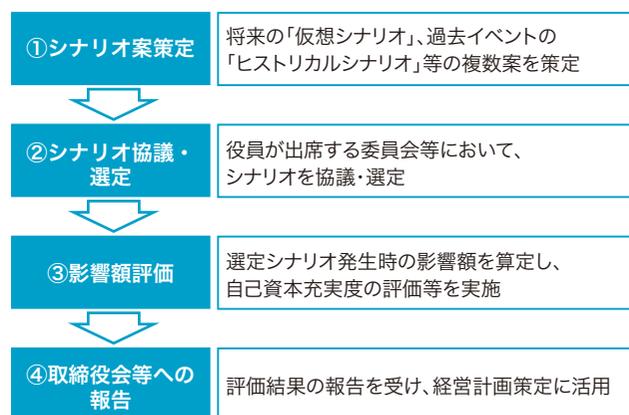
ヒストリカルシナリオによるストレステスト

過去に発生したストレス期におけるパラメータ等を用い、ストレス時の自己資本比率等を推計することによって、自己資本充実度を評価します。

発生確率検証

信頼区間99.9%のリスク量を算出し、その値を自己資本比率規制上の総自己資本と比較することによって、自己資本充実度を評価します。

ストレステストの枠組み



6. 各リスクカテゴリーのリスク管理

(1) 信用リスク管理

① 信用リスクの定義

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等によって資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失することにより、当グループが損失を被るリスク」をいいます。このうち、「海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により損失を被るリスク」をカントリーリスクといいます。

② 信用リスクの特性

信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」に関わる最も基本的なリスクであり、銀行業務を営む当グループが保有する重要なリスクの一つといえます。

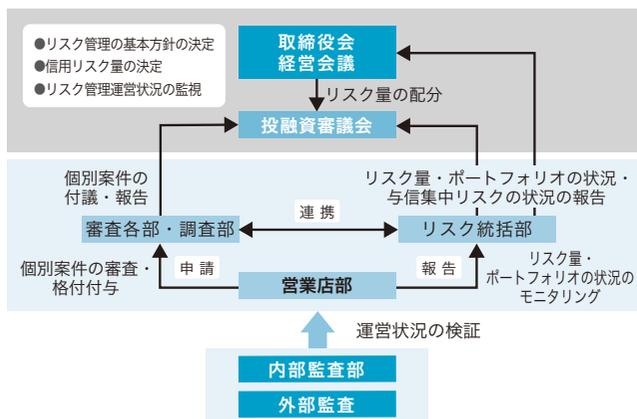
当グループの信用リスクにおける主要なリスクは、大口与信先のデフォルトや信用悪化により多額の貸倒れ(または引当金繰入)が発生するリスクです。特定企業または企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」、地域・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」を制御するため、債務者格付や国別格付に応じた与信ガイドライン金額の設定や、業種別の与信残高・リスク量のモニタリング等、リスクの適切なコントロールに努めています。

③ 信用リスク管理方針

当グループの信用リスク管理の基本方針は、「個別与信管理の厳正化」と「与信ポートフォリオの分散化」です。前者については、案件審査や調査、自己査定、社内内で付与する信用格付等の運用を通じて個別の与信管理をより精緻なものとしています。後者については、与信ポートフォリオ全体の分散を業種別、国別に大口先を含めて管理することで集中リスクの低減を図っています。また、ポートフォリオの損失可能性を定量的に把握するため、信用リスク量の計測を行っています。

また、信用格付ごとの予想損失率や経費率等を勘案した収益水準を設定し、個別案件の取引条件に反映させる

信用リスク管理体制



ことでリスクに見合った利益幅(スプレッド)の確保に努め、「リスク・リターン」の適正化も図っています。

④ 信用リスク管理体制

当社は、グループ全体の信用リスク管理を統括するとともに、グループ各社の体制整備に努めています。三井住友信託銀行は、連結およびグローバルベースのリスク管理体制を整備し、信用リスクを管理しています。

⑤ 信用リスク管理方法

当グループでは、信用リスクを適切に管理するために、入口の与信審査、期中の途上管理を通じ、個別案件ごとに管理する「個別与信管理」と、統計的な手法により特定の業種、地域、企業グループ等へのリスク集中状況等を分析・評価し、与信全体をひとかたまりのポートフォリオとして捉え、マクロ的な視点で管理する「与信ポートフォリオ管理」、二つの相互に補完するアプローチにより、健全なポートフォリオの構築と維持に努めています。

(2) 市場リスク管理

① 市場リスクの定義

市場リスクとは、「金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスク」をいいます。このうち、特に、「市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」を市場流動性リスクといいます。また、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」といいます)とは、金利水準の不利な変動が銀行勘定ポジションに影響を与えることによって、現在ないし将来において、銀行の資本および損益が毀損するリスクをいいます。

② 市場リスクの特性

三井住友信託銀行では、資産・負債の金利リスクコントロール等を通じた収益確保を目的とする業務(バンキング)と、金利や為替の短期売買等の取引による収益確保を目的とする業務(トレーディング)を行っており、これらの業務においてはVaR等を用い、同様の体制で市場リスク管理を行っています。トレーディングにおいては、為替・デリバティブ等のマーケットメイク業務による安定収益の確保を目指しています。

当グループの市場リスクにおける主要なリスクは、保有している政策保有株式等の価格下落により損失を被るリ

スクです。三井住友信託銀行において保有する政策保有株式については、残高削減を基本方針とするとともに、ヘッジを行うなど、リスクの適切なコントロールに努めています。

また、IRRBBは、銀行勘定ポジションにおける、満期のミスマッチ（ギャップ・リスク）、金利のミスマッチ（ベース・リスク）、金利変化に伴うオプション性（オプション性リスク）等により生じます。当社および三井住友信託銀行における金利リスクは低水準となっています。

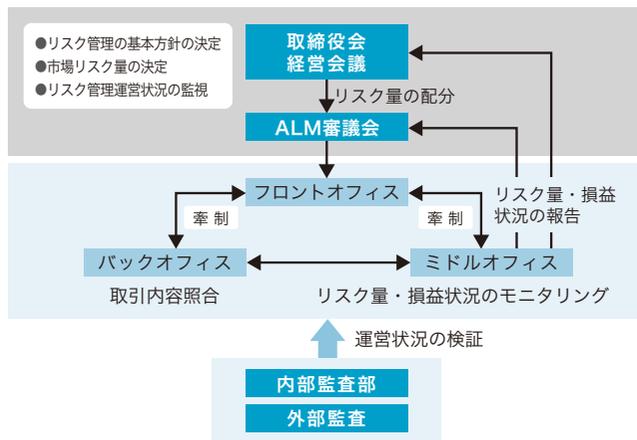
③市場リスク管理方針

市場リスク管理にあたっては、リスクの適切なコントロールにより業務の健全性の確保を求めるとともに、管理体制の高度化に取り組むことにより、当グループの戦略目標、業務の規模・特性に見合った適正な収益の確保を目指しています。また、金利リスクのコントロールにあたっては、金利スワップ等をヘッジ手段とし、ヘッジ会計の適用要件を充足する取引については、ヘッジ会計を適用しています。

④市場リスク管理体制

当社は、グループ全体の市場・資金繰りリスク管理を統括するとともに、グループ各社の体制整備に努めています。三井住友信託銀行は、連結およびグローバルベースのリスク管理体制を整備し、市場・資金繰りリスクを管理しています。

市場リスク・資金繰りリスク管理体制



⑤市場リスク管理方法

当社は、自己資本の範囲内において、資本の配賦計画を策定し、グループ各社へ資本を配賦しています。三井住友信託銀行では、配賦された資本に基づき、限度枠を設定するとともに、損失限度枠も設定することにより、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう運営しています。

また、金利リスクについては、ポジションの経済価値増減額に対しアラームポイントを設定し、モニタリングを行っています。

(3)資金繰りリスク管理

①資金繰りリスクの定義

資金繰りリスクとは、「必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより、当グループが損失を被るリスク」をいいます。

②資金繰りリスクの特性

当グループの資金繰りリスクにおける主要なリスクは、本邦および本邦金融機関の格下げ発生等を想定した場合における外貨調達の悪化リスクです。三井住友信託銀行においては、資産・負債の状況や市場流動性等、通貨別の特性に応じた中長期調達方針を策定し、過去に発生した市場混乱や資金流出に耐え得る安定的な外貨資金繰り運営に努めています。

③資金繰りリスク管理方針

資金繰りリスク管理にあたっては、リスクの顕在化が、当グループの経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識した上で、多様な調達手段による「調達コストと安定性のバランス追求」と、ストレス環境下における調達力検証と対応策の事前検討による「有事の備え」を柱に、適正な資金繰りリスク管理運営の実施を基本方針としています。

銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準（バーゼルIII等）への対応を踏まえ、資金繰りリスク管理体制の継続的な高度化を推進していきます。

④資金繰りリスク管理体制

資金繰りリスク管理体制は、「市場リスク管理体制」と同様の枠組みで運営しています。

⑤資金繰りリスク管理方法

資金繰りリスク管理の指標として、当社および拠点ごと、通貨ごとの資金繰りミスマッチ額に対する限度枠と、限度枠抵触時の対応をあらかじめ定め、遵守状況を日次でモニタリングしています。また、市場環境の急激な変化や当グループ固有の調達環境変化等の複数のシナリオによるストレステストを実施し、資金繰りリスクが顕在化した際に必要となる資金調達額を把握しています。

(4)オペレーショナル・リスク管理

①オペレーショナル・リスクの定義

オペレーショナル・リスクとは、「業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により、当グループが損失を被るリスク」をいいます。当グループでは、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティ

リスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、イベントリスクおよび風評リスクに区分して管理しています。

②オペレーショナル・リスクの特性

当グループのオペレーショナル・リスクに係る主要なリスクの一つは、サイバー攻撃(ランサムウェアやDDoS攻撃※)を受けることにより業務運営上の悪影響を被るとともに、当グループが保有する顧客情報等が侵入者に窃取されることにより外部に漏洩するリスクです。当グループでは、情報システムの安全性を確保することにより、サイバー攻撃による不正な侵入・使用等を防ぐための対策を講じています。

※DDoS攻撃:分散型サービス妨害攻撃。標的となるコンピュータに対して複数のマシンから大量の処理負荷を与えることでサービスを機能停止状態へ追い込む手法のこと。

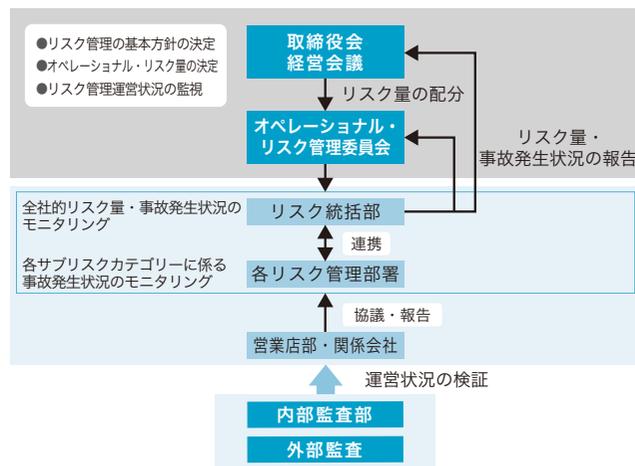
また、システム開発の遅延や開発費用の増加についても、主要なリスクとして管理しています。システム開発案件の進捗遅延等によるシステムリリース延期や代替システムの保守等のコスト発生、開発費用増加による開発要員手当てのための追加コストの発生等により、当グループの業績に悪影響を与える場合があります。当グループでは、リスク管理部署等の関連部署による開発状況のモニタリングを通じて、リスクの削減・抑制を図っています。

③オペレーショナル・リスク管理方針

当グループでは、オペレーショナル・リスク管理体制の整備にあたって、オペレーショナル・リスクを業務遂行に伴い発生する不可避なリスクと認識し、業務やリスクの規模・特性に応じた適切なリスク管理を行い、業務の健全性および適切性の確保を図ることを基本としています。

当グループの業務や提供する商品・サービスの拡充や、情報技術の発達・ニーズの多様化等の社会・経済環境の変化に伴う新たなリスクの発現等に備え、オペレーショナル・リスク管理体制の一層の高度化を推進していきます。

オペレーショナル・リスク管理体制



④オペレーショナル・リスク管理体制

当グループは、グループ全体のオペレーショナル・リスクの管理に関する基本方針に基づき、グループ各社のオペレーショナル・リスク管理に係る体制整備に努めています。

三井住友信託銀行では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署およびオペレーショナル・リスクのサブカテゴリーごとにリスク管理部署を設置しています。総合的な管理部署であるリスク統括部は、各オペレーショナル・リスク管理部署等と連携し、オペレーショナル・リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

⑤オペレーショナル・リスク管理方法

当グループにおいて、外部委託業務を含めた全ての業務に所在するオペレーショナル・リスクを管理対象とし、リスクを定性・定量の両面から適切に評価・把握するとともに、その顕在化防止のための予防的措置、顕在化した場合の対応・発生原因分析および再発防止策の策定により、オペレーショナル・リスクの削減を図っています。

7. 災害時における危機管理・業務継続(BCP)

(1)当グループの取り組み

当社と三井住友信託銀行では、自然災害やシステム障害、新感染症の流行などの危機発生時において、緊急時対応を迅速に実行するため、コンティンジェンシープランを整備しています。

さらに、資金決済などの重要な業務については、BCP(業務継続計画)やバックアップオフィスなど、業務継続体制を整備し、その実効性を確保するため、定期的な訓練、BCP見直しの実施など、業務継続のための体制を整備しています。

発生した危機が重大で影響が広範囲に及ぶなど、三井住友信託銀行や当グループの正常な業務活動に重大な支障を及ぼし、その対応に緊急に総合的かつ高度な経営判断を要する場合には、全社対応組織として緊急対策本部を設置して、緊急時対応を迅速に実行していきます。

特に、全国に店舗を持つ三井住友信託銀行では、大規模な地震が発生した場合に備え、お客さま、社員の安全や業務の継続などに配慮した対応を行うとともに、その実効性を確保するため、定期的に訓練を実施しています。

役員・社員の行動基準

1. 役員・社員は危機管理の重要性を十分に認識・理解し、緊急事態の発生に備えるとともに、緊急事態が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、平素より知識の涵養等に努めなければならない。
2. 緊急事態が発生した場合には、役員・社員の判断・行動にあたっては、以下の原則に基づき対応しなければならない。

(1) 生命の安全確保

緊急事態が発生した場合は、お客さま、役員・社員とその家族の安全を最優先で確保する。また、各種緊急時対応においては、常に人道面での配慮を優先させる。

(2) 三井住友信託銀行の企業資産の保全

緊急事態が発生する場合に備え予防と減災措置をとり、緊急事態が発生した場合には三井住友信託銀行の企業資産を保全する。また、業務活動に支障となる悪影響に対して、可能な限りリスク軽減措置を講じる。

(3) 業務継続と早期復旧

緊急事態が発生した場合、優先する業務の早期復旧と継続を図る。

(4) 地域社会との連携

緊急事態が発生した場合、地域における救命活動等、地域との連携を図る。

全社的な対応においては、緊急対策本部機能の実効性を高めるため、定期的な訓練のほか、情報収集・情報連携の体制強化とともに、東京地区での発災を想定して大阪地区の体制強化も推進しています。

また、支店においては、定期的な訓練を通じ対応力の強化を図るとともに、立地条件や主要設備の状況等、店舗固有事情を踏まえた災害対策への取り組みを推進し、また、支店間での支援体制も整備しています。

(2) サイバー攻撃の脅威への対応

国内外でサイバー攻撃による被害が拡大、脅威も増大しています。かかる中、当社ではお客さまの大事な財産をサイバー攻撃の脅威から守るため、次のような活動に取り組んでいます。

① サイバー攻撃に備えた社内態勢の整備

当社では、サイバー攻撃に対応するため、三井住友信託銀行のシステムを24時間監視するとともに、サイバー攻撃に係る情報収集・分析・対策等を進める社内組織としてSuMiTRUST-CSIRTを設立し、外部の専門機関との連携もとりながら、管理態勢の強化に取り組んでいます。

② インターネットバンキング取引のセキュリティ強化

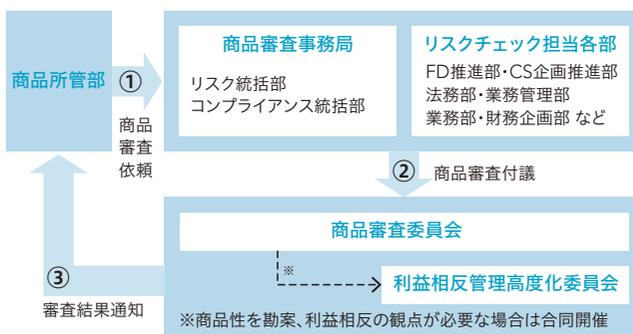
インターネットバンキングについては、お客さまの大切なご預金等を不正取引被害から守るための対策として、インターネットバンキング専用セキュリティ対策ソフト「Rapport(ラポルト)」を無料で提供しています。

今後も引き続き、他社の動向や新規技術の情報収集に努め、不正送金の未然検知・防止など、お客さまが安全に取引を行っていただけるように、万全のセキュリティ対策を講じていきます。

8. 新商品・新規業務導入時の審査体制

新商品や新規業務を導入する際には、あらかじめ内在するリスクの有無、種類の特定・評価・管理、お客さまへの説明資料・手法など、商品や業務を継続するためにさまざまな体制整備を行う必要があります。この目的達成のため、当グループでは新商品や新規業務の導入時に審査を実施する体制としています。この商品審査のプロセスにおいては、お客さまから信頼していただける商品や業務の導入を重視し、複数の部署がさまざまな角度から検証を行います。また、新商品や新規業務の導入後も定期的なモニタリングによる検証を行っています。

商品審査のプロセス(三井住友信託銀行)



投融資先の環境・社会への影響に対する配慮

環境・社会配慮に関する基本方針

当グループでは「投融資先の環境・社会への影響に対する配慮」を、当グループの企業価値に与える影響と当グループが社会に与える影響の双方の観点で、最も重要性が高い課題(マテリアリティ)の一つとして捉えています。

社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)



上記各方針の詳細等については、当社ホームページをご参照ください。

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針」の下、事業を通じて環境問題の解決に資する商品・サービスを提供し、また、当グループの事業活動に起因する環境負荷を低減することを目的として「環境方針」を制定しています。また、グローバルに重要な二大環境問題への取組推進のために「気候変動対応行動指針」「生物多様性保全行動指針」を制定し、さまざまなステ

ークホルダーと対話・協働して対応に努めています。社会的な課題に関しては、個人の人権や多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除することを目的として、「人権方針」を制定し投融資先が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には必要な対策を講じることが定めています。

資産運用における環境・社会配慮

三井住友トラスト・アセットマネジメントは「責任ある機関投資家」として、「ESGガイドライン(53頁参照)」を制定しています。本ガイドラインは、国際的な企業行動規範である「国連グローバルコンパクト」を踏まえた内容としており、投資先企業には環境への影響の最小化や国際的な労働権利の遵守、雇用における差別の禁止、児童労働の禁止や強制労働の根絶、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止などを期待することなどを明記しています。

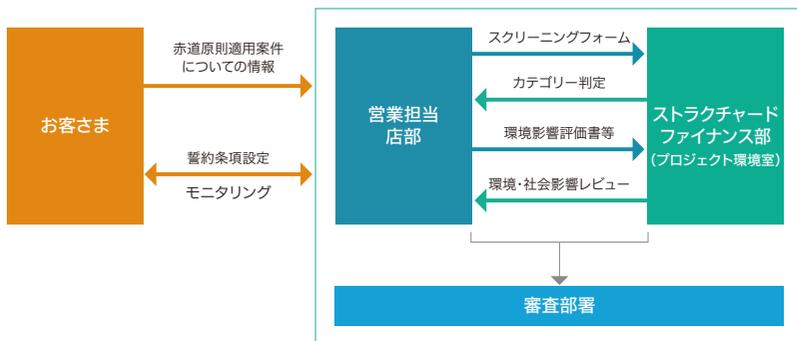
同社ではESGガイドラインに則り、投資先企業とESG課題に対するさまざまなエンゲージメント(対話)を行っています。エンゲージメントはアナリストやスチュワードシップ推進部の専任担当が行うほか、パーム油や森林資源などの特定のテーマについては国内外の組織と共同エンゲージメントを行っています(詳細は62頁参照)。

赤道原則への署名と取り組み

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンス等の融資にあたり、プロジェクト実施者に対して自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮することを求める民間金融機関の国際的ガイドラインである「赤道原則」に署名しています。

融資の意思決定に際しては、プロジェクトの環境・社会リスク、プロジェクトの所在国、業種に応じた環境社会への影響をレビューし、総合的なリスク判断を行います。

環境・社会配慮評価の体制とプロセス



【適用プロセス】 環境・社会配慮の評価手順を定めた社内運営ルールに従い、赤道原則所管部署が個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を実施しています。

【環境・社会影響レビューの実施】 プロジェクトの所在国や業種に応じて、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かをレビューした上で、総合的なリスク判断をします。

【モニタリング】 重要な項目を遵守する旨を融資契約書に反映させており、それらの重要項目の遵守状況を報告書などによって定期的に確認しています。

【社内研修】 営業、評価、審査等に携わる関係部門を対象に定期的な研修を実施し、社内運営の理解や環境・社会配慮の意識向上に努めています。

赤道原則

赤道原則とは、民間金融機関が大規模なプロジェクトに融資を実施する際に、そのプロジェクトが自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮されていることを確認するための基準です。具体的には、プロジェクトファイナンスと特定プロジェクト向けのコーポレートファイナンス、および将来的にこれらに借り換えられる予定のつなぎ融資が対象となっており、プロジェクトの所在国や業種を問わず適用されます。

赤道原則は、世界銀行グループの国際金融公社(IFC)が制定する環境社会配慮に関する基準・ガイドラインに基づいており、この基準・ガイドラインは、環境社会影響評価の実施プロセスや、公害防止、地域コミュニティへの配慮、自然環境への配慮など多岐にわたります。

赤道原則が適用される金融商品の種類と規模等の要件

種類	規模等の適用要件
プロジェクトファイナンス	プロジェクト総額が100万米ドル相当以上の全ての案件
FA業務 ^{※1}	同上
プロジェクト紐付きコーポレートローン ^{※2} PRCL:Project-Related Corporate Loans	以下、4条件を全て満たす場合 1. 借入額の過半が、借り手が当該プロジェクトの実質的な支配権を(直接的にまたは間接的に)有する単一のプロジェクト関連向けである。 2. 総借入額100万米ドル相当以上 3. 個別採択銀行のコミット額(シンジケーション組成もしくはセルダウン前)が50万米ドル相当以上 4. 貸出期間が2年以上
ブリッジローン	貸出期間2年未満で、上記条件を満たすプロジェクトファイナンス、もしくはPRCLによってリファイナンスされることを意図したもの

※1 プロジェクトファイナンス・アドバイザー・サービス

※2 バイヤーズクレジット型の輸出金融は含み、サプライヤーズクレジット型の輸出金融は含みません。さらに、アセットファイナンス、買取ファイナンス、ヘッジ取引、リース、信用状取引、一般資金、会社の操業維持を目的とした一般運転資金も除かれます。

環境・社会影響レビューの実施

プロジェクトファイナンスの検討のプロセスにおいて、赤道原則の適用対象となる案件について、事業者によるプロジェクトの環境・社会に配慮する対応が、赤道原則が求める水準を満たしているか否かを確認する環境・社会影響レビューを実施します。

環境・社会影響レビューにおいては、対象プロジェクトはスクリーニングフォームに基づき環境・社会リスクに応じて以下のA、B、Cの三つのカテゴリーに分類されます。カテゴリーとプロジェクトの所在国(指定国[※]、非指定国)や業種に応じた環境影響評価書等を基に詳細なレビューを実施します。環境・社会影響レビューの結果は審査部署へ送付され、審査部署は当該レビュー結果も踏まえた上で、

赤道原則には2018年12月現在、世界93行(輸出信用機関を含む)が署名しています。署名金融機関は赤道原則に基づいた対策等をプロジェクト実施者に求め、特に発展途上国における大規模案件においては十分な配慮を要する 경우가多く、赤道原則において求められる水準を満たさない場合は融資を見送ることもあります。

三井住友信託銀行における赤道原則の運営体制 社内運営体制と赤道原則適用のプロセス

三井住友信託銀行は、赤道原則の枠組みを踏まえた環境・社会への配慮方針および環境・社会影響の評価手順を定めた社内運営ルールを制定し、個別のプロジェクトに関する環境・社会影響の評価を赤道原則所管部署が実施しています。

総合的なリスク判断を行います。

※指定国とは、市民と自然環境を守るために構築された強固な環境・社会に関するガバナンス、法体系、組織を有すると考えられる国のことです。具体的には、赤道原則協会のホームページに掲載されています。

<http://www.equator-principles.com/index.php/ep3/designated-countries>

社内研修体制

赤道原則の概念および環境・社会影響レビューの実施フローに対する理解を醸成するため、営業担当部門、評価部門、審査部門、その他関連部署を主な対象として複数回にわたり社内研修を実施しました。今後も定期的な社内研修の実施を通じて、赤道原則の理念と環境・社会影響評価のプロセスに対する理解を深め、社員の環境・社会配慮に対する意識の向上に一層努めていきます。

赤道原則遵守状況のモニタリング

環境・社会関連法規制、許認可に関する重要項目を遵守する旨を融資契約書に反映し、借入人から提出される定期報告書等により、赤道原則適用案件が環境・社会関連の諸規則を遵守して行われているか定期的に確認しています。

赤道原則の適用件数

2017年度に赤道原則を適用した案件は28件です。
 ✓マークのある実績については、PwCサステナビリティ合同会社による第三者保証を取得しています。

プロジェクトファイナンス案件

	2017年度			
	A	B	C	計
	1 ✓	23 ✓	4 ✓	28 ✓
セクター別	A	B	C	計
鉱業	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
インフラ	1 ✓	1 ✓	0 ✓	2 ✓
石油・ガス	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
電力	0 ✓	22 ✓	4 ✓	26 ✓
石油化学	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
その他	0 ✓	0 ✓	0 ✓	0 ✓
地域別	A	B	C	計
米州	0 ✓	2 ✓	0 ✓	2 ✓
欧州中東アフリカ	1 ✓	0 ✓	0 ✓	1 ✓
アジア太平洋	0 ✓	21 ✓	4 ✓	25 ✓
指定国・指定国以外の国	A	B	C	計
指定国	0	23	4	27
指定国以外の国	1	0	0	1
独立したレビューの有無	A	B	C	計
有り	1	21	4	26
無し	0	2	0	2

石炭火力発電に対するプロジェクトファイナンス

三井住友信託銀行は、国際社会の重要な課題である気候変動問題において相対的にCO₂の排出量が多い石炭火力発電プロジェクト案件に関しては、従来から発電効率や環境負荷等へ一定の社内基準を定め、慎重に取組判断を行ってきました。先進国における低炭素社会の実現に向けた取り組みは金融機関にとっても重要な経営課題であることから、今般、今後新たに建設が検討される石炭火力発電プロジェクトについては原則的に取り組まない方針としました。ただし、例外的に取り組みを検討していく場合は、OECDガイドラインやプロジェクトの発電効率性能など、より環境負荷を考慮した厳格な取組基準の下、個別案件ごとの背景や特性等も総合的に勘案し、慎重な対応を行います。

セクターポリシーの制定

当グループは、環境・社会への影響が大きい事業活動を推進するセクターに関するセクターポリシーを定め、負の影響を及ぼす企業やプロジェクトへの投融資を抑制しています。

具体的には、クラスター爆弾を製造する企業に対しては国内外を問わず融資を行わず、資産運用においてもアクティブ運用では投資を禁止するとともにパッシブ運用においても製造停止を求めるエンゲージメントを積極的に行い、それを公表しています。

パーム油や熱帯雨林の違法伐採が懸念されるセクターについても、2018年度中にセクターポリシーを策定する方針です。

CSR調達(調達における環境・社会配慮)

SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」は持続可能な製造消費形態を確保することを目標とするもので、消費者に対しても、天然資源の持続可能な管理および効率的な利用、土壌・大気・水の汚染防止、廃棄物の削減につながる活動を求めています。

三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グ

ループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することに努めています。また、CSR調達の普及を促進し、環境・社会に配慮するサプライヤーと協働することにより、社会から信頼される企業グループとして、社会の持続的発展に貢献します。

CSR調達方針

事業で使用する紙や文房具、什器備品等は、資源の採掘から加工・製造、販売にわたる長いサプライチェーンを経て調達しています。その過程で環境汚染や人権問題などがお

こらないように配慮された製品・サービスを調達することは消費者としての責務です。当グループでは「CSR調達方針」を制定し、調達における環境・社会配慮を推進しています。

1. 公正な取引

私たちは、経済合理性、適正な品質、納期の厳守、社会規範の遵守、社会的課題への配慮、環境配慮などを総合的に勘案し、公正、透明な方法でサプライヤーを選定します。

正当な理由なく、特定の取引先に利益を供与したり、不当な不利益を課すようなことはしません。

2. 法令等遵守

私たちは、調達にあたって法律及び社会規範を尊重し、いかなる場合もこれらに違反しません。反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求は拒絶します。

3. 社会的課題への配慮

私たちは、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働や児童労働などの人権侵害を行わない、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

4. 環境への配慮

私たちは、環境負荷低減の取り組みを推進し、気候変動、生物多様性などの環境問題の抑制や緩和に資する、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

5. サプライヤーとの協働

私たちは、調達にあたって社会的課題や環境への配慮をサプライチェーンにわたって実践するため、サプライヤーに協力を求め、協働して取り組みを推進します。

海洋プラスチックごみ問題

海に大量に流入するプラスチックごみが引き起こす汚染が海洋生態系、漁業や観光産業等に多大な影響を及ぼし、世界的な問題となっています。経済成長や生活の利便性追求によって廃棄物は増加の一途をたどっています。

三井住友信託銀行では、大型拠点ビルに社員向けのコンビニエンスストアの店舗を設置しています。本店ビル、府中ビル内の店舗での購入の際にはレジ袋、ストローを

使用しないこととする運営をしています。今後は可能な限り他の拠点ビルにおいてもレジ袋等のプラスチックの使用を制限する運用に切り替えていきます。また、業務に使用する封筒等の用度品についても実態を把握した上で、可能な範囲でプラスチックからの切り替えを検討していきます。

人権方針における規定

当グループの制定する人権方針において、「海外を含む投融資先や調達・委託先(サプライチェーン)の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規制等に

反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていく」とことと規定しています。当該対策として、違反状態の解消の要請や解消されない場合の取引停止・不買があります。

持続可能な紙利用

三井住友信託銀行は、紙の原料調達のために熱帯雨林の伐採や生態系の破壊が進むことに問題意識を持っています。同様の認識を共有する紙のユーザー企業やWWFジャパン((公財)世界自然保護基金ジャパン)とともに「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」を設立し、各企

業の取り組み状況を共有するとともに、サプライヤーに対してより環境・社会に配慮した紙の供給を要請することで、持続可能な紙利用の社会全体への浸透を目指しています。2013年に5社で発足したコンソーシアムは、2018年10月には10社に拡大しています。

持続可能な紙利用のためのコンソーシアム

本コンソーシアムは、紙を生産もしくは販売する企業ではなく、製品パッケージや販促資材用の印刷物、コピー用紙や封筒類などの紙製品を自らで利用するために購入する企業や団体をメンバーとしています。参画する企業は、責任ある調達方針を策定し、運用することが求められます。より消費者に近い立場にある企業が責任ある紙調達を運用することで、サプライチェーンの下流にいる消費者・消費企業はもちろん、上流の事業者に対しても持続可能な紙利用を広めることを目指しています。

「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」の紙利用に関する基本的な考え方

- 信頼できる認証制度や再生紙を優先的に利用すること
- 保護価値の高い地域を破壊していないこと
- 伐採にあたって原木生産地の法令を守り、適切な手続きで生産されたものであること
- 重大な環境・社会的問題に関わる事業者の製品ではないこと



当グループは、グループ全体でCSR調達を推進するなかで、業務において大量に使用・廃棄する紙の調達における環境・社会配慮を行っており、コピー用紙を中心に、以下の取り組みを行っています。

- サプライヤーに対してコピー用紙、文房具など紙製品における環境・社会配慮を調査する。
- 熱帯雨林の違法伐採等、環境・社会配慮に問題のあるコピー用紙は、グループ会社全体で購入を禁止する。
- コピー用紙は原則として古紙配合率100%の用紙を調達する。
- 商品の環境・社会配慮については、Rainforest Action Networkなど国内外のNGOの意見を参考とする。



サステナビリティ方針4

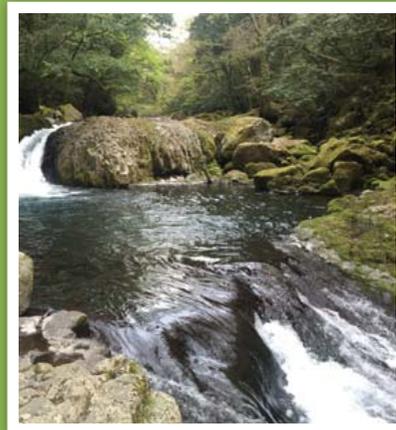
環境問題への
取り組み

- 私たちは、低炭素社会や生物多様性を育む自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、本業を通じてこれらを阻害する問題の解決に取り組みます。
- 私たちは、省エネルギー・省資源等、自らの企業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組みます。



環境負荷低減に向けた取り組み

当グループは、環境マネジメントシステムの運用を通じ、SDGsの関連テーマに関し事業活動に伴う負の影響を抑制しています。



当グループは、事業活動に伴うエネルギー、紙などの使用による資源の消費とCO₂や廃棄物の排出を通じて自然資本・環境に対して影響を及ぼしており、当グループの事業活動から発生する環境負荷の削減に努め、社会に対するマイナスの影響を低減させることが重要課題と認識しています。また、当グループは投融资先の環境・社会への配慮を投融资の意思決定に組み込んでいます。事業活動に直接起因する環境負荷を削減する取り組みと投融资先から間接的に発生する環境負荷を削減する取り組みの双方を推進し、社会全体での環境負荷の低減を実現することを目指しています。

SDGsでは多数の環境問題に関する目標、ターゲットが設定されています。SDGsの17の目標と関連して当グ

ループの事業活動に起因する環境問題への対応として取り組んでいる活動は、紙ごみをはじめとする一般廃棄物やPCBなど化学物質を含む廃棄物の削減と適正な管理・リサイクル・処分(目標3)、効率的な水の利用(目標6)、2013年以降に新規開設した4店舗における太陽光発電による再生可能エネルギーの利用(目標7)、本店ビルにおける建築物環境性能表示制度CASBEE-不動産の認証取得(目標11)、原材料となる熱帯雨林の伐採における環境・人権に配慮した紙のCSR調達(目標12および目標15)、電力使用量の削減を主とする省エネルギー活動(目標13)などです。なお、三井住友信託銀行では、毎年環境マネジメントをテーマとしたeラーニングを全社員向けに実施し、理解の向上を図っています。

三井住友トラスト・ホールディングス環境方針

1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組みます。

2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組みます。

4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

業務効率化、環境負荷削減、経費削減の同時達成の取り組み事例

取り組み事例	業務効率化の効果	経費削減の効果	環境負荷削減の効果
会議のペーパーレス化	コピー作成、資料差し替え等の業務負担軽減および時間削減。情報漏洩防止。	紙購入代金の削減、廃棄物処理費用の削減。	紙使用量削減による森林資源保全、廃棄物削減による環境保全。
時間外削減のための業務平準化、時間管理(定時退社励行、早帰り日設定)	時間外削減を通じ捻出したオフ時間での自発的活動。	時間外人件費の削減。時間外照明・空調使用等による電気代の削減。	電力使用量削減による地球温暖化防止効果。

大規模拠点ビルにおける環境目標の達成状況(旧ISO14001対象の拠点ビル)

カテゴリー ()内:単位	拠点	2017年度実績			
		累計実績	前年比	達成状況	パフォーマンス変化に関する主な要因
紙 (千枚)	本店	52,268	▲2%	○	全社あげてのコピー節約取り組みが功を奏し、年度を通じて使用量が前年度実績を下回った
	府中	10,824	5%	×	主に調布ビル閉鎖により入居者が移動してきたことに伴う購入量の増加
	千里	4,553	2%	×	北浜ビル入居部門の一部を受け入れたことに伴う購入量の増加
	芝	15,833	▲5%	○	全社あげてのコピー節約取り組みが功を奏し、年度を通じて使用量が前年度実績を下回った
電力 (千kWh)	本店	5,252	▲3%	○	早帰りの徹底、会議件数削減短縮、残業管理の徹底等、業務運営効率化が功を奏し、前年を下回った
	府中	17,218	0%	×	電力消費が少ない設備への更新(厚生棟軒下ダウンライト交換、宿泊室通路ダウンライト器具更新、研修所外灯や事務等廊下ダウンライトのLED更新、事務等空調機の更新等)
	千里	6,067	3%	×	業務継続体制の高度化を目的として、グループ関係会社のバックアップ用コンピューター設備増設に伴い、エネルギー使用量が増加
	芝	4,403	▲5%	○	早帰りの徹底、会議件数削減短縮、残業管理の徹底等、業務運営効率化が功を奏した
廃棄物 (t)	本店	438	4%	×	期限到来に伴う機密書類増(+3%)、老朽化による更新(モニタースタンド、電子レンジ、事務機器など粗大ゴミの増加(+39%))
	府中	82	▲8%	○	経費削減、雑誌購読数減(▲37%)や社員意識周知徹底による不燃ゴミ(▲22%)減少
	千里	126	▲23%	○	前年度の廃棄物量が多かったことの揺り戻しで前年比較では大幅に減少。新聞、雑誌、ミックスペーパーなどが減少
	芝	162	1%	×	テナント増および一部テナントによる一時的な大量不燃ゴミ排出により前年比+12%、セミナー開催件数増加等に伴うペットボトル前年比+14%
グリーン購入 (%)	本店	90%	▲1%	×	購買システムの運用によりほぼ横ばい

1. 事業活動に起因する環境負荷削減の取り組み

業務効率化の枠組みと一体化した環境マネジメントシステムの運用

当グループは、業務活動から生じる環境負荷削減の取り組みを業務効率化推進の枠組みのもとで展開する環境マネジメントシステムを運用しています。時間(労働生産性)、物品(資源生産性)、経費(資金効率性)に関して、共通の活動を通じて「業務効率化」「環境負荷削減」「経費削減」を同時達成することを目的としています。主たる活動を業務フローの見直しや残業時間削減のシフト変更などの業務効率化を目指す活動におき、それに付随する形で、紙の使用量の削減、残業時間帯の照明や空調の使用に伴う電力使用量の削減といった効果が得られる運用を目指

しています。

環境負荷削減の対象項目は①電力使用量(CO₂排出量)削減、②紙使用量の削減、③廃棄物発生量の削減、④グリーン購入(CSR調達)の4項目としています。業務効率化の推進は全店で実施しており、全店で環境負荷削減の意識付けを図っています。大規模拠点のみを対象としていた環境マネジメントシステムISO14001の主旨を反映したPDCAは継続させています。ISO14001の2015年の改訂の主要テーマであったサプライチェーンマネジメントについてはCSR調達において取り組みを推進しています。





事業活動に伴うエネルギー使用量およびCO₂排出量削減の取り組み

当グループでは、事業活動に投入する電力、ガスなどのインプットと、事業活動から排出されるCO₂のアウトプットの双方の環境負荷削減に努めています。三井住友信託銀行は省エネ法の適用を受けており、全国の全ての拠点におけるエネルギー使用量、CO₂排出量を共通のシステムを活用して集計しています。2017年度における国内全拠点での電力使用量は60百万kWhと前年度の67百万kWhから9.4%削減しました。都市ガスの使用量は2.0百万m³と前年度比5.3%削減しました。経営統合によって三井住友信託銀行が誕生した2012年度以降、事業に投入する総エネルギー使用量は着実に減少しています。これは主に大規模拠点による省エネが進んだことに加え、統合当初地域で重複していた店舗の統廃合による効果もあります。当グループの施設で最も電力使用量の大きい府中ビルでは館内連絡会で時間外の空調延長申請の厳格な運用と予定より早く退社が完了した際の空調停止依頼の徹底を推進し、各部署からの申請と実際の運用の集計データのフィードバックで意識付けと実践の周知徹底を図ったことで大きな成果を得ています。

地球温暖化の原因となるCO₂の排出に関しては、2017年度の年間排出量を37,068t-CO₂と統合後のピークであった2013年度の50,605t-CO₂と比較して26.8%削減しています。scope1排出量、scope2排出量ともに2013年度比21.2%、27.5%と大幅に削減しています。一方で経営統合当初に地域で重複していた店舗の統合や一部の大規模拠点を廃止したため床面積が大きく減少しており、床面積当たりの排出量原単位は0.093t-CO₂/m²と2013年度比4.2%の削減にとどまっています。

また、三井住友信託銀行の東京都内の大規模拠点は東京都環境確保条例によるCO₂排出量削減義務を負っています。2017年度は2拠点を廃止したため削減義務を負う拠点は3拠点となりましたが、単年度単位で着実に排出量を削減しています。第一計画期間(2010年度から2014年度)の5年間における削減義務以上の超過削減量として獲得した39,117t-CO₂の排出権は第二計画期間に繰り越しています。第二計画期間(2015年度から2019年度)についても、排出権を使用せずに目標を達成できる見込みです。

エネルギー使用量とCO₂排出量の推移(国内拠点)

エネルギー使用		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
総エネルギー使用量(熱量)	GJ	954,891	913,437	846,829	801,370	736,011
総エネルギー使用量(原油換算)	kl	24,636	23,566	21,848	20,675	18,989
エネルギー使用原単位	kl/m ²	0.055	0.053	0.051	0.049	0.047
電力	千kWh	79,932	76,768	71,206	66,742	60,444
都市ガス	千m ³	2,502	2,398	2,153	2,107	1,996
CO ₂ 排出		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	50,605	48,918	43,816	40,833	37,068
調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂	42,219	48,426	43,470	40,393	36,240
排出量原単位	t-CO ₂ /m ²	0.114	0.111	0.103	0.098	0.093
排出量原単位(調整後)	t-CO ₂ /m ²	0.095	0.110	0.102	0.097	0.091
scope1排出量	t-CO ₂	5,806	5,577	5,002	4,907	4,575
scope2排出量	t-CO ₂	44,798	43,340	38,813	35,925	32,493

算定範囲:

省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)の対象となる三井住友信託銀行の国内の施設。(一部の施設にはグループ会社も入居)

算定方法:

省エネ法の算定方法に準拠して算定。

(四捨五入の関係で合計値が一致しない場合があります)

東京都環境確保条例の対象拠点のCO₂排出量の推移

		第一計画期間累計		第二計画期間				
		4拠点		4拠点		2拠点	本店ビル	
		2010年~2014年	2015年度	2016年度	2017年度	2015年度	2016年度	2017年度
基準排出量	t-CO ₂	146,153	38,446	39,224	28,921	13,287	13,287	13,287
削減義務率	%	8	17	17	17	6	6	6
排出上限量	t-CO ₂	134,467	31,912	32,558	24,005	12,490	12,490	12,490
削減義務量	t-CO ₂	11,686	6,534	6,666	4,916	797	797	797
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	95,350	21,024	14,566	14,359	10,711	10,912	10,566
排出削減量	t-CO ₂	50,803	17,422	19,586	14,562	2,576	2,375	2,721
超過削減量	t-CO ₂	39,117	10,888	12,920	9,646	1,779	1,578	1,924
排出権獲得量(更正後)	t-CO ₂	47,540						

東京都環境確保条例の「温室効果ガス排出量削減義務と排出量取引制度」による排出量削減義務を負う三井住友信託銀行の4拠点(府中ビル、芝ビル、調布ビル、目黒ビル)および本店ビルの削減状況。2017年度より調布ビル、目黒ビルが対象外となっています。2015年度から削減義務を負う本店ビルは共有ビルであり当社削減義務量が確定していないため別表記としています。排出量は第三者検証機関による検証を受けています。第一計画期間と第二計画期間では算定の係数が異なるため経年比較ができません。



その他の環境負荷削減の取り組み

紙の使用量については、2017年度は738トンと前年度比26トン増加(3.7%増)し、減少傾向に打ち止めがかかっています。引き続き業務効率化活動による紙使用量の削減に努めます。アウトプット項目では、紙ごみの排出量が例年並みに落ち着いたこともあり前年度比18.0%削減されました。紙ごみのリサイクル率は100%を維持しています。紙

ごみ以外のその他の廃棄物は282トンと前年度比4.9%減少しており、リサイクル率も41%と直近5年間で最も高い値となりました。今後も総廃棄物発生量の削減に努めるとともにPCB特別措置法やフロン排出抑制法などによって事業者課せられる機器や化学物質の適正な管理・処分に努めます。

紙、水の使用、廃棄物排出、リサイクルに関するパフォーマンス

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
紙投入量	t	764	861	726	712	738
うち再生紙	t	524	508	526	596	566
水使用量	千m ³	193	178	166	166	139
廃棄物等総排出量	t	1,972	1,646	1,347	1,756	1,332
紙排出量	t	1,064	1,057	946	1,280	1,050
うち再生利用量	t	1,015	1,018	930	1,280	1,050
リサイクル率	%	95	96	98	100	100
その他廃棄物排出量	t	909	589	401	477	282
うち再利用量	t	357	142	124	132	115
リサイクル率	%	39	24	31	28	41

集計範囲：拠点ビル(水使用量は一部支店を含む)

2. グループ会社での環境負荷削減の取り組み

日興アセットマネジメントは、1999年に日本で初めてとなるエコファンドのご提供を開始して以来、環境配慮型の投資信託をお客さまにご提供すると同時に企業としても環境に配慮した活動や社員による社会貢献活動にも積極的に取り組んできました。環境負荷の削減に関しては、コ

ピー用紙の使用量削減、省電力、CO₂排出量削減、グリーン調達に努めています。2017年度は電力使用量が28千kWh増加したことにより、総エネルギー使用量も前年度比2.7%増加しました。申請書類をオンラインに移行したり、ミーティングにiPadを導入したことによって、一人当たりコピー用紙購買量は前年度比10.7%の大幅削減となりました。文房具類は、新品の購入を控え、社内でリサイクルするように心掛けています。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、電力使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、ガソリン使用量の削減に取り組んでいます。フリーアドレスの導入、パソコンやプロジェクターのネットワーク化でオフィスのコンパクト化を実現し、ペーパーレス会議、ワークフローによる電子決裁化、残業時間の削減により、電力使用量とコピー用紙使用量を継続して削減してきました。2017年度において電力使用量は前年度比2.5%削減し、コピー用紙の使用量が前年度比ほぼ横ばいでした。電力使用量の削減については、今後も働き方改革の遂行などによる照明、空調の利用時間短縮に努めることで実現を図ります。

日興アセットマネジメントの三つの環境方針

グリーンインベスターの拡大

社会的責任投資(SRI)ファンドによる資金の流れは、環境保全に大きな意義を持つことから、これらの投資家(グリーンインベスター)の拡大に取り組めます。

省エネルギー・省資源等のオフィス活動の推進

オフィスの省エネルギー・省資源、廃棄物のリサイクルの促進やグリーン購入の拡大に取り組めます。また、環境に関する法規制その他の要求事項を遵守し、環境汚染の予防を図ります。

情報開示(ディスクロージャー)の充実

環境に関する情報開示(ディスクロージャー)の社会的システムとしての定着と充実が環境保全の観点から極めて重要との認識のもとに、環境方針をはじめとする日興アセットマネジメントの環境への取り組みについて、積極的に公開し、情報開示の充実に努めます。

日興アセットマネジメントの環境パフォーマンス

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	前年度比
電力使用量	千kWh	1,025	1,026	1,071	1,029	1,057	2.7%
総エネルギー使用量	GJ	13,280	13,317	14,022	13,441	13,807	2.7%
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	508	510	537	530	517	▲2.5%
一人当たりコピー用紙購買量	枚	628	627	672	614	548	▲10.7%
文房具グリーン購入比率	%	58.6	59.6	50.6	65.0	58.8	▲9.5%

対象範囲: 本社ビル(ミッドタウン)

CO₂排出量: 東京都環境確保条例の特定温室効果ガス排出量の計算式による(排出係数は2014年度と同一)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの環境パフォーマンス

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	前年度比
電力使用量	千kWh	1,692	1,219	1,007	1,008	982	▲2.5%
ガンソリン使用量	kℓ	168	140	127	118	117	▲1.3%
コピー用紙使用量	千枚	18,016	16,788	16,590	17,464	17,508	0.3%

3. 中長期目標

当グループ全体での取り組みを強化することを目的としてCO₂排出量削減と循環型社会形成に関して環境マネジメントの中長期目標を設定しています。電力使用量の削減に関しては全国銀行協会が設定した延べ床面積当たりの電力使用量の削減目標に関して、2017年度時点で2009年度比11.7%削減しており、引き続き削減に努めるとも

に着実に達成することを目指しています。2030年度以降の長期目標に関しては、国のエネルギー基本計画などをベースに三井住友信託銀行独自の目標を設定する予定です。循環型社会の形成の推進のため、コピー用紙に関しては引き続き古紙100%の再生紙の購入に努めます。



三井住友信託銀行環境中長期目標

CO ₂ 削減 (電力使用削減)	2020年度における電力使用原単位(電力使用量/延べ床面積)を2009年度比で10.5%減とする。 (三井住友信託銀行)
循環型社会形成 (廃棄物)	2020年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を75%以上とする。 (本店、芝、府中、千里の各拠点)

電力使用量原単位に関する環境中長期目標の達成状況

		2009年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
電力使用量原単位	kWh/m ²	213.31	174.59	168.14	161.06	152.60
	2009年度比	—	1.1%	▲2.7%	▲6.8%	▲11.7%
CO ₂ 排出量原単位	t-CO ₂ /m ²	0.087	0.093	0.086	0.081	0.076
	2009年度比	—	6.9%	▲1.1%	▲6.9%	▲12.7%

2009年度は経営統合前の各行の合計より算出

4. サプライチェーンでの取り組みの強化

三井住友トラスト・グループとして環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することを定めたCSR調達方針を制定し、グループ会社も含めたCSR調達を推進しています。サプライヤーにも協力を求めながら、CSR調達の対象とする品目を拡大していく予定です(CSR調達方針については123頁参照)。三井住友信託銀行では、

社内で使用する文房具、備品などの購入にあたっては、グリーン購入対象商品をはじめ、省エネ型商品等環境に配慮した商品を優先して購入することとしています。また、資源枯渇対策、熱帯雨林の違法伐採の防止、海洋等の汚染防止の観点からの取り組みを推進していきます。





サステナビリティ方針5

個人の尊重

- 私たちは、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除します。
- 私たちは、安全で快適な職場環境を実現するとともに、社員それぞれの多様な働き方を尊重し、ワークライフバランスの実現に努めます。
- 私たちは、社員の能力開発に取り組むとともに、心とからだの健康づくりに努めます。

企業価値向上のための人的資本の高度化

人材戦略

当グループは行動規範(バリュー)において、「信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮」することを謳っています。企業価値の向上とステークホルダーへ提供する価値の最大化を図る上で人的資本の高度化は不

可欠です。

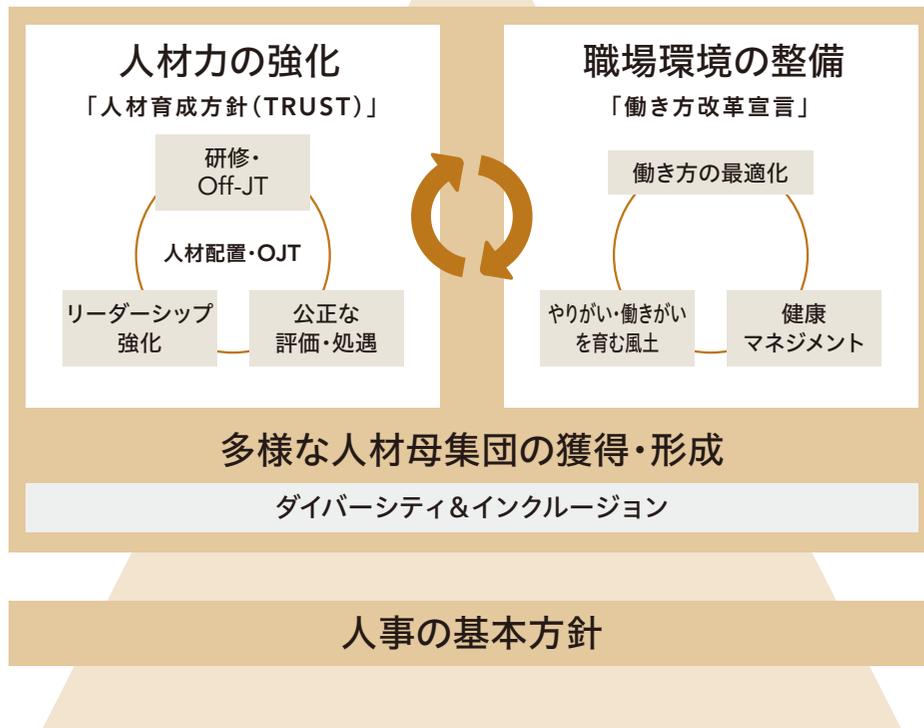
当グループは、個別の人事施策を機能別に分類し、各機能が相互にシナジーを働かせながら人的資本の高度化につながるプロセスを長期投資家の視点を交えながら整理し、情報開示の拡充にもつなげています。

人事制度 運営理念

1. 幅広い分野における創造性発揮、付加価値の創出に向けて、個々人の多様性を尊重し、主体的な取り組みを促していく。
2. 信託銀行としての専門性と総合力を高めるために、社員の切磋琢磨と自律的成長を促していく。
3. 個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく。
4. 個々人が自己実現と会社貢献に意欲とやりがいを持てるように、能力・役割・成果に応じた公平・公正な評価・処遇を行っていく。

企業価値向上

人的資本の高度化



人事の基本方針

個々人の多様性と創造性が組織の付加価値として存分に生かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供するとともに、高度な専門性と総合力を駆使してトータルなソリューションをご提供できる人材集団を形成し、その活躍を推進します。

ダイバーシティ&インクルージョン

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

多彩な機能、多様な事業ポートフォリオを強みとする当グループは、多様性を重視した人事採用を行い、専門性の育成を人材育成の柱の一つに据えてきました。社会のダイバーシティ推進という概念の認知・浸透が進むなか、多様性を重んじる企業文化とダイバーシティ推進を相互に関連させてダイバーシティ&インクルージョン推進の取り組みを加速するため、2016年10月に人事部内にダイバーシティ&インクルージョン推進室(略称:D&I推進室)を設置しました。D&I推進室は、人事部の専任担当者と各事業統

括部のメンバーで構成されており、社員個人の働き方の多様化を進めるとともに、企業価値の向上につながる各事業の実情に合った施策を推進しています。

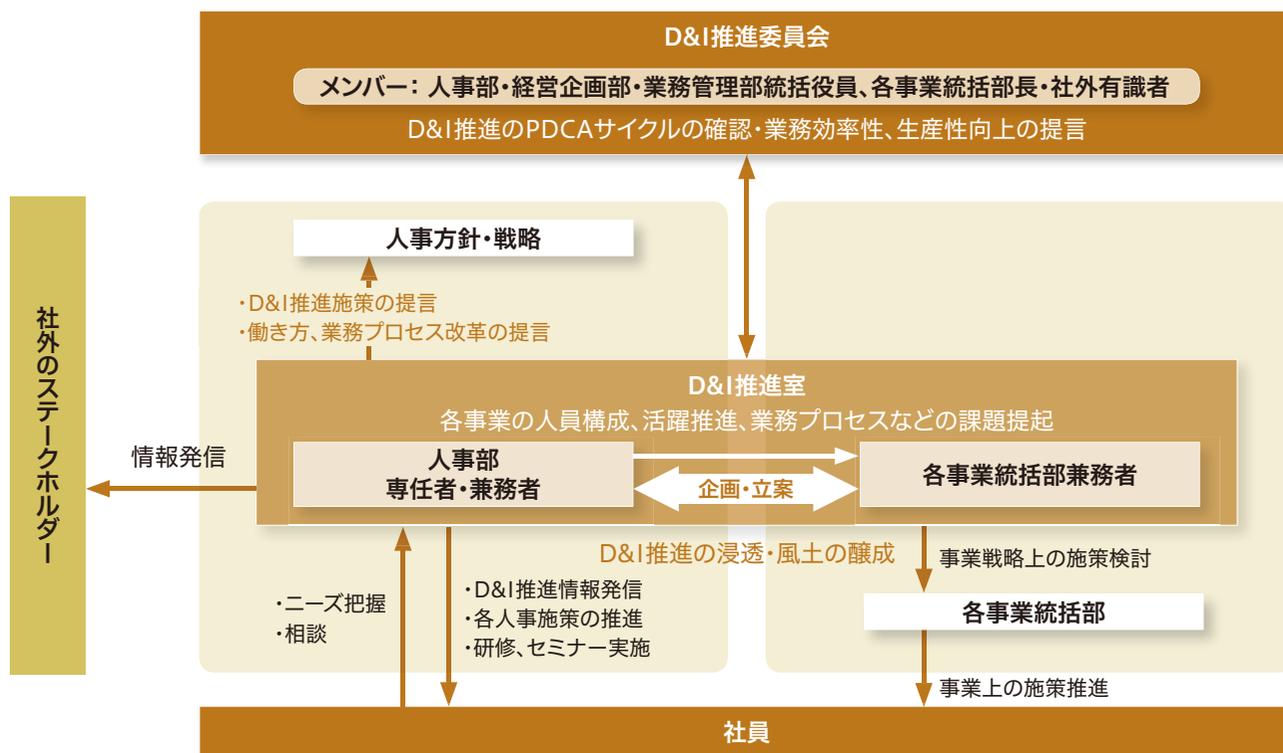
また、ダイバーシティの推進はビジネス界の一大潮流となっており、ESGを重視する長期投資家の関心が高まっていることも踏まえ、2017年10月には三井住友トラスト・ホールディングスの人事部内にもD&I推進室を設置し、グループ全体でダイバーシティ&インクルージョン推進に取り組んでいます。

1. 三井住友信託銀行のダイバーシティ&インクルージョン推進体制

三井住友信託銀行は、ダイバーシティ&インクルージョンの重点推進項目として、女性、障がい者、グローバル人材

の活躍推進、両立支援制度の充実、人権・LGBTへの理解促進を掲げ、取り組みを行っています。

三井住友信託銀行D&I推進組織図



D&I:ダイバーシティ&インクルージョン

2. 女性活躍推進の取り組み

当グループは、「個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく企業」として、女性に関しても能力本位で積極的に管理職に登用しています。

三井住友信託銀行は、2020年3月末までに、「課長級以上の女性管理職を300名とする」行動計画を掲げています。「人材育成No.1金融グループ」を目指し、女性のマネジメント登用を見据えた、さまざまな研修や配置を幅広く行い、成長の機会を提供しています。

2018年9月末現在、三井住友トラスト・ホールディングスに女性の取締役が1名いるほか、三井住友信託銀行には女性の執行役員が2名います。

女性の管理職登用を意識した人材育成

女性の着実なキャリア形成を支援

三井住友信託銀行では、課長級以上への女性の登用を積極的に進めていくにあたり、係長級の一步手前・係長級登用時・課長級の一步手前の三階層において、主体的なキャリア形成とネットワーク構築を目的とした研修を実施しています。2017年度には、係長級の一步手前の研修内容について見直しを行いました。世の中の流れと、その中でさまざまなキャリアのつくり方、自分なりのリーダーシップの発揮の仕方を考え、今よりも視野を広げてより付加価値のある人材を目指せるよう、外部講師の講義や先輩女性社員の活躍事例紹介などを通じて主体的に学ぶカリキュラムに一新しました。ライブイベントによる影響を受けやすい女性社員の悩みに寄り添い、人生設計の一環としてキャリアをデザインする機会を早期に提供する取り組みを行っています。

社外ネットワークの活用と役員との対話

転居を伴う勤務地変更のないAコース女性社員を中心に、異業種交流による視野の拡大や自分のキャリアを客観的に見つめ直す機会として、他社との共同イベントへの

役員・マネジメント層への研修

女性が活躍する職場環境を整えるため、三井住友信託銀行では特定非営利活動法人ファザリングジャパンの川島理事を講師にお招きし、育児休業から復帰した社員を部下に持つ課長層向けの研修の開催や全国の次長クラスが集まる会議においてイクボス講演会を実施し、女性社員が活躍する上で重要であるマネジメント側の意識改革

三井住友信託銀行の女性管理職人数

	2017年 3月末	2017年 9月末	2018年 3月末	2018年 9月末
取締役	1人	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
執行役員 部長級	0人	2人 (5.6%)	2人 (5.7%)	2人 (5.9%)
部長級	14人	14人 (2.4%)	16人 (2.7%)	17人 (2.7%)
課長級	232人	229人 (11.2%)	245人 (11.9%)	247人 (12.3%)
係長級	1,069人	1,061人 (31.6%)	1,108人 (32.7%)	1,103人 (32.7%)

※カッコ内は女性比率です。

※2018年3月末現在、三井住友トラスト・ホールディングスには、女性の社外取締役が1名います。



派遣、社外の女性役員を講師とする研修の開催を行っています。女性社員の育成には役員も積極的に関わり、役員と直接対話し経営の視点や女性社員への期待事項を伝える役員ゼミの実施や、共同イベントのプログラム内での講話などを行いました。また、他社でD&I推進の実績のある社外アドバイザーからも、企業の枠を超えて、女性活躍への期待を伝える講話やアドバイスをいただきました。そのほか、役員と育児中の女性社員の座談会を開催するなど、役員と直接対話をしながら、育児と仕事の両立を考える取り組みも行われています(コース体系については136頁参照)。

もあわせて推進しました。また、全ての執行役員が集まる会議において、三井住友トラスト・ホールディングスの河本取締役を講師としたダイバーシティ&インクルージョンの研修も行い、役員のダイバーシティ&インクルージョンへの理解を深める取り組みも行っています。

3. 両立支援への取り組み

ライフイベントに左右されないキャリア形成の支援

勤務地変更と海外転勤帯同休職制度

三井住友信託銀行では、転居を伴う勤務地変更のないAコース社員が配偶者の転勤などの際に勤務地を変更できる制度を2016年度に導入しました。さらに、2017年7月から、配偶者（社内、社外問わず）の海外転勤に帯同する社員について、休職を認めることとしました。性別を問わず、申請可能です。家庭環境に大きな負荷がかかる配偶者の海外転勤の際に、「仕事」か「家庭」か、の2択以外の選択肢を会社として提供し、自律的なキャリア形成を支援したいという思いか

ワークとライフの調和

働き方改革宣言（140頁参照）の中のテーマの一つ、「多様な働き方とワークライフバランスの実現」の取り組みとして、三井住友信託銀行では、男性社員の育児休業取得率100%を目標としました。男性社員が家庭機能の一部を担うことを当然と考える風土の醸成や、会社以外の場所での新たな気付き、社会の変化を感じるきっかけづくりとして、全社で推進し、2017年度に100%を達成しました。

また、今後増加が見込まれる介護と仕事の両立について、社員の理解を深めるため、介護セミナーを従業員組合

4. グローバル社員の活躍推進

三井住友信託銀行では、海外支店または海外現地法人に勤務するナショナル・スタッフを対象に、研修を毎年開催しています。研修は、三井住友トラスト・グループおよび業務理解の深化、参加者同士およびビジネスラインとのネットワーク強化等を目的に、経営戦略講義とディスカッション、日本のビジネス文化や歴史、各事業概要などに関する講義を行っています。

また、日本に配属された海外採用新入社員との円滑なコ

5. 障がい者の活躍推進

三井住友トラスト・グループでは、障がいのある人も、職場の一員としてやりがいを持って輝きながら働けることを目指しています。三井住友信託銀行では、お客さまと接する営業店や本部の事務業務など、障がいのある人が仲間として働く場所が増えていきます。また、働き出した後の悩みや要望などに応えるため、入社後の本人との面談にも力を入れています。面談から得た気付きを、ハード・ソフト両面から、より

利用者実績

2018年3月現在の 国内の勤務地変更	2018年3月現在の 海外転勤帯同休職制度
------------------------	--------------------------

49名

7名

らこの制度が生まれました。国内の勤務地変更、海外転勤帯同休職制度、いずれも活用され、ライフイベントに左右されないキャリア継続の取り組みが進んでいます。

と共催で行いました。また、社員が実際の介護経験について語り合う「介護に関する社員同士の情報交換会」も実施し、介護社員同士のネットワークづくりを図りました。

男性コース社員の育児休業取得状況

2017年度実績

100%達成

コミュニケーション促進を図るため、新入社員が配属された部署の上司などを対象とした、異文化コミュニケーション研修を実施しました。日本と他国の文化・習慣の違いを比較し、多様な文化（価値観・習慣など）があることを知り、仕事上で起こりやすい異文化間の誤解やトラブルを回避するためのコミュニケーションスタイルを浸透させる取り組みを行っています。

働きやすい職場環境の整備などにつなげています。2018年3月末時点の障がい者雇用率は2.09%となっています。

障がい者雇用率

2018年3月末時点

2.09%

障がい者在籍店部

2016年10月末時点 2018年3月末時点

96店部 → 103店部

多様な人材母集団の獲得・形成

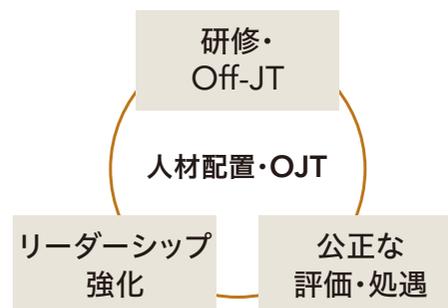
人材力の強化

三井住友トラスト・グループ人材育成方針

当グループは、未来を創る社員の成長とキャリア形成に対して、「TRUST」で構成する育成精神に基づき、職場の環境整備と人材力の強化を推進します。

- Talent** ……才能(個性)が開花できる
Respect ……一人一人を尊重する
Uniqueness ……真のプロフェッショナルが育つ
Support ……教え合い、支え合いをモットーとする
Try ……日々の小さな挑戦を称える

当グループは、「信託(TRUST)の受託者精神」に基づき、成長した社員を通じて、お客さまに貢献し、ひいては持続的な社会の形成へ貢献していくことで、共通価値創造の最大化を図り、社会から選ばれる企業グループを目指します。



トータルなソリューションをご提供する人材集団をレベルアップする両輪(132頁参照)の一つである「人材力の強化」に向けては、これまでも「人材育成No.1金融グループ」を掲げて施策を進めてきましたが、デジタル化などによるビジネスモデルの変革スピードがますます高まる現在においては、グループ内でより具体的な指針を共有し推進を加

速する必要があります。そこで、2018年4月に当グループ共通の人材育成スローガンとなる「人材育成方針」を制定しました。この方針を通じ、「信託(TRUST)」に対する熱意を共有する多様な人材集団を構築し、「The Trust Bank」実現を通じた共通価値創造の最大化を図っていきます。

自らのキャリアを主体的に選択するコース体系

三井住友信託銀行では、社員のキャリア形成を推進する「コース制」を導入しています。コースは、転居・転勤の有無や、対象とする業務などによってGコース・Rコース・Aコースの三つがあります。また、各コース社員を業務能力カ

ベルに応じて四つの職群にランクする全コース共通の枠組みを設け、年齢や性別に左右されない人事運営を推進しています。キャリア形成状況については、全社員が定期的に上司と面談し、評価とフィードバックを受けています。

コース名称	転居転勤	対象業務	主に期待する役割
Gコース (General & Global) 全国転勤型	あり	全業務	<ul style="list-style-type: none"> 部・営業店レベルの組織のリーダーまたは 各業務の高度なプロフェッショナル
Rコース (Retail & Region) 対象業務・地域限定型	対象地域内※ あり	リテール業務	<ul style="list-style-type: none"> リテール業務の部・営業店レベルの組織のリーダーまたは リテール業務の高度なプロフェッショナル
Aコース (Area) 地域限定型	なし	全業務	<ul style="list-style-type: none"> 部・営業店のマネージャーまたは 各業務のプロフェッショナル

※ 全国型、地域型(首都圏・近畿圏・中京圏)

鍛える人材配置とOJT※

当グループの人材育成はOJTを基本としていますが、併せて成長意欲を喚起し本人の持つ能力を最大限発揮できる配置も重視しています。三井住友信託銀行では、2018年度より若手社員が入社後の一定期間内に複数業務領域を経験する制度を導入します。また、「信託業務に関する高い

専門知識」と「受託者精神への深い理解」を有する人材を養成する目的で、一定期間信託業務・商品・サービスに係る企画・開発を担うセクションにて業務を習得する信託研修生制度などを推進しています。

※On-the-Job-Trainingの略：職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

優秀な人材の採用

優秀な人材の採用が、強靱な企業体質を構築する出発点であることはいうまでもありません。三井住友信託銀行の採用ホームページでは、人事制度の特徴をはじめ、「信託」の仕組みや意義、各事業の業務内容を分かりやすく説明しているほか、社員のインタビューを掲載するなど、当グループで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。また、法務などの専門人材の採用枠の設定や、デジタル関連業務・資産運用業務への初期配属などにより、信託銀行員としての専門性の発揮が期待できる人材の戦略的な獲得を実施しています。

2019年4月入社の新卒採用活動では、Webを活用してエントリーした人数が33,000人を超えており、厳選を重ねて採用者を決定します。

配属における主体性の尊重

三井住友信託銀行では、新入社員の配属は、入社前に内定者一人ずつと面談し本人の適性を見極めて行います。他方、各自の主体性・意欲も重視しており、内定者が自ら希望する資格取得（年金アクチュアリー、不動産鑑定士）、当初配属業務（資産運用・管理業務、マーケット業務等）にチャレンジする機会を提供し、信託銀行員としての早期の専門性の習得と専門人材の継続的な輩出に向けた取り組みを実施しています。

新卒採用者数

	合計(男女計)	うち男性	うち女性
2016年度	412人	168人	244人
2017年度	433人	179人	254人
2018年度	402人	178人	224人

公募制度

三井住友信託銀行では、社員の配置においては、社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、業務公募制度を設けています。これは、さまざまな部署が設定する公募枠にエントリーした希望者が人事部の選考を通過すれば、実際にその業務・事業の部署に異動できる制度です。

業務公募制度利用者数

2016年度

2017年度

378人 → 445人

グループ間の人材交流

三井住友トラスト・グループでは、連結経営強化、グループ全体での人材力強化の観点から、相互の人材の出向を推進しています。また、こうした円滑な人材交流ができるように、三井住友トラスト・キャリアパートナーズではグループ各社向けに研修を実施しています。

研修をはじめとしたOff-JT※の充実

当グループの人材育成・能力開発は、OJTを基本としていますが、併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修や、自己研さんを促すための自己啓発についても数多くの選択肢を整備しています。

その一つとして、当グループはSuMi-TRUSTユニバーシティを運営しています。これは、「信託らしい」「三井住友トラスト・グループならではの」独自の付加価値を発揮し、お客さまにトータルソリューションを迅速に提供する人材を育成することを目的とする、全社横断的なプログラムです。「学びの風土構築と自助自立する人材育成」を運営理念として、社員の能力伸長を支援する体制を整えています。

SuMiTRUSTユニバーシティは、社長が学長に、人事部統括役員と社外有識者が副学長に就任しており、運営に関するアドバイス等を一橋大学大学院からいただいています。

各種研修

- 新入社員研修・階層別研修・業務別研修・語学研修(英語・中国語)経験や習熟度に応じて段階を分け、きめ細やかに対応

Web Campus

- eラーニングをはじめとしたWebを活用した学習システム
- 遵守すべきルールや業務知識、ビジネススキルなどを全社員が学習

自己啓発支援

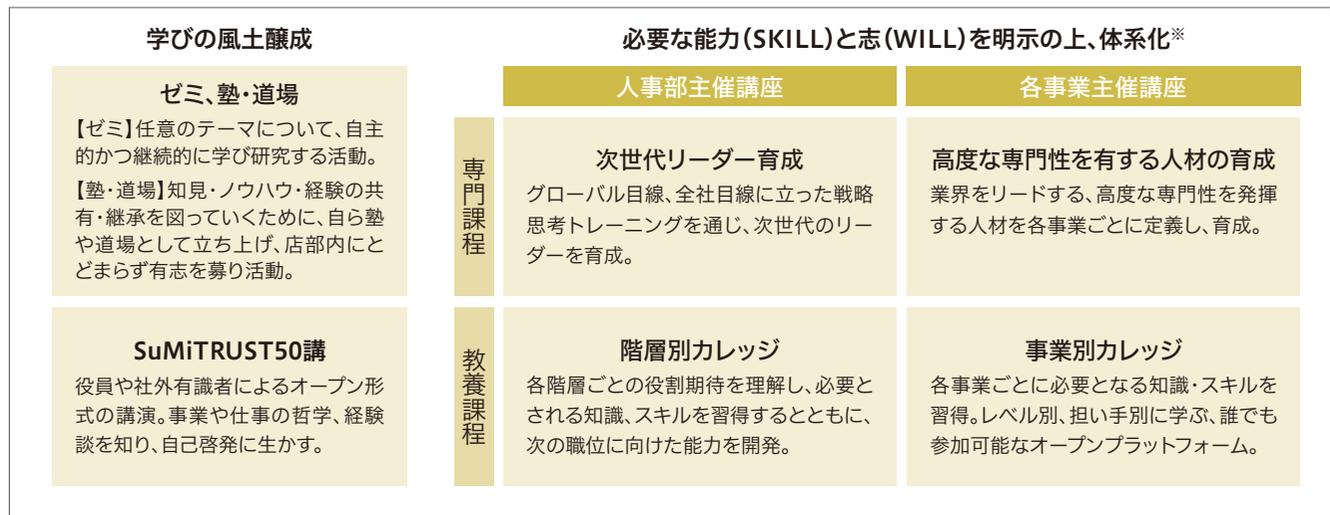
- 各種資格・検定試験の受験料援助、取得支援金交付、および特定図書支給

各種トレーニー制度

- 資格取得、語学トレーニー制度などの能力開発研修を実施
- 海外派遣研修、語学トレーニー制度(英語・中国語・タイ語)、業務トレーニー制度(ニューヨーク、ロンドン、上海、シンガポールなど)

※Off-the-Job-Trainingの略:講習会や研修などにより、OJTでは習得できない知識やスキルを教育すること

SuMiTRUSTユニバーシティ概念図



※人事部が中心に運営する「階層別カレッジ」と、各事業が中心に運営する「事業別カレッジ」の2本柱とし、さらにこれらを、全員が受講する「教養課程」と、高度なスキル、専門知識を身に付けるための「専門課程」に整理、体系化することにより、カリキュラムを充実。

人材育成のための研修関連データ(2017年度)

各事業実施分 (事業別カレッジ)	人事部実施分 (階層別カレッジ)	SuMiTRUSTアカデミー※	合計
696日(4,872時間)	119日(833時間)	47日(329時間)	6,034時間

※SuMiTRUSTアカデミーは、自ら学ぶ風土醸成の観点から、積極的にチャレンジングな環境で学ぶ意思のある社員を支援することを目的に、各種研修を提供する制度。

リーダーシップの強化

次世代リーダーの養成

三井住友信託銀行は、次世代経営者候補の育成として、一橋大学大学院の協力を得ながら、GL研修(Global Leader、次長・審議役層)、次世代リーダー候補育成としてSL研修(Strategic Leader、課長・主担当層)を実施しています。経営を担っていく上で必要となる価値観や一般教養(リベラルアーツ)、MBAの各要素を学び、各セッションや講義を通じて、最終的に経営への提言を行うというプログラムを実施しています。また、特に女性社員のリーダー育成については、係長級の一步手前・係長級登用時・課長一步手前の三段階で研修を実施し、マネジメントへのステップアップに備えています(134頁参照)。

これらの研修受講後には、登用や配置転換などで、研修での学びをさまざまな環境で実践する機会を与えるなどの運営も併せて実施しています。

また、三井と住友の歴史探訪、社外講師陣・留学生との交流などを通じて、三井住友トラスト・グループの起源および事業精神の再確認、視野の拡大、グローバル意識の醸成、社内外ネットワークの構築を目指しています。

公正な評価・処遇

多様な人材を公正に評価し処遇していくためには、評価制度の目的を全社員が共有し実践することが必要ですが、実践に際しては客観性が欠かせません。そこで三井住友信託銀行では、人事部のメンバーが3年程度の間隔で各店部に往訪し、社員と面談を実施しています。また、多

グローバル人材戦略

三井住友トラスト・グループでは、グローバルな視野を身につけ、国内外の各業務分野において活躍できる人材を継続的に輩出するために、日本からの海外への派遣社員を115人(2012年3月末)から216人(2018年9月末)に増員するとともに、日本で働く外国籍社員についても22人(2012年3月末)から50人(2018年9月末)に増員しました。また、海外拠点で採用したスタッフの海外拠点間の異動も行っています。



面的に人物を捉える方法として、店部マネジメント層のライン長(店部長、次長、課長など)の日頃のマネジメント行動について部下などが匿名で回答する調査(サーベイ)を導入し、マネジメント行動の改革促進や双方向コミュニケーションの風土醸成を促進しています。

人事評価制度の目的

- 会社と個人のベクトルを同じ方向に合わせ、組織としてのパフォーマンスを最大化する
- 目標・課題の設定、日々のコミュニケーション、振り返り面談等を通じて、行動変革・能力開発につなげる
- 一人一人が生み出したさまざまな成果と、発揮した多様な能力を適正に評価し、適材適所の配置、公正な処遇につなげる

本人参加型の人材評価制度

三井住友信託銀行における人事評価制度は、「本人参加型」です。三井住友信託銀行の社員は期初、上司と入念にすり合わせて具体性を持った業務遂行課題を決定します。当期末、上司は本人と面談し、設定された課題に対する成果の達成レベルと成果に至るまでのプロセスについて振

り返り、納得感の高い業績の評定と、成果に至るまでの過程において発揮された能力の評定を行います。発揮された能力として、倫理やコンプライアンスの遵守状況、人材育成への関与度合いなども評価の対象となります。

会社業績を反映した賞与制度

三井住友信託銀行では、社員一人一人の最大限の能力発揮を促していく観点から、「当グループ全体の収益の積み上げと所属する事業・店部へ貢献することへのインセンティブ」「業績反映プロセスの明確化を通じた公正で透明性の高い制度運営」を狙いとして、グループ全体の業績から個人の業績・成果までを適切に賞与金額に反映させる体系を導入しています。

当グループは適切な人材評価と業績を反映した賞与の支払いを通じ、優れた人材が最大の力を発揮する環境を整えています。

評価対象となる社員

コース社員9,842人(2018年3月末)

業績賞与を決定する際の会社業績指標

連結実質業務純益の達成率、
連結当期純利益の達成率

個人業績を測定する際の評価方法

人事評価制度に定める業績評価結果をベースに、
所属社員間の相対配分により決定

職場環境の整備

働き方改革宣言

三井住友トラスト・グループは、「個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に生かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場の提供」を、トップコミットメントとして宣言し、以下のテーマについて、グループを挙げて取り組みます。

1. 多様な働き方とワークライフバランスの実現
2. 健康意識の発揚と適切な労働時間管理等を通じた健康増進の支援
3. 全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供

社員一人一人のいきいきとした働きを通じて、お客さまの利益に貢献し、社会に役立つ企業グループであり続けます。

働き方の最適化

やりがい・働きがい
を育む風土

健康
マネジメント

当グループの人材集団をレベルアップする施策の両輪(132頁参照)のもう一方である「職場環境の整備」においては、2017年5月に三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の両社長をトップとする「働き方改革本部」を立ち上げるとともに、トップコミットメントとして「働き方改革宣言」を制定しました。

この宣言に基づく取り組みにより、三井住友信託銀行

では、毎年実施している社員意識調査において人事戦略関係の項目が一般的に向上しました。

労働に関する国際原則への支持

当グループは国連グローバル・コンパクトへの署名を通じ「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」を支持しています。

働き方の最適化

労働環境の改善に向けて

当グループでは、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。具体的には、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。

三井住友信託銀行では、業務プロセス改革や店舗戦略の推進により、5年程度で事務の70%を削減することに目

処をつけており、そこから創出した戦力は、face to faceの営業やIT業務などへのシフトにより顧客対応を強化し、サービスの向上につなげていきます。

また、休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間などを実施し、総労働時間の縮減に努めています。

具体的な取り組み

- 勤務時間インターバル(終業時刻と翌日の始業時刻との間)9時間取得ルールの設定・遵守
- 関係会社を含めたグループ全社員の勤務時間の把握と過重労働の未然防止措置の徹底
- グループ全体の時間外勤務状況、健康推進体制の運営状況について、年4回取締役会に付議、社外役員を含め意見を聴取し、施策立案・遂行に活用
- 効率的業務運営を実践しているマネジメントの好事例をイントラネットに展開
- 全館禁煙化の実施
- 営業店部における「16時に事務の大宗が終了する業務プロセス」の導入

三井住友信託銀行コース社員の 有給休暇取得状況(2017年度実績)

有給休暇取得平均日数	14日
有給休暇取得率	53%

三井住友信託銀行コース社員の 残業の状況(2017年度実績)

1カ月当たりの平均残業時間(法定時間外)	14時間
1カ月当たりの残業時間(法定時間外)が60時間を超えるコース社員の割合	0%

※コース社員については136頁をご参照ください。

ワークライフバランス実現のための取り組み

当グループでは、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。その一環として、父親支援・男性のワークライフバランス等の事業を展開する特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパンが設立した「イクボス企業同盟」に加盟しています。本同盟での活動を通じて、社員の「多様な働き方とワークライフバランスの実現」への取り組みが、当グループの持続的な成長のためには不可欠であるというメッセージをあらためてグループ内に浸透させ、マネジメント層の意識改革と育成を推進していきます。

出産・育児については、三井住友信託銀行では、子どもが2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、男性の育児休業取得の推進、年間10日まで(対象となる子が二人以上の場合)の子どもの看護休暇制度、妊娠中および小学校3年生を修了するまでの子と同居し養育する場合に適用される短時間勤務制度、時間外勤務・深夜勤務の免除

など、安心して子育てができる環境を整えています。2018年3月末時点で358人の社員が、本制度を利用して育児休業を取得しています。また、今後出産を予定する社員と管理者それぞれに向けて、制度概要、手続き、留意事項を案内する育児ハンドブックを制定したほか、育児休業中においてもアクセス可能なWeb Campusを通じて、育児休業の延長申請等の手続き書類や会社情報の提供を定期的に行い、円滑な職場復帰を支援しています。

介護については、年間10日まで(対象家族が二人以上の場合)の介護休暇制度、最長1年間の介護休業制度や最長3年間(対象家族一人当たり)の短時間勤務制度を設けています。

このほか、在宅勤務の推進や、家族の絆・コミュニケーションを深め、「社会で働く」ということについて家族で考えるきっかけとすることなどを目的として、社員の家族を対象とした職場参観などを実施しています。



柔軟な勤務制度の利用状況(2017年度実績)

育児・介護に関わる短時間勤務制度利用者数	559人
育児・介護に関わる時差出勤・時間外免除制度利用者数	242人
在宅勤務トライアル利用者数	160人

育児休業者数推移



介護休暇取得者数推移



三井住友信託銀行の出産・育児に関する制度(2018年3月末現在)

項目	妊娠	産前	産後	1歳未満まで	2歳に達する日まで	小学校入学前まで	小学校3年まで
時差出勤	○	○	○	○	○	○	○
通院時間の確保・通勤緩和等	○	○	○	○			
産前・産後休暇(産前・産後8週間/有給)		○	○				
出産・育児休業(最初の1週間は有給)	○	○	○	○	○		
育児時間(1日1回1時間または1日2回各30分/有給)				○			
時間外勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
深夜勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
短時間勤務制度(1日2時間を超えない範囲で勤務を短縮)	○	○	○	○	○	○	○
看護休暇				○	○	○	

健康マネジメント

「健康意識の発揚と適切な労働時間管理等を通じた健康増進の支援」については、グループ社員全員の心身両面での健康推進を目指して、前述の働き方の最適化を推進するとともに、各事業所に産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置してきめ細かい健康管理指導を行うとともに、eラーニングによる健康の重要性についての啓発活動を実施しています。また、ラインマネジメントに対しては、研

修などを通じて自身と部下の心身の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。

これらの取り組みが評価され、当グループは2018年2月に経済産業省より、優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人～ホワイト500～」に認定されました。

具体的な取り組み事項

- 健康管理強化の観点から、社員の自己保健義務の周知徹底を図り、自律的・自発的な健康管理を促進
- 長時間労働となる場合の半日休暇の取得勧奨、出社時間を遅らせるなどの柔軟な運営の定着化
- 定期健康診断・再検査・要治療の未受診者について、店部と連携して受診を徹底させる運営開始
- 定期健康診断以外にも、店部における日々のコミュニケーション、人事面談、職務状況申告書(年1回)を通じて、各社員の健康状態を把握できる態勢の整備
- インフルエンザ予防接種の実施(本店ビル、芝ビル、一部支店)、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染防止に向けた注意喚起
- 始業時におけるラジオ体操励行
- 時間外勤務状況、健康推進体制の運営状況について、年4回取締役会に報告。社外役員を含め幅広く意見を聴取し、施策立案・遂行に活用

体の健康

全社員に年1回の定期健康診断を義務付け、100%受診を維持するために、医療機関での対応が必要な社員が漏れなく受診するよう、人事部等から個別に対応も行っていきます。また、その家族に対しても健康保険組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。

心の健康

全社員を対象に年1回ストレスチェックを実施するの

やりがい・働きがいを育む風土

「全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供」に向け、チャレンジと学びを後押しする風土構築と双方向コミュニケーションの活性化に取り組んでいます。当グループでは前述の通り、ゼミ、塾・道場など店部内にとどまらず有志を募って学びの機会をつくる活動の推奨や、外部講師による講演の定期的な開催などを展開してきました。また、三井住友信託銀行では、地域限定型から

社員との対話

また、風土が浸透し持続するためには、役員と社員および社員同士の双方向コミュニケーションが良好であることも不可欠です。三井住友信託銀行では、階層別研修など社員が集まる機会を捉えて、社長以下役員が経営方針や自身のリーダーシップなどについて語り質疑する場を持っています。

社員同士では、従業員組合との積極的な対話によりさまざまな意見を反映した施策の策定・実行を進めるとともに、現場においては、受託者精神に則った意識の醸成やチームワークの向上などを目的に、「ディスカッション“The Trust Bank”」と銘打った議論の場を設けています。具体的な題材をベースに役職やチームにかかわらず社員同士の自由な議論を通じて「モチベーションの高い職場づくり」を実践しています。

三井住友信託銀行従業員組合の加入者数は10,954人で社員の74%を占めており(2018年9月末)、これは2018年7月に新たにアソシエイト社員が組合加入したことにより2017年3月基準の8,537人に対して全社員における組織化率は大幅に向上しています。会社および組合は、会社の健全な発展と組合員の地位向上を図るために労働協約を締結し、双方

に加えて、ラインマネジメントによるケアを実施するための産業医による教育や、企業内の健康推進センターなどにおけるメンタルカウンセリングタイムの設定のほか、健康保険組合では電話による無料健康相談を実施するなど、社員が利用しやすい相談体制を整備しています。年1回実施のストレスチェックに際しては、集団結果を従業員組合に提示し「職場環境の改善」について協議して向上に努めています。

全国転勤型への転換や、希望する業務・事業への異動にチャレンジする業務公募制度など、社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進しています。

2018年度は、グループ社員の前向きな意欲を新商品やイノベーションという形にして新たなソリューションにつなげるために、新事業・業務の創出に向けた社員による未来づくり活動を推進し、社員のやりがいにつなげています。

誠意を持って遵守しています。また、労働協約のもと、社長以下の経営幹部と組合代表者が出席する経営協議会や各支部ごとに労使が出席する店部内協議会を定期的に開催し、組合員の労働条件や労働環境の維持等について協議して、社員の声を経営に反映させる取り組みを行っています。

なお、グループ会社においても、会社と組合や社員代表との対話を通じて、会社の円滑な業務運営と職場環境の維持改善に取り組んでいます。

社員版統合報告書の作成・配布

当グループでは、社員一人一人が当グループの経営戦略を理解し、経営戦略ストーリーを自分自身の「価値創造プロセス」に結び付けていくことを目的に、2018年5月に「社員版 統合報告書」を作成し、配布しました。これにより、社員一人一人が自らのキャリアを考えることの促進につながっています。



シニア社員の活躍推進

三井住友信託銀行では、一定の基準に達する定年退職者について、希望に応じ65歳までの雇用機会を提供する継続雇用制度(エルダーパートナー制度)を整備しています。最近では定年に達した社員の約9割が本制度を利用するようになっています。

また、高度な専門性を発揮する社員については、「フェロー」として認定を行い、55歳以降においても、成果に応じて処遇水準が下がらない仕組みを導入しています。フェロー対象者は、現行65歳までの再雇用期間を原則70歳まで延長することが可能です。

海外勤務者・渡航者のための異文化理解ハンドブック作成

三井住友信託銀行は、全ての海外拠点の勤務者や出張者が留意すべき社会・慣習上のリスクを記載した「海外アプリケーションハンドブック」を作成しました。本ハンドブックの作成にあたっては、米国のCSR推進団体BSRが制作したレポートと、東京人権啓発企業連絡会が発表した研究資料等を参考にしています。

各国の特色や国民性、それぞれの文化・宗教に基づく慣習やタブーを知っておくことで、相手の行動や心情をより深く理解し、円滑なコミュニケーションや信頼関係を構築することが可能となります。ハンドブックは、トランスパレンシー・インターナショナル※による汚職認知度ランクなどの各国の概要データ、ビジネスや食事などのシーン別マナー、一般常識とタブー、日本の文化・生活習慣との違い、各国の女性の人権、宗教に起因する慣習・ルールを拠点別にまとめ、勤務者が渡航前に閲覧できるよう、海外業務部と人事部が中心となって社内に周知しています。

※腐敗、特に汚職に対して取り組む国際的非政府組織。本ハンドブックの各国の汚職認知度ランクは、同組織による世界180カ国を対象とした汚職認知度を掲載。



ハラスメント防止ハンドブックの制定・配布

当グループでは、相談窓口への相談事例や社会的注目度の高まりを受けて、ハラスメント事案の未然防止と事態の深刻化を防ぐため、ならびにハラスメントを正しく理解し、当グループ社員が組織人として正しい行動がとれるよう、今般、グループ共通のものとして制定しました。本冊子はグループ全社員に配布し、本ハンドブックによる正しい理解を通じて、ハラスメントの撲滅と、互いを尊重し、働きやすく、働きがいのある職場環境の醸成を目指します。

労働慣行等に関する苦情に対する対応態勢

三井住友信託銀行は、適切な労務管理を推進する観点から、人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントなど、人事・労務管理上の問題発生時等において、職制とは別に、社員が相談できる窓口として、人事部内に「人事相談窓口(LGBT相談窓口)」を設置しています。労務トラブルに対するセーフティネットとして、匿名でも受け付けており、相談事項については関係者と速やかに連携を図り、適切な対応を行うよう努めています。

嘱託社員については、職場における人事管理とは別に、関係会社(三井住友トラスト・ビジネスサービス)を通じて巡回面談等を行う「人事サポート業務」を開始しています。

個々人のコンディションの把握に努めるとともに、職場では伝えにくい意見・声を吸い上げることで、労務トラブルの未然防止・予防につなげています。(143頁参照)

三井住友信託銀行の労働慣行等に関する相談件数

2013年度	39件
2014年度	46件
2015年度	42件
2016年度	78件
2017年度	65件

社員満足度調査の結果

三井住友信託銀行は、会社施策の浸透度、人事制度・運営や、職場環境・エンゲージメントなどについて、社員の認識状況を客観的に把握するため、全社員を対象として「意識調査」を実施しています。

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
活性度	62.1	61.5	60.9	62.1
満足度	61.4	61.1	60.8	59.8

活性度…将来への期待感、前向きな思考傾向、組織への貢献意識、仕事へのモチベーションの高さなどを示す指標。

満足度…業務内容や職場環境、人間関係からどれだけ満足度を得ているかを示す指標。

社員の状況(三井住友信託銀行)

	2017年3月末	2018年3月末
社員数	13,647人 (男性6,212人)(女性7,435人)	13,659人 (男性6,212人)(女性7,435人)
香港	58人	59人
日本	12,941人	12,961人
中国	151人	141人
韓国	3人	3人
シンガポール	140人	140人
インドネシア	6人	6人
イギリス	160人	157人
アメリカ	188人	192人
平均年齢	42.7歳 (男性43.5歳)(女性41.9歳)	42.7歳 (男性43.5歳)(女性42.0歳)
平均勤続年数	13.2年 (男性16.2年)(女性10.6年)	13.2年 (男性16.0年)(女性10.8年)
平均年間給与	7,072千円	6,960千円
派遣社員数	541人	467人
アルバイト数	89人	62人
障がい者雇用数	272人 (障がい者雇用率 2.08%)	276人 (障がい者雇用率 2.09%)
継続雇用制度利用者数	418人	395人
欠勤者数(年間)	333人 (男性117人)(女性216人)	354人 (男性130人)(女性224人)
離職者数(年間)	306人 (男性126人)(女性180人)	282人 (男性131人)(女性151人)
労働災害件数(年間)	95件 (うち業務上災害:67件、通勤途上災害:28件)	110件 (うち業務上災害:59件、通勤途上災害:51件)

人権に関する取り組み

1. 人権マネジメント

人権方針の制定

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」において個人の尊重を掲げ、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し不当な差別行為の排除をうたっています。また、この方針を徹底するために2013年12

月、人権に関する行動・判断の基準となる「人権方針」を制定し、2016年11月1日にはLGBT、障がいに対する差別の禁止文言を追加しました。当グループは本方針に基づき、日々の事業活動や商品・サービスを提供する上で関わる全てのステークホルダーの人権を尊重します。

人権方針

私たち三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」に基づき、お客さまをはじめ、すべてのステークホルダーの基本的な人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成に取り組み、企業活動のあらゆる局面において、常に高い倫理観と社会的良識を持って行動し、社会から信頼される企業グループとして、その持続的発展を目指します。

1. 国際規範の尊重

私たちは、世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトによる企業行動規範など、人権に関する国際規範を尊重します。

2. 差別の禁止

私たちは、あらゆる企業活動において、人種や国籍、性別、性的指向、性自認、出身、社会的身分、信条、宗教、障がい、身体的特徴などを理由とした差別や人権侵害を行いません。

3. 人権を尊重する企業風土の醸成

私たちは、あらゆる人権問題を自らの問題としてとらえ、相手の立場に立って物事を考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。

4. 働きやすい職場環境の確立

私たちは、全ての役員・社員一人ひとりが互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築

することで、働きやすい職場環境を確立していきます。

私たちは、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を人間の尊厳を傷つける行為として認識し、これを行いません。

5. 公正採用の実施

私たちは、社員等の採用に当たって、本人の能力と適性のみを基準とした、厳正かつ公平な選考を行います。

6. 人権啓発研修の実施

私たちは、人権に関する実際または潜在的なあらゆる課題の解決に向け、全ての役員・社員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、毎年の職場内人権啓発研修を中心として、あらゆる機会を通じ、同和問題をはじめとする幅広い人権啓発に取り組んでいます。

当グループは、本方針を海外の拠点に対しても適用するとともに、海外を含む投融資先や調達・委託先(サプライチェーン)の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていきます。

基本的な考え方

当グループの人権マネジメントは2011年6月、国際連合人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて構築されています。

ビジネスと人権に関する指導原則に準拠した人権マネジメント体制

コミットメント	「人権方針」の制定。
人権デューデリジェンス ^{※1} の実施	1年に1度、海外を含む全店部・全関連会社に、人権対応状況をチェックするための「人権デューデリジェンス自己チェック表 ^{※2} 」を配信。
救済へのアクセス	人事部「人事相談窓口(LGBT相談窓口)」が担当。

※1 人権デューデリジェンスとは、当グループの活動および当グループと関係を有する他者の活動から生じる、人権への実際または潜在的な負の影響を特定するとともに、防止・軽減等の措置を講じて、その効果を継続的に検証・開示する一連の取り組みを指します。

※2 人権デューデリジェンスが実施されているか、「人権方針」が遵守されているか、また、人権侵害が発生していないかなど、人権マネジメント体制関係各部の取り組み状況を確認するチェック表を指します。

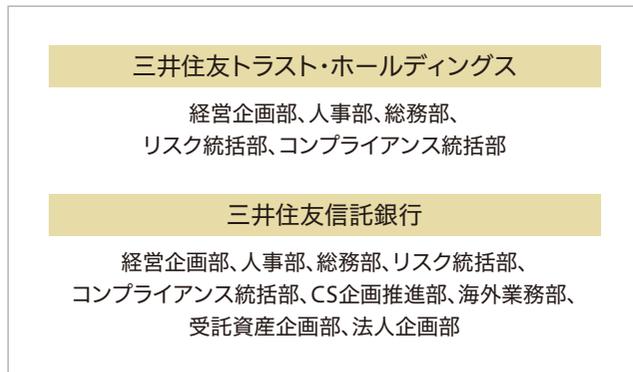
人権マネジメント体制概要

三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の合同組織として、経営企画部サステナビリティ推進室長を議長とした「人権デューデリジェンス連絡会」を2013年12月に設置しています。関係各部の役割は以下の通りです。

人権デューデリジェンス連絡会

- 経営企画部サステナビリティ推進室長を議長とし、海外を含む当グループ全社の人権対応状況を調査し、必要な課題の抽出、改善策を協議します。
- 人権デューデリジェンス自己チェック表を用いて、人権対応状況の調査を1年に一度実施します。

人権デューデリジェンス連絡会構成部



経営企画部

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、当グループの人権への取り組み体制の整備・強化に向けた目標・計画を策定します。

人事部・人権啓発推進委員会

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、人権啓発研修等の計画を策定し、実施します。具体的には、人事部統括役員を委員長とする「人権啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。

人権啓発推進委員会「組織体制」



海外含む全店部・全関連会社

人権デューデリジェンス自己チェック表に基づき、各々が「人権方針」遵守状況等を確認します。

人権デューデリジェンス自己チェック表(主な項目)

- 経営における人権問題への配慮
- 人権啓発推進体制
(運営状況、人権問題発生時の対応等)
- 人権教育
(人権啓発研修の実施状況等)
- 人権課題分野別対応状況
 - 同和問題への理解と啓発
 - 公正な採用選考を行っているか
 - 企業と社会(差別表現の排除、ユニバーサルデザインへの理解等)
 - 職場の人権(ハラスメント防止、高齢者への配慮、身障者への配慮、HIV等感染症への理解、LGBTへの理解等)
 - 仕事と家庭の両立(多様な就労体制への配慮、旧姓使用への配慮、出産・育児支援、介護休暇等への理解等)
 - 働き甲斐の追求(公正な人事評価・処遇、機会の均等、個性の尊重、障害者や妊婦等に配慮した安全管理・危機管理等)
 - さまざまな人権問題についての啓発活動(民族差別、高齢者、児童労働、ハンセン病、LGBT、出所受刑者等)
 - 投融资・サプライチェーンで配慮すべき人権問題(人種差別、児童労働、人の健康、生活等に影響を及ぼす環境破壊、人道に反する兵器・武器製造、適正な採用活動、就労者の人権配慮等)
- 人事部人権啓発担当者の活動状況

人事相談窓口(LGBT相談窓口)

人権に関する各種相談に応じるとともに、人権への負の影響が顕在化した場合には、関係各部と連携し、速やかに必要な対策を講じます。

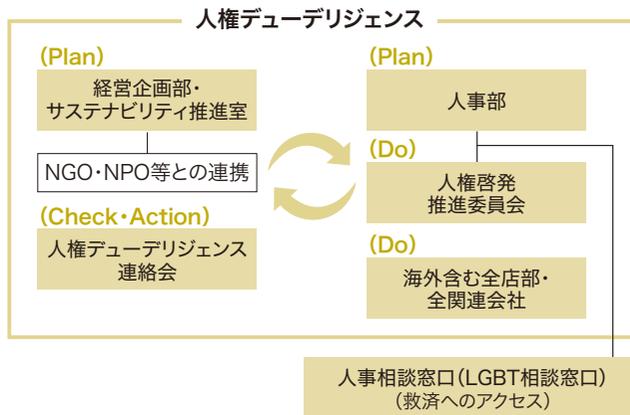
2017年度人事相談窓口受付件数65件、うち人権侵害の懸念ある事態はハラスメントを含め35件でした。

相談者の要望に応じて、職場へ働きかけ、行為の当事者および周囲の第三者へのヒアリングを重ねて事実を認定します。その上で、当事者の異動等による相談者の職場環境改善を図るとともに、規定に則り、行為者に対して懲戒処分を下す場合もあります。なお、2017年度の受付案件は1件を除き全て対応解決済みです。

PDCAサイクルによる人権マネジメント

当グループでは、個人の人権、多様な価値観を尊重し不当な差別行為を排除して、全てのステークホルダーの基本的な人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成のため、PDCAサイクルで人権マネジメントの質的向上を図っています。

PDCAサイクルを踏まえた人権マネジメント体制



2. 人権尊重についての教育

人権啓発推進委員会では、毎月一回、人権尊重の好事例等を紹介する「人権啓発ツール」を全社員にメールで発信しているほか、当グループ全社・全店部において、一人当たり年平均1時間程度の職場内人権啓発研修を開催しています。2016年度は、276部署24,918人の対象者に対して、合計約414時間を費やして23,046人が研修を受講しました(受講率92.49%)。

年1回実施する職場内人権啓発研修では、人権デューデリジェンスの結果、さらなる教育が必要と認められた課題があればテーマとして取り上げています。

また、階層別研修などの集合研修や事業別会議などにおいても、人権に関するテーマを取り上げるなど、社員の人権意識の向上を図っています。2017年度は各階層別研修を31回開催し、合計約14時間を費やして延べ1,546人が受講しました。

2017年度 人権関連研修

	受講人数	受講時間
職場内人権啓発研修	23,801人	405時間
各階層別研修	1,546人	14時間

3. 多様な人権を守るために

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み

グループ全体の「ダイバーシティ&インクルージョン」の理念と目的を共有し、着実に推進するべく、社員に情報発信しています。

同和問題、在日外国人問題への取り組み

当グループは、同和問題への対応を、人権啓発推進にあたっての特に重要なテーマとして捉えています。同和問題は当グループが人権啓発をより積極的に取り組むようになった原点です。東京人権啓発企業連絡会等の社外の知見を踏まえながら、新人研修をはじめとした各種研修や啓発活動を通じ、偏見や差別意識の徹底した排除に取り組んでいます。

また、在日外国人問題に関しては、2012年7月9日から新たに施行された在留管理制度を採り上げ、各階層別研修において窓口での本人確認の場面などを想定し、本人確認書類の取り扱いやプライバシーの尊重など、外国人の人権への配慮を周知しています。

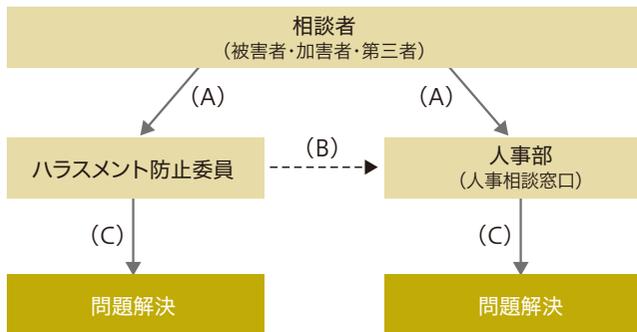
セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止活動

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといった行為は、個人の人権および人権を傷付ける行為であり、当グループでは厳禁としています。特にセクシュアルハラスメントについては、厳格に禁じています。また、パワーハラスメントについては、上司から部下に対して行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してのものまで、職場の優位性に基づく行為全てをなくしていくことに努めています。万一、ハラスメントが発生した場合の相談・苦情については、各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」が申し入れ窓口となっています。被害者から相談があった場合には、担当者が行為の具体的態様、当事者同士の関係、被害者の対応などについて、関係者へのヒアリングなどを通じて総合的に調査し、ハラスメントの加害者には懲戒など厳正な処分を行います。

なお、職場内人権啓発研修をはじめ、新人研修や各種階層別研修においても取り上げて啓発活動を継続的に実施しています。

また、相談窓口への相談事例や世間の動向を踏まえ、2018年度には「ハラスメント防止ハンドブック」を制定、全社員に配布し、さらなる啓発に努めています。

ハラスメントに関する相談・苦情受付、事後処理体制



- (A) 相談・苦情申し出は各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」等で行う。
- (B) ハラスメント防止委員は必要に応じて人事部「人事相談窓口」へ相談し、アドバイスや対応を依頼する。
- (C) ハラスメント防止委員・人事部「人事相談窓口」は相談者の相談内容などを理解し、必要に応じて加害者とされる者や関係者へのヒアリングなどにより事態を的確に把握し、アドバイスなどにより事態の解消を図る。

4. 投融資における人権問題への対応

人権方針

当グループは、人権方針において、海外を含む投融資先の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じることをうたっています。

人権問題に関わるESGガイドライン

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、責任ある機関投資家として、ESGガイドラインを定め、投資先企業に積極的な働きかけ(エンゲージメント・議決権行使)を行い、課題解決を促しています。人権問題についても、企業による人権侵害を許容しないことを明確にうたい、人権侵害の可能性が高い国で活動している場合、その受注・発注先についてのガイドラインの設定を求めます(53頁参照)。

5. 調達における人権配慮

当グループではCSR調達方針を定め、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働、児童労

LGBTへの取り組み

当グループでは、前述の通り2016年11月の人権方針改定の際に、LGBTに対する差別の禁止文言を追加しました。三井住友信託銀行では、2015年11月から社内に関連部署(人事部、経営企画部、総務部、業務部、個人企画部)による「LGBT情報連絡会」を立ち上げ、社員・お客さま・取引先のLGBTに関する情報を収集し、社内制度や商品開発を検討しています。また、2016年10月には職場内での相談・対応を可能とするため、「LGBT相談対応マニュアル」を策定し、2017年には、全社員を対象としたeラーニングにてLGBTに対する理解促進を図っています。

これらの取り組みが評価され、三井住友信託銀行では、2017年に続き、2018年10月11日にLGBTに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体wwP(work with Pride)によるLGBTなどの性的マイノリティに関する取り組みの評価「PRIDE指標」において、最高評価の「ゴールド」を受賞しました。

2018年1月からは、住宅ローンにおいて三井住友信託銀行が指定する公正証書等をご提出いただくことで、同性パートナーを配偶者と同様にお取り扱いしています。



クラスター爆弾等に関わる投融資

三井住友信託銀行は人道上の懸念が大きい武器と認識されているクラスター爆弾の製造を資金使途とする融資は、国内外を問わず行いません。資産運用においてもクラスター爆弾および対人地雷の製造に関わる企業への投資については、アクティブ運用では原則禁止、パッシブ運用ではエンゲージメント活動を行います。

これまでの活動が評価され、オランダのNGOが公表する同製造事業への投融資を禁止した金融機関のリスト※において、三井住友信託銀行は昨年に引き続き「次点リスト(62社)」に入りました。

※オランダのNGO、ボックス・クリスティが報告書「クラスター爆弾への世界の投資：共通した責任」に掲載している企業リストを参考にしている。

働などの人権侵害を行わないサプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めることとしています(123頁参照)。



サステナビリティ方針6

地域社会への 参画・貢献

• 私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。





コミュニティへの価値提供の意義

三井住友トラスト・グループでは、グループおよび三井住友信託銀行を含むグループ各社の営業拠点が所属するコミュニティに対し、SDGsの視点も取り入れながらさまざまな社会貢献・地域貢献の取り組みを行っています。こうした価値提供は事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスであるという見方もできます。



三井住友トラスト・グループの取り組み 01

次世代を担う子どもたちへの教育支援



グローバルリーダーを育成する UWC ISAK Japanを支援しています

当グループはユナイテッド・ワールド・カレッジISAK ジャパン(UWC ISAK Japan)の教育理念に賛同し、中学生を対象に同校の教育を2週間にわたって体験することができる「サマースクール」をサポートしています。このサマースクールには開発途上国や貧困層の子どもたちも多く参加しています。当グループでは2013年から、奨学生として参加した子ども1名の里親になって授業料や渡航費などを援助してきました。

2018年のサマースクールは7/21~8/2に開校され、



世界26カ国から81名の中学生が集まりました。今後も、一人でも多くのグローバルリーダーが世界に羽ばたいていけるよう、支援を継続していきます。

日本・世界各国の大学へ進学など／ギャップイヤー※

国際バカロレア資格・
日本の高等学校卒業資格を取得



UWC ISAK Japan (ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン)



選考

選考

サマースクール

主な支援

三井住友トラスト・グループは
毎年1名の奨学生の里親として
授業料や渡航費などをサポート

選考

世界各国から中学生が応募



※ギャップイヤー：大学入学許可証を持っている高校卒業生が、すぐに進学せずにさまざまな人生経験を積む期間。期間中は、ボランティア活動やインターンなどの社会的経験、海外留学や旅行などに、個人が自由に取り組む。

TOPIC 01

UWC ISAK Japanとは

UWC ISAK Japanは、軽井沢にキャンパスを構える日本初の全寮制インターナショナルスクールです。現在、世界約73カ国から生徒を受け入れており、全校生徒約190名の7割近くが海外からの留学生です。経済的に恵まれない子どもたちも多く、全生徒の7割が奨学金を受給しています。

生徒たちは、ここで3年間、教員のサポートを受けながら共同生活をするることによって、より良い世界を創るチェンジメーカー(社会を変革する担い手)に求められるスキルと自信を身に付け、グローバルリーダーに育っていきます。



軽井沢にあるキャンパス



三井住友トラスト・グループがこれまでに支援してきた学生

2013年



 ベトナム
Hong Lien
Ngyuenさん

2014年



 インド
Thulasi Priya
Rameshさん

2015年



 インド
Thanuja
Rameshさん

2016年



 メキシコ
Eduardo
Bautistaくん

2017年



 インド
Prashanth
Babuくん

2018年



 インド
Prathana
Himalachiさん

Prathanaさんからのお礼の手紙



三井住友信託銀行様
来日を叶えてくださり、本当にありがとうございます。UWC ISAK Japanでの経験は本当に素晴らしいものです。楽しい時間を過ごし、たくさん勉強しています。さまざまな国の友達もできました。これも貴重な機会だと感じています。改めてこの素晴らしい機会とサポートに感謝します。本当にありがとうございました。
Prathana Himalachi



サマースクールでサステナビリティ推進室担当者と記念撮影

Prathanaさんはインドの「シャンティ・バーバン」からサマースクールに参加した13才の女の子です。3才から家族と離れて生活し支援を受けながらシャンティ・バーバンで学んでおり、「心臓病を直す医者になって、将来はインドに病院を建てたい」という明確な夢を持っています。

社会の中で差別を受けた経験や大人になると皆インドから出て行ってしまふ現状から、自分の国を自らの手で変えたいという強い問題意識を持っていました。「素晴らしい経験をした、素晴らしい機会をもらった」と繰り返したPrathanaさん。自分でつかんだチャンスを最大限に生かして、夢が実現するように願っています。

◎トヨサキジュン



代表理事 小林 りんさん

全国の支店でロビー展を開催

2017年度よりISAK巡回ロビー展を全国の支店で開催しています。パネル展開催にあたっては、小林りん代表理事より「御社にご支援いただいた生徒4名全員が、厳しい選考を通過し奨学生として本校の高校へ進学しました。まさに彼らの人生を変える第一歩をつくり出すタイミングに深く携わってくださいましたことに御礼を申し上げます」とのコメントをいただきました。お客さまからは、「子どもたちの直筆の手紙を見ると心がこもっているのが分かります」「素晴らしいことをなさっていますね」等の感想をいただきました。



名古屋栄支店でのロビー展の様子

TOPIC 02

シャンティ・バーバンの子どもたちへの支援

「シャンティ・バーバン」は、インドで2000年にわたって続いてきたカーストによって、社会的、経済的に最も不利な立場に置かれた子どもたちへの教育を目的に設立された学校です。当グループが里親になったインド出身の3人は、いずれも「シャンティ・バーバン」から奨学生としてサマースクールに参加した子どもたちです。3人とも、差別や貧困、女性の人権などに強い関心を持ち、母国をより良くしたいと強く望んでいます。彼らがグローバルリーダーとなり、カーストを根絶する活動にも携わることができるよう、今後も見守っていきたいと思います。



スラム街に暮らす子どもたち
十分な教育の機会が与えられないことが負の連鎖を生む

三井住友トラスト・グループの取り組み 02

ESDプロジェクト



国連が推進するESD(Education for Sustainable Development)は持続可能な社会の担い手を育む教育です。持続可能な社会の実現のためには、私たち一人一人がかけがえのない環境の中で生きていることを認識して、日々の行動を変えていく必要があります。

三井住友信託銀行は「残された貴重な自然を守る」だけでなく「自然の価値が分かる人を育てる」ことで真

の持続可能な自然保護が達成できると考え、2012年に次世代を担う子どもたちへの環境教育を目的としたESDプロジェクトを立ち上げました。

SDGsの第4の目標は「教育」です。

三井住友信託銀行ではESDプロジェクトを通じて、次世代を担う子どもたちに「持続可能な社会には何が求められるのか」を学んでもらいたいと願っています。

三井住友信託銀行のESDプロジェクト

2012年からスタートした本プロジェクトは、三井住友トラスト・グループが環境専門のインターネット放送局グリーンTVジャパンと協働して、次世代を担う子どもたちを対象にオリジナルの出前授業を提供しています。

授業では、全国各地のトラスト地や地域の環境・希少種の保全・保護活動を題材とした映像教材を作成し、使用しています。視聴覚に訴える映像教材は短時間で大量の情報を伝えることができ、子どもたちの関心を学びの対象に引き寄せ、実社会への興味や課題を高める効果が期待されています。授業の実施にあたっては、自然資本をはじめ「環境」をテーマとした事業を展開する三井住友トラスト・グループのネットワークを活用して講師を選定しています。また、本プロジェクトは授業のテーマとなるフィールドの近隣に支店があることを開催地選定の一要件としています。各行政機関と連携した広報活動など、各支店が独自の地域ブランド構築を展開しています。

SDGsをどのように説明するか



ナショナル・トラストを題材にしたESDプロジェクトではSDGs目標の「14.海の豊かさを守ろう」「15.陸の豊かさを守ろう」が中心的なテーマです。



陸(森林など)を守ることは河川(水)を通じ海の生き物にも恵みを与えることを説明しました。



これらは最終的に私たち人間にとって「11.住み続けられるまちづくりを」に密接に関連すると考えています。

2020年より小学校の、2021年より中学校の学習指導要領に、SDGsが盛り込まれることが予定されています。三井住友信託銀行では現在、SDGs自体をテーマにしたESDプロジェクトを推進しています。

プロジェクトの流れ

①

Plan

近隣にESD実施校と支店があり、子どもの学習をサポートできるフィールドを選定

②

Do

映像教材制作のため事前口ケ等を実施。映像教材を活用した授業を行い、記録映像を制作し寄贈



テーマとなる場所で取材・撮影(グリーンTVジャパンが収録)



収録した映像を使って教材を作成

これまでのESDプロジェクト

生物多様性アクション大賞2015(国連生物多様性の10年(UNDB-J)主催)において入賞しました!



こちらのQRコードから詳しい事例をご覧ください



2012年 11月



和歌山県 天神崎

2013年 9月



神奈川県 小網代の森

2014年 9月



岡山県 美作・水源の森

2015年 1月



神奈川県 鎌倉市御谷の森

2017年 2月



千葉県 芝山湿地

2016年 7月



愛知県 木曾川イタセンバラ

2016年 1月



福井県 中池見湿地

2015年 6月



大阪府 ニッポンバラタナゴ

2017年 7月



新潟県 佐潟

2018年 2月



滋賀県 琵琶湖

2018年 8月



茨城県 森林信託



専門家を講師として招へいし映像教材を使った授業を実施



プロジェクト全体をまとめた記録映像を制作

3

Check

授業後、生徒からアンケートをとり、授業評価のフィードバックを受ける

4

Action

関係者が集まり、フィードバック、映像教材、授業、記録映像の内容について振り返り、次のプロジェクトに生かす



三井住友トラスト・グループの取り組み 03

ナショナル・トラスト支援活動



19世紀に英国で発祥したナショナル・トラストは、国民から託された寄付金をもとに貴重な自然や歴史的建造物を買取り、民間の保護区(トラスト地)として守る活動で、自然資本を確実に守ることができる有効な手段です。日本では60年代にナショナル・トラストが始まり、現在は全国50以上の地域に活動の輪が広がっています。

三井住友トラスト・グループは、国内のトラスト地を増やすことは私たちの生活基盤を支えるための投資であるという考えのもと、土地の取得や環境教育、信託の仕組みを利用した商品などを通じて、それぞれの土地に根差した活動を支援しています。



ツシマヤマネコのすむ森
長崎県の対馬にのみ生息するツシマヤマネコは、現在わずか100頭ほどにまで減少し、絶滅の危機に瀕しています。当グループは、黒松内町・奄美大島とともに、社会貢献寄付信託を通じて、トラスト地の取得資金の寄付プログラムを提供しています。



中池見湿地
中池見湿地(福井県敦賀市)は、三方を山に囲まれた約25haの自然豊かな湿地で、ラムサール湿地に指定されています。当グループは、市街地に近接しながら3,000種の動植物がすむこの湿地をテーマに映像教材を作成し、福井市の小学校で環境教育の授業を実施しました。



アマミノクロウサギのすむ森
鹿児島県の奄美大島と徳之島にのみ生息する希少なアマミノクロウサギを守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したトラスト・キャンペーンに参加し、三井住友信託銀行鹿児島支店から8,066m²相当の森の買い取り資金を寄付しました。



天神崎
天神崎は和歌山県田辺市にある岬で、市街地に近接しているにもかかわらず、豊かな自然が残されています。当グループは、近隣小学校の生徒たちが実施した聞き書き活動の様子を、映像教材として作成し、環境教育の授業に利用しました。



みまさか 美作・水源の森
岡山県美作市にある水源の森は、吉井川流域にある62haの森で、現在も自然のまま守られています。当グループは、水源の森を題材とした映像教材を作成し、岡山市の小学校の子どもたちを対象に環境教育の授業を行い、水の大切さについて考えました。



こましろ 小網代の森
三浦半島の先端近くに位置する森で、神奈川県ナショナル・トラスト活動によって守られてきました。当グループはグリーンTVジャパンとの協働で、専門家へのインタビューと映像教材の作成を行い、三浦市の小学校の環境教育の授業に利用しました。



北海道最古の 歌才湿原

2万4000年の歴史が詰まった道内で最古の高層湿原を守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したキャンペーンに参加し、三井住友信託銀行札幌・札幌中央支店から1,500m²相当の湿原の買い取り資金を寄付しました。

北限のブナ林

黒松内町に広がるブナ林はブナが自生する北限の地であり、地球温暖化による環境変化を知ることができる貴重な地域です。札幌・札幌中央支店の社員はこのトラスト地にブナの幼木を植樹し、ブナ林の保全・再生活動を行っています。

おやっ 御谷の森

御谷の森は、鶴岡八幡宮の奥に広がる森です。1964年、鎌倉風致保存会が設立され、この森を守るため日本最初のナショナル・トラスト活動が展開されました。当グループは同会設立50周年の節目を記念し、鎌倉市の小学校で環境教育の授業を実施しました。

全国の支店ロビーにおけるパネル展

英国発祥の自然保護活動「ナショナル・トラスト」をテーマとしたロビー展を全国の支店で開催しています(2017年度は71カ店で開催)。

「森の墓苑」は公益財団法人 日本生態系協会が2016年2月千葉県長南町にオープンした墓苑です。土砂採掘により森が失われた土地の自然を再生するため、ナショナル・トラストの手法を用いて墓地とし、地元由来の苗木を墓標として植えて育てます。墓石などの人工物は設置しないため、将来は墓苑全体が本物の自然の森になる新しい墓地事業として注目されています。2017年度より、墓苑のある千葉県内の6支店を皮切りに、巡回ロビー展を開催しています(2018年度上期は18カ店で開催)。



本店営業部のロビー展の様子

土地購入資金の寄付を通じた ナショナル・トラスト活動支援

陸域における自然資本の基盤は土地ですが、開発による自然破壊だけでなく、近年は人口減少により相続未登記や権利が放棄される土地が急増しています。所有者不明の山林や農地の拡大を防ぎ、管理された自然を維持拡大することが日本型の自然資本の劣化を抑止する上で有効と考えられます。

三井住友信託銀行は、市民や企業の寄付などにより自然豊かな土地を所有して守る活動を推進する公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会等を支援し、絶滅危惧種が生息する土地や学術的に貴重な土地の購入資金を寄付してきました。2014年には鹿児島県奄美大島に生息する絶滅危惧種アマミノクロウサギを守るため約8,000m²相当の森の買い取り資金を、2015年には北海道黒松内町の道内最古の高層湿原である歌才湿原を守るため約1,500m²相当の買い取り資金を寄付しました。

また、中野支店、所沢・所沢駅前支店、大森支店では売上の一部を公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会に寄付する「社会貢献型自動販売機」を設置し、2018年10月までに首都圏の水源である秩父の森約2,500m²相当の土地の購入に充当する資金を寄付しました。



中野支店に設置した「社会貢献型自動販売機」



三井住友信託銀行

With You活動推進の取り組み

SDGsはビジネスの現場でも注目されており、世界中のさまざまな業界・企業がSDGsを意識した事業に取り組み、新しい資金需要が金融ビジネスの機会を生み出しています。

三井住友信託銀行は、With You活動を通じてSDGsの17の目標達成を目指します！



Challenge for SDGs!

どの企業も、そして、私たち個人も、SDGsの達成に貢献することができます。当グループは、各事業やWith You活動を通じてSDGs17の目標達成を目指します！



当グループでは、全社員がSDGsを理解し実践できるよう、2018年10月にSDGs特集を掲載した社内報(冊子)にて当グループがSDGsに取り組む意義や各事業とSDGsとの関連を解説しました。また、同12月には全役員・全社員を対象としたeラーニングを実施し、さらなる理解度促進に努めています。このeラーニングの受講は海外拠点にも展開しており、シンガポール支店や国連本部お膝元のニューヨーク支店等、海外拠点でのさらなる取り組みを促しています。

さらに、全国の支店では、SDGsの目標達成につながるサステナビリティ活動(愛称:With You活動)を実践できるよう、11月から各店部で「SDGs社内勉強会」を実施しています。

また、サステナビリティ情報庫(社内専用サイト)にて、SDGsに関するWith You活動の好事例を共有し、全店の活動レベルの底上げを図っています。

全国の支店のSDGsに関する活動は、With You支店ブログにて随時発信していますのでぜひご覧ください。



冊子社内報「Future Bloom」



With You活動好事例紹介



大森支店でのSDGs勉強会の様子



ニューヨーク国連本部(国連広報部より提供)



小金井支店でのSDGs勉強会の様子

全国の支店における共通の取り組み

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、地域に根差した社会貢献活動“With You活動”を展開しています。With You活動では、①シニア世代応援活動、②環境・生きもの応援活動、③地域・社会貢献活動の三つを特に重視し、推進しています。

三井住友信託銀行では、このWith You活動の内容を類型化し、難易度や効果を計り、活動の目安を設定するガイドラインとして、2012年度からポイント制度を導入し、組織的な活動の推進を図っています。ポイント制度では、毎年獲得の目安となる基準ポイントを設定し、「営業成果獲

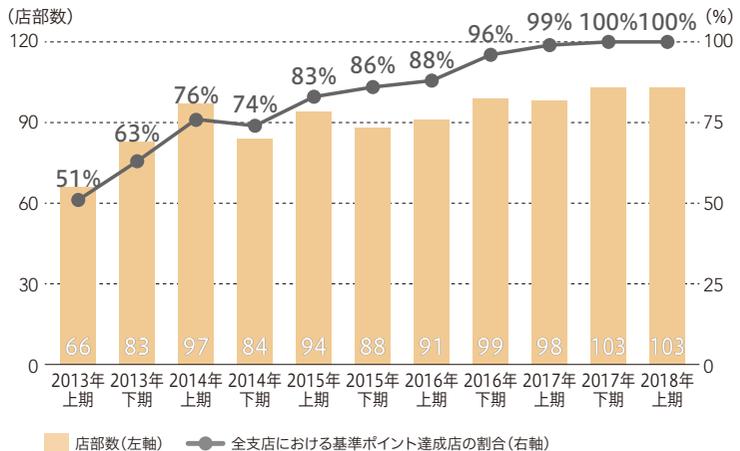
得」「環境負荷低減」「ブランドイメージの向上」「情報発信」の観点における評価とともに、営業成果・活動周知に関する工夫や、With You支店ブログへの投稿を合わせて、各支店を評価しています。支店の基準ポイント達成率は制度導入時から順調に増えており、現在With You活動は営業活動の手法の一つとして支店に浸透しています。

また、With You活動において顕著な成果を上げた支店を「With You優秀賞」「With You特別賞」「With Youきらり活動賞」として表彰し、その活動内容を全国支店で共有することで、活動の積極的な展開を図っています。

With You活動の狙い



基準ポイント達成店部数



※各年度における総店部数は、2013年上期130カ店、下期133カ店、2014年上期128カ店、下期114カ店、2015年上期113カ店、下期102カ店、2016年上期103カ店、2016年下期・2017年上期99カ店、2017年下期・2018年上期103カ店

全国の支店で展開するプロジェクト

シルバーカレッジの開催

シルバーカレッジとは、シルバー世代のお客さまが安心・豊かなセカンドライフを送るための学びの場です。安全で充実したセカンドライフのために必要な万全な「備え」とは何か、各界の第一人者の方々に話をいただいています。人生100年時代を迎えた私たちの抱える課題は山積してい



ます。参加者固定で、四つの基本テーマ（健康と安全・安心、高齢期の住まい、認知症問題、充実した老後の過ごし方）について学ぶ連続セミナーに加え、各支店が特色あるシルバーカレッジを企画・開催しています（45頁参照）。

難波支店・難波中央支店では、天満天神繁昌亭の落語朝席へ参加者の皆さまをご招待し、関西の伝統文化である上方落語をお楽しみいただきました。また、池袋支店・池袋東口支店、広島支店・広島中央支店ではそれぞれ、地域の美術館にて学芸員の方から所蔵作品について直接学ぶ講座を開催しました。このほかにも、各支店が硬軟織り交ぜ、豊かなシルバーライフを送るためのさまざまな情報を提供しており、いずれも参加いただいたお客さまから好評をいただいています。



広島支店・広島中央支店
ひろしま美術館でのシルバーカレッジ



難波支店・難波中央支店
上方落語鑑賞会

絶滅危惧種の保護



「環境・生きもの応援活動」の一環として、日本固有の生きものの保全活動に取り組む支店もあります。一宮支店では2016年8月より毎年、環境省からの認可を受け、民間企業初となる絶滅危惧種「イタセンバラ」の展示をスタートしています。これは、地域の諸団体が連携して推進する木曽川流域の環境・生態系保全活動に参画するなかで実現したものです。このほかにも、ニッポンバラタナゴや地



飼育中のニッポンバラタナゴ



飼育中のイタセンバラ

域固有種のメダカなどの絶滅危惧種をロビーで飼育するなど、「SuMi TRUSTおさかなプロジェクト」を全国で展開しています。



※メダカは、生息水域ごとに遺伝的分化が確認されており、里親制度等による固有種の保全活動が各地で進められています。

TOPIC

わたし遺産



三井住友信託銀行は2013年6月から「わたし遺産」の募集を開始しました。これは、次世代に残したいと思う大切な「人・モノ・コト」を「わたし遺産」として400文字程度の文章にまとめる応募企画で、大賞・準大賞を受賞した作品は毎回、冊子としてまとめられ、全国の支店ロビーにて配布したり、当社ホームページ上で紹介したりしています。第1回大賞に選ばれた「命をつなぐ十円玉」は、一枚の十円玉をとおして結ばれる教師と生徒たちの信頼関係をつづった作品で、歌手の八代亜紀さんが歌にするなど大きな反響を呼びました。年々、応募者の世代は広がりを見せ、第5回には10,000通を超える作品が寄せられました。

「わたし遺産」は、学校教育や地域社会への貢献企画でも

あります。

第1回に児童や学生、学校単位での応募が多数あったことから、第2回より「学校賞」を創設し、学校一括応募を受け付けています。教育活動の一環としてクラスや学年、部活、学校単位にて取り組んでいただくなど、応募学校数は毎年増加しています。第5回は107校から5,885通にも上る作品が寄せられました。

また、これまでの応募作品に「ふるさと」をテーマとする作品が多く見られたことから、第6回より「心のふるさと賞」を創設しました。わが町・わが村の素晴らしい「心のふるさと」を次世代に伝える作品がたくさん寄せられることが期待されます。第6回を受賞作品の発表は2019年5月の予定です。



国内支店の主な取り組み

支店の取り組み 01

星ヶ丘支店

星ヶ丘支店は、愛知県が推進するヘルプマーク*普及活動にいち早く協力し、中京圏グループを牽引しながらマークの積極活用を呼び掛けています。

2018年2月にヘルプマークのポスターを店内に掲示、4月は「ヘルプマーク普及活動の会」代表の小崎麻莉絵氏による社内向け勉強会、5月は「ヘルプマーク普及活動展」ロビー展を開催しました。また、全県的な普及啓発を図るために同年6月に創設された「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度」への参加を申請し、「ヘルプマーク普及パートナー」として登録されました。さらに7月には、前出の小崎氏を講師にお招きし、中京地区の社員70名を対象とした

大規模社内勉強会を名古屋営業部に開催しました。愛知県は7月20日にヘルプマーク一斉配布を開始しました。認知度向上のために今後も継続して普及啓発活動に取り組みます。

このほかにも同店では、地元社会福祉協議会(地域包括支援センター)の活動紹介ロビー展や、地域の大学と連携した清掃活動、千種警察署と協働した振り込め詐欺防止活動、日本赤十字社の献血サポーター制度への参画など、複数の社員参加型活動を推進しています。

※ヘルプマーク:人工関節や義足を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が援助を得やすくするために、東京都福祉保健局が作成した全国共通のマーク。マークが表示されたホルダーなどを持っていることで意思表示をする。



ヘルプマーク普及
パートナー登録証



ヘルプマークセミナー



詐欺防止キャンペーン

支店の取り組み 02

岐阜支店

岐阜支店では、支店長の働き方改革宣言を皮切りに「ワークライフバランス」をテーマとした活動に注力しています。

2017年12月に参加した東し経営研究所 渥美先生による講演会「金融機関にとっての働き方改革」では、介護や育児に携わる人が働きやすい環境設備の重要性について学

びました。この講演会の内容は支店内に展開され、社員の仕事と家庭との両立支援、コースや年次などにとらわれない責任ある立場を担うことなど、社員の発案や参画によってワークライフバランスの考え方が実践されています。

また、D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)への関心も高く、「岐阜支店のD&I推進活動」や「介護制度について、くわしく知ろう!」など、さまざまなテーマの社内勉強会を実施しています。これらの自発的な活動が評価され、2018年2月には岐阜県より「岐阜県WLB推進エクセレント企業」として認定されました。

同店ではこのほかにも、長良川河川敷の清掃活動や岐阜県警と連携した高齢者安全対策の実施など地域に密着した活動を推進しており、今後はこれらの取り組みをSDGsの目標と結び付けてさらなる活動推進に取り組みます。



「岐阜県WLB推進
エクセレント企業」認定証



「金融機関にとっての働き方改革」講演会

支店の取り組み 03

静岡・静岡中央支店



静岡支店は、認知症の方への対応をテーマとした活動に注力しています。2018年7月、静岡医師会ご協力のもと「認知症ミニ講演会」を実施し、認知症の症状や種類、早期発見のポイント、予防法等について医師から詳しく学びました。また、近隣の地域包括センターへの往訪をきっかけに、講師として4地域包括支援センター合同ケア会議に参加、財務コンサルタントが当社発行のシニア世代応援レポート「認知症問題を考える」を用いた講演を実施しました。講演後は活発な質疑応答や情報交換が行われ、介護支援専門員や保健師、社会福祉士、社会福祉協議会相談員の方など、地域の専門家の皆さまとの新たなネットワークができました。



4地域包括支援センター合同ケア会議



認知症ミニ講演会

支店の取り組み 04

大分支店



大分支店では県内唯一の信託銀行としてさまざまなテーマの支店企画セミナーを継続開催しています。また、地域の大手企業や行政機関等からの依頼にも参画し、外部への講師派遣も定期的を実施しており、地域メディアにも複数回取り上げていただきました。

さらに、支店社員が市民マラソン、環境イベント、七夕祭り等の各種イベントに積極的に参加し、地域の皆さまとのコミュニケーションを図っています。昨年に続いて開催した大分支店金融広報委員会共催「夏休み親子スクール」では、地域の子どもたちに信託銀行の役割について楽しみながら学んでもらいました。



「大分リレーマラソン2018」への参加 退職公務員連盟セミナー

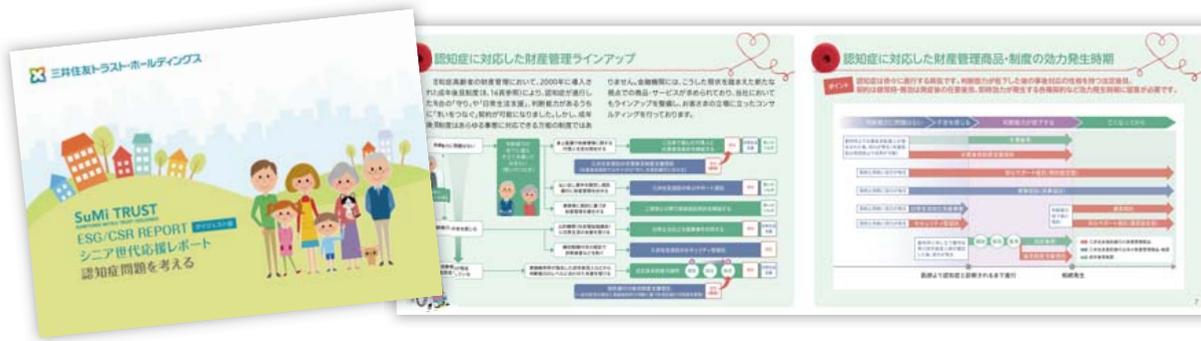


COLUMN

シニア世代応援レポート～認知症問題を考える～



超高齢社会となった日本では、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症またはその予備群であるといわれています。三井住友トラスト・グループは「Your ラストバンク」としてシニア世代の豊かな生活を応援できるよう、さまざまな情報提供に注力しています。2018年3月に発行した「シニア世代応援レポート～認知症問題を考える～」は、認知症とはどのような病気か、認知症になった場合どのようなサポートが必要になるのかなどについて具体的に紹介するものです。三井住友信託銀行では、認知症に対応した財産管理ラインアップを整備し、お客さまの立場に立ったコンサルティングを行っています(40頁参照)。また、ご自身の健康や将来のことについてゆっくり考えていただこうと、全国の支店でこのレポートを紹介するロビー展を開催しています。



ウェブサイトURL: <https://www.smth.jp/csr/report/2017/all5.pdf>

国内支店の主な取り組み

支店の取り組み 05

町田支店



町田支店は、前期に続いて「第2回他社女性交流会」を企画・実施し、近隣企業4社から計20名の女性社員が参加しました。これは、首都圏で働く他社女性との意見交換・意識共有等を通じてネットワークを広げようと企画したもので、外部講師に「女性の働き方改革とダイバーシティ」というテーマでご講演いただいた後、「私たちの働き方改革」をテーマに参加者が活発なディスカッションを行いました。

同店ではこのほかにも、接客力アップ研修や社員向け健康管理セミナーなどの社内勉強会を複数回実施しています。また、当社では受賞例の少ない「警視庁生活安全部長・東京防犯協会連合会会長連名賞」を受賞するなど地域の防犯活動にも注力しています。



4社女性交流会



防犯功労者賞

支店の取り組み 06

仙台・仙台あおば支店



仙台支店・仙台あおば支店では、仙台三越と協賛してシルバーカレッジを開催しました。第2回は「シルバー世代の住まいを考える」をテーマに開催し、第1部では当社社員が「老後の住まいのバリエーションを考える～住み続ける、リフォームする、住み替える等高齢者の住宅事情～」をテーマに、ライフステージの変化に応じた最適な住まいの選択肢について説明しました。また、ロビー展では、当社が発行する「シニア世代応援レポート」をもとに、シニア世代の皆さまが今後の住まいや人生を考えるにあたって役立つ情報を掲示し、ご覧になったお客さまから大変好評でした。



「住まいの選択肢」ロビー展



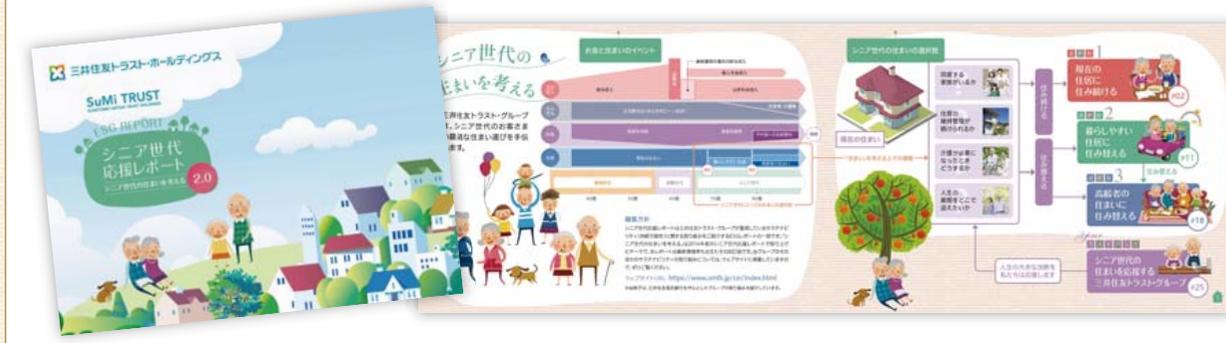
シルバーカレッジ

COLUMN

シニア世代応援レポート～シニア世代の住まいを考える～



三井住友トラスト・グループは、最適な住まいの選択肢だけでなく、財産の管理・承継などを最期まで安心して任せられる「Your ラストバンク」として、シニア世代の豊かな生活を応援しています。2018年8月に発行した「シニア世代応援レポート2.0」は、①現在の住居に住み続ける、②暮らしやすい住居に住み替える、③高齢者の住まいに住み替える、の三つの選択肢について具体的に紹介するものです。三井住友信託銀行の全国の支店では、このレポートを紹介するロビー展を開催し、皆さまがより良いシニアライフを過ごすためのお手伝いやご相談を承っています(37頁参照)。



海外支店の主な取り組み

OVERSEAS BRANCH 01

ニューヨーク支店



チャリティーマラソンへの参加

•The Color Run

「The Color Run」は2011年にアメリカで創設され「The Happiest 5km on the Planet」(地球上でもっともハッピーな5km)をコンセプトに健康的で積極的なライフスタイルを追求する、ユニークで笑顔にあふれたペイントレースです。現在では世界35カ国以上で開催され、600万人以上が参加するビッグイベントになっています。基本ルールは、真っ白い洋服を着て参加すること、ゴール時に全身にカラーパウダーを浴びて「カラーランナー」になっていることの2点です。2018年9月15日、ニューヨーク支店では今回初めてこのイベントに参加し、コース内に設けられた4カ所のカラーゾーンでカラーパウダーを全身に浴び、15人全員がカラーランナーとなってゴールしました。ゴール後のフィニッシュパーティーでは“色のお祭り”を楽しみ親睦を深めました。

•New York Road Runners

1970年に参加者55人でスタートしたNew York Road Runnersは現在、海外から125カ国、国内50州より5万人以上のランナーが出場する世界最大規模の大会になっています。このイベントはランニングで人々に元気と希望を届けようと開催されているもので、沿道で応援する観衆は約250万人にも上ります。2018年7月26日、ニューヨーク支店28人で初めてこのイベントに参加しました。



協賛・寄付活動

ジャパンデイへの協賛

日本人コミュニティと現地コミュニティにおける、日本文化を介した交流の推進活動へ2,000ドルの協賛をしています。協賛金の一部は、セントラルパークへの桜の植林にも充てられています。

連携団体: Japan Day, Inc.

NY日本人教育審議会への寄付

NY地区の日本人学校および補習授業校を運営する日本人教育審議会に対して、2018年は2,000ドルの寄付を実施しました。

OVERSEAS BRANCH 02

シンガポール支店



シンガポールでは2018年9月8日、「POSB PAssion Run for Kids」が開催されました。これは、POSB^{※1}(郵便貯金銀行)とPAssion^{※2}(人民協会)が毎年共催しているイベントで、参加者および協賛企業などからの寄付と参加費の一部は、青少年の教育や育成に資するイベントやプログラムを実施しているPOSB PAssion Kids Fundのサポートに活用されます。

当店では、2012年以降、POSB PAssion Run for Kidsへ毎年寄付を行うとともに、多くの社員とその家族が参加しています。今年は、当店から総勢90人がこのイベントに参加し、思い思いのペースで走り、POSB PAssion Kids Fundの活動をサポートしました。当日は、さまざまな年代の人々が思い思いのコースを走ったり歩いたりしており、地域の皆さまとの交流をする貴重な機会にもなりました。



※1 POSB(郵便貯金銀行)はシンガポールで最も歴史のある銀行で、現在は三井住友信託銀行の包括業務提携先DBS Bankの傘下にあります。

※2 PAssionとは、政府組織の一つであるThe People's Association(人民協会)の通称です。

コミュニケーション

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、全国各地の営業拠点を中心に、地域に根差した社会貢献活動を展開しています。

全国の皆さまに各拠点の活動を広くお伝えするために、さまざまな媒体を使った情報発信に注力しています。

With You支店ブログ

三井住友信託銀行は2012年に「With You支店ブログ」を立ち上げ、全国の支店におけるサステナビリティ活動（With You活動）の様子を随時紹介しています。さらに、サステナビリティセミナーやパネル展の開催をタイムリーにご案内するなど、地域のお客さまとのコミュニケーション手段としても活用しています。各支店によるブログの更

新件数は年々増加傾向にあり、支店ブログは地域の皆さまとの関係を深める重要な情報発信ツールとなっています。

また、2018年11月より、自店部のWith You活動をSDGs17の目標と結び付けて発信する取り組みを進めています。

支店ブログ更新件数の推移



ウェブサイトURL: <https://branchblog.smb.jp/>

社会貢献活動レポートSuMi TRUST With You

全国のお客さまに向けて、社会貢献活動レポートSuMi TRUST With Youを年4回発行しています。このレポートは、高齢者の興味・関心が高い話題や旬の話題を届ける情報発信ツールとしての役割も果たしています。2018年度はリフォーム業者各社様より寄稿いただき「シニア世代の住まい」をテーマにスペシャルピックを連載しました。リフォーム、住まいでできる健康配慮、バリアフリーに関する公的補助制度などについて具体的に紹介したところ、全国から大きな反響がありました。

支店版With You冊子

With You支店ブログを用いた情報発信、社会貢献活動レポートの発行に加え、各支店がオリジナル小冊子「支店版With You」を発行しています。この冊子は、地域の皆さまに地域の支店をより深く知っていただくこと企画・制作しているもので、社員紹介や店内紹介、注力しているWith You活動やサステナビリティ企画の特集コラムのほか、県庁や市役所と連携して地域の特色や見どころなどのPRコラムを作成するなど、支店独自色あふれた内容となっています。



グループ会社におけるサステナビリティ活動

三井住友トラスト・グループ各社が取り組む、さまざまなサステナビリティ活動についてご紹介します。

GROUP COMPANY 01

日本トラスティ・サービス信託銀行



日本トラスティ・サービス信託銀行は、NPO法人ぱれっとの主催する焼き菓子の社内販売会や、献血活動などに協力しています。NPO法人ぱれっとは、障がいのある方たちの社会参加と自立を目的に活動する団体で、その活動の一環として、クッキーとパウンドケーキを製造・販売しています。同社では毎年社内販売会を実施しており、社員に大変好評です。

また、献血活動は晴海オフィス、府中オフィスの2カ所で行われ、役職員204名が献血に協力しました。



NPO法人による焼き菓子販売会

GROUP COMPANY 02

三井住友トラスト不動産



三井住友トラスト不動産と名古屋市は、2014年に「東山動植物園再生プランに関する連携と協定」を締結しました。この協定は、東山動植物園が「人と自然をつなぐ懸け橋」となることを目的に、名古屋市と当社が相互に連携・協力して再生プランを推進するものです。活動の一環として、動物クイズによるスタンプラリーや動物カレンダーの無料配布、孫の日(10月第3日曜日)にお孫さま連れの家族限定のプロカメラマンによる無料家族写真撮影、東山動物園寄席の共催など、さまざまなイベントを企画・開催しています。カレンダー配布や家族写真撮影も今年で5年目となり、朝から行列ができる盛況ぶりでした。

また、2018年3月からは、新たに福岡市動物園が実施する「動物サポーター」にも登録し、同園で飼育されている動物のエサ代を支援する活動にも参画しています。トラ舎前に設置した「世界のトラの分布パネル」は、絶滅危惧種に指定されているトラの分布や生態について学ぶ機会の創設に役立っています。

今後も社会貢献活動を通じて、企業価値の向上と地域社会の活性化に貢献していきます。



三井住友トラスト不動産のキャラクター「トラストさん」がトラということで、世界のトラのことが分かる看板を寄付しました



(上) お孫さま連れの家族限定で、プロカメラマンによる無料撮影を行いました(右)撮影した写真は、写真立てに入れてプレゼントしました



GROUP COMPANY 03

日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメントは、地球環境や持続可能な社会の発展に積極的に関わるべきであるという理念のもと、さまざまなサステナビリティ活動に取り組んでいます。

社員による社会貢献プログラム「日興AM従業員チャリ

ティブプログラム」の運営などに積極的に取り組むほか、資産運用会社として「責任投資原則」(PRI)や「21世紀金融行動原則」に署名し、本業を通じたサステナビリティ活動に取り組んでいます。特に、「21世紀金融行動原則」では、発足当初から運営委員会の一員として参画しています。



取り組み 01

FITチャリティ・ラン

Financial Industry in Tokyo (FIT) for Charity Runは、東京で事業を展開する金融サービス企業が、日本の非営利団体を支援するために結成した業界規模のチャリティ・イベントです。

日興アセットマネジメントは、2006年から企業スポンサーとしてFITチャリティ・ランに参加しています。2018年12月に開催されたチャリティ・ランには、社員とその家族、ボランティアを含め20名が参加しました。



FITチャリティ・ラン2018に参加したメンバー

取り組み 02

障がい者スポーツ支援

日興アセットマネジメントは、2015年4月から日本ウィルチェアーラグビー連盟の活動を応援しており、同社にはウィルチェアーラグビー日本代表の強化指定選手がアスリート社員として勤務しています。同社は多様な人材を積極的に採用し、ダイバーシティを推進するとともに、障がい者アスリートとウィルチェアーラグビーの社会的認知を広めるための支援を行っています。



ウィルチェアーラグビー試合の様子

取り組み 03

子ども用車椅子の整備例会

日興アセットマネジメントは、日興AM従業員チャリティブプログラムの寄付先団体「NPO法人海外に子ども用車椅子を送る会」が毎月行う、子ども用車椅子の整備会に参加しています。このNPOは、中古の車椅子を集めて修理し、海外で車椅子を必要としている子どもたちに無償で送り届けています。



中古の車椅子を一台一台綺麗にする作業

取り組み 04

LGBTへの理解と取り組み

日興アセットマネジメントは、2017年からダイバーシティ推進の一環として、LGBT※に対する取り組みを推進しています。同社では、社内でLGBTワーキンググループを発足し、LGBTに関する情報や、LGBTを支援するイベントやワーキンググループの活動内容をイントラネットで取り上げ、LGBTについての理解醸成を図る啓発活動を行っています。また同社は、LGBTコミュニティを取り巻く課題への意識向上を目指し、金融関連企業で働くLGBT社員がより働きやすい職場環境の整備を支援する団体「LGBTファイナンス」にオフィシャルメンバーとして加盟しました。さらに、外部からスピーカーを招いての勉



東京レインボープライド2018に参加



ワーキンググループミーティングの様子

強会の開催、レインボーマークのステッカーを配布し、当事者および「アライ（支援者）」を表明する社員を社内で顕在化する取り組みも実施。多様性を尊重し、社員がより自分らしく働ける職場環境づくりを目指しています。

※LGBT: レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとった総称。

取り組み 05

国際UNHCR協会を通じて難民の子どもたちを支援

日興アセットマネジメントは、特定非営利活動法人国連UNHCR協会※とパートナーシップを結び、「Educate A Child (EAC)」プログラムを通じて、世界の難民の子どもたちに学校用品や教科書、学校へのアクセス、授業や課外活動向け設備などへの支援を行っています。「Educate A Child (EAC)」プログラムは、UNHCRと事業パートナーであるEducation Above ALL (EAA) 財団が運営するグローバルプログラムで、2012年からアフリカ、アジアおよび中東の数万人の難民の子どもたちの教育支援を行っています。このパートナーシップを通じて、人道危機への取り組みを支援し、子どもたちに明るい未来へのチャンスを提供することを目指しています。



©UNHCR/Asif Shahzad

2018年4月、アフガニスタン・ベジャワル郊外の難民居住区にて、UNHCR・EACプログラムが運営する初等学校で昼休みを楽しむ少女たち。1年生から6年生まで、午後は226人の女の子、午前には290人の男の子が通っている。

※国連UNHCR協会は、国連の難民支援機構であるUNHCR (国連難民高等弁務官事務所) の活動を支える特定非営利活動法人であり、日本の公式窓口です。同協会は、1950年の設立以来、紛争や迫害により難民や避難民となった人々を国際的に保護・支援し、難民問題の解決へ向けた活動を行っています。

取り組み 06

「女性のエンパワメント」原則に賛同

日興アセットマネジメントは、2018年1月にウィメンズ・グループを発足し、定期的な社外イベントへの参加や、社内勉強会を通じ、社員一人一人が多様性をより深く理解し、尊重することで誰もが働きやすい職場づくりを目指しています。2018年6月には、国連グローバル・コンパクト※1とUN Womenが女性の活躍推進に積極的に取り組むための行動原則を示した「女性のエンパワメント原則 (WEPs) ※2」に賛同し、ステートメントに署名しました。



ワーキンググループ主催の勉強会を定期的に開催



2018年3月国際女性デー関連イベントに参加

※1 国連グローバル・コンパクト (UNGC): 各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することにより、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する自発的な取り組み。

※2 女性のエンパワメント原則、WEPs (Women's Empowerment Principles): 国連、企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト、国連婦人開発基金 (UNIFEM) (現UN Women) が2010年3月に共同で作成した原則。

GROUP COMPANY 04

三井住友トラストクラブ



子どもたちに、心豊かになる体験を提供

三井住友トラストクラブが発行するクレジットカード「ダイナースクラブ」は、クレジットカードの枠を超えて、さまざまな取り組みを展開しています。会員の皆さまとともに若い世代を支援していきたいという願いから、学生や子どもたちを支援する社会貢献の機会を提供しています。

●音楽アウトリーチ活動

ダイナースクラブは、東京藝術大学の社会貢献活動の一つ「音楽アウトリーチ活動」に賛同し、会員さまから寄付を募り、この活動をサポートするファンドを運営しています。2017年度は2,273,240円の寄付が集まりました。

「音楽アウトリーチ活動」とは、身近に音楽に触れる機会の少ない方々に、生の音楽に触れる機会を提供する取り組みです。藝大では在學生やOBが、幼稚園や小学校、病院などで、コンサートやワークショップを通じて貴重な体験を提供しています。ダイナースクラブの取り組みがきっかけとなり、藝大音楽学部に賛助したいという申し出を会員さまから頂戴し、音楽家の育成支援に貢献する取り組みもはじまっています。



音楽アウトリーチ活動



子ども食堂(葉山)

●子ども食堂

近年、地域社会の取り組みとして注目される「子ども食堂」は、孤食に起因する社会性の欠落などの問題を、みんなで楽しく美味しく食べる場をつくることで解決していこうという社会運動です。

ダイナースクラブが毎年協賛している「ダイナースクラブフランスレストランウィーク」でも、2017年から子ども食堂の取り組みを始めています。食文化を継承・発展させていくには食べることの大切さを理解する人を一人でも増やすことが重要です。子ども時代の食体験は、長く忘れないものです。子どもたちに、とびきりのディナーを振舞おう、という意気込みをもって、今年は西成(大阪府)、池袋(東京都)、葉山(神奈川県)でフランス人シェフが腕をふるいました。

スポーツの分野での若手応援の取り組み

スポーツの分野でも、若手を応援する協賛活動を行っています。2017年に続き、本年も、ダイナースクラブは学生ラグビーを応援しています。2019年のワールドカップに向けて、ラグビーファンの裾野を広げるための一助になればと願っています。

ラグビーと同じく紳士のスポーツといわれるゴルフ。もともとダイナースクラブの会員さまはゴルフをたしなむ方が大勢います。本年12月、初めて女子プロを交えたプロアマコンペを開催し、これからが期待される若手プロを盛り上げていきます。



(上)プロアマコンペを開催
(左)学生ラグビーを応援しています

継続中のサステナビリティ活動

●SAKE COMPETITION 2018

3年目となる「ダイナースクラブ若手奨励賞」は、宮城県白石市の「蔵王酒蔵」に授与しました。会員誌「シグネチャー」での紹介やポイント賞品として販売するなど、1年をかけてサポートしていきます。

●醍醐寺文化財修復プロジェクト

2018年2月、修復を終えた大威徳明王像が五大力尊仁王会でお披露目されました。現在、軍荼利明王の修復(2019年2月、完了予定)や、醍醐寺文書聖教(国宝)の長期修復などの取り組みが続いています。



ダイナースクラブ若手奨励賞2018



大威徳明王像

GROUP COMPANY 05

住信SBIネット銀行



「エコノミクス甲子園」は、全国の高校生に楽しみながら金融・経済について学んでいただくことを目的とするクイズイベントです。

住信SBIネット銀行は昨年に引き続き、予選会の一つであるインターネット大会を主催し、高校生にインターネットを通じてクイズに取り組んでもらいました。大会では時事問題やお金に関するトリビアなど、幅広い「金融・経済」に関する知識で競い、優勝チームが全国大会に進むことができます。12回目となる今回のイベントには20チームが参加し、優勝した横田高等学校が全国大会に出場しました。今

後も、多くの高校生の皆さまにご参加いただくことで金融・経済について学ぶきっかけを提供していきます。

同社は、「ネット銀行として未来の幸せをみんなでシェアすること。この社会の未来を育てること」を目的に、インターネットというプラットフォームを使って取り組みを発信します。



優勝チーム	横田高等学校 「だんだん」
準優勝チーム	横須賀高等学校 「りくぶ」
3位チーム	渋谷教育学園 渋谷中学高等学校 「たむちゃんず」



GROUP COMPANY 06

BIDV-SuMi TRUST Leasing



BIDV-SuMi TRUST Leasing(以下、BSL)は2017年5月よりベトナムで営業を開始しました。BSLでは、2018年11月、日越外交関係樹立45周年記念の一環として開催された「Kizuna Ekiden(絆駅伝)」に、日越スタッフ混成チームとしてハノイ支店の有志が参加しました。日越友好と交通安全推進を目的に開催された本イベントでは、三井住友トラスト・グループから出向している日本人スタッフと、現地のベトナム人スタッフが完走を目指し、互いに助け合いながら「絆」を深める良い機会となりました。国・文化・習慣等の違いを乗り越えながら、一緒にゴールを目指す姿は、日越合併リース会社として事業を開始したばかりのBSLの現状と重なり、より一層の連携や、さらなる飛躍をスタッフ全員に想起させることができたと思います。BSLでは、今後もこうしたサステナビリティ活動に積極的に参加していきます。



信託制度の普及と発展を目指した社会への奉仕 公益財団法人トラスト未来フォーラム

公益財団法人トラスト未来フォーラムは、我が国における信託制度の一層の普及、発展に資する調査、研究を実施し、優れた研究や活動に対して助成を行うことで我が国経済の発展と国民生活の質的向上に貢献することを目的として1987年7月に設立され、2017年で設立30周年を迎えました。

調査研究事業による社会貢献

主たる事業の柱の一つは調査研究事業で、主に信託法に関連する研究テーマを設定して研究会形式で実施する「自主研究」と、主に金融・経済等について専門の研究機関に委託する「委託研究」からなっています。

自主研究および委託研究のテーマ一覧 (2018年12月時点)

自主研究	遺言執行の理論と実態に関する研究
	信託と他の類似の法制度との機能面での比較に関する研究
	財産の管理・運用・承継と信託に関する研究
	金融取引と課税
	外国信託法に関する研究
	商事信託法に関する研究
	信託の理論と現代的課題に関する研究

助成事業、寄付講座などによる社会貢献

同財団は、信託とそれに関連する金融・経済等についての調査、研究、活動に対する支援を行う助成事業を事業の二つ目の柱としています。国内外の研究者、実務家、各種団体から募集を行い、その研究費等に対する助成を行っています。

2018年度助成案件一覧

日本の長寿企業から学ぶコーポレート・ガバナンス
日本における空き家信託実現の可能性
金融機関がもたらす企業の環境保全対策への影響の現状と課題
信託の手法による無体物の活用に関する研究 —知的財産権及び仮想通貨を中心として—
信託の手法を使った太陽光パネルの廃棄等費用の積立ファンドにかかる制度設計
シンポジウム スペシャル・ニーズ・トラストの我が国への導入 —英米からの示唆—

これらの研究の成果は、書籍の出版、研究叢書の発行などによって広く一般に公開されています。研究叢書は設立以来83本(2018年12月現在)が公開されており、研究者や実務家等に活用されています。

研究にあたっては、民法、商法、英米法を中心とした信託研究に携わる学者を中心に研究を進め、その研究成果は信託制度に関する我が国にとっての知的資本の蓄積となっているとともに、2007年の信託法の改正時においても参考にされるなど、専門機関として国内では比類なき貢献をしています。

信託法改正後10年以上経過した今、社会的課題はさらに深刻さを増しているため、信託の新しい活用、新しい方法、新たな概念による新しい時代を迎えつつあり、今後とも引き続き公益財団法人として、社会貢献や公益性の高い活動を推進していきます。

あわせて、信託の普及、啓発を目的として、大学の学部生等を対象とした信託法の寄付講座を設置しています。信託の担い手が広がりつつある我が国において、若いうちに信託制度に関する知識をきちんと身に付けられる、貴重な教育機会となっています。

寄付講座設置一覧

関西学院大学	法学部
中央大学	法学部
東北大学	法学部
同志社大学	法学部



さまざまな企業行動指針などへの参加と活動

当グループは、国際的な企業行動指針や原則に署名し、その活動を実践するとともに、国連組織や海外の企業・NGOなどと協力しながら、国際的な行動基準づくりへも積極的に参画しています。

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)への署名



UNEP FIは、金融機関に環境や持続的発展(サステナビリティ)に配慮した行動を促すための国際的ネットワークです。当グループは、2003年10月に日本の信託銀行として初めて署名して以来、本イニシアティブを積極的に支持しています。

自然資本ファイナンス・アライアンス (旧:自然資本宣言)



当グループは、2012年6月に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本宣言(The Natural Capital Declaration)」に署名しました。なお、自然資本宣言は「自然資本ファイナンス・アライアンス(Natural Capital Finance Alliance)」と組織を発展的に改組して取り組みを拡大していきます。

UNEP FI 不動産ワーキンググループ (UNEP FI PWG)への参加

UNEP FI PWGは、持続可能な開発を促進する不動産金融「責任ある不動産投資;RPI(Responsible Property Investment)」を促進するためにUNEP FIの署名機関が組成したワーキンググループの一つです。当グループは2007年6月に参加し、RPI普及促進のためのメディアチームの一員となるなど中心メンバーとして活動しています。

責任投資原則(PRI)への署名



三井住友信託銀行および日興アセットマネジメント株式会社は、2006年5月に国連グローバル・コンパクトとUNEP FIが共同事務局となり策定した「責任投資原則」に署名しています。この原則は年金基金や運用機関などの機関投資家に対し、投資の意思決定に際してESG(Environmental=環境、Social=社会、Governance=企業統治)を考慮するよう求めるものです。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言に署名



当グループは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます。

赤道原則への署名



赤道原則は、プロジェクトファイナンスなどの融資の実施にあたって、そのプロジェクトが自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分な配慮をすることを確認するための民間金融機関の国際的ガイドラインです。三井住友信託銀行は2016年2月に赤道原則に署名しました。

国連グローバル・コンパクト (国連GC)への署名



国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取り組みが求められます。当グループは、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。なお、当グループは国連GCの署名企業が参加するグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)のメンバーにもなっています。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)の策定と実践



当グループは、日本の金融機関が横断的に参加し、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動をとることを目指す21世紀金融行動原則の策定に主体的に関わってきました。現在は、運営委員として、原則の浸透を図るための取り組みを進めています。

GRIガイドライン対照表 (サステナビリティ・日本フォーラム日本語版参照)

グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI):

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ(CERES:Coalition for Environmentally Responsible Economies)と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、検証可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度、2006年度、2013年度の改訂を経て、2016年度に新たなガイドラインとしてGRIスタンダードが発行されました。

●=中核オプションの開示事項 ※グローバル・コンパクト

項目	指標	掲載場所
一般開示事項		
組織のプロフィール		
102-1 ●	組織の名称	
	a. 組織の名称	191
102-2 ●	活動、ブランド、製品、サービス	
	a. 組織の事業活動に関する説明	
	b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める	11-73
102-3 ●	本社の所在地	
	a. 組織の本社の所在地	191
102-4 ●	事業所の所在地	
	a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない	190
102-5 ●	所有形態および法人格	
	a. 組織の所有形態や法人格の形態	190
102-6 ●	参入市場	
	a. 参入市場。次の事項を含む	
	i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所	
	ii. 参入業種	
	iii. 顧客および受益者の種類	190-191
102-7 ●	組織の規模	
	a. 組織の規模。次の事項を含む	
	i. 総従業員数	
	ii. 総事業所数	
	iii. 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について)	145,189-190
	iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について)	
	v. 提供する製品、サービスの量	
102-8 ●	従業員およびその他の労働者に関する情報	
	a. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、男女別総従業員数	
	b. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、地域別総従業員数	
	c. 雇用の種類(常勤と非常勤)別の、男女別総従業員数	
	d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述	145
	e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動(観光業や農業における季節変動)	
	f. データの編集方法についての説明(何らかの前提があればそれも含める)	
102-9 ●	サプライチェーン	
	a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める	6

項目	指標	掲載場所
102-10	● 組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化 a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む i. 所在地または事業所に関する変化(施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合) iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選定や解消を含む)	123-124,130
102-11	● 予防原則または予防的アプローチ a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	97-98,123-124
102-12	● 外部イニシアティブ a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト	16,29-30,124,173
102-13	● 団体の会員資格 a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	173
戦略		
102-14	● 上級意思決定者の声明 a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	4-5
102-15	重要なインパクト、リスク、機会 a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	97-98,112-120
倫理と誠実性		
102-16	● 価値観、理念、行動基準・規範 a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	1,103-109
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度 a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度	103-109
ガバナンス		
102-18	● ガバナンス構造 a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会	89-102
102-19	権限移譲 a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス	89-102
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任 a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか	89-102
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議 a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか	89-102
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー vii. 経済、環境、社会項目に関係する能力 viii. ステークホルダーの代表	89-102
102-23	最高ガバナンス機関の議長 a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由	89-102

項目	指標	掲載場所
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む i. ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか	89-102
102-25	利益相反 a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む i. 役員会メンバーへの相互就任 ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者の情報	89-102
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割 a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割	89-102
102-27	最高ガバナンス機関の集会的知見 a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集会的知見を発展、強化するために実施した施策	89-102
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価 a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む	89-102
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	97-98,112-122
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性 a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割	97-98,112-122
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	114,120-122
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割 a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	6-7,101-102
102-33	重大な懸念事項の伝達 a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	89-102
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数 a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	該当なし
102-35	報酬方針 a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む i. 固定報酬と変動報酬（パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む） ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付（最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む）	94
102-36	報酬の決定プロセス a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係	92

項目	指標	掲載場所
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与 a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	—
102-38	年間報酬総額の比率 a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値(最高給与所得者を除く)に対する比率	—
102-39	年間報酬総額比率の増加率 a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値(最高給与所得者を除く)の増加率に対する比率	—
ステークホルダー・エンゲージメント		
102-40	● ステークホルダー・グループのリスト a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	6-7,101-102
102-41	● 団体交渉協定 a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合	143
102-42	● ステークホルダーの特定および選定 a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	6-7,101-102
102-43	● ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法 a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントが否かを示す	6-7,101-102
102-44	● 提起された重要な項目および懸念 a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか(報告を行って対応したものを含む) ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ	6-7,101-102
報告実務		
102-45	● 連結財務諸表の対象になっている事業体 a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	190-191
102-46	● 報告書の内容および項目の該当範囲の確定 a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明	表2
102-47	● マテリアルな項目のリスト a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト	6-7
102-48	● 情報の再記述 a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	—
102-49	● 報告における変更 a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更	該当なし
102-50	● 報告期間 a. 提供情報の報告期間	表2
102-51	● 前回発行した報告書の日付 a. 前回発行した報告書の日付(該当する場合)	—
102-52	● 報告サイクル a. 報告サイクル	該当なし
102-53	● 報告書に関する質問の窓口 a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	191
102-54	● GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張 a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張 i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されている。」 ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成されている。」	表2,174
102-55	● 内容索引 a. GRIの内容索引(使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する) b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める i. 開示事項の番号(GRIスタンダードに従って開示した項目について) ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由(該当する場合)	174-188

項目	指標	掲載場所
102-56	● 外部保証 a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明 b. 報告書が外部保証を受けている場合、 i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠（サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合）。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める ii. 組織と保証提供者の関係 iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか	—
マネジメント手法		
103-1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明 a. その項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む i. どこでインパクトが生じるのか ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関係を通じてインパクトに関連したかどうか c. 該当範囲に関する具体的な制約事項	6-7
103-2	マネジメント手法とその要素 a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明 b. マネジメント手法の目的に関する表明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. 目標およびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理メカニズム vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）	6-7
103-3	マネジメント手法の評価 a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関して行った調整	6-7
項目別スタンダード		
経済		
経済パフォーマンス		
201-1	創出、分配した直接的経済価値 a. 創出、分配した直接的経済価値（発生主義ベースによる）。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する i. 創出した直接的経済価値：収益 ii. 分配した経済価値：事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い（国別）、コミュニティ投資 iii. 留保している経済価値：「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する	189
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会 a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類 ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述 iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響 iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法 v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト	16-19

項目	指標	掲載場所
201-3	<p>確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度</p> <p>a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額</p> <p>b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項</p> <p>i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値</p> <p>ii. 当該推定値の計算基礎</p> <p>iii. 推定値の計算時期</p> <p>c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する</p> <p>d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合</p> <p>e. 退職金積立制度への参加レベル(義務的参加か任意制度か、地域的か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など)</p>	—
201-4	<p>政府から受けた資金援助</p> <p>a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む</p> <p>i. 減税および税額控除</p> <p>ii. 補助金</p> <p>iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金</p> <p>iv. 賞金</p> <p>v. 特許権等使用料免除期間</p> <p>vi. 輸出信用機関(ECA)からの資金援助</p> <p>vii. 金銭的インセンティブ</p> <p>viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益</p> <p>b. 201-4-aの情報の国別内訳</p> <p>c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合</p>	—
地域経済での存在感		
202-1	<p>地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)</p> <p>a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率(男女別)を報告する</p> <p>b. 組織の活動に携わるその他の労働者(従業員を除く)の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する</p> <p>c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か(男女別)。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>	—
202-2	<p>地域コミュニティから採用した上級管理職の割合</p> <p>a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合</p> <p>b. 「上級管理職」の定義</p> <p>c. 組織の「地域・地元」の地理的定義</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>	—
間接的な経済的インパクト		
203-1	<p>インフラ投資および支援サービス</p> <p>a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲</p> <p>b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む(該当する場合)</p> <p>c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する</p>	14-27,120-122
203-2	<p>著しい間接的な経済的インパクト</p> <p>a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト(プラスおよびマイナス)と特定された事例</p> <p>b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」</p>	—
調達慣行		
204-1	<p>地元サプライヤーへの支出の割合</p> <p>a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合(地元で調達した商品やサービスの割合など)</p> <p>b. 組織の「地域・地元」の地理的定義</p> <p>c. 「重要事業拠点」の定義</p>	—

項目	指標	掲載場所
腐敗防止		
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所 a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク	—
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修 a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(地域別に) b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(従業員区分別、地域別に) c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に) e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)	103-109
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置 a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	107
反競争的行為		
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置 a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例(終結しているもの、していないもの)の件数 b. 法的措置が終結したものについては、結果(決定や判決を含む)の要点	該当なし
環境		
原材料		
301-1	使用原材料の重量または体積 a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による i. 使用した再生不能原材料 ii. 使用した再生可能原材料	—
301-2	使用したリサイクル材料 a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	—
301-3	再生利用された製品と梱包材 a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に b. 本開示事項のデータ収集方法	—
エネルギー		
302-1	組織内のエネルギー消費量 a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)。使用した燃料の種類も記載する b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位による)。使用した燃料の種類も記載する c. 次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 電力消費量 ii. 暖房消費量 iii. 冷房消費量 iv. 蒸気消費量 d. 次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 販売した電力 ii. 販売した暖房 iii. 販売した冷房 iv. 販売した蒸気 e. 組織内のエネルギー総消費量(ジュールまたはその倍数単位による) f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール g. 使用した変換係数の情報源	126-130

項目	指標	掲載場所
302-2	組織外のエネルギー消費量 a. 組織外のエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による) b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール c. 使用した変換係数の情報源	—
302-3	エネルギー原単位 a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて) d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方	126-130
302-4	エネルギー消費量の削減 a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による) b. 削減されたエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて) c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の理論的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	126-130
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減 a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による) b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)、および基準選定の理論的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	126-130
水		
303-1	水源別の取水量 a. 水源からの総取水量。次の水源別内訳による i. 地表水(湿地、河川、湖、海などからの水を含む) ii. 地下水 iii. 組織が直接貯めた雨水 iv. 他の組織からの廃水 v. 地方自治体の水道や他の公営・民間水道施設 b. 使用した基準、方法、前提条件	—
303-2	取水によって著しい影響を受ける水源 a. 取水によって著しい影響を受ける水源の数。次の種類別に i. 水源の規模 ii. 水源が保護地域に指定されているか(国内または国際的に) iii. 生物多様性から見た価値(種の多様性および固有性、保護種の数など) iv. 地域コミュニティや先住民族にとっての水源の価値、重要性 b. 使用した基準、方法、前提条件	—
303-3	リサイクル・リユースした水 a. 組織がリサイクル・リユースした水の総量 b. リサイクル・リユースした水の総量が、開示事項 303-1に定める総取水量に占める割合 c. 使用した基準、方法、前提条件	—
生物多様性		
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト a. 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報 i. 所在地 ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地 iii. 保護地域(保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域)または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係 iv. 事業形態(事務所、製造・生産、採掘) v. 事業敷地の面積(km ² で表記。適切な場合は他の単位も可) vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴(陸上、淡水域、あるいは海洋)から見た生物多様性の価値 vii. 保護地域登録されたリスト(IUCN保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など)の特徴から見た生物多様性の価値	該当なし

項目	指標	掲載場所
304-2	<p>活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト</p> <p>a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用 ii. 汚染(生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも) iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入 iv. 種の減少 v. 生息地の転換 vi. 生態学的プロセスの変化(塩分濃度、地下水位変動など)で、自然増減の範囲を超えるもの <p>b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> i. インパクトを受ける生物種 ii. インパクトを受ける地域の範囲 iii. インパクトを受ける期間 iv. インパクトの可逆性、不可逆性 	該当なし
304-3	<p>生息地の保護・復元</p> <p>a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か</p> <p>b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無</p> <p>c. 各生息地の状況(報告期間終了時点における)</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件</p>	154-157
304-4	<p>事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種</p> <p>a. IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数。次の絶滅危惧レベル別に</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 絶滅危惧IA類(CR) ii. 絶滅危惧IB類(EN) iii. 絶滅危惧II類(VU) iv. 準絶滅危惧(NT) v. 軽度懸念 	—
大気への排出		
305-1	<p>直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)</p> <p>a. 直接的(スコープ1)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>b. 計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)</p> <p>c. 生物由来のCO₂排出量(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、もしくは経営管理)</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	126-130
305-2	<p>間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)</p> <p>a. ロケーション基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>b. 該当する場合、マーケット基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)</p> <p>c. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)</p> <p>d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理)</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	126-130

項目	指標	掲載場所
305-3	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3) a. その他の間接的(スコープ3) GHG排出量の総計(CO ₂ 換算値(t-CO ₂)による) b. データがある場合、総計算に用いたガス(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて) c. 生物由来のCO ₂ 排出量(CO ₂ 換算値(t-CO ₂)による) d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ3) GHG排出量の区分と活動 e. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	—
305-4	温室効果ガス(GHG)排出原単位 a. 組織のGHG排出原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3) d. 計算に用いたガス(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて)	126-130
305-5	温室効果ガス(GHG)排出量の削減 a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減されたGHG排出量(CO ₂ 換算値(t-CO ₂)による) b. 計算に用いたガス(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて) c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠 d. GHG排出量が削減されたスコープ。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3)のいずれか e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	126-130
305-6	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量 a. ODSの生産量、輸入量、輸出品(CFC-11(トリクロロフルオロメタン)換算値による) b. 計算に用いた物質 c. 使用した排出係数の情報源 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	—
305-7	窒素酸化物(NO _x)、硫黄酸化物(SO _x)、およびその他の重大な大気排出物 a. 次の重大な大気排出物の量(キログラムまたはその倍数単位(トンなど)による) i. NO _x ii. SO _x iii. 残留性有機汚染物質(POP) iv. 揮発性有機化合物(VOC) v. 有害大気汚染物質(HAP) vi. 粒子状物質(PM) vii. その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した排出係数の情報源 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	—
排水および廃棄物		
306-1	排水の水質および排出先 a. 想定内および想定外の排水量(次の事項による) i. 排出先 ii. 水質(処理方法を含む) iii. 他の組織による水の再利用の有無 b. 使用した基準、方法、前提条件	—

306-2	<p>種類別および処分方法別の廃棄物</p> <p>a. 有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. リユース ii. リサイクル iii. 堆肥化 iv. 回収(エネルギー回収を含む) v. 焼却(大量燃焼) vi. 深井戸注入 vii. 埋め立て viii. 現場保管 ix. その他(詳細を記述) <p>b. 非有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. リユース ii. リサイクル iii. 堆肥化 iv. 回収(エネルギー回収を含む) v. 焼却(大量燃焼) vi. 深井戸注入 vii. 埋め立て viii. 現場保管 ix. その他(詳細を記述) <p>c. 廃棄物処分方法の判定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 自ら処分している場合または直接確認した場合 ii. 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合 iii. 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合 	126-130
306-3	<p>重大な漏出</p> <p>a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量</p> <p>b. 組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 漏出場所 ii. 漏出量 iii. 次の分類による漏出物。油漏出物(土壌または水面)、燃料漏出物(土壌または水面)、廃棄物の漏出(土壌または水面)、化学物質の漏出(多くは土壌または水面)、その他(詳細を記述) <p>c. 重大な漏出のインパクト</p>	—
306-4	<p>有害廃棄物の輸送</p> <p>a. 次の各事項の総重量</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 輸送された有害廃棄物 ii. 輸入された有害廃棄物 iii. 輸出された有害廃棄物 iv. 処理された有害廃棄物 <p>b. 国際輸送された有害廃棄物の割合</p> <p>c. 使用した基準、方法、前提条件</p>	126-130
306-5	<p>排水や表面流水によって影響を受ける水域</p> <p>a. 排水や表面流水による著しい影響を受ける水域および関連生息地。次の事項に関する情報を付記すること</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 水域および関連生息地の規模 ii. その水域および関連生息地が、国内または国際的に保護地域に指定されているか否か iii. 生物多様性価値(保護種の数など) 	—
環境コンプライアンス		
307-1	<p>環境法規制の違反</p> <p>a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 <p>b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p>	—

項目	指標	掲載場所
サプライヤーの環境面のアセスメント		
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	
	a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合	—
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	
	a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数	
	b. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーの数	
	c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)	
	d. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合	—
	e. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	
社会		
雇用		
401-1	従業員の新規雇用と離職	
	a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳)	
	b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳)	137,145
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	
	a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当(重要事業拠点別)。これらの手当には、少なくとも次のものを含める	
	i. 生命保険	
	ii. 医療	
	iii. 身体障がいおよび病気補償	
	iv. 育児休暇	—
	v. 定年退職金	
	vi. 持ち株制度	
	vii. その他	
	b. 「重要事業拠点」の定義	
401-3	育児休暇	
	a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数(男女別)	
	b. 育児休暇を取得した従業員の総数(男女別)	
	c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数(男女別)	141
	d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数(男女別)	
	e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別)	
労使関係		
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	
	a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか	—
	b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か	
労働安全衛生		
403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	
	a. 正式な労使合同安全衛生委員会が組織内で設置・運用されている典型的なレベル	
	b. 正式な労使合同安全衛生委員会に代表を送る労働者(業務または職場が組織の管理下にある)の労働者全体に対する割合	—
403-2	傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死亡者数	
	a. すべての従業員に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率(IR)、業務上疾病率(ODR)、休業日数率(LDR)、欠勤率(AR)、および業務上の死亡者数(次の内訳による)	
	i. 地域	
	ii. 性別	
	b. 業務または職場が組織の管理下にあるすべての労働者(従業員を除く)に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率(IR)、および業務上の死亡者数(次の内訳による)	145
	i. 地域	
	ii. 性別	
	c. 災害統計の記録、報告に適用する規則体系	

項目	指標	掲載場所
403-3	疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者 a. 業務または職場が組織の管理下にある労働者が、特定の疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事しているか否か	—
403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項 a. 労働組合(各地域、グローバルのいずれか)と締結した正式協定に、安全衛生条項が含まれているか否か b. 含まれている場合、各協定に安全衛生に関する様々な事項が含まれている程度(割合)	—
研修と教育		
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間 a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間(次の内訳による) i. 性別 ii. 従業員区分	138,148
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援 b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント	136-139
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合 a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合(男女別、従業員区別に)	136-139
ダイバーシティと機会均等		
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合 i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳~50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標(例えばマイノリティ、社会的弱者など) b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合 i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳~50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標(例えばマイノリティ、社会的弱者など)	89-102, 133-144
405-2	基本給と報酬総額の男女比 a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率(従業員区分別、重要事業拠点別に) b. 「重要事業拠点」の定義	—
非差別		
406-1	差別事例と実施した救済措置 a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	—
結社の自由と団体交渉		
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策	該当なし
児童労働		
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i. 児童労働 ii. 年少労働者による危険有害労働への従事 b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー(次の観点による) i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策	該当なし

項目	指標	掲載場所
強制労働		
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策	該当なし
保安慣行		
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員 a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か	148
先住民族の権利		
411-1	先住民族の権利を侵害した事例 a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置（次の事項を含める） i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	該当なし
人権アセスメント		
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所 a. 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合（国別に）	145,148
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修 a. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数 b. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合	145,148
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約 a. 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合 b. 「重要な投資協定」の定義	—
地域コミュニティ		
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所 a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施（次のものなどを活用して）した事業所の割合 i. 一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価（ジェンダーインパクト評価を含む） ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング iii. 環境および社会インパクト評価の結果の公開 iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス	—
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所 a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所。次の事項を含む i. 事業所の所在地 ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）	該当なし
サプライヤーの社会面のアセスメント		
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合	—
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置 a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定したサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的） d. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	—

項目	指標	掲載場所
公共政策		
415-1	政治献金 a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額(国別、受領者・受益者別) b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法(該当する場合)	—
顧客の安全衛生		
416-1	製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価 a. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のために行っているものの割合	該当なし
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例 a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	該当なし
マーケティングとラベリング		
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項 a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か i. 製品またはサービスの構成要素の調達 ii. 内容物(特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの) iii. 製品またはサービスの利用上の安全性 iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト v. その他(詳しく説明のこと) b. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合	該当なし
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例 a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	該当なし
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例 a. マーケティング・コミュニケーション(広告、宣伝、スポンサー業務など)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	該当なし
顧客プライバシー		
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立 a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの ii. 規制当局による申立 b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数 c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	該当なし
社会経済面のコンプライアンス		
419-1	社会経済分野の法規制違反 a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯	該当なし

財務ハイライト

2017年度の業績につきましては、三井住友信託銀行における市場関連損益の悪化解消を主因に業務粗利益が増加し、実質業務純益は前年度比381億円増益の2,705億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同325億円増益の1,539億円となりました。

実質業務純益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに、通期計画を達成し、順調な進捗となっています。
(計画達成率：実質業務純益104%、親会社株主に帰属する当期純利益103%)

■2017年度決算の概要

<連結>三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

(単位：億円)

	2016年度(A)	2017年度(B)	増減(B) - (A)	増減率
実質業務純益*	2,323	2,705	381	16.4%
経常利益	1,963	2,326	362	18.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,214	1,539	325	26.8%
与信関係費用*	△ 285	29	315	—
株主資本ROE※1	6.07%	7.40%	1.33%	—
1株当たり当期純利益 (EPS) ※2	317円24銭	403円92銭	86円68銭	27.3%
1株当たり純資産 (BPS) ※2	6,437円58銭	6,897円36銭	459円78銭	7.1%

※1 株主資本当期純利益率

※2 当社は2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。

2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、上記のEPSおよびBPSを算出しています。

<単体>三井住友信託銀行(単体)

(単位：億円)

	2016年度(A)	2017年度(B)	増減(B) - (A)	増減率
実質業務純益*	1,505	1,897	392	26.0%
資金関連利益*	2,167	1,765	△ 401	△ 18.5%
手数料関連利益*	1,969	1,902	△ 66	△ 3.4%
特定取引利益	170	104	△ 66	△ 38.8%
その他業務利益	△ 473	495	969	—
経費	△ 2,327	△ 2,370	△ 43	1.8%
臨時損益等	△ 332	△ 167	164	△ 49.5%
経常利益	1,173	1,729	556	47.4%
特別損益	△ 59	△ 83	△ 23	38.9%
当期純利益	776	1,179	403	51.9%
与信関係費用*	△ 249	70	319	—

(注1) 金額が損失または減益の項目には△を付しています。

(注2) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

<配当>

	2016年度(A)	2017年度(B)	増減(B) - (A)
1株当たり配当金(普通株式)	130円00銭	130円00銭	—

(注) 当社は2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。

2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、上記の1株当たり配当金を記載しています。

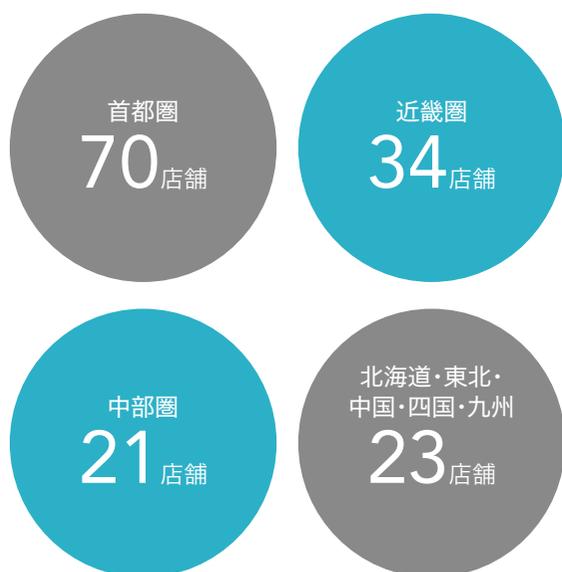
拠点網(2018年3月末現在)

国内店舗・海外ネットワーク

当グループは、首都圏、近畿圏、中部圏を中心とするバランスの取れた店舗網を構築しています。また、インターネットにおいて、住信SBIネット銀行が全国をカバーしています。

併せて、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワークも有しています。

■国内店舗



インターネットで日本全国をカバー



■海外拠点

【米国】

- ニューヨーク支店
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited (銀行業務・信託業務)

【欧州】

- ロンドン支店
- Sumitomo Mitsui Trust International Limited (証券業務)
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. (信託業務・銀行業務・証券業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (信託業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited (信託業務)

【アジア】

- シンガポール支店
- 上海支店
- 香港支店
- 北京駐在員事務所
- 北京(証券業務)駐在員事務所
- 紫金信託有限責任公司(信託業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (証券業務)
- ジャカルタ駐在員事務所
- ソウル駐在員事務所
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited (銀行業務)

グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワーク

当社の概要 (2018年12月末現在)

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内1-4-1
設立日	2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)
主な事業内容	信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの 経営管理機能を担う金融持株会社として、以下(1)～(6)を主な機能としています。 (1) グループ経営戦略企画機能 (2) 業務運営管理機能 (3) 経営資源配分機能 (4) リスク管理統括機能 (5) コンプライアンス統括機能 (6) 内部監査統括機能
資本金	2,616億872万5,000円
発行済株式総数	普通株式 390,348千株
上場証券取引所	東京(第一部)、名古屋(第一部)
証券コード	8309

格付情報 (2018年12月末現在)

		長期	アウトルック	短期	財務
三井住友トラスト・ホールディングス	日本格付研究所 (JCR)	AA-	安定的	—	—
	格付投資情報センター (R&I)	A	安定的	—	—
	スタンダード&プアーズ (S&P)	A	安定的	A-1	—
三井住友信託銀行	ムーディーズ (Moody's)	A1	安定的	P-1	—
	フィッチ・レーティングス (Fitch)	A-	安定的	F1	a-*
	日本格付研究所 (JCR)	AA-	安定的	—	—
	格付投資情報センター (R&I)	A+	安定的	a-1	—

※持続性格付を記載

2018年12月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部サステナビリティ推進室

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

電話 03-6256-6251

ホームページ <https://www.smth.jp/csr/index.html>

